

水俣市議会会議録

平成23年7月第4回臨時会（7月19日招集）

水俣市議会事務局

平成23年7月第4回水俣市議会臨時会会議録目次

平成23年7月19日（火）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	3
日程第3 議第58号 専決処分の報告及び承認について	
専第7号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	3
日程第4 議第59号 専決処分の報告及び承認について	
専第8号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	8
市長の提案理由説明	9
休憩・開議	10
質 疑	11
委員会付託	11
休憩・開議	11
○総務産業委員長の報告	11
委員会審査報告書	12
委員長報告に対する質疑	13
討 論	13
採 決	13
日程第5 農業委員会委員の推薦について	13
閉 会	14

平成23年7月19日

平成23年7月第4回水俣市議会臨時会会議録
(全)

平成23年7月第4回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成23年7月19日水俣市長第4回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成23年7月19日午前10時0分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成23年7月19日午前11時43分水俣市議会議長第4回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

平成23年7月19日（火曜日）

午前10時0分 開会

午前11時43分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 6人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	産業建設部長（厚地 昭仁 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）

○議事日程

平成23年7月19日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(付託委員会)

第3 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第4 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成23年度水俣市一般会計補正予算 (第3号) (総務産業)

第5 農業委員会委員の推薦について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時0分 開会

○議長 (真野頼隆君) ただいまから平成23年第4回水俣市議会臨時会を開会します。

○議長 (真野頼隆君) これから本日の会議を開きます。

○議長 (真野頼隆君) 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

去る6月定例会で可決された原子力・エネルギー政策を転換し、自然エネルギー政策促進を求める意見書外2件の意見書は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成23年5月分公営企業会計、平成22年度5月分及び平成23年5月分の一般会計、特別会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、吉本総務企画部長、厚地産業建設部長、宮森総務企画部次長、松本総務課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長 (真野頼隆君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において田口憲雄議員、谷口眞次議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日と決定しました。

日程第3 議第58号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第59号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（真野頼隆君） 日程第3、議第58号専決処分の報告及び承認について、日程第4、議第59号専決処分の報告及び承認について、以上2件を一括して議題とします。

議第58号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年7月19日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第7号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について
専第7号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成23年7月1日専決

水俣市長 宮本勝彬

水俣市税条例等の一部を改正する条例

（水俣市税条例の一部改正）

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭（各号に掲げる寄附金は、本市における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして規則で定めるところにより市長が指定した寄附金に限る。）を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金。
- (2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭。
- (10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）
- (11) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

第36条の2第1項中「第34条の7」を「第34条の7第1項（同項2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第23条第1項第1号の者は、第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に、「3万円」を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第105条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第105条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第107条第1項及び第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。))」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「送達される時」を「送達される時」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。))」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該を超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。))」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6

条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 水俣市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第6項を次のように改める。

6 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の市民税についての水俣市税条例等の一部を改正する条例

(平成23年条例第16号)による改正後の条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第10号中「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「特定非営利活動に関する寄附金及び所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律(平成20年法律第36号)附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第3項第3号に規定する事業に関する寄附金」とする。

附則第3条第10項、第17項及び第22項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 水俣市税条例の一部を改正する条例(平成22年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定(「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。)、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定並びに同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第5条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中市税条例第36条の2の改正規定及び同条例第36条の4第1項の改正規定(「同条第7項若しくは第8項」を「同条第8項若しくは第9項」に改める部分に限る。)並びに次条第3項及び第4項の規定 平成24年1月1日
- (3) 第1条中市税条例附則第8条の改正規定及び次条第5項の規定 平成25年1月1日
- (4) 第1条中市税条例附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の水俣市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年12月31日までの間における新条例第34条の7の規定の適用については、同条第1項第10号「第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは、「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金」とする。

3 新条例第36条の2の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成23年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第36条の2の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。

5 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（水俣市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 施行日から平成23年12月31日までの間における改正後の水俣市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第10号）附則第3条第6項中「水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第16号）による改正後の条例第34条の7」とあるのは「新条例第34条の7」と、「特定非営利活動に関する寄附金」とあるのは「第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業」と、「に規定する事業に関連する寄附金」とあるのは「に規定する事業」とする。

（罰則に関する経過措置）

第5条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第59号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年7月19日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第8号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第8号

専決処分書

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成23年7月6日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

7月6日の梅雨前線豪雨による災害復旧のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成23年度 水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ42,477千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,892,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成23年7月19日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第3号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
12. 分担金及び負担金		153,366	3,389	156,755
	1. 分担金	10,154	3,389	13,543
15. 県支出金		1,208,247	13,600	1,221,847
	2. 県補助金	666,353	13,600	679,953
18. 繰入金		537,004	24,288	561,292
	1. 基金繰入金	537,003	24,288	561,291
21. 市債		1,147,600	1,200	1,148,800
	1. 市債	1,147,600	1,200	1,148,800
補正されなかった款に係る額		10,803,797		10,803,797
歳入合計		13,850,014	42,477	13,892,491

歳出

(単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
5. 農林水産業費		424,648	7,587	432,235
	1. 農業費	324,374	2,000	326,374
	2. 林業費	72,623	5,587	78,210
10. 災害復旧費		39,020	34,890	73,910
	1. 農林水産施設災害復旧費	34,641	29,390	64,031
	2. 公共土木施設災害復旧費	4,379	5,500	9,879
補正されなかった款に係る額		13,386,346		13,386,346
歳出合計		13,850,014	42,477	13,892,491

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 1,100				千円 2,300			
補正されなかった事業に係る額	1,146,500				1,146,500			
計	1,147,600				1,148,800			

○議長(真野頼隆君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明

をさせていただきます。

まず、議第58号専決処分の報告及び承認について、専第7号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しますので、専決処分を行ったものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、まずは個人市民税に係る改正で、寄附金税額控除の適用対象に認定特定非営利活動法人以外の特定非営利法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金について税額控除ができることとしました。また寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げました。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長いたしました。

次に、上場株式の配当及び譲渡所得に対する3%軽減税率の特例期限を平成26年度まで延長いたしました。

次に、議第59号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成23年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、7月6日の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,247万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ138億9,249万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第5款農林水産業費に単県治山事業、第10款災害復旧費に農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧費を計上いたしております。

その財源といたしましては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加いたしております。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第58号及び議第59号について、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午前10時5分 休憩

午前10時6分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第58号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第59号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第58号及び議第59号は、議席に配付の議事日程記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時7分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど総務産業委員会に付託しておりました議第58号及び議第59号について、委員会から委員会審査報告書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） 先ほど総務産業委員会に付託されました議案2件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第58号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

主な改正の内容は、第1点目に個人市民税に係る改正で寄附金税額控除の適用対象に認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金について税額控除ができることとした。また、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げたものである。

第2点目に肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例について、免税対象飼育の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について免税対象から除外する見直しを行ったうえ、その適用期限を平成27年度まで延長することとした。

第3点目に上場株式の配当及び譲渡所得に対する3%軽減税率の特例期限を平成26年度まで延長することとしたとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、認定特定非営利活動法人とそれ以外のものとはどう違うかとただしたのに対し、認定特定非営利活動法人とは税務署が寄附金控除の対象として認定するものであるが、件数はまだ少なく、今回対象を広げるために改正が行われたものであるとの説明がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第59号平成23年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、7月6日の梅雨前線豪雨による災害復旧につき、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,247万7,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ138億9,249万1,000円とするものである。

補正の内容は、第5款農林水産業費に単県治山事業、第10款災害復旧費に農林水産施設及び公共土木施設の災害復旧事業費を計上している。

財源としては、第12款分担金及び負担金、第15款県支出金、第18款繰入金及び第21款市債をもって調整している。

また、地方債の補正として、災害復旧事業を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の補正は金額的にも少ないが、被害の大きなものはなかったのかとただしたのに対し、7月6日に専決処分を行った時点では大きな被害は把握されていなかったが、その後の調査で、湯出、袋方面で少し大きな被害が出ているとの説明がありました。

また、国の補助事業の採択状況は今回の東日本大震災の影響等で厳しくなることはないかとただしたのに対し、大震災に関わらず、近年の国の査定は以前より厳しくなっている状況であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年7月19日

総務産業常任委員長 高岡利治

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第58号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第59号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	承 認	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第58号専決処分の報告及び承認について及び議第59号専決処分の報告及び承認についての2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり承認しました。

日程第5 農業委員会委員の推薦について

○議長（真野頼隆君） 日程第5、農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

市長から、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により2人の推薦を求められております。

お諮りします。

本件については、被推薦人を議長の指名により決定したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

被推薦人として柏木順吉君、苗床勝美君、以上2人を指名します。

ただいま議長において指名しました2人を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって柏木順吉君、苗床勝美君、以上2人を農業委員会委員に推薦することに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成23年第4回水俣市議会臨時会を閉会します。

午前11時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真野 頼 隆

署名議員 田 口 憲 雄

署名議員 谷 口 眞 次

平成23年7月第4回水俣市議会臨時会（7月19日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第58号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 水俣市税条例等の一部を 改正する条例の制定につ いて	7月19日	総務産業	7月19日 承 認	
議第59号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成23年度水俣市一般会 計補正予算（第3号）	7月19日	総務産業	7月19日 承 認	

〔案件〕

件 名	議 事 内 容	月 日
農業委員会委員の推薦に ついて	次の2人を議長の指名により推薦することを決定し た。（柏木順吉君・苗床勝美君）	7月19日

水俣市議会会議録

平成23年9月第5回定例会（8月26日招集）

水俣市議会事務局

平成23年9月第5回定例会（8月26日招集）会期日程表

（会期 8月26日から9月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	27日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）
4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	31日	水			議案調査
7	9月1日	木			議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火			午前9時30分
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（西田弘志君・川上紗智子君・瀧上道昭君・ 牧下恭之君）
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（谷口明弘君・江口隆一君・田口憲雄君） 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録目次

平成23年8月26日（金） —— 1 日目 ——

出欠席議員	1 ~ 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
請願・陳情文書表	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について 専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	5
日程第4 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	6
日程第5 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	6
日程第6 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	8
日程第8 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	11
日程第9 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	11
日程第10 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12
日程第11 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	12
日程第12 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	13
日程第13 議第70号 市道の路線廃止について	14
日程第14 議第71号 市道の路線認定について	14
日程第15 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について	16
日程第16 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について	20
日程第17 議第74号 工事請負契約の変更について	22

市長の提案理由説明	1～22
質疑（議第74号）	25
委員会付託	25
休憩・開議	25
委員会の審査報告	26
○厚生文教委員長の報告	26
委員会審査報告書	26
委員長報告に対する質疑	27
討 論	27
採 決	27
散 会	27

平成23年9月6日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
日程第1 一般質問	2
○高岡利治君の質問	3
1 市役所建てかえ問題について	3
2 教育問題について	4
3 東日本大震災について	4
4 榑熊本県蛍光灯センターについて	4
市長の答弁	4
副市長の答弁	4
○高岡利治君の再質問	5
副市長の答弁	6
○高岡利治君の再々質問	7
副市長の答弁	9
教育長の答弁	9

○高岡利治君の再質問	2～11
教育長の答弁	11
○高岡利治君の再々質問	13
教育次長の答弁	14
市長の答弁	14
市長の答弁	15
○高岡利治君の再質問	15
市長の答弁	17
○高岡利治君の再々質問	19
市長の答弁	20
産業建設部長の答弁	20
○高岡利治君の再質問	21
産業建設部長の答弁	22
休憩・開議	23
○緒方誠也君の質問	23
1 新「水俣高校」開設地について	24
2 山間地集落振興対策について	24
3 震災地支援について	24
4 海上自衛隊の掃海訓練について	24
5 県境での地域住民安全対策について	25
市長の答弁	25
総務企画部長の答弁	25
○緒方誠也君の再質問	26
総務企画部長の答弁	27
○緒方誠也君の再々質問	28
総務企画部長の答弁	29
産業建設部長の答弁	29
○緒方誠也君の再質問	32
総務企画部長の答弁	33
産業建設部長の答弁	34
○緒方誠也君の発言	34
市長の答弁	35

○緒方誠也君の発言	2～36
総務企画部長の答弁	37
○緒方誠也君の再質問	38
総務企画部長の答弁	38
○緒方誠也君の再々質問	39
総務企画部長の答弁	39
総務企画部長の答弁	39
○緒方誠也君の発言	40
休憩・開議	41
○野中重男君の質問	41
1 水俣病について	41
2 再生可能エネルギー政策の推進について	42
3 環境まちづくり円卓会議について	42
4 福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについて	42
市長の答弁	42
福祉環境部長の答弁	42
○野中重男君の再質問	43
福祉環境部長の答弁	45
○野中重男君の再々質問	45
福祉環境部長の答弁	46
福祉環境部長の答弁	46
○野中重男君の再質問	47
福祉環境部長の答弁	49
副市長の答弁	50
○野中重男君の再質問	51
副市長の答弁	51
○野中重男君の発言	52
市長の答弁	52
○野中重男君の再質問	54
市長の答弁	56
○野中重男君の発言	56
休憩・開議	57

○塩崎信介君の質問	2～57
1 産業と観光について	57
2 福祉について	58
3 行財政改革について	58
4 東日本大震災について	59
市長の答弁	59
副市長の答弁	59
○塩崎信介君の再質問	62
副市長の答弁	64
教育長の答弁	65
休憩・開議	66
副市長の答弁	66
○塩崎信介君の再々質問	66
休憩・開議	67
副市長の答弁	67
福祉環境部長の答弁	68
○塩崎信介君の再質問	70
福祉環境部長の答弁	71
○塩崎信介君の発言	71
総務企画部長の答弁	72
○塩崎信介君の再質問	73
総務企画部長の答弁	74
市長の答弁	75
散 会	77

平成23年9月7日（水） —— 3日目 ——

出欠席議員	3～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2

日程第 1 一般質問	3 ~ 2
○西田弘志君の質問.....	3
1 新設高等学校の校地変更について.....	3
2 水俣のまちづくりについて.....	4
3 東日本大震災瓦れき処理について.....	4
4 プレミアム商品券について.....	4
5 消費者行政について.....	4
市長の答弁.....	5
総務企画部長の答弁.....	5
○西田弘志君の再質問.....	6
総務企画部長の答弁.....	6
○西田弘志君の再々質問.....	7
総務企画部長の答弁.....	8
副市長の答弁.....	9
○西田弘志君の再質問.....	10
副市長の答弁.....	11
○西田弘志君の発言.....	12
福祉環境部長の答弁.....	12
○西田弘志君の再質問.....	13
市長の答弁.....	13
市長の答弁.....	14
○西田弘志君の再質問.....	14
市長の答弁.....	15
○西田弘志君の発言.....	16
産業建設部長の答弁.....	16
○西田弘志君の再質問.....	18
産業建設部長の答弁.....	18
○西田弘志君の発言.....	19
休憩・開議.....	20
○川上紗智子君の質問.....	20
1 水俣市防災対策について.....	21
2 エコ住宅建築促進支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設について.....	21

市長の答弁	3～21
○川上紗智子君の再質問	24
教育長の答弁	26
市長の答弁	26
○川上紗智子君の再々質問	27
市長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	29
○川上紗智子君の再質問	30
福祉環境部長の答弁	32
○川上紗智子君の再々質問	32
市長の答弁	33
休憩・開議	33
○渚上道昭君の質問	33
1 第4次行財政改革について	33
2 農業、林業について	34
3 福祉問題について	34
4 教育問題について	34
市長の答弁	35
○渚上道昭君の再質問	37
市長の答弁	39
○渚上道昭君の再々質問	40
市長の答弁	41
産業建設部長の答弁	41
○渚上道昭君の再質問	42
産業建設部長の答弁	44
○渚上道昭君の再々質問	45
市長の答弁	45
福祉環境部長の答弁	46
○渚上道昭君の再質問	48
福祉環境部長の答弁	48
○渚上道昭君の再々質問	49
福祉環境部長の答弁	49

教育長の答弁	3～49
○ 上道昭君の再質問	50
教育長の答弁	51
○ 上道昭君の発言	52
休憩・開議	52
○ 下恭之君の質問	52
1 防災対策について	52
2 図書館活用教育について	53
3 高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実を	54
市長の答弁	54
○ 下恭之君の再質問	56
市長の答弁	57
○ 下恭之君の発言	58
教育長の答弁	58
○ 下恭之君の再質問	60
教育長の答弁	61
○ 下恭之君の再々質問	63
教育長の答弁	63
福祉環境部長の答弁	63
○ 下恭之君の再質問	64
福祉環境部長の答弁	65
○ 下恭之君の再々質問	66
福祉環境部長の答弁	66
散 会	66

平成23年9月8日（木） —— 4日目 ——

出欠席議員	4～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
陳情文書表	3

開 議	4 ~ 3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	4
○谷口明弘君の質問	4
1 水俣市人口減少問題について	4
2 閉校後の学校跡地及び施設の利活用について	5
3 「全国豊かな海づくり大会」の開催について	5
市長の答弁	6
○谷口明弘君の再質問	8
市長の答弁	9
○谷口明弘君の再々質問	10
市長の答弁	11
教育長の答弁	11
○谷口明弘君の再質問	12
教育長の答弁	13
市長の答弁	13
○谷口明弘君の再々質問	13
市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	14
○谷口明弘君の再質問	15
産業建設部長の答弁	16
○谷口明弘君の再々質問	16
産業建設部長の答弁	16
休憩・開議	16
○江口隆一君の質問	17
1 行政の政治的中立性について	17
市長の答弁	20
総務企画部長の答弁	20
市長の答弁	21
○江口隆一君の再質問	23
休憩・開議	26
市長の答弁	26

産業建設部長の答弁	4～31
○江口隆一君の発言	33
休憩・開議	35
○田口憲雄君の質問	35
1 環境首都について	36
2 市営住宅問題について	36
(1) 市営住宅の検証について	36
(2) 市営住宅を活用したまちづくりについて	36
(3) 民間アパートの活用について	36
3 みなまた環境テクノセンターの活用について	37
4 教育施設の今後について	37
(1) 小中学校の統廃合の検証について	37
(2) 小中学校の通学路について	37
(3) 高校への看護科設置について	37
(4) 水俣高校駅について	37
市長の答弁	38
○田口憲雄君の再質問	39
市長の答弁	39
○田口憲雄君の発言	40
産業建設部長の答弁	40
○田口憲雄君の再質問	42
産業建設部長の答弁	43
○田口憲雄君の再々質問	43
市長の答弁	43
産業建設部長の答弁	44
○田口憲雄君の再質問	44
産業建設部長の答弁	45
○田口憲雄君の発言	45
副市長の答弁	46
○田口憲雄君の再質問	48
教育長の答弁	48
副市長の答弁	48

○田口憲雄君の再々質問	4～49
市長の答弁	49
休憩・開議	50
質　　疑	50
日程第2 議第60号 専決処分の報告及び承認について	
専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	50
日程第3 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	50
日程第4 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	50
日程第5 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	51
日程第6 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	51
日程第7 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	51
日程第8 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	51
日程第9 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	51
日程第10 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	52
日程第11 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	52
日程第12 議第70号 市道の路線廃止について	52
日程第13 議第71号 市道の路線認定について	52
日程第14 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について	53
日程第15 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について	53
議案上程	53
日程第16 議第75号 公有財産の処分について	53
日程第17 議第76号 平成22年度水俣市一般会計決算認定について	54
日程第18 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	54
日程第19 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	54
日程第20 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	54
日程第21 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	54
日程第22 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	54
市長の提案理由説明	55
休憩・開議	56
質　　疑	56

委員会付託	4～56
日程第23 特別委員会の設置について	57
休憩・開議	57
正副委員長互選結果の報告	57
散 会	58

平成23年9月14日（水） —— 5日目 ——

出欠席議員	5～1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 議第60号 専決処分の報告及び承認についてから日程第15 陳第6号 熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情についてまで15件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	10
委員長報告に対する質疑	11
討 論	11
○江口隆一君の反対討論（議第64号）	11
○西田弘志君の賛成討論（議第64号）	12
採 決	12
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	14
採 決	15
閉会中継続審査・調査申出書	15
議案上程	16
日程第17 議第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	16
日程第18 議第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17
日程第19 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	17

日程第20	議第85号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	5～17
日程第21	議第86号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	18
日程第22	意見第7号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について……………	18
日程第23	意見第8号	熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について……………	19
日程第24	意見第9号	公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書について……………	19
		市長の提案理由説明（議第82号～議第86号）……………	20
		○大川末長君の提案理由説明（意見第7号）……………	21
		○厚生文教委員長の提案理由説明（意見第8号）……………	22
		○総務産業委員長の提案理由説明（意見第9号）……………	23
質 疑		……………	24
討 論		……………	24
採 決		……………	24
日程第25	議員派遣について……………		26
採 決		……………	26
閉 会		……………	27

平成23年 8 月26日

平成23年 9 月第 5 回水俣市議会定例会会議録
(第 1 号)

提案理由説明

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成23年8月26日水俣市長第5回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成23年8月26日午前10時0分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成23年9月14日午前10時51分水俣市議会議長第5回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成23年8月26日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前11時45分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

開会

午前10時0分 開会

○議長（真野頼隆君） ただいまから平成23年第5回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（真野頼隆君） これから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日まで受理した請願1件・陳情1件は、議席に配付の文書表記載のとおり、所管の常任委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成23年6月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、田上副市長、吉本総務企画部長、中田福祉環境部長、厚地産業建設部長、田畑総合医療センター事務部長、宮森総務企画部次長、本山福祉環境部次長、古里産業建設部次長、湊上総合医療センター事務部次長、本山水道局長、松本総務課長、川野財政課長、葦浦教育長、浦下教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において高岡利治議員、湊上道昭議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（真野頼隆君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成23年9月第5回定例会（8月26日招集）会期日程表

（会期 8月26日から9月14日まで20日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月26日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	27日	土			市の休日（土曜日）
3	28日	日			市の休日（日曜日）

4	29日	月			議案調査
5	30日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	31日	水			議案調査
7	9月1日	木		休 会	議案調査
8	2日	金			議案調査
9	3日	土			市の休日（土曜日）
10	4日	日			市の休日（日曜日）
11	5日	月			議案調査
12	6日	火	午前9時30分	本会議	一般質問（質疑通告正午まで）
13	7日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	8日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	9日	金	—	委員会	委員会
16	10日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	11日	日			市の休日（日曜日）
18	12日	月	—	委員会	委員会
19	13日	火		休 会	議事整理日
20	14日	水	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月14日までの20日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、20日間と決定しました。

日程第3 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第 8 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第11 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第12 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第13 議第70号 市道の路線廃止について
- 日程第14 議第71号 市道の路線認定について
- 日程第15 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 日程第16 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 日程第17 議第74号 工事請負契約の変更について

○議長（真野頼隆君） 日程第 3、議第60号専決処分の報告及び承認についてから、日程第17、議第74号工事請負契約の変更についてまで、15件を一括して議題とします。

議第60号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

平成23年 8 月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

専第 9 号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）
専第 9 号

専 決 処 分 書

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第 4 号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成23年 8 月 3 日専決

水俣市長 宮 本 勝 彬

（専決処分を必要とする理由）

法人市民税の還付が発生し加算金が生じるため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ124,863千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,017,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
19. 繰越金		1	124,863	124,864
	1. 繰越金	1	124,863	124,864
補正されなかった款に係る額		13,892,490		13,892,490
歳入合計		13,892,491	124,863	14,017,354

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,567,037	124,863	1,691,900
	2. 徴税費	200,988	124,863	325,851
補正されなかった款に係る額		12,325,454		12,325,454
歳出合計		13,892,491	124,863	14,017,354

議第61号

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第62号

水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び簡易水道事業」を削る。

本則中「及び簡易水道事業」を削る。

第1条の2を削る。

第2条第2項を次のように改める。

2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域 別表に掲げる区域

(2) 給水人口 24,100人

(3) 1日最大給水量 13,700立方メートル

第2条第3項及び第4項を削る。

第3条第1項中「法第7条」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

旭町1丁目、旭町2丁目、洗切町、石坂川の一部、市渡瀬の一部、梅戸町1丁目、梅戸町2丁目、浦上町、江添の一部、江南町、大迫、大園町1丁目、大園町2丁目、大園町3丁目、祇園町、葛渡の一部、古賀町1丁目、古賀町2丁目、古賀町3丁目、古城1丁目、古城2丁目、古城3丁目、小津奈木、幸町、栄町1丁目、栄町2丁目、桜井町1丁目、桜井町2丁目、桜井町3丁目、桜ヶ丘、塩浜町、汐見町1丁目、汐見町2丁目、昭和町1丁目、昭和町2丁目、白浜町、陣内1丁目、陣内2丁目、大黒町1丁目、大黒町2丁目、多々良町、中央公園、陳内、築地、月浦、天神町1丁目、天神町2丁目、中鶴、長野、長野町、南福寺、野口町、八ノ窪町1丁目、八ノ窪町2丁目、八幡町1丁目、八幡町2丁目、八幡町3丁目、初野、浜、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜松町、ひばりヶ丘、百間町1丁目、百間町2丁目、平町1丁目、平町2丁目、深川の一部、袋、牧ノ内、丸島町1丁目、丸島町2丁目、丸島町3丁目、緑ヶ丘、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、明神町、山手町1丁目、山手町2丁目、わらび野、久木野の一部、古里の一部

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

（水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

2 水俣市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例」を「水俣市水道事業の設置等に関する条例」に改め、「及び簡易水道事業」を削る。

（提案理由）

石坂川簡易水道事業及び本市の組合営（民営）簡易水道事業並びに飲料水供給施設を上水道事業に統合するに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を定めるため、本案のように制定しようとするものである。

議第63号

水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市水道条例の一部を改正する条例

水俣市水道条例（平成10年条例第2号）の一部を次のように改正する。

本則（第2条及び第36条を除く。）中「市長」を「管理者」に改める。

第2条中「市長」を「水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第17条第2項に次の1号を加える。

(5) 共用給水装置の共用戸数又は箇所数に変更があったとき。

第22条を次のように改める。

(料金)

第22条 料金は、1月につき、次の各号に定める基本料金、従量料金及びメーター使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(1) 基本料金及び従量料金

用途	基本料金		従量料金	
	使用水量	料金	使用水量	料金
一般用	8立方メートル以下	850円	9立方メートル以上20立方メートル以下 1立方メートルにつき	130円
			21立方メートル以上50立方メートル以下 1立方メートルにつき	140円
			51立方メートル以上1立方メートルにつき	150円
浴場営業用	100立方メートル以下	6,000円	101立方メートル以上1立方メートルにつき	110円
一時用	—	—	1立方メートル未満の場合は1立方メートルとし、1立方メートルにつき	210円
船舶用	—	—	1立方メートルにつき	245円

(備考)

- 1 「一般用」とは、一般家庭、官公署、学校、病院、事業所、工場、店舗、娯楽場等において使用するものをいう。
- 2 「浴場営業用」とは、一般公衆浴場において使用するものをいう。
- 3 「一時用」とは、建設工事場、仮設演芸場等において臨時に使用するもので、使用期間が1月以内のものをいう。
- 4 「船舶用」とは、船舶給水に使用するものをいう。

(2) メーター使用料

口径(ミリメートル)	13	20	25	40	50	75	100
料金	80円	130円	210円	430円	1,800円	2,500円	3,500円

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行し、改正後の第22条の規定は、平成23年10月分として算定する料金から適用する。

(提案理由)

水俣市簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、簡易水道料金を廃止するとともに、共用給水装置の管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第64号

平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）

平成23年度水俣市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373,361千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

14,390,715千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正 (第5号)

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10. 地方交付税		4,950,000	△52,304	4,897,696
	1. 地方交付税	4,950,000	△52,304	4,897,696
14. 国庫支出金		2,127,269	122,169	2,249,438
	1 国庫負担金	1,601,536	48,891	1,650,427
	2. 国庫補助金	517,917	73,278	591,195
15. 県支出金		1,221,847	22,570	1,244,417
	2. 県補助金	679,953	22,570	702,523
18. 繰入金		561,292	△14,986	546,306
	1. 基金繰入金	561,291	△15,011	546,280
	2. 特別会計繰入金	1	25	26
20. 諸収入		289,416	89,774	379,190
	4. 雑収入	165,260	89,774	255,034
21. 市債		1,148,800	206,138	1,354,938
	1. 市債	1,148,800	206,138	1,354,938
補正されなかった款に係る額		3,718,730		3,718,730
歳入合計		14,017,354	373,361	14,390,715

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2. 総務費		1,691,900	5,798	1,697,698
	1. 総務管理費	1,152,624	3,052	1,155,676
	2. 徴税費	325,851	2,746	328,597
3. 民生費		4,754,908	77,941	4,832,039
	1 社会福祉費	2,193,850	75,572	2,269,422
	2. 児童福祉費	1,698,697	2,369	1,701,066
4. 衛生費		1,888,153	92,970	1,981,123
	1. 保健衛生費	322,936	8,325	331,261
	4. 環境対策費	346,724	84,645	431,369
5. 農林水産業費		432,235	394	432,629
	1 農業費	326,374	226	326,600

	3. 水産業費	27,651	168	27,819
6. 商工費		377,944	51,152	429,096
	2. 総合経済対策費	192,634	51,152	243,786
7. 土木費		1,380,632	35,577	1,413,209
	5. 都市計画費	990,267	17,381	1,007,648
	6. 住宅費	98,952	15,196	114,148
9. 教育費		1,410,172	3,610	1,413,782
	1. 教育総務費	736,807	3,248	740,055
	2. 小学校費	123,890	148	124,038
	3. 中学校費	91,760	214	91,974
	4. 社会教育費	213,391	0	213,391
10. 災害復旧費		73,910	108,919	182,829
	2. 公共土木施設災害復旧費	9,879	108,919	118,798
	補正されなかった款に係る額	2,008,310		2,008,310
	歳出合計	14,017,354	373,361	14,390,715

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限度額
施設園芸緊急支援資金の融資に対する利子補給 (農林水産振興課)	自 平成24年度 至 平成26年度	千円 506
文化会館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成23年度 至 平成26年度	72,320
徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料 (生涯学習課)	自 平成23年度 至 平成26年度	20,594
武道館管理委託料 (生涯学習課)	自 平成23年度 至 平成26年度	21,297

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等 (公営住宅関連事業)	千円 2,900				千円 2,800			
公営住宅建設事業	21,300				27,800			
災害復旧事業	2,300				59,300			
過疎対策事業	656,900				742,700			
臨時財政対策債	400,000				456,938			
補正されなかった事業に係る額	65,400				65,400			
計	1,148,800				1,354,938			

議第65号

平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,217千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,266,343千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
10. 繰越金		91,837	34,217	126,054
	1. 繰越金	91,837	34,217	126,054
補正されなかった款に係る額		4,140,289		4,140,289
歳入合計		4,232,126	34,217	4,266,343

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
11. 諸支出金		9,723	34,217	43,940
	1. 償還金及び還付加算金	2,002	34,217	36,219
補正されなかった款に係る額		4,222,403		4,222,403
歳出合計		4,232,126	34,217	4,266,343

議第66号

平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成23年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,188千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,937,251千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
7. 繰入金		440,185	61	440,246
	1. 一般会計繰入金	433,964	61	434,025
8. 繰越金		1	34,127	34,128

	1. 繰越金	1	34,127	34,128
補正されなかった款に係る額		2,462,877		2,462,877
歳入合計		2,903,063	34,188	2,937,251

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		76,619	61	76,680
	4. 趣旨普及費	29	61	90
6. 諸支出金		401	34,127	34,528
	1. 償還金及び還付加算金	401	34,127	34,528
補正されなかった款に係る額		2,826,043		2,826,043
歳出合計		2,903,063	34,188	2,937,251

議第67号

平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,267千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,484,911千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4. 繰入金		712,316	2,267	714,583
	1. 繰入金	712,316	2,267	714,583
補正されなかった款に係る額		770,328		770,328
歳入合計		1,482,644	2,267	1,484,911

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 公共下水道事業費		565,438	2,267	567,705
	1. 公共下水道事業費	565,438	2,267	567,705
補正されなかった款に係る額		917,206		917,206
歳出合計		1,482,644	2,267	1,484,911

議第68号

平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成23年度水俣市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度水俣市病院事業会計予算(以下「予算」という。)に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
建設工事費 総合医療センター	2,258,700千円	76,860千円	2,335,560千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	2,755,694千円	76,860千円	2,832,554千円
第3項 補助金	831,601千円	36,600千円	868,201千円
第4項 負担金	190,867千円	40,260千円	231,127千円
資本的収入合計	2,755,694千円	76,860千円	2,832,554千円
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的支出	3,085,834千円	76,860千円	3,162,694千円
第1項 建設改良費	2,570,514千円	76,860千円	2,647,374千円
資本的支出合計	3,086,834千円	76,860千円	3,163,694千円

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第69号

平成23年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成23年度水俣市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成23年度水俣市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項 目)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	10,452戸	377戸	10,829戸
(2) 年間総給水量	2,938,594m ³	47,502m ³	2,986,096m ³
(3) 1日平均給水量	8,050m ³	261m ³	8,311m ³
(4) 主要な建設改良事業			
ア 建設改良事業	陣内1・2丁目配水管改良工事(第2工区)		22,283千円
イ 機械器具購入費	太陽光発電システム設置		81,358千円

(収益的収支の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業収益	475,438千円	6,395千円	481,833千円
第1項 営業収益	470,434千円	6,395千円	476,829千円
第2項 営業外収益	5,002千円	0千円	5,002千円
第3項 特別収益	2千円	0千円	2千円
	支	出	
第1款 水道事業	383,175千円	△2,314千円	380,861千円

第1項 営業費用	339,483千円	△3,521千円	335,962千円
第2項 営業外費用	42,542千円	1,207千円	43,749千円
第3項 特別損失	150千円	0千円	150千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(資本的収支の補正)

第4条 予算第4条本文括弧書中「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,144千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,078千円」に、「及び当年度分損益勘定留保資金113,895千円」を「及び当年度分損益勘定留保資金113,961千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	1,379千円	81,358千円	82,737千円
第1項 負担金	1,378千円	0千円	1,378千円
第2項 固定資産売却代金	1千円	0千円	1千円
第3項 補助金	0千円	81,358千円	81,358千円
	支 出		
第1款 資本的支出	215,104千円	81,358千円	296,462千円
第1項 建設改良費	93,436千円	81,358千円	174,794千円
第2項 企業債償還金	120,668千円	0千円	120,668千円
第3項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第6条第1号中「136,132千円」を「132,332千円」に改める。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第70号

市道の路線廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を廃止することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

No.	路線	起 点	終 点	重要な経過地
1	天神・旭町線	天神町1丁目60番地先	旭町2丁目21番地先	なし

(提案理由)

市道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第71号

市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

No.	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	天神町3号線	天神町1丁目地内	天神町1丁目地内	な し
2	天神・旭町線	天神町1丁目地内	旭町2丁目地内	な し

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第72号

平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について

平成22年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成22年度水俣市病院事業決算報告書

1 決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	6,251,023,000	146,551,000	0
第1項 医 業 収 益	6,000,241,000	145,857,000	0
第2項 医 業 外 収 益	238,181,000	694,000	0
第3項 特 別 利 益	12,601,000	0	0
第2款 診 療 所 事 業 収 益	24,787,000	0	0
第1項 医 業 収 益	17,683,000	0	0
第2項 医 業 外 収 益	7,102,000	0	0
第3項 特 別 利 益	2,000	0	0
収 益 的 収 入 合 計	6,275,810,000	146,551,000	0

支出

区 分	予 算				
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額
第1款 総合医療センター事業費	6,246,025,000	63,627,000	0	0	0
第1項 医 業 費 用	6,036,776,000	63,627,000	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	164,032,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	45,217,000	0	0	0	0
第2款 診 療 所 事 業 費	22,352,000	0	0	0	0
第1項 医 業 費 用	22,248,000	0	0	0	0
第2項 医 業 外 費 用	3,000	0	0	0	0
第3項 特 別 損 失	101,000	0	0	0	0
第3款 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
第1項 予 備 費	2,000,000	0	0	0	0
収 益 的 支 出 合 計	6,270,377,000	63,627,000	0	0	0

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考	
合 計				
6,397,574,000	6,734,771,619	337,197,619		
6,146,098,000	6,473,584,553	327,486,553	内仮受消費税及び地方消費税	18,590,096
238,875,000	248,942,419	10,067,419	〃	3,699,147
12,601,000	12,244,647	△356,353	〃	4,132
24,787,000	22,051,635	△2,735,365		
17,683,000	14,951,136	△2,731,864	内仮受消費税及び地方消費税	2,962
7,102,000	7,100,000	△2,000	〃	0
2,000	499	△1,501	内仮受消費税及び地方消費税	23
6,422,361,000	6,756,823,254	334,462,254	内仮受消費税及び地方消費税	22,296,360

(単位：円)

額			決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規程 による 繰越額	不 用 額	備 考	
小 計	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計					
6,309,652,000	0	6,309,652,000	5,971,862,488	0	337,789,512		
6,100,403,000	0	6,100,403,000	5,726,405,356	0	373,997,644	内仮払消費税及び地方消費税	91,974,368
164,032,000	0	164,032,000	151,339,345	0	12,692,655	〃 33,631 繰付消費税等	15,426,600
45,217,000	0	45,217,000	94,117,787	0	△48,900,787	〃	10,636
22,352,000	0	22,352,000	16,718,724	0	5,633,276		
22,248,000	0	22,248,000	16,679,354	0	5,568,646	内仮払消費税及び地方消費税	472,891
3,000	0	3,000	0	0	3,000	〃	0
101,000	0	101,000	39,370	0	61,630	〃	0
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000		
2,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000		
6,334,004,000	0	6,334,004,000	5,988,581,212	0	345,422,788	内仮払消費税及び地方消費税	92,491,526

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	362,133,000	40,914,000	403,047,000	0
第1項 企業債	229,100,000	0	229,100,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	3,449,000	3,451,000	0
第4項 負担金	130,405,000	37,465,000	167,870,000	0
第5項 繰入金	2,625,000	0	2,625,000	0
資本的収入合計	362,133,000	40,914,000	403,047,000	0

支出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費 通次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	735,979,000	26,250,000	0	762,229,000	0	0
第1項 建設改良費	235,349,000	26,250,000	0	261,599,000	0	0
第2項 企業債償還金	500,630,000	0	0	500,630,000	0	0
第2款 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第1項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
資本的支出合計	736,979,000	26,250,000	0	763,229,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額345,896,996円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,222,649円、過年度分損益勘定留保資金336,674,347円で補てんした。

(単位：円)

額	合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額				
0	403,047,000	340,557,333	△62,489,667	
0	229,100,000	166,200,000	△62,900,000	
0	1,000	412,250	411,250	
0	3,451,000	3,450,083	△917	
0	167,870,000	167,870,000	0	
0	2,625,000	2,625,000	0	
0	403,047,000	340,557,333	△62,489,667	

(単位：円)

額	合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 要 額	備 考
			地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 程 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
762,229,000	686,454,329	26,250,000	0	26,250,000	49,524,671		
261,599,000	193,675,642	26,250,000	0	26,250,000	41,673,358	内仮払消費税及び地方消費税 9,222,649	
500,630,000	492,778,687	0	0	0	7,851,313		
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000		
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000		
763,229,000	686,454,329	26,250,000	0	26,250,000	50,524,671	内仮払消費税及び地方消費税 9,222,649	

議第73号

平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について

平成22年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

平成22年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収入

区 分	予 算		地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	
第1款 水道事業収益	482,224,000	△23,211,000	0
第1項 営業収益	479,521,000	△23,211,000	0
第2項 営業外収益	2,701,000		0
第3項 特別収益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算				地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減額	
第1款 水道事業費	401,228,000	△5,660,000	0	0	0
第1項 営業費用	347,724,000	△5,660,000	0	0	0
第2項 営業外費用	52,258,000	0	0	0	0
第3項 特別損失	246,000	0	0	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0

(2) 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款 資本的収入	34,463,000	0	34,463,000	0
第1項 負担金	34,462,000	0	34,462,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算					地方公営企業法第26条の 規定による繰越額	継続費 繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用 増減額	小 計		
第1款 資本的支出	188,524,000	99,780,000	0	0	288,304,000	10,552,500	0
第1項 建設改良費	127,353,000	0	0	0	127,353,000	10,552,500	0
第2項 企業債償還金	60,171,000	99,780,000	0	0	159,951,000	0	0
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279,789,909円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金118,505,946円で補てんした。

(単位：円)

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
459,013,000	466,610,051	7,597,051	
456,310,000	463,574,387	7,264,387	うち仮受消費税及び地方消費税 22,001,727
2,701,000	3,032,091	331,091	うち仮受消費税及び地方消費税 2,142
2,000	3,573	1,573	

(単位：円)

小 計	額		決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
	地方公営企業 法第26条第2 項の規定によ る繰越額	合 計				
395,568,000	0	395,568,000	354,145,660	0	41,422,340	
342,064,000	0	342,064,000	304,532,679	0	37,531,321	うち仮払消費税及び地方消費税 3,594,590
52,258,000	0	52,258,000	49,327,631	0	2,930,369	消費税及び地方消費税 12,277,200
246,000	0	246,000	285,350	0	△39,350	
1,000,000	0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

額	合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額				
0	34,463,000	14,997,965	△19,465,035	
0	34,462,000	14,997,965	△19,464,035	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
298,856,500	294,787,874	0	0	0	4,068,626	
137,905,500	134,837,819	0	0	0	3,067,681	うち仮払消費税及び地方消費税 6,115,294
159,951,000	159,950,055	0	0	0	945	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

額6,115,294円、減債積立金60,000,000円、過年度分損益勘定留保資金95,168,669円及び当年度分損益勘定留保資

議第74号

工事請負契約の変更について

平成23年6月定例会市議会において議決された、水俣市立水俣第一中学校エコ改修建築主体工事の工事請負契約のうち、契約金額「472,500,000円」を「490,001,150円」に変更することとする。

平成23年8月26日提出

水俣市長 宮本勝彬

(提案理由)

水俣市立水俣第一中学校エコ改修建築主体工事請負契約について、既存躯体の劣化に伴う修繕が新たに生じたため、本案のように提案するものである。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例会市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第60号専決処分の報告及び承認について、専第9号平成23年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付が発生し加算金が生じるため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,486万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ140億1,735万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款総務費に市税還付金及び市税還付加算金を計上いたしております。

その財源といたしましては、第19款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第61号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第62号水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

石坂川簡易水道事業及び本市の組合営（民営）簡易水道事業並びに飲料水供給施設を上水道事業に統合するに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第63号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、簡易水道料金を廃止するとともに、共用給水装置の管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,336万1,000円増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ143億9,071万5,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に市民税賦課事務経費、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に環境モデル都市推進事業、第5款農林水産業費に元気村づくり推進事業、第6款商工費に企業誘致対策事業、第7款土木費に公営住宅整備事業、第9款教育費に幼稚園就園奨励費補助金、第10款災害復旧費に現年発生補助災害復旧事業等を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整いたしております。

また、債務負担行為補正として文化会館管理委託料外3件を追加いたしております。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更外4件を計上いたしております。

次に、議第65号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,421万7,000円増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億6,634万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第11款諸支出金で、国県支出金等返還金を増額いたしております。

この財源といたしましては、第10款繰越金を増額いたしております。

次に、議第66号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,418万8,000円増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ29億3,725万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に市内の介護保険サービス事業者に係る研修会の経費、第6款諸支出金に介護給付費等の確定に伴う国庫補助金等の返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第7款繰入金、第8款繰越金で調整いたしております。

次に、議第67号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億8,491万1,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、第1款公共下水道事業費において、浜雨水ポンプ場屋根防水に係る工事請負費を追加しております。

これらの財源としましては、第4款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第68号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出の額をそれぞれ7,686万円増額し、補正後の資本的収入の額を28億3,255万4,000円、資本的支出の額を31億6,369万4,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、環境モデル都市づくりの一環として、二酸化炭素の排出抑制並びに地域住民に向け地球温暖化対策の普及啓発を行うため、リハビリ館及び東館屋上に太陽光発電設備を設置するための建設工事費及び工事管理委託料等を計上いたしております。

なお、これらの財源としまして、国庫補助金及び一般会計負担金を計上しております。

次に、議第69号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度水俣市水道事業会計予算第2条に定める業務の予定量を増量し、第3条に定める収益的収入の額を639万5,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,183万3,000円とし、収益的支出の額を231万4,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億8,086万1,000円とするとともに、第4条に定める資本的収入の額を8,135万8,000円増額して、補正後の資本的収入の額を8,273万7,000円とし、資本的支出の額を8,135万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億9,646万2,000円とするものであります。

補正の内容としましては、収益的収支につきましては、平成23年10月1日付けで簡易水道事業を統合することに伴い、収益的収支の額を増額するとともに、併せまして、4月1日付け人事異動において1名減員となったことに伴い、人件費等を減額しております。

また、資本的収支につきましては、水源地に太陽光発電システムを設置することに伴い、資本的収入に国庫補助金及び市補助金を、資本的支出に建設改良費をそれぞれ計上しております。

次に、議第70号市道の路線廃止について申し上げます。

本案は、総合医療センター建てかえによる路線の一部廃止により、天神・旭町線の起終点の位置が変わることに伴い本路線を廃止するため、道路法第10条第3項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第71号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、総合医療センター建てかえによる路線の一部廃止により、天神・旭町線の起終点の位置が変わることに伴い本路線の廃止を行い、新たな市道として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

次に、議第72号平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収益的収入67億5,682万円、収益的支出59億8,858万円

となり、差し引き7億6,824万円の利益となりますが、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は7億5,902万円で、当年度未処理欠損金は2億1,026万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入3億4,056万円、資本的支出6億8,645万円となり、差し引き不足額3億4,589万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額922万円、過年度分損益勘定留保資金3億3,667万円で補てんいたしております。

次に、議第73号平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、事業収益4億6,661万円、事業費用3億5,415万円で、差し引き1億1,246万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、差し引き当年度純利益は1億634万円で、当年度未処分利益剰余金は1億634万円となります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入1,499万円、資本的支出2億9,478万円となり、差し引き不足額2億7,979万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額611万円、減債積立金6,000万円、過年度分損益勘定留保資金9,517万円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,851万円で補てんいたしております。

次に、議第74号工事請負契約の変更について申し上げます。

平成23年6月定例市議会において議決された水俣市立水俣第一中学校エコ改修建築主体工事請負契約において、契約後に既存躯体の劣化に伴う修繕が新たに生じたため、水俣市公共工事請負契約約款第19条及び第24条第1項の規定に基づき、契約金額4億7,250万円を4億9,000万1,150円に変更しようとするため、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第60号から議第74号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第74号工事請負契約の変更については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第74号について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第74号については、議事日程記載のとおり、厚生文教常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時18分 休憩

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど厚生文教委員会に付託しておりました議第74号について、厚生文教委員長から委員会審査報告が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員長の報告を求めます。

厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました議第74号工事請負契約の変更について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本案は、平成23年6月定例会市議会において議決された水俣市立水俣第一中学校エコ改修建築主体工事請負契約について、契約後に既存躯体の劣化に伴う修繕が新たに生じたため、水俣市公共工事請負契約約款第19条及び第24条第1項の規定に基づき、契約金額4億7,250万円を4億9,000万1,150円に変更しようとするため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

質疑の中で、設計段階での調査、想定が不足していたのではないかとただしたのに対し、工事の過程で判明したものもあるとの答弁がありました。

また、工事請負契約変更の内訳についてただしたのに対し、エコ改修工事分として1,378万6,934円、躯体修繕工事分が371万4,216円であるとの答弁がありました。

なお、委員から今後の予算化にあたっては、事前に十分な調査、検討をされたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年8月26日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第74号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第74号工事請負契約の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明27日から9月5日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9月6日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により9月6日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は8月30日正午まで、議案質疑の通告は9月6日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前11時45分 散会

平成23年9月6日

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成23年9月6日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後4時16分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第2号

平成23年9月6日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------|
| 1 高岡利治君 | 1 市役所建てかえ問題について |
| | 2 教育問題について |
| | 3 東日本大震災について |
| | 4 (株)熊本県蛍光灯センターについて |
| 2 緒方誠也君 | 1 新「水俣高校」開設地について |
| | 2 山間地集落振興対策について |
| | 3 震災地支援について |
| | 4 海上自衛隊の掃海訓練について |
| | 5 県境での地域住民安全対策について |
| 3 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 再生可能エネルギー政策の推進について |
| | 3 環境まちづくり円卓会議について |
| | 4 福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについて |
| 4 塩崎信介君 | 1 産業と観光について |
| | 2 福祉について |
| | 3 行財政改革について |
| | 4 東日本大震災について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 本日の議事は議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。
初めに高岡利治議員に許します。

(高岡利治君登壇)

○高岡利治君 おはようございます。

自民党議員団の高岡でございます。

3月11日に発生した東日本大震災から6カ月がたとうとしています。被災された方々が一日も早く普通の生活に戻れることと、地域の早期復興を心から願うとともに、先日の台風12号の影響により亡くなられた方に対し、心から御冥福をお祈りします。また被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。いつ何どき発生するかわからない災害に対する防災体制を、日ごろから整えることの大切さを痛感し、本市においてもさらなる体制の整備を求めるものであります。

世の情勢といえば、わずか2年の間に3人の総理が誕生し、前任者はやめると言って3カ月もの政治空白をつくりました。震災復興もめどが立たない状態のまま、満足げに笑顔で総理官邸を去り、3人目の総理は、金魚とドジョウの背比べが話題となるなど、国民の期待をどこに持っていけばいいのか、どこまでストレステストに耐えればいいのかという状態にあります。

一方、スポーツの世界では、なでしこジャパンのワールドカップ優勝、水泳、陸上の世界選手権での活躍など、日本の代表として選手が日の丸を胸に懸命にプレーする姿や、国旗をなびかせながら競技場を回る姿などが映し出され、被災された方々はもちろん、日本国民にどれだけの勇気と力を与えたかはわかり知れません。

水俣でも、今月の17日、18日の2日間、12年ぶりとなる地元開催の県民体育祭が開催されますが、市民の皆さんへの周知を含め、いま一つ盛り上がりには欠けているように感じます。せっかくの地元開催の大会でもありますので、市民一丸となって応援ができるように、行政としてももう一工夫してほしいと思います。また先日は、水俣の未来を担う小学生の子ども議会が開催されました。執行部とのやりとりにも、なかなか的をついた質問が出ておりました。これを機会に子どもたちが市政や議会に興味を持ち、水俣の将来を動かしていくような人材が育つことを期待いたします。そのときの執行部の皆さんのお子もたちに対する、わかりやすく、優しく、丁寧な答弁が、今回の私の質問にも同じようにしていただけるよう期待をいたしまして、以下質問いたします。

1、市役所建てかえ問題について。

- ①、市庁舎建てかえ庁内検討委員会を立ち上げたが、現在の状況はどうなっているのか。
- ②、耐震診断の結果を受けて、どのような認識を持っているのか。
- ③、基金の積み立て状況はどうなっているのか。

2、教育問題について。

①、平成18年に教育基本法が改正されたが、主な改正内容にはどのようなものがあるのか。

②、平成24年度から使用する教科書採択はどのようになっているのか。

③、横浜市教育委員会では、平成24年度から新しい歴史教科書をつくる会系の教科書を採択したが、水俣市教育委員会としてはどのように思うか。

3、東日本大震災について。

①、水俣市が、瓦れきの埋め立て処分に手を挙げたと聞いたが本当か。

②、その要請はいつ、どこから、どのような形であったのか。

③、埋め立て場所をどこに考えているのか。

4、株式会社熊本蛍光灯センターについて。

①、誘致企業としての話を進めてきたと思うが、現在の経営状況はどのようになっているのか。

②、従業員を13名雇用したとのことだが、現状に変化はないのか。

③、廃棄物の処理に当たり、県知事の許可を受ける段階とあったが、許可はおりたのか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 高岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、市役所建てかえ問題については副市長から、教育問題については教育長から、東日本大震災については私から、株式会社熊本県蛍光灯センターについては産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 市役所建てかえ問題について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 市役所建てかえ問題についての御質問に順次お答えします。

まず、市庁舎建てかえ庁内検討委員会を立ち上げたが、現在の状況はどうなっているのかについてお答えします。

市役所建てかえ問題については、平成20年4月1日付で、市庁舎建てかえ庁内検討委員会を設置し、耐震改修の方法、建てかえ案、PFIによる建てかえ、チッソ八幡社宅跡の件など諸問題について検討してまいりました。この中で、まず、耐震診断を行うことが先決であるとし、平成21年10月には耐震診断調査業務の委託を行い、本庁庁舎、水道局庁舎については耐震性が劣っていることが判明いたしました。

この調査結果を受け、検討委員会では耐震改修、建てかえ、あるいは事業者を招いてのPFIに関する勉強会等を行ってまいりました。しかし、市庁舎問題は本市にとって多大な予算を要する一大事業でありますので、まずは小・中学校の耐震化を実施する必要があるとの認識から、市庁舎に対する最終結論には至っていない状況です。

次に、耐震診断の結果を受けてどのような認識を持っているのかについてお答えします。

耐震診断の結果、現在教育委員会が入っております新館については耐震基準を満たしていることが判明しましたが、本庁舎、水道局庁舎については危険な状態にあり、早い段階での検討が必要であると認識しております。

次に、基金の積み立て状況はどうなっているかについてお答えします。

平成22年度末におきます基金の状況としましては、庁舎の改修や建てかえ等、公共施設整備への活用を目的とします公共施設整備基金が、現在7億2,600万円となっております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、田上副市長が答弁をされましたけれども、平成20年のときの答弁とほとんど内容が変わらないということで、私非常に残念に感じます。

私は、この庁舎の建てかえ問題に関しまして平成20年の3月議会で取り上げました。そのときの答弁では、耐震検査も実施をしていないということであり、建てかえを検討する時期には来ていない。現在のところ、具体的な検討や計画作成には至っていないという答弁がありました。その後、同じ平成20年6月議会の真野議員の質問の中で、今現在教育長をなさっておられる葦浦教育長が総務企画部長時代に、今、田上副市長の答弁にもあったように、4月1日付で市庁舎建てかえ庁内検討委員会を立ち上げて、4月1日付でそれを立ち上げ、その月の23日には第1回目の検討委員会を開催したということです。月に1回程度の会議を開く予定だということの答弁がそのときもあっておりました。これに関しましては、私非常にスピードを持って対応していただいて検討委員会も立ち上げていただいたということで思っております。

あれから約3年がもう経過しております。その間も複数の議員さんたちが庁舎建てかえ問題をそれぞれの立場や角度から質問をされております。その中で出てくるのがやはり財政上の問題、優先順位の問題、それから市民感情の問題、建設費の問題、おおむねこのような点がやはりネックになっているというような答弁がずっとあってるんですね。これらの問題も、本来であれば3年間の間でかなり中身の濃い議論がなされたものと思うんですけども、今挙げた4つの問題について、どのぐらい議論がなされて、問題解決に進んだのかというのをまず1つ目の質問といたします。

それから、優先順位の問題があつて、学校の耐震化の問題等もあるということでしたけれども、

ある程度この3年間の中で学校耐震化の問題、今、一中もエコ改修をやっております。そういうもので、徐々に終わりつつあるという認識ではあるんですけども、行政としては、じゃあその庁舎の建てかえについて、本気で建てかえが必要だというふうに感じているのかどうかですね。ただ、予算がないとか、優先順位の問題とか、市民感情のとか、いろいろ理屈はつけるんですけども、実際にじゃあ、その今もう築50年以上たっているこの庁舎を防災機能の拠点としても、大事な庁舎というものをどういうふうにとらえているのかと。今も言いましたように、本気で建てかえが必要だと感じているのかどうか、私には伝わってこないんですね、それが。だから、どうかというそれを2つ目の質問とします。

それに関連して、必要だと感じているのであれば、それをいつごろまでに建設をする予定にしておるのか。今の答弁を聞くともう全く今のところ考えていないということでしたけれども、この答弁もまた同じような答弁なのかなというふうに思うんですけども、それを3つ目の質問とします。

それから、4つ目として、東日本大震災後の庁舎建設に関する環境は変わったのかどうか。ああいう大惨事が起こった中で、やはり非常にどこの自治体も危機感を持ってやっております。そういう中で、水俣市としてはどういう変化があったのか、それとも、よその出来事ということで何も変わらないのか、それを4つ目の質問とします。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 平成20年4月に検討委員会を設置して、それからどれくらい議論があったかということでございますけれども、同年度に10回ほど議論しております。その次の年に、やはり現状を把握する必要があるということで耐震診断を委託いたしました、先ほど答弁したとおりです。それで、その当時、非常に学校の耐震化というのが進んでおりまして、非常に各、県外からもそういう診断の調査依頼がかなり寄せられておりまして、結果的には22年7月に来ております。それまでは、なかなか議論が進んでいなかったということでございます。それで、ただ、そのまま放置するということはやはり問題があるとして、今年度に入りまして、また検討委員会の組織を改変しまして、新たに是非についても含めて検討することとしております。もう第1回目を、検討委員会を開催したところでございます。

建てかえを本気で考えているかということでございますけれども、これはやはり何と云っても財源の問題は大きな問題でございまして、建てかえになりますと、いろいろ我々も他自治体の調査をしてまいりましたけれども、大体普通平均で同類の自治体であると20億ぐらい、人口二万五、六千か七、八千のところは20億ぐらいということで、今現在7億2,600万の財源は確保しておりますけれども、建てかえに関して非常に起債がつきにくいとか、非常に借入しにくい

庁舎建てかえでございますので、やはり一般財源かなりかかるということはもう明白のとおりだと思います。それと、じゃあ庁舎だけの問題かということ、公共施設というのはたくさんございますので、その中で文化会館ですね、これは56年6月の耐震の基準の前の建物ですので、これも非常に今後検討しなければいけないということで、来年度に何とか耐震診断ができないかということで今検討してところです。

そういうことで、我々としてはやはり3月11日の震災もありましたし、やっぱりもう一回きちんと建てかえについても本気で考えなきゃいけないということで、今進めております。

必要であればいつまでに建てかえるかということでございますけれども、これにつきましては今、各学校の耐震化を進めておりまして、来年度中には学校の耐震化が終わります。今、公共施設としては、先ほど言いました耐震基準前に建てかえられたのは大体3カ所か4カ所ございますので、先ほど申しました優先順位をつけながら、しっかり検討してまいりたいと思います。ただ、このままの状態では何ができるかということでございますけれども、基本的にはいつ地震が起こるか分からない、崩壊するか分からないということもございますので、例えば防災施設を今どこに設置したほうが一番可能か、市民の安心・安全のためにどういう機能を今継続して持たせているかということも含めて今回検討したいと思っております。

それと、東日本大震災後の変化ということでございますけれども、やはりいろいろ津波によっての被害もたくさんございましたけれども、地震による被害もかなり庁舎でもあっておりますので、やはりこの問題については真剣に検討して、できれば今年度中にある一定の方向を示していければと思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

なかなかいい返事が返ってこないですね。検討します、イコールやる気はないよというように私には聞こえるんですけども、そうですね、私、実はことし8月3日から5日まで総務産業委員会の行政視察で愛知県の西尾市役所の行政視察に行ってきました。これ、ほかも含めて4カ所ぐらい行って来たんですけど、ここは平成20年に庁舎の建てかえをしておるんですね。この西尾市役所というのも旧庁舎は昭和36年に建てられた、水俣は35年、まあ1年遅く建てられて、同じような状況なわけです。ここの場合は老朽化等をかんがみ、全面的な建てかえを行う必要があるというふうに判断をされて、平成3年に議会へ新庁舎建設基金に関する条例制定を提案されて議会で可決をされておる、採択されている。

旧庁舎に関しては平成7年に耐震検査をして、その結果、震度5ないし6で大破及び中破する危険な建物だという診断が出たということなんです。補強もできないと、全く今、この水俣市役所の本庁舎と同じような状況ですね。なぜ建てかえに至ったか、決断をしたか、これは主に書い

てあるのは当然水俣市民が市役所に用事で来られます。来庁者の安全の確保、それから情報データの確保、保護ですね。災害時の防災拠点の施設としての機能等を果たすため、そういったことを考えて新庁舎建設は早急に行わなければならないという、不可欠な事業だというふうに位置づけたというふうにおっしゃっておられました。

基金についても平成3年度から12年度までの10年間で積み立てる計画を立てた。まあ途中、バブル経済の崩壊等で滞った部分もあったということでしたので、最終的には平成18年12月から工事に着工をしたと、平成20年6月に完成して今現在があるということなんですけど、やはりそういうふうに、もう平成3年にそういう決断をしてスタートしようとしても、着工までに15年かかっているわけですよ。ということは、私は何も今の旧庁舎から豪華ないい庁舎をつくれというふうに提案しているわけではないんです。やはり、この市役所を利用する市民の皆さんの安全性や、この市役所で働く職員の方々の安全、それから防災拠点としてのやはり十分な役割、そういったものを考えて、特に環境モデル都市の水俣であるから、環境に配慮した機能性のある庁舎を使いやすい低予算で建てるということができないのかなということで、平成19年からずっとこの質問をしておるわけですが、仮にここで例えば水俣市が建てかえをやりますという決断をされても、そこ2年3年では建てかえというのは不可能ですよ。ということはやはり少しでも早く、今検討してます。ですから先ほども言ったように、3年間検討委員会をされてきた。だから私は2回目の質問でも言ったように、相当中身の濃い議論が煮詰まっているんだろうなということはある意味期待をして今回同じ質問をさせていただいてます。でも残念ながら全く3年前と足踏み状態のような今答弁が返ってきたということで、先ほども言ったように非常に残念だというふうに思っているわけですよ。

ですから、少しでも早くやはりそういう結論を出さなければいけない。そこからまずスタートしないと始まらない、検討します、検討します、検討します。もう既に3年がたった。恐らくこれから検討します、また3年5年がたっていくでしょう。そうした場合にじゃあ、先ほど言いました西尾市役所でも15年ぐらいの期間、スパンを経てやっと着工に踏み切った。じゃあ今、昭和35年に建ったこの庁舎が、今もう51年ですか、じゃあ、これから15年後この庁舎が築何年の庁舎になるのかということですよ。非常にやはり危険性の高いところで、今、300名からの市職員が日々仕事をしておられる。そこに用事があって市民の皆さんが来られる。じゃあそういう中で、万が一地震が起こったり、何かの災害が起こったときには、だれがその生命、安全を保障するんですかということです。ですから、本当にそこを真剣に皆さん方が考えておられるのかどうかという熱意が私には伝わってこないということをさっきから申し上げているんです。

そりゃ予算も大事です。ですけれども、福島原発事故にもあるように、安全性を軽視したために、取り返しのつかない事故を起こしてしまった、問題を起こしてしまったという実例も実

際あるわけなんです。じゃあそれは水俣には当てはまらないのかと、当然考えておかなければいけない。十分過ぎるほどこの安全性というものに関しては、ましてや、もう50年以上もたったこの老朽化した建物をどうするんだということは、やはり執行部の皆さんが真剣に考えていただかないと話には先に進まないと思うんですよ。

ですから、もう一度聞きますけれども、少しでも着工まで持っていこうとする努力を今後されるのかどうか。じゃあ、それをやったときに、今言いましたように5年、10年、15年とスパンがかかりますよね、基金を積みたてていけば。そうした場合に、それをクリアするために少しでも短縮するような努力をどうやったらできるのかという以上2つ質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 先ほどの第2質問でもお答えしましたように、やはり特に東北の大震災を受けて、やっぱり我々の庁舎というものについては真剣に考えなきゃいけないというふうには考えております。先ほども言いましたように、4月にそういうことで検討しようということで既に組織を改変して、ある程度の方向性を、先ほど結論出てなかったということですが、方向性を示さないと市民の皆さんも安心しないだろうということで、真剣にそれは対応したいと。今年度中に一定のまとめはしたいと考えております。

それと、これからどういう形で向かっていくかということでございますけれども、やはり我々は庁舎だけではなく、公共施設、いろんなものがござります。例えば先ほど言いました文化会館につきましても、9月2日に南こうせつのコンサートがあり、900人ぐらい市民の皆さんが入っております。それについてもやはり庁舎だけではなくて、そういうことに対しても真剣に考えないといけないと思ってます。だからそれはどちらが先かということも含めて、どちらのほうがより危険性があるかというのを真剣に冷静に整理して結論を出さないといけないと考えておりますので、それも含めて前向きに検討していきたいと考えております。

短縮するためにどういう努力をするかということでございますけれども、やはり先ほど言いましたように、財源というのが非常に建てかえにはやっぱり一番課題になっております。いかに安く効率的に早くということも含めて、何か努力、どういうことができるかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、平成18年度に教育基本法が改正されたが、主な改正内容にはどのようなものがあるのか

との御質問にお答えいたします。

教育基本法の制定から半世紀以上がたち、その間、教育水準が向上し、生活が豊かになる一方で、都市化や少子高齢化の進展などによって教育を取り巻く環境は大きく変わりました。このような中で、新しい時代の教育理念を明確に示し、国民全体で教育改革を進め、日本の将来を切り開く教育を実現していくため、平成18年に教育基本法が改正をされました。主な改正内容は次のようになっております。まず、公共の精神や伝統と文化を尊重すること及び豊かな人間性と創造性が強調されたこと。次に、生涯学習、大学、私立学校の条文を追加し、現在の教育環境に合うようにされたこと。そして、家庭教育、幼児期の教育が規定されたこと等でございます。特に、最初の内容である公共の精神については、教育基本法の前文に、「公共の精神を尊び、伝統を継承し、豊かな人間性と創造性を備えた」といった文言が盛り込まれました。さらに、第2条の教育の目標に、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」について規定されております。

次に、平成24年度から使用する教科書採択はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することですが、今年度、平成24年度から平成27年度まで使用する中学校の教科書採択が行われているところです。

採択の方法は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律によって定められております。採択の権限は、市町村立学校の場合は市町村教育委員会にあります。法律により採択に当たっては近隣の複数の市町村をあわせた採択地区を設定し、共同して教科種目ごとに同一の教科書を採択することになっております。採択地区につきましては、熊本県では11地区あり、水俣市は芦北町と津奈木町の3市町で芦北地区教科用図書採択協議会を設置し、採択事務に当たっております。採択協議会では、管理職を含めた教員で編成する教科書研究委員会と保護者代表や有識者等で編成する諮問機関としての選定委員会を組織しております。そして、県教育委員会から調査資料の提供や援助を受け、教科書展示会でのいろいろな意見を参考にしながら、まず教科書研究委員会にすべての教科書について調査研究を依頼します。教科書研究委員会では、各教科書について11項目について調査研究し、その結果を選定委員会に報告いたします。選定委員会では、その内容をさらに調査・審議し、採択協議会に答申することになっております。採択協議会では、その答申を受けて各教育委員会の協議をもとに最終的に採択協議会で決定することになります。

次に、横浜市教育委員会では、平成24年度から新しい歴史教科書をつくる会系の教科書を採択したが、水俣市教育委員会としてはどのように思うかとの御質問にお答えいたします。

教育基本法改正の重要なポイントの一つに公共の精神や伝統と文化を尊重することがございま

すが、これらは、新学習指導要領の中学校社会科改善の方針にある伝統や文化についての理解を通して、我が国の国土や歴史に対する愛情をはぐくむことにつながっており、重視すべき観点あるとの認識を持っております。横浜市におきましては、正当な手続のもとにすべての教科書を観点別に調査研究されたと思っております。その結果に基づき、これらの観点を重視され採択が決定されたのではないかと考えております。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは2回目の質問をさせていただきます。

今、葦浦教育長からの答弁にもありましたように、この教育基本法というのは平成18年に改正され、その教育の目的として国家及び社会の形成者として必要な資質を育成することや、教育目標としては、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんだ我が国と郷土を愛するというふうに明記されているということです。つまりわかりやすく言えば、自分が生まれ育った国や郷土に自信と誇りを持つという私は愛国心だと思うんですね。それを育てることが私は今回の教育基本法改正の大きなポイントだというふうに思いますけれども、教育長はどういうふうに思われるのか、これがまず1つ目の質問です。

次に、今教科書の採択に当たっては、採択の権限は市町村の教育委員会にあるということでしたが、水俣市では今回この教科書を採択する予定なのか、またその決定したのであれば、そこに決めた理由と経緯は何だったのかということをも2つ目の質問といたします。

次に、横浜市教育委員会が新しい歴史教科書をつくる会系の育鵬社版の教科書を採択したんですけれども、ここは先ほど答弁の中にありましたように、近隣市町村をあわせた採択地区というのがあるということでした。これからすると、横浜市の場合は全国最大の149校、生徒数約8万人が対象となるということです。また、市立の中高一貫校でもこの育鵬社の教科書の使用が決まったということでした。

それでは、もう水俣市の場合は芦北町、津奈木町をあわせた1市2町からなっているその採択地区ということになると思うんですけれども、この選定に当たって教科書研究委員会や選定委員会を経て、最終的には採択協議会での決定ということですね。じゃあその会議の中で、今私が申し上げています新しい歴史教科書をつくる会系の教科書についてはどのような意見が出たのか、あったのかということをも3つ目の質問をいたします。以上3点、お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、高岡議員から御質問がありましたように、まず愛国心を育てることが今回の改訂の重要なポイントであるというようなことでもございましたけれども、今、議員がおっしゃいましたように、教育基本法の第2条に教育の目標とございますけれども、そのポ

イントは実は3つあるなというふうに思っています。その1つは今言われたとおり伝統と文化の尊重、それから2つ目は我が国と郷土を愛するということですね、それから3つ目は目を外に向けて国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う、これが今回の改訂の大きなポイントだというふうに思っております。伝統と文化を尊重していくということにつきましては、郷土の伝統や古来の音楽あるいは美術、文学などのそういう芸術あるいは歴史とか文化財とかそういうものを大切にすること、これが郷土を愛する心あるいは国を愛する心につながっていくというふうに私も思っております。

また、さらには国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うというふうにこの中でうたっておりますけれども、日本以外の国、諸外国のことをよく知ること、これによって例えばその民族とか、あるいはその文化を理解する、あるいは認めるということによって、その世界の平和あるいは発展に寄与していくんだと、そういう日本人になっていくんだと、そのような態度を身につけていくということが、さらには逆に言えば日本のよさに気づくことになるというふうに思うんですね。さらにそれが日本を愛する気持ちを深めていくことになるんじゃないか、まさにそれが愛国心ではないかというふうに思っております。

それから、教科書の採択に関してその経緯でございますけれども、先ほども答弁をいたしましたけれども、採択については教科書調査研究委員会の調査研究の結果をもちろん踏まえますけれども、教科書選定委員会がその結果をいろいろ検討して、選定委員会が答申を協議会のほうにするというふうになっております。そこで、一たん受け取った報告を我々各市町の教育委員会で審議をいたします。審議でもって方向性を出します。これでいいよという方向性を出して、それを今度は採択協議会のほうにまた再度返します。そういった経過をたどって採択協議会で最終決定をするというふうな順序になっております。

今回の教科書採択についての3つのポイントというのが実はございます。1つ目は、これはあくまで教科書でございますので、子どもたちの思考力とか、あるいは判断力、表現力という、これを言語活動といいますけれども、こういう言語活動への対応をきちんとされている教科書なのかどうかということが1つのポイントになります。それから2つ目は、例えば我々の地区、水俣地区ですけれども、生徒の実態とか現状、そういうものに合っているような教科書なのかどうか、そういう特徴があるのかどうかですね。例えばみずから学ぶ自学自習を促進するような視点あるいは学習の定着が促進されるようなそういう基礎的・基本的事項が徹底されているかどうかということが2つのポイントになります。それから3つ目は、教師サイドから見て、指導しやすい教科書なのかどうかと、内容の構成とか、あるいは内容に工夫がしてあるかどうか、そういうことがポイントになって教科書の選定をしておるといった状況でございます。

それから、横浜市そのつくる会系の教科書の採択の件についてですけれども、これにつきま

しては、水俣市あるいは採択協議会においては、特段、例えば今言われたように愛国心のポイントに絞って教科書を採択するということではございませんので、例えば調査研究会等で検討するんですけども、今先ほど申し上げましたように、基本的な知識とか技能を着実に定着をさせる、習得をさせるような、そういうような観点で一応採択をしております。それによれば、つくる会系の教科書のよさというのは、歴史教科書においては歴史豆辞典というような用語解説のページを設けたり、あるいは年表を活用した用語の確認を設けるなどのいい特徴がございます。また、公民の教科書については単元の最後に学習の要点というか、ここがポイントですよというようなページが設定してあったり、重要語句の解説のページが設けてあるようなそういう特色があります。ほかの教科書もそれぞれ実は特色がございますけれども、今、高岡議員の質問の趣旨とは若干違うかもしれませんが、そういう特別に愛国心という視点で検討をしたという形跡はございません。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 それでは3回目の質問をさせていただきます。

今、葦浦教育長のほうから答弁がありました。その愛国心ということに対しての3つのポイントがあるということで、その中の3番目の国際社会の平和を願うということというのは、非常にやはり日本人というのは気を使い過ぎるぐらい諸外国に対しては気を使っているというふうに私は思っております。

私の先ほどの質問の中でも、自分の国と郷土を愛するということはすなわち愛国心であるというふうに言いました。近年の歴史教育においては、自虐史観だとか自虐教育だとかいう言葉をよく聞かれるんですよね。学校の先生というのはそのことについて何にも疑問に思わないのかというふうに私は時々不思議に思うことがあるんです。愛国心という言葉を使うとすぐに戦争回帰だとか軍国主義だとかと言う者がいますけれども、国を愛する気持ち、郷土を愛する気持ちというのはごく当たり前のことであって、愛国心というのは当然のことだというふうに思うんですね。やはり、今教育長が言われたように教科書の内容とか、そういうものいろんなものを加味した中で選定をしていくということなんですけれども、やはりそこには教師という一人間の感情も入ってくるでしょうし、その方々が教育されて育ってきた環境、そういったものによつての考え方というものも十分反映されていく。特に小・中学生という多感な年代の中では非常にやはり学校の先生の教えというのは重要なんですね。

ですから、私今見ていると、学校の先生方が本当にそういうものをですね、これからの日本を、これからの子どもたちをどういうふうにしていこうと、どうしていきたいのかというところがなかなか見えてこない。じゃあ、せめて水俣の子どもたちだけでも、この水俣を愛して、日本という国を愛して、自信と誇りを持って生きていけるような子どもたちに育ててほしいと、そういう

ための教育というのを今後やはりやっていくべきだというふうに思って、私今回この問題を取り上げさせていただきました。

余り、もうちょっと時間もないんですけれども、最後に先ほど教育長のほうはもう愛国心ということに対してお答えいただきました。市長もずっと教育畑でいらっしゃったんで、最後に一言、愛国心というものに対してどうなのか、教育長も経験されて、長年教育畑で経験をされておられますので、ここで一発バンと愛国心とはこういうもんだというのをぶっていただければなど。できれば、現職でもあられた浦下教育次長もおられますんで、2回目の振りになるんですけれども、ぜひ次長のほうから、ちょっともう時間がないんで簡単でいいですので、余り長くという困られると思いますので、次長のほうから、最後に市長に締めていただいて、よろしくをお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

浦下教育次長。

○教育次長（浦下 治君） 高岡議員から発言の機会をいただき、大変ありがとうございます。愛国心についてどのように考えているかとの質問にお答えしたいと思います。

愛国心とは、日本の伝統文化を尊重し、日本を愛し、誇りを持つ心だと思いますが、これはだれもが大切に思う心だと思っております。私は特に古来から大切にされてきた武士道の精神である仁儀礼智信などの心を受け継ぐことが重要であるというふうに考えております。東日本大震災において全世界から日本人の心や行動が評価されたのは、まだ日本的な伝統的な心が根底に存在しているからだだと思いますので、本当になくしてはならない宝物だというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 一発ドンといきたいんですが、今、浦下次長が申し上げましたのでダブるかもしれませんが、今議員のほうからおっしゃいました愛国心というのはやっぱり地域を愛する、そして地域に誇りを持つというのは私も同感でございます。私も以前、教科書選定委員に携わったことがございますが、検定教科書をなぜ一斉に使用しないか、今回は水俣、芦北のブロックで教科書の選定を行っております。これはやはり地域の実態がどうなのか、あるいは地域に住む子どもたちの様子がどうなのかと、そういうものを含めながら教科書の選定に入っているからだろうと思います。要するにそれも一つの方法として、地域をととても大事にするそういう思いから、そういったブロック制になっているという一つの理由があるんじゃないかなと思っております。

先ほど、教育目標のお話があったんですが、やはりまずは自国の文化と伝統を理解すること、その理解の上に立って尊重をしていく。そのことが郷土を愛することにつながりますし、国を愛することにもつながっていくんじゃないかと、ひいては水俣を愛する心ではないか

と、私はここにあります愛国心というのは、まず水俣を愛することだとそのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、東日本大震災について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 東日本大震災についての御質問で、まず水俣市が、瓦れきの埋め立て処分に手を挙げたと聞いたが本当かとの御質問にお答えします。

今回の大震災によって宮城県及び岩手県で発生した災害廃棄物を処理するに当たり、被災自治体を除く全国の自治体に対し、受け入れ処理可能な廃棄物及び受入量についての余力調査が熊本県からありました。これは被災地方公共団体の災害廃棄物処理対策協議会等において、その情報を提供するとともに、環境省が主体となり、全国規模での広域処理体制の構築を図ることを目的に行われたものであります。本市において受け入れ可能な廃棄物は不燃ごみと燃え殻等で、残余処理能力が1日5トン、年間500トンとの調査回答を行いました。これは埋め立て処分を受け入れることに手を挙げたということではなく、あくまでも通常の処理に加え処理可能な残余量について回答を行ったものであります。

次に、その要請は、いつ、どこから、どのような形であったのかとの御質問にお答えします。

平成23年4月8日付で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長名で各都道府県知事あてに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築についての文書が出されました。それを受け、同日、環境省災害廃棄物対策特別本部から各都道府県廃棄物主管部あてに、東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理体制の構築に関する調査についての依頼があり、平成23年4月13日付で県の廃棄物対策課から文書により同様の調査依頼が4月15日までの回答期限つきでありました。

次に、埋め立て場所をどこに考えているのかとの御質問にお答えします。

災害廃棄物は一般廃棄物として処理されますので、市が管理しております岡山不燃物埋立処分地を想定しておりました。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 ここに、もう執行部の皆さんも目を通された方もいらっしゃると思うんですけども、雑誌があります。これによりますと、3種類に分けてその処理を環境省のほうから県を通して来ているということで、今答弁にもありましたように、水俣の場合は瓦れきの埋め立てというものに対して、今市長の答弁では残余量を聞かれたただけなんだということでしたけれども、これには埋め立て処分に手を挙げた自治体というふうを書いてあるんですよ。ということは、これを見た一般市民は、水俣市は福島、岩手で発生した放射能汚染の可能性のある瓦れきを水俣で処分、

埋め立てをするんだなというふうに思うわけですね。非常にその辺が行政と市民との考え方にずれがあるんです。じゃあ、本当に残余量だけを問い合わせたということであれば、私はこの編集者に対して何らかの抗議なり何なりすべきだと、非常にこれは大きな問題です。

皆さんはそういう大きな問題という認識はないかもしれませんが、あれだけ産廃処分場問題で騒いでいて、放射能汚染の可能性がある瓦れきを水俣に埋め立てますよと、それに水俣市は手を挙げましたよという記事が載ったんですよ、ここに、実際。私はこの雑誌社にも直接連絡をとって担当者とも話もしました。どうだったんだと言ったら、この雑誌に書かれているように、受け入れ可能な自治体、手を挙げられた自治体ということで環境省から資料をもらいましたというふうな話なんです。

ですから今の市長の答弁とは全然内容が違うんですね、中身が。ただ聞かれましたから、日常何トン、年間何トンは埋め立て処分ができますよと、ただ回答をただけだという行政の認識と環境省が思っている認識と全く違う、環境省は受け入れをしてもらえんということを前提にこういうリストを公表しているんじゃないんですかと私は解釈するんです。ですから、私のところにも市民の方から、おーい、水俣は放射能に汚染されとるかもわからん瓦れきを処分すつとかいという問い合わせが来るわけですよ。雑誌社にも近隣の本屋さんにも、じゃあこの雑誌のバックナンバーと取り寄せてくれという注文が非常に多いと、それぐらいやっぱり問題のある内容なんです。それに対して今の答弁というのは非常に私は軽い、何か他人事なのかなというような感じもするんですけれども、その辺の認識はどうなのかということちょっとならぬとお伺いしたいと思っております。

多分、傍聴者の中にも初めてこのことをお聞きになった方もおられるかもしれないし、ああ雑誌には載ってたねという方もおられるかもしれない。ですけれども、先ほど言ったように私はもう1つ不思議に思うのは、さっき言った、あれだけ産廃処分場問題でわんわんわんわん市民を挙げて騒いでいたにもかかわらず、放射能汚染の可能性がある瓦れきが運ばれるかもしれないという記事が載っても、何らそういう団体の声がないわけですね。行政には来ているかもしれませんが、私には個人的にそういう問い合わせが来ただけであって。ですから、じゃあ、水俣市民は産廃処分場つくるのは反対だけれども、放射能汚染の瓦れきを受け入れるのはいいんだよというような認識なのかなというふうに私は思うんですよ。それはおかしいということも私は非常に感じます。

今言われたように、市長がただ問い合わせを受けただけだということですが、今ちょっと二、三、例をここに紹介しますが、京都府の亀岡市あたりでは5月に市民団体が、瓦れきの放射性物質は微量でも大量に燃やせばちりとなって大気に広がるなどとして、市に受け入れないように要望をしていると。それから中には自治体、それから一部事務組合、これは広域行

政のことでしょう。これも載っているんですけども、これは広域行政とここは関係ないんで私は広域行政事務組合の議員でもありますから、広域のことは広域のことで私またちょっと問いた
だしますけれど、実際はこのリストに載っている倍以上の都道府県あたり自治体が手を挙げている
ということですけども、中には公表しないでほしいというところを除いたリストがここに上
がっている。公表しないでほしいというのもおかしな話ですよ、ただ容量を聞かれているだけ
なら、何で公表しちゃいけないのか、知られちゃまずいことがあるんじゃないんですかというこ
となんです。まあそういう中で、水俣市はこのリストに載ってるから、まだそれでもいいほう
なのかなというふうには思うんですけどね。

それからもう1点、川崎市でも一緒です。川崎市の阿部市長が4月の記者会見で受け入れ意向
を示したところ、放射能のごみを燃やしたら危険といった苦情が市に殺到したと。移送や保管方
法、何をどれくらい受け入れるか、すべてが決まっていない状態で、ただ見切り発車で受け入れ
を表明し、市民は不安をあおられましたというような記事も載っているんですね。ですから、自
治体によっては市民がもう事前に察知をして、それはいけないんじゃないのと、きちんとした明
確な基準もないのに受け入れていいんですかというようなことで、そういう苦情も来てるという
ことなんですけど、水俣の場合は、じゃあ受け入れの要請があったということがあります。4月
にあって、これまでの期間、いろんな放射能汚染の問題ですとか、瓦れき処理の問題とかあった
中で、この件に関して、じゃあどういう対応をしてきたのか、何もしなかった、ただ静観をして
いたのか、それとも何らかの対応をしたのか、これを2つ目の質問とします。

それから3番目として、先ほどからも言うておりますように、産廃処分場の問題も大きな問題
でした。しかしこの問題も実際にじゃあ、容量がわかっているんですから、じゃあ受け入れてく
れと言われた場合に受け入れなくてはいけないわけですよ。だからその辺のところを大変な問
題だという認識を持っておられるのかどうか、この3点、2回目の質問とします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まず、当時こういう調査が参りましたときには、その瓦れきが汚染されているとかそういう
ような状況は一切、私どもにはわかっておりませんでした。したがって、まず、それは困っ
ているならば全国で引き受けなければならぬんじゃないかというような思いでした。そうい
うことでお受けしたところでございますけれども、その時点では私はあの状況の中で受け入れな
いというほうに手を挙げるのはむしろおかしいんじゃないかな、そんなふうな思いもいたしまし
た。

そういう記事を、今議員おっしゃるようにそういう記事になって出るということはもちろん予

想もしておりませんでしたけれども、その記事を読むと確かに汚染された瓦れきを受け入れることが決まったような記事ではございました。また、実際市民の方にもそういう思いでどうなっているのかということをおのころにも問い合わせにおいでになりました。それで、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、あくまでも処理可能な余力調査ということで私は手を挙げたんだと、受け入れを許可するとか受け入れを担うとか、そういう意思表示では全くないと、その時点では判断をいたしましたので説明をさせていただきました。私においでいただいた方はすぐその場で御理解いただいて、納得していただいたんですが、要は、実際受け入れるかどうかというような事項につきましては、当然皆さん方にお諮りをしなければならないとそのようなには思っております。

また、間違った報道に対して抗議をすべきではないかというような思いがございましたが、今高岡議員がお示しになりました記事の中に、そういうことは一切、実際に受け入れるかどうか、受け入れる時期や方法についても未定だがという文が入っております、その中には、その記事の中にですね。ですから、受け入れるということを決めたんだということではたしかないと思います。その記事をちょっとごらんいただければ、私も読ませていただきましたけれども、そういうものも入っておりますし、このことによって本当に水俣市民が大きな被害を受けたのか、大きな損害を受けたのか、あるいは危害は何かあったのかというようなことであるならば、毅然として抗議をしていかなければならない、私はそのように思っております。現段階では、水俣市民に対して、今回が非常に不利益を著しくこうむるものであるというようには判断をしなかったので抗議は今のところ考えておりません。

また、産廃の問題も今お話がございましたけれども、私は産廃処分場の問題とは全く違うとそうのように思っております。かつて、IWDの東亜熊本の産業廃棄物最終処分場に反対したのは、あの場所に最終処分場がつくられると市民の生活に多大な影響を及ぼすと、被害を及ぼすということで反対をもちろんいたしましたわけでございます。今回の災害廃棄物の埋め立てを想定しておりますのは、岡山の埋立地でございますので、新たに処分場をつくるという話でもないんじゃないかなと。また、企業の営業活動により発生した産業廃棄物と今回の天災により発生した産業廃棄物を同等に見る、同等に語ることは私はできないんじゃないかな、そのように思っております。

ですから、甚大な被害からの復興のために迅速に対応しなければならない、みんなでやっぱり日本じゅう寄ってたかって、この問題は解決していかなければならない。そういう視点から、しかもその時点において、そのような汚染された瓦れきとかいうようなもの一切なかったもので、私は当然手を挙げるべきものだと思って手を挙げさせていただきました。しかし、結果的には雑誌でそういうような形で出てきておりますので、非常に不安や混乱を招いたということは十分認識しております。

それから、この件に対してどういう対策をしてきたのかということでございますけれども、この件に対して特段これといった対策はしておりません。おいでになった方、うちのほうにいろんな形で電話であった方々に対しては丁寧に説明をさせていただいて、今までのところはすべて納得していただいているのではないかなと思っております。

それから、大変なことだという認識はあるのかということでございますけれども、こういうような状況であったということは大変なことだということで認識しておりますけど、私はやったことに対しましては一切間違いであったとは思っておりません。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 今の市長の答弁で、まずこの雑誌、未定だがという文言があるということですが、じゃあ、この表題の手を挙げた自治体ということも当然書いてあるわけですよ。ですから、どこを見て判断をするかというのはそれぞれ個人の問題であって、そういう細かいところまで見て、そこをじゃあつついてどうなんだということで今市長おっしゃられますけれども、一般市民が見たときには、この大きな表題を、手を挙げた自治体というのをやはり見るんですよ、こうやって。私も見たんですよ、ですよ。じゃあそうなれば本当に受け入れるのかなと、やっぱりそこでまず不安が起こるはずなんです。今言われた、困っているんだから受け入れるのは当然だろう、手を挙げない自治体のほうがおかしいんじゃないかという意見がございました。そう言いながら、いやこれは残余量を聞かれただけなんだという言い方で、何か、その言い回しにちょっと整合性がないのかなという感じもするんですよ。

それと産廃処分場の問題とは全く違うということですが、あの場所に産廃処分場をつくることはだめなんだ、事前に阻止しなければいけない。じゃあ、今回もやはりこういう記事が載っているいろんな市民に不安をあおることであれば、事前にやはりそういう対策を打つべきだと思うんです。今まで静観をしてた。じゃあ、ほかの自治体では市民からそういういろんな受け入れをしないでくれという声が上がっているから見合わせる、しばらく様子を見たいとか、見合わせたいとかという自治体もあるわけですよ。じゃあこういう問題がなったときに、水俣としては何かアクションを起こしたのか、いや、向こうからオファーがないから関係ないよ、どうせうちには要請がないんだからというぐらいの気持ちでいるのか。いや、来たときには困るから、今のうちに手を打って、やはりそういう汚染された物質は環境モデル都市としての水俣では難しいですよということをきちっと行政から環境省に対して、前もって私は意見として言うべきだと思うんです。ただそのままなし崩しでやって、じゃあ、仮に本当に受け入れてくれと言ったときに受け入れるんですか。それを答えてください。

それを、先ほど岡山処分場とあそこの産廃処分場は違うんだと言いましたけど、岡山の処分場というのは産廃処分の業者が計画したものよりも数段前につくられて、ほとんどその谷に素掘り

の状態というか、谷でできて、遮水シートも何にもないところですよ。じゃあそういうところに、仮に今言われた瓦れきをあそこに埋め立てるんだと、岡山に埋め立てるんだ。じゃあ、放射能汚染された瓦れきを埋め立てて、雨が降りました、じゃあそれは地下浸透してどこに流れていくんですか、岡山だったら関係ないんですか。そういうふうには私には今聞こえたんです。その辺の認識をもう一回お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、処理が可能になった場合どうするのかというようなことだろうと思いますけれども、もし一般廃棄物として処理が可能になった場合は、もちろん住民の方々の御意見も聞かなければなりませんし、議員の皆さん方の意見も聞きながら十分吟味をしながら決断は下していかなければならないと思っております。現時点におきまして、もしそういう汚染の瓦れきが受け入れてくれるというような状況があった場合には、放射線の物質に汚染された廃棄物というのは現行では法的にも強制されておられませんので、当然受け入れないことになるだろう、そのように思っております。

それから、岡山と、それから産廃処分場との認識の違いということでございますが、これは先ほど申し上げましたとおりでございます。産廃につきましては、皆さん方議員の方々も一同になって反対をしていらっしゃる中身でございますし、しかもこの件につきましては、やっぱり天災により困っていらっしゃる方の部分とかなり意味が違うのではないかなとそのように思います。よろしいですか。

○議長（真野頼隆君） 次に、株式会社熊本県蛍光灯センターについて答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、株式会社熊本県蛍光灯センターについて誘致企業としての話を進めてきたと思うが、現在の経営状況はどうなっているかについてお答えします。

まず、株式会社熊本県蛍光灯センターは、昨年名称変更を行い、現在は株式会社蛍光灯センターとなっておりますことをまず御報告いたします。

昨年5月段階の計画では、同7月に工事着工、7月中旬に機械の導入、8月16日には工場を稼働したい旨の説明を受けておりましたが、その後、融資などの関係上、計画がおくれ出したこともあり、本市としましても、随時、株式会社蛍光灯センターに連絡をとり、情報収集に努めてきたところであります。

その中で、ことし6月に本市から連絡した際には、融資のめどが立ち、8月には機械を導入し、9月から試運転、10月には工場を稼働したいとの説明を受けておりましたが、7月に再度連絡し

た際には、東日本大震災の影響を受け、部品調達が困難で、機械の導入が図れず、工場稼働のスケジュールがおくれているというふう聞いております。

次に、従業員を13名雇用したとのことだが、現状に変化はないかについてお答えします。

議員お尋ねのとおり、13名採用されたと聞いておりますが、その中の3名については、株式会社サワヤに勤務しているということでございます。この株式会社サワヤは、株式会社蛍光灯センターに蛍光灯のリサイクル技術を提供することとなっており、みずからも蛍光灯リサイクル事業を営むとともに、蛍光灯の販売も行う企業でございます。また、残り10名につきましては、自宅待機として聞いております。

次に、廃棄物の処理に当たり、県知事の許可を受ける段階とあったが、許可はおりたのかについてお答えします。

熊本県廃棄物対策課に問い合わせましたところ、昨年10月に株式会社蛍光灯センターより事業計画書の提出を受けたので、修正が必要なところを指示したが、その後、再提出があつてないということです。県としてはいつでも書類提出があれば審査をする準備があるとの回答でありましたので、御報告いたします。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 高岡利治議員。

○高岡利治君 では、ちょっと時間が迫っておりますので、ちょっと手短かにいきたいんですけども、まず、熊本蛍光灯センターから蛍光灯センターへの名称変更があつたという、何かその理由があるのかどうかというのがまず1点ですね。

それと、私何回かあそこ見に行ったんですよね、産業団地を。ほとんど閉まって動いていない、人もいないという状況なんですよ、実態がないような状況なんです。その辺のところを市は把握しているのかどうか、状況がどうなのかというところを2点目。

先ほどの答弁にもありましたように、従業員13名のうち、サワヤというところに3名、残り10名は自宅待機ということですが、実際これはもう企業として成り立っていないじゃないですか。ちょっと聞いたところによると、そのサワヤさんというのは何か蛍光灯センターとちょっとトラブルがあつて、その営業権か何かをくれというような話があつて、自分でもう独自にやっているという話も、これはちょっとよそから聞いたんですけど、本当にそういうことがあるのかですね。

それで、これは平成19年に水銀の無害化処理装置を開発した石川県の金沢の事業所が、営業部長がこの水俣市に営業で来られたと、訪ねてきて、この方というのは以前から元国立水俣病総合研究センターの赤木とかいう先生との交流があつて、その先生がいるから水俣に進出を検討したというふうな前の議会のときに答弁がされてあつたんですね。ということはかなりそういう何か密接な関係があるような雰囲気の中で、そういう中で、平成20年6月には市長みずから石川県の金

沢まで行ってこの誘致の話をされているわけですね。ということは、市としても非常に期待があったと思うんです。でも、今の状況を見ると、ほとんど体をなしていない。それに対して、じゃあ行政としては何らかの対策を今後打とうと思っているのか、そういう思いがあるのかどうかということ。

それから、やはりこういう状況になったときには、せめて議会に説明をしていただきたい。打ち上げ花火というか、いいときはぱっとやりますよ、こういうのが来ますよと言うんですけども、しりすぼみになって何か実態がなくなってくると、そんな話あつたけなというような感じなんです。議会は何も知らないというようなことが最近ちょっと多い感じがするんですけども、その辺はどうお考えなのか、以上質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁は簡潔にお願いします。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、蛍光灯センターの名称変更の理由ということでございますが、これは昨年12月に本社を熊本市から水俣市に移すと、その際に水俣に移すということだろうと思いますが、熊本県蛍光灯センターから蛍光灯センターというふうに変えたのだろうというふうに推測しております。

続きまして、現状を把握しているのかということでございますが、私どもも産業団地のほうに再三現場を見に行っておったり、あるいは蛍光灯センターのほうにしょっちゅう連絡をしたり、あるいは出張のときに熊本の事務所であったところに行き行って状況を確認したりしております。その回数67回、昨年2月からしますと、週1回は何らかの形で接触を図っているというような状況でございますが、先方から連絡がなかったりとか、あるいは来ると言っていて、ちょっと来なかったりとかというような状況がありまして、なかなか状況が十分把握できていないというような部分もございます。

それと、サワヤとのトラブルについてということでございますが、これについては、申しわけございません、私のほうでは把握はしておりません。

それと、行政として今後どのように対応するかというようなことでございますが、平成20年6月に市長が行ったのは、石川県に事業所がありますサワヤに行っておりまして、そこの誘致を図っておったというようなところでございまして、この蛍光灯センターはサワヤとその連携をとるということではあります。この誘致を直接的に図っておったということではちょっとないというのは御理解いただければというふうに思っております。

議会に説明してほしいということにつきましては、こういうふうな状況でございますので、引き続き必要に応じて状況を報告しながら、できるだけいい方向に進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で高岡利治議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時45分 休憩

午前10時56分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、緒方誠也議員に許します。

（緒方誠也君登壇）

○緒方誠也君 おはようございます。

無限21議員団の緒方でございます。

通告に従い質問いたしますので、執行部の市民目線での確かな答弁を期待します。

9月1日は防災の日、私たちは平成15年の宝川内、湯の鶴新屋敷土石流災害を忘れることはできません。犠牲となられた方々の御冥福を改めてお祈りするとともに、災害に強い水保づくりに努めなければなりません。防災の取り組みをあざ笑うがごとく、台風12号はまたまた日本に大きな災害をもたらしました。記録的大雨、想定外の災害と、地球温暖化の影響か大災害が頻発しています。しっかりした災害訓練と避難所の見直しで、犠牲を少なくする努力の必要性が問われています。

3月11日の東北大震災、大変な犠牲者を生み、史上最悪な事故となりました。国民一人一人が復興の担い手となり、苦楽をともにし、再興をなし遂げねばなりません。想定外の大地震の前には、力を入れてきた防災対策は機能しませんでした。今回の台風12号被害を含め、自然の力をつくづく感じた大震災でした。

大震災により発生した原発事故は、まさに人間のおごりが生み出した人災と言わざるを得ません。自然界の原子の構造に手を入れ爆弾を製造し、広島、長崎で人間を大量殺りくし、平和利用の名のもと、反応コントロール技術未熟、完全反応停止技術未完成のまま、多くの原発をつくり、推進してきました。その後の報道で明るみになったように、原発安全技術のさらなる追求よりも、反対させない体制づくりの構築に力を入れ、自民党への巨額の献金、巨額の地元交付金、マスコミ対策、シンポジウム開催時のやらせ、議員対策、大学対策等々、まさに長い間続いた自民党政権下での政官業癒着の構造ができ上がり、原子力村勢力が強固となり、歴代の政府が動かされていたと言えます。そして幻の原子力の安全神話をつくり上げたと言えると思います。

9月24日報道によると、東電は2008年4月から5月にかけて、福島第一原発に高さ10メートルの津波が来る可能性があることを試算しながら、何の対策もとらず、保安院にも震災直前の3月7日まで3年近く報告していなかったと言います。試算を生かした非常用ディーゼル発電機の

設置場所の高台移転、過酷事故時の手順書見直しがされていれば、こんなに放射能による災害を防止できたのにと考えると、まさに人災、強固な原子力村体制をつくり上げた歴代自民党政権の責任は非常に大きく重たいものがあります。住めなくなった地域を再びつくり出してはいけません。早期に自然エネルギーにシフトがえし、脱原発体制を日本に、地球上につくり上げねばなりません。

前置きはこれくらいにして、質問に入ります。

まず、新水俣高校の開設地問題について。

7月12日の新聞を見て、何でや、いつどこで決まったんや、何で現水俣高校は危なかんや、市議会では議論があったんやの声があり、質問をいたします。

①、どのような経緯で現水俣工業高校敷地となったのか。

②、現水俣高校敷地は危険で、水俣工業高校敷地は本当に安全なのか。

③、水俣での説明会はいつ、どこで、だれを対象に開かれ、何名ぐらいが集まり、どのような意見が出たのか。

④、水俣市には説明があったのか、水俣のまちづくりの観点から意見を述べる機会があったのか。

次に山間地集落振興についてお尋ねします。

山間地集落は高齢化の中で限界集落化してきており、集落崩壊の展望さえ見えています。山間地集落の元気が、水、空気、環境を支え、水俣の元気につながります。集落の維持のためには、交通弱者の足を確保し、基幹産業である農業、林業を元気にさせることであり、以下質問いたします。

①、10月をめどとした市内交通体系全体を再構築する計画の進捗状況はどうなっているのか。

②、第一次産業を考える会の振興計画はでき上がったのか、水俣型農業をどうつくり上げていくのか。

③、農業支援体制はどのように取り組まれるのか。

次に、震災地支援についてお尋ねをします。

震災地支援は国民的課題として取り組まなければなりません。早期に決断し、福島県児童受け入れ事業に取り組まれた執行部に敬意を送りながら、以下質問いたします。

①、夏休み子ども招致事業の評価はどのようにされているのか。

②、今後の支援を何と考えておられるのか。

③、汚染瓦れき受け入れ報道について、事実はどうなっているのか。

次に、海上自衛隊の掃海訓練についてお尋ねをします。

7月6日の熊日新聞を見て、何で水俣市、水俣漁協にしないのかな、いつするのかなど考えて

きました。市民からの問い合わせもあり、以下質問します。

①、水俣市、水俣漁協に説明はあったのか。

②、水銀へドロ拡散の心配はないのか。

最後に、県境での地域住民安全対策についてお尋ねをします。

県境でのいろいろな問題で相談を受けて、役所に話を持っていくことが何回かあったけれども、遅く、進まないとの感触を強く持っています。鹿児島県出水市との連絡体制ができ、即対応できるようにとの願いで今回の質問項目に取り上げました。

①、県境をまたぐ問題での地域住民安全対策の取り組みはどうなっているのか。

②、旧境橋水俣側で交通事故がよく起きていると聞くと、要望等聞いておられるのか。

③、境川に生育する駄竹除去の要望は聞いておられるのか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 緒方議員の御質問に順次お答えします。

まず、新水俣高校開設地については総務企画部長から、山間地集落振興対策については産業建設部長から、震災地支援については私から、海上自衛隊の掃海訓練について及び県境での地域住民安全対策については総務企画部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 新水俣高校開設地について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 新水俣高校開設地についての御質問にお答えします。

まず、どのような経緯で現水俣工業高校敷地となったのかとの御質問にお答えします。

県教育委員会によりますと、平成23年4月に県土木部が水俣市内の57カ所について、土砂災害防止法における土砂災害警戒区域等の指定手続を開始した。この中で、現水俣高校校地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される見込みとなったため、県教育委員会は、校地の再検討を行い、新設する高校の校地として恒久的に使用するには安全上望ましくないとの判断から、小・中・高校の保護者を初め地元関係者との意見交換会を経て、現水俣工業高校校地に決定したと伺っております。

次に、現水俣高校敷地は危険で、水俣工業高校敷地は本当に安全なのかとの御質問にお答えします。

県教育委員会によりますと、水俣高校を校地として整備する案を幾つか検討したが、たとえ、

がけ地をコンクリートで覆ったとしても土砂災害警戒区域は残るため、安全性の課題解消は困難である。水俣工業高校校地については、市の浸水想定地域に指定されているが、浸水に対しては事前の予測と避難対策等が可能である。津波対策としては、現時点では、体育館を2階建てとし、浸水等の災害時に避難できるように配慮する案を検討していると伺っております。

次に、水俣での説明会は何日、どこで、だれを対象に開かれ、何名くらい集まり、どのような意見が出たのかとの御質問にお答えします。

県教育委員会によりますと、説明会については、意見交換会等も含め延べ10回、約850人の参加があり、水俣高校、水俣工業高校、市総合体育館、市文化会館等で開催をした。主に小・中・高校の保護者及び小・中・高校の学校長等を対象に説明を行った。意見としては、生徒の安全安心を第一に考えてほしい、開校時期等もう少し時間をかけて検討できないか、水俣高校校地を使用してほしい、仮設校舎の状況、部活動等の心配、水俣工業高校の浸水・津波対策についてなどの意見があったと伺っております。

次に、水俣市に説明はあったのか、水俣のまちづくりの観点から意見を述べる機会があったのかとの御質問にお答えします。

県教育委員会から市長に対し、本年4月18日、5月11日及び8月23日の計3回、校地の問題を含めて水俣高校の再編計画について説明を受け、私も同席をしております。その際、特に校地の変更について、現水俣高校の敷地が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定される見込みとなったこと、これに伴い新設高校の校地を再検討する必要性が生じたこと、その後、複数の案について検討を行い、地元PTAや各小・中・高校を初めとする関係者への説明等を進め、最終的には、水俣工業高校校地での整備案に至るまでの経緯と内容について説明を受けております。また、具体的な新設高校整備計画のイメージについても説明をいただいております。

説明を受けた際、市長から、生徒の安全確保を最優先していただきたいこと、その上でPTAや同窓会、地元関係者の意見や要望をしっかりと聞いて、納得のいく丁寧な説明を尽くしていただきたいことなどをお願いいたしました。校地問題は、安全性という観点からの課題をクリアすることが第一であると理解していましたので、まちづくりの観点で市のほうから特に意見を申し上げたということはありません。地元意見交換会では、さまざまな意見や要望が出されたようですが、県教育委員会でもプレハブ仮校舎は使わないよう計画変更するなど、可能な限りこれらに対応していただき、最終的にはPTA関係者にも納得をいただいたとお聞きしております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁がありまして、2回目の質問をいたします。

今の答弁では、平成23年4月、県土木において土石流災害の指定が開始されたということで、57カ所が水俣で指定をされるということですが、これは、土砂災害法は平成13年に施行さ

れて、水俣高校は平成17年の県地域防災計画では急傾斜崩壊地域に入っていますね。その土砂災害法第4条基礎調査によるおおむね5年の見直しなのか、新たに指定をするために開始されたのか、この点1点お聞きしたいと思います。

もし、新たにされたというならば、4条第2項では、市長に通知をしなければならないというふうになっているし、6条第3項では、指定するときは市町村長の意見を聞かなければならないとなってる。市長の意見を聞かねばならないということは、まちづくりの観点から異議を唱えることができるというふうに理解すべきではないのか、この点に1点お聞きします。

それでは、2番目に、水俣高校は裏山の高さは低いし、かたい岩盤でできている。地形上、水の浸入も少なく、土砂崩れが起こりにくい地形と考えます。防護壁、コンクリート型にすれば十分安全と思いますけれども、水俣高校開設100年の歴史の中で急傾斜崩壊の事象はあったのかどうか。

3番目に、水俣工業高校地は津波対策、水俣川堤防破壊、地震による液状化を考慮されているのかどうか、すなわち東北大震災の教訓は生かされているのか、検討の中でですね。また、通学路の交通事情、住居密集地であるということを考えれば、いろんな総合的に見て危険ではないのか、そこら付辺どう判断されているのか。

次に、保護者の皆さんに多く参加いただくために日時を設定したということですがけれども、保護者を中心にPTA総会等々でいろいろ御説明あつてますけれども、やっぱり説明会といっても、これありきということでここに決まったんですよと、ここにそのときのQ&Aもありますけれども、もう工業高校跡しかないんだよという回答の仕方だと思いますけれども、これはやっぱり対象は市民全体、水俣市を対象にして説明会、意見を聞く会つくるべきじゃなかったのかと。特に水俣の場合は、市長も保護者の安全第一と言われるのは、それはもう当然にしても、おれんじ鉄道の新駅をつくって、あそこから中尾山・湯の鶴観光を考える。そういう基点には、やっぱり水俣高校があるから、おれんじ鉄道の駅をつくるんだと。また、他町からの学生受け入れの優位性、そういう点も含めてやっぱり考えるべきではないのかと。何回か検討されたという水俣地区新設高校地元検討委員会、これは新設高校の開校準備はそれだけのメンバーでいいと思いますけれども、やはり敷地変更には行政がもっと絡むべきだったと思いますけれども、この点についてどう考えるのか。以上、質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 第1の質問でございますけれども、土砂災害法が13年に施行されて、その後の見直しで今回このような校地の変更等の懸案が出てきたのかということでございますけれども、5年たった見直しであるのかということについては、ちょっと私のほうで確認

を今してございませんので、そういうような趣旨はちょっと承っておきたいと思います。

それから、急傾斜崩壊地域であるけれども、過去にそういった事例はなかったのかということですが、過去においてはそういう事例はなかったというぐあいにお聞きはいたしております。

それから、工業高校の跡地について液状化等、東北大震災の災害を教訓に検討なされたのかということですが、現計画におきましては、液状化というか、そこまでは対策上、懸案といたしているところではございませんで、浸水災害に対して校舎あるいは避難所の場所を体育館等かさ上げするというか、2階建てにするといったそういった措置が講じられておるようでございますが、直接東北大震災のことから対策を講じるというようなことではないようです。

それから、総合的に工業高校跡地につきましても危険ではないかということですが、確かにまちづくりの観点からいいますと、多数の人が集まる、あるいは人が行き交うといった場合は、そういった移動手段であるとか、動線処理をどうするかということをお勧めする必要があると思いますが、今回は特にそういったことも含めまして、狭隘であるとかそういったことも含めまして、県教育委員会においては浸水対策あるいはそういった施設整備をすること、あるいは必要な教室等を確保するということをまず大前提にしながら、現工業高校跡地を整備することが望ましいという判断に至ったということでございます。

それから、こういった学校施設等を含めまして、行政としても市の意見をもっと強く言うべきではなかったかということですが、確かにそういった行政として強く意見を述べるという機会は持てなかったとは思いますが、ただ一番肝心に考えますのは、やっぱりここに通われる生徒さん方であるとか、そういった関係の皆さん、それと保護者関係の皆さん方の御意向というのがやはり重要ではないかということで、市長においても高校に通われる皆さん方の、あるいは関係者の安全性というのを最優先に候補地を検討してほしいということで強く県教育委員会のほうには申し述べてございますので、そのようなことであろうと思います。

そういうことも含めて、敷地変更については特段強く市のほうから要請をしたということではございませんが、そういったまちづくりの観点あるいはいろんな方々がそこに行き交うという現実が日常的にございますので、その辺の危険性を回避するように十分に配慮していただきたいということは申し述べてございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 3回目の質問をいたします。

私は現在地をコンクリートを固めてきちんとすれば大丈夫だというふうに考えます。特に、江南町から見た場合でも、陣内におかれても、離れた小高い山ぐらいになって大変地形的にも危険じゃないというふうに理解します。しかし、そこはさっきの答弁にありましたように、それを固

定しても急傾斜の指定は逃れられないという説明ですけれども、現在地がだめならば第二高校グラウンドとか、三中跡地の組み合わせとか、そこら付辺がかえって安全上でいいんじゃないかと。このQ&Aの中では、三中跡地は市の用地だと、あるいは橋をかければ金が要るんだというぐらいのことで、できない方向に書いてありますけれども、実際そういうところが教育環境に一番いいんじゃないかと。そうすると水俣のあそこの新駅とも合致するし、そういう方向でいいんじゃないかということで、水俣のまちづくりに合致した防災上もしっかりしたい教育環境のところに市として再度、県に求めていくということを考えられないのか、それが1点です。

2点としては、6区の災害退避場に現在あそこの体育館がなっています。先日の大雨のときに行ったら、そこはもう危ないからだめじゃと、もやい館まで行けと言われたということもあります。危ない道路、危ない橋を渡って行かなければならないということを考えれば、かえって水俣高校のあそこの体育館のほうが安全ではないのかということもありますので、そういう面では、退避場としてあそこを残すべきではないかという2点お尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 校地の選定について、再度県のほうに言うことはないのかということでございますが、先ほど第1回の答弁でもお答えいたしましたように、新水俣高校の校地につきましても、先ほど来申し上げておりますように、諸種の条件につきましても勘案しながらですね、基本的には生徒の安全性の確保を最優先にということで、現教育委員会において、現校地に決定されたということでございますので、かなりその辺を意見を申し上げていくというのはかなり難しいことかなというぐあいに考えております。

それと、現在の水俣高校におきましても避難所として現実に使われてございますが、そこが適切であるのか、今後避難所あたりについては見直すことも必要になってきようかと思えます。ただ、現水俣高校についてはすべての施設がなくなるということではございませんし、一部残された施設について、あるいはほかの近接地において適当な避難場所等が確保されるように今後とも検討を重ねていきたいというぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、山間地集落振興対策について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、山間地集落振興対策について順次お答えします。

初めに、市内交通体系全体を再構築する計画の進捗状況についてお答えします。

本市の公共交通につきましては、平成15年からみなくるバス、昨年度から乗合タクシーを運行しておりますが、みなくるバス沿線地域からは運行内容の見直し、バス等が運行していない地域

からは新たな公共交通の導入について御要望をいただいております。そこで、今年度にみなくるバスを含む市内交通体系全体を再構築するよう計画しております。再編の内容としましては、まずみなくるバスにつきましては、木臼野地区及び招川内地区への新たな乗り入れ、茂川・梅戸港線の土・日の運行、運行時間変更等を実施する計画です。

次に、乗合タクシーにつきましては、昨年度から実証運行しております6路線の運行内容見直し、白浜・猿郷地区及び坂口・湯堂地区に新たに実証運行を実施する計画です。

次に、バス等の公共交通の運行はないもののスクールバスが運行されている地区につきましては、児童・生徒以外の方もスクールバスに乗ることができるよう調整を進めております。当初の予定では、10月から新たな体系での運行を実施することとしておりましたが、今年度から新たにスクールバスの活用を実施することから、教育委員会、PTAとの協議・調整に時間を要しており、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしますが、来年1月をめどに実施できるよう努めてまいります。

次に、第一次産業を考える会の振興計画はでき上がったのか、みなまた型農業をどうつくり上げていくのかとの御質問にお答えします。

初めに、第一次産業を考える会の検討委員会では、ことし3月までにこれからの水俣の第一次産業振興計画をまとめ上げており、実施可能な事業は今年度予算に計上し、実施に移っております。この計画の中では、農業振興策の大きな柱として、①基盤の整備、②担い手の確保、③生産技術向上、④販売・流通促進の4つに区分し、具体的には1番の基盤の整備では、耕作放棄地等を活用した新たな生産団地造成や集落営農組織体制の整備、2番の担い手の確保では、人材育成機会の創出、3番の生産技術向上では、野菜生産拡大支援や環境保全型農業の推進、4番の販売・流通促進では、ブランドづくりや地産地消推進などが盛り込まれております。考える会の全体会議などで今後さらに協議を進めていく中で、追加や修正等が必要となった場合は、その都度柔軟に修正・見直しを行い、本市が進めるべき第一次産業の方向性を示すものとして積極的に活用していきたいと考えております。

また、みなまた型農業をどうつくり上げていくのかとの御質問につきましては、当計画ではお尋ねのように山間地域や平たん地といった地域ごとに区分しているわけではありませんが、特に生産条件の厳しい山間地域では、まずは農地をいかに維持していくかが大きな課題であると認識しております。農地基盤が未整備な場合は、人手が足りず耕作できなくなる、いわゆる耕作放棄ではなく、耕作を断念せざるを得ない状況になりますので、作業効率の向上や労力軽減のための農道などの基盤整備が最も必要ではないかと考えております。また、集落内に水田等の農地が混在する山間地域では、このような管理が行き届かない農地の発生により有害獣被害がふえたり、生活環境に大きな悪影響を及ぼしております。

さらに、農業者の高齢化や担い手不足が加速化している現在、農作業の機械化は必要不可欠となっておりますが、トラクターやコンバインなど、一つ一つの農業機械は購入するとなると大変高価ですので、それぞれの農業経営の中でどのようにして導入するかが農業を継続して営むためのかぎであり、農地の維持・管理につながるポイントとなると考えております。

次に、農業支援体制はどのように取り組まれるのかとの御質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、作業効率の向上や労力軽減のための農作業道などの基盤整備は、山間地域も含め農業の振興には欠かせないものであると認識しておりますので、まずは農道や用排水路整備のための原材料支給、圃場整備などの基盤整備には、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、本市では水田農業を中心とした農作業受託組織の育成・支援を行ってきておりますが、既に越小場地区を拠点にフル稼働で活動いただいている本井木生産組合や、ことしから新たに活動を始める久木野丸ごと農場の取り組みには大変期待しているところであり、関係機関とともに引き続き支援していきたいと考えております。さらに、JAあしきたではことしから農業機械レンタルを始めており、本市ではその費用の約半分を補助する取り組みを実施しています。レンタルできる農業機械は、さまざまな大きさの田植え機やコンバイン、トラクターから小さな管理機まで取りそろえてあり、1日当たり幾らという料金設定になっておりますので、地域や組織などで同時期に同じ作業を行う品目についてまとめてレンタルすれば、経済的・効率的に活用いただけるのではないかと考えております。

また、栽培した農産物は販売して初めて農家収入となり、継続して栽培するための原動力となりますので、本市では流通コストのかからない地産地消による販売促進を支援しているところでございます。給食センターはもとより、道の駅や地域の直売所、JAファーマーズマーケットでこぼん等の販売機関を活用するほか、例えば頭石の栗が地元のお菓子屋さんで食材として活用されている事例もございます。このような、地元の業者などとの契約栽培も一つの方法だと思っておりますので、品目に応じて関係機関一体となって検討していければと考えております。

有害獣対策につきましては、イノシシ等の侵入を防御する電気さく設置とともに、個体数を減らす取り組みが必要ですが、銃による狩猟免許取得者をふやすのは大変困難な状況ですので、本市では電気さく設置補助を拡充するとともに、箱わなによる狩猟免許取得への一部補助を行い、個体数削減へさらに努めていきたいと考えております。

さらに、もともと条件の厳しい山間地域では、一度荒れた農地をもとに戻すのは大変困難な状況にありますので、先ほど申し上げたような農道整備などと一体となった解消対策に取り組むとともに、今年度から新たにに取り組む農地の借り手に推進交付金を交付する農地バンク推進事業などの制度を活用して農地の維持・活用につなげていきたいと考えております。また、国の雇用対

策基金を活用して平成21年度からJAへ委託し、耕作放棄地対策としてアグリサポート事業を実施しておりますが、特に高齢の農家の方々には草刈り等の作業が安価にお願いできるということで大変喜ばれていると伺っておりますので、平成24年度以降も継続できるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 2回目の質問をいたします。

今の答弁の中で、みなくるバス含めて本年10月が来年1月実施になったということですが、これはみなくるバス、あるいは乗合タクシー見直しがすべて1月なのかどうかお聞きしたいと思えます。

みなくるバスは平成15年、たしか1月6日にスタートして、私は即、半年たった平成15年6月議会では、木臼野地区の要望を受けて一般質問して、木臼野までの延伸を強く要請したものです。その後も再三再四、何らかの形での対策を要請してきましたけれども、しかし起点・終点の壁が厚く解決できませんでした。地元16区では何とかしようと社協のバスを借りて、週2回、1日2回ボランティアで運送しています。平成20年12月議会で交通手段の確保は集落維持・再生のためには喫緊の課題であるとして、菊池の乗合タクシーの成功例を挙げて、国土交通省の地域公共交通活性化再生総合事業に実証実験の取り組みを提案したものであります。

22年6月から東部地区で乗合タクシーの実証運行が始まり、今回10月にみなくるバスの木臼野・招川内への延伸が始まることを大変喜んでおったわけですが、残念ながら1月になってしまったということですが、2次質問として、3月実施の木臼野・招川内でのみなくるバス延伸地元説明会での要望事項はどんなことがあったのか。私が聞いているのでは、本音はもうだまさんでくださいよというのが住民の気持ち、声です。なぜかといえば、過去選挙のときに、もう通すがという話もあり、その議員に言えば、それは選挙のときの方便たいというぐらいで、地元住民をだましあるいは、簡単に私が通しますがという当時の市長も話をしたりしていますので、非常にみんな不信感を持っています。

だから、今回もみんな毎回来んでもよかと、そげん期待するもんおらんとぞという声もあります。やっぱり静岡県浜松市では22人乗りのバスが平均乗客数1.1人ということで、住民サービスで始めたが、費用対効果から継続は困難と判断して6カ月でやめたということもありますので、住民は少々不便だっても長続きする、しっかりした事業を望んでいるんです。だからこら付辺はやっぱりしっかり考えた上でやっていただきたい。

それと、平成19年9月議会で中原議員は義務教育無償の原則、行政の公平の原則で児童のバス代無料の公平化を質問されております。当時の葦浦総務企画部長は教育委員会の検討を待ちたいと答弁されていますので、教育長との間で検討も進んでいるというふうに思いますが、平

成20年6月議会では、また中原議員は通学距離2キロメートルではスクールバスで無料、湯の児は4.2キロ、長崎は5キロメートルでは自費だと不公平、学校から遠く住んでいる方は水俣に永住をする人であって、やっぱりそこら付辺、早期に公平にすべきだという質問をされています。まさに山間地集落の担い手対策からも、山間地居住のデメリット解消の観点からもしっかり考えるべきだと思います。今回、そこら付辺についてスクールバスを通すのか、あるいはみなくるバスをその時間帯に学童の帰校時間に合わせて1本入れるのか、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。ですが、どうでしょうか。

それと、農業問題については第一次産業を考える会が2年半たって、全体会議は最初の1回だけ、議会も含め強い期待感があったもんですから、失望感が現在芽生えつつあると、そういう中で昨年9月議会で、22年度中に振興計画をまとめると当時の田上部長の答弁があって、どうなっているのかと取り上げてみたんですけども、素案を見せてもらいましたが、水俣の第一次産業が持つ課題や現状をよく把握はされています。ただ、総花的な面もありますが、まとめとされた点をいかに取り組んで、早急に第一次産業に光を当てていくべきだと思います。高齢化の中、休耕地がふえ、集落内が荒れてきている。村崩壊の危機にある現状をしっかりと意識して、一部の人が賢明に努力して守っているのが現状ですけども、ぜひそこら付辺に力を入れていただきたい。

2回目の質問として、山間地集落の振興の観点から、集落内農地の基盤整備に福島県矢祭町等のように水俣独自の施策を考えるべきと思うがいかがですか。2番目に、アグリサポートが好評であり、24年度以降も続けたいという答弁ですので、ぜひ今後も極力続けてほしいと、これは要望にしておきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） みなくるバスの案件につきまして、第2質問をいただきましたけれども、先ほど御答弁申し上げましたように、最初の計画では10月に運行したいということで鋭意検討をいたしてきましたけれども、答弁に述べましたような幾つかの事情もございまして、やむなく1月に運行をさせなければいけないというような形になりましたけれども、これにつきましては、みなくるバス、あるいは乗合タクシー、それからスクールバス含めて、すべての運行をスムーズにスタートさせると、そういうことで進めていきたいというぐあいに考えております。

それから、3月までに幾つか懇談会を開きまして、幾つかの地元からの要望もありましたけれども、特に御年配の方から多く意見がありましたのが、通院等に合う運行時間等の設定をしていただけないかと、特にこれは木臼野地区とかだけではございまして、市内山間地域満遍なくそういうような病院へ通いたいと、そのための足を何とか確保できんかと、そこまで来てるだけ

ど、なぜここまで延ばしてくれないんだといったそういった要望もありますので、そういったことも踏まえて、今回の新たな公共交通の再スタートという形にさせていただきたいというぐあいに思っております。

それから、そういった意味でもまた今後とも皆さん方の生活の利便を確保するためにもしっかりと考えていきたいというふうに考えます。

子どもたちがバスに乗るときの無料化の問題について、今現在のところ、まだ無料化について俎上に上げて検討いたしているという状況にはございません。まだほかに幾つか先行して調整する案件もございますので、そこまでは至ってございません。ただ、みなくるバスを利用する際に、登校時には運行時刻表に、学校の始業時間に間に合うようにできるわけですけれども、5時限目の授業後に下校する場合、どうしても15時、3時台のバスに間に合わないというか、そういった今実態にございませんで、保護者の方がわざわざ迎えに来ておられるといったこともございますけれども、15時台に増便するということについては、いわゆる経費がどの程度膨らんでくるのか十分に検討する必要はございますけれども、そのほかのですね、あるいは通院・通勤等でバスを利用される方々への影響もございますので、慎重にちょっと検討を進めてまいりたいと、そういうぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁俊君） ただいま議員からお尋ねの質問は、農村に光を当てるべきじゃないかと、矢祭のような水俣型の農業というのができないだろうかというような御質問だったと思います。

たしか、矢祭というのは木の葉っぱなどを料亭とかに納めて、それで大変な収入を上げているとそういうような取り組みをやっているところだったかと記憶しておりますが、農商工連携という言葉がございます。最近はその農商工官連携というようなことがよく言われておまして、例えば水俣でできている生産物、農産物、そういったものを例えば旅館等で提供すると、これはなかなか熊本県全体でも私、ちょっといろいろ取り組みをやろうとしたこともございまして、なかなか簡単にはうまくいかなかったんですが、これは市というようなレベルでやるというようなことは、一つ活路があるかと思っておりますので、そういうような取り組みもぜひやってみたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 時間の都合で3回目は要望にします。

先ほど言われたように、スクールバスを通すのか、時間帯を見直すのか、そこら付辺についてはぜひ今回取り組んでほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、みなくるバス運行で茂川・木臼野間、大変道が狭いところがあります。また、スクー

ルバスが現在やっていますけれども、木臼野・湯出間、大変危険です。また7月大雨災害で県道湯の鶴線がストップになったわけですが、こういうことを含めれば、15区湯の鶴の孤立化を防止するためにも、これをバイパス路線としてやっぱり整備しておく必要があるんじゃないかということで、これもぜひ今後の計画に検討していただきたいと。

それと、先ほどの答弁の中で、有害獣対策、農業機械のレンタル制度、グループ農業、生産品の販売等々答弁ありましたけれども、ぜひ山間地に力が出る施策の充実を急いでやってほしいというふうをお願いしておきます。

それともう1点は、北海道ではこの森林山地が中国資本によって買収されているというのが報道等されています。この水俣ではそういうことがないのかどうか、早目に調査してやっぱり監視をすべきだと、市民からもこういう声、どうなっとなるかという声もありますので、そこら付辺にも視点を置いていただきたいということをお願いして、この項は終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、震災地支援について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、震災地支援について順次お答えします。

まず、夏休み子ども招致事業の評価はどのようにされているのかとの御質問にお答えします。

このたびの夏休み子ども招致事業においては、それまで行ってきた、人・物・金の支援に加え、福島での原発事故による放射能汚染で苦しんでいる福島県民に対して、市全体で温かく迎え入れたいとの思いで実施しました。受け入れに際しては、まずは、子どもたちを放射線の心配から解放し、水俣の豊かな自然の中で思いっきり遊んでもらうことを第一に考えました。そして、豊かな自然と地元水俣市民との触れ合いを通して水俣病の教訓と事実を学んでいただき、地元に戻ってから学んだことを思い出し、伝えることで、強く生きていってほしいと願っておりました。

水俣での滞在が始まると、市役所のみならず、多くの市民、団体、企業等、さらには天草市からも支援をいただき、ほぼ毎日、イベントに参加しながらの市民との交流や見学、体験などのプログラムがあり、子どもたちだけでなく保護者の方々も水俣での夏休みに満足しておられました。これは、当初の思いであった市全体で温かく迎え入れることを、市役所だけでなく多くの市民、団体、企業等からのさまざまな支援をいただいたことにより実現できたのではないかと考えております。

子どもたちは、最初、放射能汚染を心配して草むらに行くのをためらったり、海水浴でも恐る恐る水に入ったりしていましたが、次第に水俣の生活にもなれ、水俣にいた期間が全部楽しかった。また、水俣に来たい。最悪の夏休みのはずが最高の夏休みになったといった声上がるほど、豊かな自然と人情味あふれる住民に触れ合い、放射能の心配のない水俣での夏休みを心置き

なく楽しんだものと思います。さらに、保護者の方々からは、水俣病資料館での語り部の話が心に残った方や、子どもたちには、将来来るであろう苦難にも立ち向かって乗り越えてほしいと願う方もおられ、必ずや水俣病の教訓を福島でも役立てていただけるものと思っております。

次に、今後の支援を何か考えておられるのかとの御質問にお答えします。

今後の支援計画としては、震災により住宅に居住できなくなった方や、福島県において国から指定された区域に居住している方の受け入れを引き続き行うとともに、市職員の被災地への派遣を継続的に行ってまいります。また、夏休み子ども招致事業の来年度の実施についても、今回の実績を踏まえ、内容等を精査し積極的に検討してまいりたいと考えております。

次に、汚染瓦れき受け入れ報道について事実はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

高岡議員の御質問でもお答えしましたように、震災で発生した災害廃棄物を環境省が主体となり、全国規模での広域処理体制の構築を図るために、被災自治体を除く全国の自治体に対し、焼却や埋め立て処理の余力調査が県の廃棄物対策課から本年4月に文書により調査依頼がありました。これは自治体が通常行っている焼却や埋め立て処理に加え、処理能力に幾ら余力があるかという調査であり、処理を受け入れるかの意思表示の調査ではなく、このことは県にも確認し回答を行っております。今回の調査が行われた時点では、宮城県及び岩手県においては災害廃棄物が放射性物質に汚染されているという確認はされておらず、その後、東京都や千葉県のごみ焼却灰から高濃度の放射性物質が検出されてから、両県の災害廃棄物についても問題視されるようになりました。4月の調査以降は何の進展もなく、情報も全くありませんでしたが、8月8日のAERAという雑誌に、汚染された瓦れきを受け入れることに手を挙げたという表現で記事として載ったため、本市に放射性物質に汚染された災害廃棄物である瓦れきが、あたかも搬入されることに決まったかのような誤解を与えてしまったと考えております。

今回の調査の情報は環境省からマスコミに流れたとのことで、誤解を招くような結果になったことには、県から環境省に対し強く抗議を行ったということでありました。4月の調査依頼につきましては、あくまでも処理能力にどれだけの余力があるかの調査であり、調査結果が即受け入れにつながるものではないということは、県の担当課とも共通の認識であることを確認しております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 児童受け入れでは、やっぱり思いっきり外で遊ばせたい。海で遊び、サッカーもしたいという希望に燃えて水俣に来たということで、市長からも春夏秋冬では、ことしは子どもたちにとって悪夢の夏休みになるだろうと思っていましたと、でも水俣に来て最高の夏休みになるのではないかと期待して来られたということで、結果として8月17日お別れ会では親も子も元気

になったと、すてきな思い出をありがとう、水俣は第2のふるさとだという感謝の言葉が述べられたと報道されております。水俣といわき市の心の距離をぐっと近づけ、苦しい人に手を差し述べ、命と環境を大事にする水俣の姿勢が理解される場面もつくり出したとも言えます。取り組んだ皆様方の御苦勞に敬意を申し上げたいと思います。

今後については、心の距離が近づきたいいわき市と連絡をとりながら、今市長言われたように、さらに物心両面の支援に取り組んでほしいと、これは要望しておきます。

それと、AERAの記事ですけれども、AERAの記事は、確かに汚染瓦れきは拡散すると、私は原本持っていますけれども、センセーショナルに書いておりますので、内容を見れば、環境省の前提は放射能汚染はない。瓦れきの処理の流れというこれを見れば、宮城県、岩手県の瓦れき処理で、しかも放射能濃度をはかって、そして問題ないのを42都道府県と572市町村で一部事務組合で処理をしてもらおうというふうになっています。福島県の場合は228トン、これはもう原則県内処理ということで、これについては先日、菅前総理大臣が言って、福島県にお願いをしたという問題もありますけれども、放射能汚染のやつはよそではしないというふうになっているわけです。

水俣として土石流災害は確かに汚染になったわけですね。そういうことを含めれば、要請にこたえる姿勢を出すというのは至極当然であろうといいふうに思います。金もうけのための産廃処分場設置と違って、やっぱり全国民が東北復興のために対処すべき問題の一つと考えますので、苦しい人、地域を助ける取り組みとして私は理解したいと思います。ただ、言われるように市民の理解が必要ですので、ぜひ受け入れる場合は市民に説明、議会に説明をしっかりとやって、間違いのない対処をしていただきたいと、これも要望としたいと思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、海上自衛隊の掃海訓練について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、海上自衛隊の掃海訓練についてお答えします。

まず、水俣市、水俣漁協に説明はあったのかについてお答えします。

海上自衛隊の掃海訓練については、昨年7月に防衛省の職員の方が水俣市役所へ来庁し、平成23年度に予定している訓練の概要や訓練の海面候補として八代海を検討し、関係する漁業協同組合などへの話を進めていくとの説明がありました。それ以降、訓練についての説明はあってはありません。

また、水俣市漁業協同組合に対しては、昨年から数回にわたり防衛省職員が来水し、漁業組合事務所で説明を行い、さらに本年6月の総会においても訓練について防衛省職員より説明があり、組合では、今回の協力要請について理事会や役員・世話人会で継続して協議していく方針で

あるとお聞きしています。

次に、水銀へドロ拡散の心配はないのかとの御質問についてお答えします。

掃海訓練につきまして、防衛省九州防衛局管理部に確認しましたところ、場所としては、八代海沖にて82平方キロメートルの海面設定で、訓練の主な内容としましては、掃海艦艇の機雷探査機（魚群探知機のようなもの）で機雷を探索・探知・種別し、機雷処分具（水中ロボット）で処分する訓練、掃海艦艇で長さ約500メートルのワイヤーで曳航し、ワイヤーに取りつけられた掃海具で機雷を処分する訓練とのことでした。

なお、2つの訓練とも掃海具等で海底を引きずるものではなく、海底に接触せず、海中を航行するよう操作するため、海底への影響はなく、また訓練では実際爆発する機雷を使用せず、機雷の外観をまねた訓練用の機雷を使用するとのことでした。したがって、訓練位置及び訓練内容から水銀へドロの拡散の心配はないものと考えています。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 一番心配するのは、その拡散の心配ですけれども、拡散の心配はないという今答弁ですが、平成16年の秋の水俣版の魚類調査の中で、これまでの調査でカサゴの水銀値は高目に移行したということで、学識経験者による検討会が設置されている。検討会議の答申を受けて再調査をしたけれども、やはりカサゴは依然として高かったということで、原因としては、委員の中から台風の影響があったのではないかという発言があったと、それくらい水銀へドロの拡散の可能性はあるというふうに理解すべきだろうと考えます。確かに底は引かんでも巻き上げるということもあります。そういう心配あるのではなかろうかと。水銀へドロは25 p p m以上は除去をされて、水俣湾埋め立てに処分はされていますけれども、25 p p m以下は海岸に堆積しているわけですよ。除去後30年を経過していますから、どんな形になっているのか確認はできませんけれども、6年前に問題が現実的に起きていますので、慎重の上に慎重を期さねばならないということだろうというふうには考えます。当時は検査データも風評被害が心配されたものですから、風評被害を大変心配したものです。

そこで質問します。10日間も拡散することを考えれば、今安全だ、大丈夫だと言われますけれども、今までつくり上げた水俣の魚の安全性に影響が出るならば、やっぱり断るべきじゃないかと、水俣としてやっぱりそこでやってくれるなと言うべきじゃないかと、そういう点についていかがかお尋ねします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 掃海訓練をすることによって魚の安全性の影響ということが懸念されると、懸念されるのであればお断りするべきじゃないかというお尋ねでございましたけれど

も、今回の掃海訓練で実際に魚等の数値が高く検出されるか、今のところ想定はできないということでございます。そういうことでございますので、仮に数値等が変化した場合には熊本県のほうからも連絡があることになっておりますし、現状では、断るべきではないかという御質問でございますけれども、そのようなことで見守りたいというぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 今の答弁の中で、数値等が変更になれば県から連絡があるということですが、7月27日に水俣湾での水銀調査用の魚が捕獲をされました。そして結果の公表は来年6月、1年後に公表するわけですね。埋立地にしてでも耐久性の問題からも、今、水銀調査とか何かさかれていますけれども、新たな漏れによる水銀値が上昇ならば、即対応しなければ、1年前から漏れていました、魚の実験をしました、人間実験をしましたということでは、水俣病時、また水俣病問題の再来になる可能性もあります。だからこの問題は、例えば掃海訓練したならば、即調査をして、トータル水銀、メチル水銀等については即できるわけですから、ぜひしてもらいたいし、この県の調査もできるものは早く発表してもらいたいと、そういう要請をすべきだと思いますが、これについてどう考えますか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） ただいまのお尋ねでございますけれども、そのように十分検討してまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、県境での地域住民安全対策について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、県境での地域住民安全対策についてお答えします。

まず、県境をまたぐ問題での住民安全対策の取り組みはどうなっているのかについてお答えします。

日ごろから本市においては県境に限らず大雨による土砂災害・洪水、台風や地震などの災害に備えるため、防災に関する話し合いや危険箇所の確認、災害警戒時の情報共有や避難対策など地域の自主防災組織と連携しながら対策を進めています。災害発生時における対応は、平成20年11月に隣接する鹿児島県出水市と平成21年4月に鹿児島県伊佐市と災害時における相互応援に関する協定を結び、県境を越えて協力することとしています。協定書に基づき、平常時から防災担当課の連絡先や生活物資の供給、被災者の救出、医療、支援資機材などの情報交換を行っており、災害時の応援活動が円滑に進むような体制をとっています。

次に、旧境橋水俣側で交通事故がよく起きていると聞くが、要望等聞いておられるかとの御質

間にお答えします。

熊本県と鹿児島県の県境、境川にかかる境橋につきましては、国道3号の新道にある新県境橋、いわゆる新橋と旧道にある境橋とが存在しております。この旧道にある境橋が市道神川3号と交差する地点につきましては、鹿児島県側から旧境橋を利用し、熊本県側に設けられた駐車帯に進入する車両と市道神川3号を通行する車両とでの交通事故の危険性があります。平成19年には、地元からの通行規制との要望を国土交通省鹿児島国道事務所長に対してお伝えしたところです。

その後、国道管理を行う国土交通省の八代、阿久根の両維持事務所、交通規制等を行う水俣警察署、出水警察署、さらに交通安全対策を行う本市とが連携して可能な限りの対応を行っております。その内容は、大型車両の進入を抑制するための措置につきましては、ほかの車両の安全な通行を阻害するおそれがあることから、規制にかかわる措置は行わず、車両の減速や徐行を促し安全を確保しようとするものでした。具体的には、車両の運転手に減速等の注意喚起を行うため、平成21年度に、国土交通省においては境橋及び交差点付近に、また本市においては市道神川3号に交差点注意などの路面標示を行ったところです。その後、交通事故の報告や地域からの改善の要望等はお受けしていないことから、交通安全の向上に一定の効果があったものと考えております。また、このことは水俣警察署交通課におきましても同様の御意見でございました。

とはいえ、国道3号旧道と市道との交差付近は、交通に注意すべき箇所であることには変わりありません。今後も引き続き、運転手や地域住民へ交差点での注意を促しながら、交通安全対策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、境川内に生育する駄竹除去の要望は聞いておられるのかとの御質問にお答えします。

ことし2月に開催しました市長と語る地域懇談会での席上、地元の方から、境川に竹などの立木が生い茂り、環境や川の排水能力低下など懸念される箇所があるため、雑草や立木を除去していただきたいとの要望を受けました。現地を確認したところ、川底から高さ3メートル程度の竹が生い茂り、川の流れを阻害する箇所があったため、河川管理者である県へ支障木の除去を要望したところ、ことし3月末に集落周辺の一部について除去していただきました。なお、県によりますと、今年度も雑木類の除去を計画しているとのことです。今後とも、市としては県に対し境川の維持管理を継続的に行うよう要望していきます。

○議長（真野頼隆君） 緒方誠也議員。

○緒方誠也君 確かに、境橋あたりの交通事故は少し減ってはきているんですけども、こういう処置されてからもまた事故は起きています。だからこの問題では地元の人は、水俣側にあるクスの植木がやっぱり問題だと、茶店に大型車を入れるときに大型車が入りにくいということで、その植木をもう思い切って伐採したらどうかと、除去したらどうかという声もありますので、ぜひこれについても検討を依頼していただきたい。

それと、確かに河川の雑木については市長と語る会で要望があり、早速市長が視察をして、そういう伐採をしてもらったというので感謝をされております。ただ、これと同時にやはり完全に除去をしないとまた出てくるということで、ぜひこの境橋を、鹿児島県と熊本県の県境は川の真ん中だということになりますので、両方話し合って、ぜひ上流まできちんとするというふうに取り組んでいただきたい、要望していただきたいということをお願いして終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で、緒方誠也議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午後0時09分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 こんにちは。

日本共産党の野中重男です。

3月11日の大震災と原発事故は今でも多くの人々に苦しみを与え続けています。同時にこの危機は国民の皆さんの政治や社会への見方や価値観、生き方について変化をもたらしていると思います。これまで安全と信じてきた神話が何だったのか、あるいは大量消費社会のままでいいのか、被災者のために自分にできることはないのか、何か役に立ちたい。あるいは生き方については、今回の大震災を経て、人と人とはやっぱり支え合って生きているんだと、こういう思いを改めて考えなおさなければいけないのではないか、こういうような思いが国民の皆さんの中に広がっていないでしょうか。

中でも、国策としてはエネルギー問題は国家のありようが問われる課題でありまして、中央の政治がどのように動くのか、あるいは地方政治においても、どの方向を目指すのかが注目されています。日本では、原発利益共同体と言われるところ、いわゆる電力会社、原発メーカー、鉄鋼・セメントメーカー、大手ゼネコン、金融資本が一部の政党と政治家、高級官僚、御用学者、巨大マスコミをコントロールして、うそをついて国民をあざむき、利益をむさぼる体制が続いてきました。このような体制をそのまま続けるのか、あるいは原発からの脱却を図っていくのか、今国民のまなざしは鋭くなっていると思います。地方の政治においても、市民の皆さんの目は一層澄んできていると私は考えます。そのような視点から、以下質問をいたします。

1、水俣病について。

①、熊本・鹿児島両県の直近半年間の特措法申請者数について。

②、両県に水俣病認定申請を行った住民の中で、死亡された人の特措法への申請状況について。
③、特措法に基づく申請をして非該当になった人が異議申し立てを行いました。これに対し、非該当の通知は行政処分ではないと熊本県は答えたと報道されていますけれども、これをどのように考えるか。

2、再生可能エネルギー政策の推進について。

①、市が関与する再生可能エネルギーの活用状況について。
②、市内での太陽光発電と太陽熱温水器の普及数について。
③、熊本県が水力発電の可能性を探る会議を立ち上げています。この会議の内容と水俣市のこれからの関与について。

④、再生可能エネルギー活用の今後の考え方について。

3、環境まちづくり円卓会議について。

①、5つの円卓会議がつくられたが、それぞれの会議の専門家・有識者・市民参加の人数について。

②、円卓会議の今後の進め方について。

4、福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについて。

①、どのような経過で水俣に来られることになったのか。
②、東京電力福島第一原子力発電所事故後、今回来られたいわき市の子どもたちは、いわき市でどのような生活を送っておられたのか。

③、水俣での受け入れの様子について。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病について及び再生可能エネルギー政策の推進については福祉環境部長から、環境まちづくり円卓会議については副市長から、福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 水俣病について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 水俣病についての御質問にお答えします。

まず、熊本・鹿児島両県の直近半年間の特措法申請者数についての御質問についてお答えしま

す。

熊本・鹿児島両県にお尋ねしたところ、平成23年2月分から平成23年7月分までの熊本県はそれぞれ、586件、859件、376件、338件、544件、289件、鹿児島県は、それぞれ、727件、950件、379件、325件、459件、256件で、両県の合計はそれぞれ、2月分は1,313件、3月分は1,809件、4月分は755件、5月分は663件、6月分は1,003件、7月分は545件となっています。

次に、両県に水俣病認定申請を行った住民の中で死亡された人の特措法への申請状況についての御質問にお答えします。

認定申請されてお亡くなりになった方からの申請という区分では、データの整理は行っていないとのことでした。ただし、死亡された方の特措法への申請に関しましては、7月末までで、熊本県では56件、鹿児島県では23件とのことでした。

次に、特措法に基づく申請をして非該当になった人が異議申し立てを行った。これに対し非該当の決定は行政処分ではないと認識していると熊本県は答えたと報道されている。これをどのように考えるかとの御質問にお答えします。

熊本県の認識につきましては、慎重な検討の上での判断であると理解しておりますが、このたびの見解については法律の解釈でありますので、国に確認中であるとのことでありました。市としましては、その結果を待ちたいと考えます。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

特措法の申請状況は6月議会でも聞きましたけれども、あのときは5月までの結果でした。その後、6月が1,003件、7月545件ですので、引き続きたくさんの方が申請され続けているという数字だろうと思います。当初、3年以内に終わるということで、ことしの12月までで受け付けを切ってしまうようなことがありましたけれども、この動きでいくと、とても2年以内に受け付け終わってというのは私はならないと、そのように思います。

ところで、論点を絞っていきたいと思いますけれども、今名乗り出ている人たちの特徴は、環境省が地域指定外と言っているところからの申請者がかなりの数続いているということだろうと思います。そもそも地域指定外というのは、特措法そのものが救済する被害者をいかに少なくするかということを前提につくられていると私は思っておりますけれども、この点では幾つもの縛りがかけられているという法律だというふうに思っています。

それで、そういう前提のもとに幾つか質問しますけれども、市長だとか執行部も御存じだと思いますけれども、特措法に基づく救済の申請のしおり（新規申請者用）というこういう書類があります。これは環境省と熊本県がつくった資料ですけれども、「はじめに」が1、2番目が「給付を受けるには」というふうになっていまして、給付を受けるにはの1番が救済対象となる方、

2番が対象地域というふうになっているんですね。対象地域で何って書いてあるかという、対象地域とはそこに居住する人が通常起こり得る程度を超えるメチル水銀の暴露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として県が定める以下の地域を言いますというふうになっています。

それで、そもそもの疑問なんです、私は。昭和30年代、40年代、50年代、そして現在でもそうなんですけれども、チッソを初めとする国・熊本県が、患者が多発したかどうか、この調査をしていないのに、多発しているとか、多発していないとかで線引きすることが、そもそもできるのかということです。自分で調査を行って、ここは患者出ていないと、多発していない、あるいは出ているという調査をやっておれば、こういう規定をするには私は納得いくんですよ。ところが、そういう調査もされてないのに、こういう特措法に基づく申請書などに線引きをしているというのはいかに不合理かというふうには私は思っています。これについてはどのようにお考えなるか。

第2は、地域指定外とされているところでは、被害者の職業によって救済範囲を絞り込んでいくというふうには私は思っています。そこで考えをお伺いしますが、行政から水俣病認定とされた人あるいは95年解決策で救済された人、今回の特措法で既に救済対象者となった人で、漁業に従事していた人だけが救済対象に入っている、あるいは認定になっているというふうに理解されているかどうかという以上2点についてお伺いしたいと思います。

それで、今3番目の答弁のところ、非該当について法律上の処分か云々かんぬんで、法律的な解釈があるので今問い合わせしているという答弁だったろうと思うんですけれども、そもそも特措法は行政不服の規定が法律に書いてないんです、以前も言いました。これは私は行政不服だとか非該当だとか、あなたは救済対象外ですよと言われた人が、その処分に対して異議を申し立てるといっても一切もう許さないと、さっさと終わってしまうんだ。そして、JNCの株を今チッソが持っているわけですが、早く市場に出して、それを分社化するための手続上の動きを早めるんだということで特措法がつけられているというふうには私は思っておりますけれども、そういう性格をあらわしていると私は思っています。

特措法そのものの性格だというふうに思いますけれども、ところで、インターネットで調べればわかるんですけれども、昭和37年に行政不服審査法という法律があります。これは憲法上の規定で、行政が行った処分については国民は異議を申し立てることができる、あるいは陳情を請願することができるというのがありまして、それに基づいてできた法律だと思うんですけれども、規定がない場合はこの行政不服審査法という法律に基づいて審査されるというふうになっていますので、当然これはどういう解釈になるかわかりませんが、こういう異議申し立ては手続はされるもんだと私は思っています。これについては、環境省等の動きを見たいと思っておりますけれども、どんなに地域外だ、あるいは職業的な縛りがかかったとしても、汚染の事実に基づ

づくこれからの動きについては無視できない。被害実態に基づいて今後も事態は動いていくというふうに思っています。

これは指摘して、2点について質問しましたので、これについての答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 第2の質問にお答えをしたいと思います。

まずは1点目が地域指定の件だったかなと思いますけれども、やはり地域指定の設定につきましては、水俣病患者さんが確認をされた地域を考慮してそういう地域指定がされているのかなというふうには理解をしておりますけれども、地域指定につきましては県のほうが適切に判断されるかと思っておりますけれども、なるべく多くの方に申請をしていただいて、広く救済をされることを希望したいというふうに思っております。

それと職業の件につきましては、救済対象者の職業につきましては、必ずしも漁業従事者だけがそういう対象者ではないというふうに思っております。この対象者につきましても、やはり皆さん申請をしていただいて、広く救済をしていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁、私もそのとおりだろうというふうに思います。

それで、3点目なんですけれども、今御答弁ありましたし、私も指摘したんですけれども、みずから調査していないのに、地域の指定、縛りをかけてる。そもそも地域を指定する資格のない人が線引きしているわけですから、そもそもおかしいと思っております。こういう不合理だとか、あるいは職業のところでも、いろんな業種の方たちが被害を受けておられるわけですから、これらについてはやっぱり見直す必要があるんじゃないかということを経済省なり国に、水俣市として機会をとらえて物を言っていくということが必要なんではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか、これが第1点です。

第2点目は、1回目の答弁の中で認定申請中の死亡者の数と、その中から特措法の申請者が何人出たかというのは行政で統計がないという答弁でしたけれども、7月末までの申請が熊本で56、鹿児島で23だったのでしょうか。まだ私の実感からすると、これ少ないと思います。実は私もことしの春ころまでこの制度があるというのを正確に理解しておりませんでした。ですから、改めて市報には1回記事として出してもらっているんですけれども、特措法が始まる時にA4版のチラシを熊本県なりでつくられて、それを市報の中に入れるというのがございました。こういうのを改めて環境省とか熊本県に費用出してもらって市報にも入れるというようなことで働きか

ける、あるいは入れてもらおうと、そういうような取り組みができないかどうか、以上2点について。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 国・県に対して意見を申し上げるのはどうかということですが、意見を述べることにつきましては、市長もこれまでたびたび何度となくそういう意見を申し述べておりますし、やはりそれプラスそういう健康に不安に思われる方がいらっしゃれば、ぜひ、この機会に申請をしていただいて救済されることを希望をいたしております。

それと、亡くなられた方への相続人の申請に周知についてですが、これにつきましては各戸に周知文書を配布したいとそういうふう考えておりますし、それ以外の新規の申請者につきましても、さらに申請をしていただくように市報等で周知をしていきたい、そういうふう思っております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、再生可能エネルギー政策の推進について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、再生可能エネルギー政策の推進についてお答えします。

まず、市が関与する再生可能エネルギーの活用状況についてお答えします。

自然界で起こる現象から取り出すことができ、一度利用しても再生可能な枯渇しないエネルギー資源として近年注目を集めている再生可能エネルギーとしましては、太陽光、太陽熱、風力、地熱、中・小水力、波力等があります。これらのうち本市では、平成21年6月から太陽光発電、または太陽熱温水器を設置した市民に対し補助金の交付を行っております。また、平成22年度には国の補助制度を活用し、市役所庁舎の秋葉館、東館及び庁舎前カーポートに太陽光発電装置を設置し、環境モデル都市にふさわしいクリーンエネルギーの導入を行いました。さらに、市役所1階ロビーにあるモニターに現在の発電量を表示できるようにし、市民への啓発も行っております。

昨年度は、これらのほかに小水力発電、波力発電の実証実験を行うとともに、同時に波力、太陽光、燃料電池を使った水俣版スマート・グリッドの実証実験も開始しております。

次に、市内で太陽光発電と太陽熱温水器の普及数についてお答えします。

先ほどの御質問でお答えしましたとおり、本市では平成21年6月から太陽光発電と太陽熱温水器の設置者に対し補助を行っておりますが、この補助制度ができる以前に設置された方、または補助制度を御利用なさらず設置された方については把握することは困難であります。したがって、本市の補助制度の利用者数についてお答えをさせていただきます。

平成21年度の補助件数は、太陽光発電44件、太陽熱温水器2件、平成22年度は太陽光発電45件、太陽熱温水器14件、今年度は8月31日現在で、太陽光発電56件、太陽熱温水器33件となっております。市民の皆様にも多数利用していただけているのは、新エネルギーに対する市民意識が高まってきたものであると考えます。

次に、熊本県が水力発電の可能性を探る会議を立ち上げている。この会議の内容と水俣市の関与についてお答えします。

熊本県小水力発電研究会は、持続可能な分散型エネルギーとして期待される小水力発電について、導入促進と産業振興の両面での事業化を効果的・効率的に進めるため、企業、団体、研究機関、行政機関等多様な主体が参加する課題解決のための研究の場として設置されたもので、今後の調査研究を通して、汎用性・波及性のある事業モデルを創出し、事業化を推進していくことにより、地域の活性化、県内産業の発展に寄与することを目的として本年度に設立されています。本市も、小水力発電の可能性等について情報を得るため、第1回会議に参加いたしました。会議では、技術面での話や採算性についてなど、検討・研究していくとのことでした。今後とも本市にとって大変有意義であると考えておりますので、研究会の動向に注意を払ってまいりたいと思っております。

次に、再生可能エネルギー活用の今後の考え方についてお答えします。

エネルギー問題につきましては、東日本大震災により福島第一原子力発電所の爆発事故により、そこに暮らしていた方々が帰還できないというような極めて憂慮すべき事態に陥っております。去る4月26日、市長が国内外に対し、東日本大震災の一日も早い復興に向けた緊急メッセージを發しましたが、水俣だからこそ環境に負荷を与えない再生可能エネルギーを主体としたまちづくりを進めていく必要があると考えます。

本市では、これまでも産・学との連携協力のもと、太陽光発電、小水力発電、波力発電を活用した次世代送電網といったシステムづくりなど再生可能エネルギーに関する実証実験の取り組みを進めてまいりました。これらの実証実験の結果等をもとに、さらに本市においてどのような再生可能エネルギーの導入がふさわしいか、効率性等も検討しながら、具体的な導入に向け調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 かなり詳しく答弁いただきましたので、今答弁いただいた中身、それからこれからこの再生可能エネルギーの活用を今後どのように進めるのかなどについては、基本的には私もそのとおりだというふうに思います。この方向こそ、僕はエネルギーの発展方向だと思いますし、市内の事業者の仕事興しにもなっているというふうに思います。特に太陽光発電だとか太陽熱温水器の補助件数が伸びているという、21年、22年、23年と比べますと、23年伸びていますよね。

半年でしかないのに伸びているというのは、御答弁あったとおり意識が変わり始めたということのあかしかなというふうに思います。

これから、さらにこういう方向を進めていただくために提案が中心になるとは思いますけれども、幾つかの資料もお示ししながら提案をしたいとしますので、最後の質問しますから、よろしくをお願いします。

先日、原発からの撤退を目指し、資源エネルギーへの転換を求める水俣の会の講演会がありまして、環境エネルギー政策研究所の山下先生から話を伺う機会がございました。環境エネルギー政策研究所というのは、代表が飯田哲也という方で、先日のNHKで2時間夜7時半から10時ごろまでぶっ通しでこの問題議論したときに、パネラーとして専門家として出られていた方が飯田哲也さんです。そこの研究所の方の話であります。

1番目ですけれども、現在日本では石油や石炭、天然ガスなど化石燃料を使って大半のエネルギーを供給しているけれども、化石燃料は長期的な価格上昇が考えられる。石油はあっても安い油が入らないという指摘でした。

財務省の統計があります。財務省貿易統計資料によりますと、化石燃料類の日本のGDPに占める輸入費用は1998年が費用として1%、2008年には4.6%になった。つまり4.6倍に輸入化石燃料の費用が上がったということでありまして。化石燃料が枯渇しますと、ますます上昇していくというのはだれでも理解できることです。

2番目は、近いうちに、原子力発電所の老朽化と原発廃止措置によって原発廃止が予想される。

3番目、現実的にはドイツやイタリアなどの自然エネルギーへのシフトが計画的に進められておりまして、この流れがさらに可能になっていくのではないかと。

4番目ですけれど、世界の流れは加速度的に自然エネルギーに移行している。世界の新設電源の半分は自然エネルギーが今行っている、既存電源の25%が自然エネルギーになっている。世界の自然エネルギー容量は、1位が中国、2位米国、3位カナダ、4位ブラジル、5位ドイツ、それぞれ個別に申し上げますと、風力については中国が1位、バイオマスは米国、地熱は米国、太陽光発電はドイツ、太陽熱温水器は中国となっているということです。

5番目、日本の自然エネルギー発電量は2009年末で3.4%、すべての発電容量のうち、3.4%でしかない。いかにおくれているかということが言えます。

それで、今度提案されている補正予算でも医療センターや水道局の施設に太陽光発電装置を設置するという予算が組まれているようではありますけれども、これらの政策をますます進めることが必要だろうというふうに思います。

それで提案なんですけれども、太陽光発電では行政施設で設置どころについては、設置できるところはさらに進める。2番目は、民間でも進むように誘導援助する。3番目は、ヨーロッパの

ドイツだとかオランダだとかベルギーだとかいろんなところで今進んでいるんですけども、市民ファンドの立ち上げを奨励すると、そして再生可能エネルギーを起こす法人がつくられて、それが電力を起こしていく、こういう手続面や技術面でも行政として援助できるところは援助する。

それから、小水力については、イノシシの電さくが進むようにだとか、あるいは前の同僚議員の方の質問で、この辺についてはもっと補助率を上げるという答弁もあったと思いますけれども、この手続なども援助する。もう一つ、小水力では水利権問題があつて、以前と比べると随分手続が簡素化されたというふうになっているんですけども、まだまだややこしい手続がいっぱいあるというふうに聞いています。これらについてはこの障壁ができるだけ低くなるように書類づくりだとかを援助すると、あるいは水利権については、水を取って水田だとか何かされる方が優先だと思いますけれども、それを妨害しない形で水利権の活用についての緩和措置についても政府に働きかける。

風力については、人間や鳥類、動物など自然環境に負荷をかけない方式、九州大学が最近開発したというふうになつておりますけれども、これが実証実験に入っております。これらについて情報を収集し、民間でも開発が進むように見守っていく。こういうような政策が進められるように、環境モデル都市になるんでしょうか、企画になるんでしょうか、そういうところにこういう自然エネルギーを開発する、あるいは知恵も行政の中で蓄積していく、民間の取り組みに援助する、そういう部署と担当者等決めながら推進するようなシステムをつくったらどうかというふうに思いますけれども、これについての考え方はいかがでしょうか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 手続とか働きかけとかそういう貴重な御提案をいただきまして、ありがとうございます。市としましてもやはり、これからは自然エネルギーといえますか、太陽光、小水力など再生可能エネルギーへの転換を進めていかなければならないなというふうには思っております。

議員御提案のありました1つの部署で1つの担当者を決めてすべてやるというようなことにつきましては、当面はちょっと厳しいのかなというふうに思っておりますので、今、担当各課でやっておりますけど、やはり各それぞれの担当者を決めて、各課、各担当者連携を密にしながら、再生可能エネルギーの普及に当面は努力をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、環境まちづくり円卓会議について答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、環境まちづくり円卓会議について、5つの円卓会議のそれぞれの専門家、有識者、市民参加の人数についてお答えします。

まず、環境に優しい暮らしの円卓会議は、大学から1名、民間金融機関等から3名、計4名の有識者と、市民から寄る会、自治会、J Aなどの団体、組合、市民公募を含め17名程度の参加を予定しております。

次に、観光と公共交通円卓会議は、観光事業者、鉄道事業者、研究機関等から計5名の有識者と、市民から商店会連合会、湯の児・湯の鶴温泉、J R、バス会社など団体、企業及び市民公募を含め30名程度の参加を予定しております。

次に、環境大学・環境学習円卓会議は、大学から2名の有識者と、県内大学関係者、環境団体及び市民公募を含め10名程度の参加を予定しております。

次に、エネルギー産業円卓会議は、研究機関、民間事業所から3名の有識者と、市民からエコタウン協議会、J N C、青年会議所など企業、団体及び市民公募を含め10名程度の参加を予定しております。

次に、ゼロ・ウェイスト円卓会議につきましては、ゼロ・ウェイスト宣言を行っている自治体の職員や検討するテーマに応じた有識者の参加を適宜お願いしていきたいと考えております。また、市民からリサイクル推進員、ごみ減量女性連絡会議、エコタウン協議会などの団体及び市民公募を含め13名程度の参加を予定しております。

次に、円卓会議の今後の進め方についてお答えします。

昨年度、東京大学大学院教授の大西先生以下、多くの有識者により、環境の改善・保全とまちの経済・社会の発展を両立させるをテーマに、エネルギー・産業、教育・研究機関、生活・観光の3分科会を設け、議論を積み重ね、本市のこれからのまちづくりを進める上で強みを発揮できると考えられる要素の提案をいただきました。本年度は、この提言を参考に9月以降、5つの円卓会議の中で、市民、企業、有識者、行政などさまざまな立場の参画を得て、具体的なプロジェクトの検討を行い、総合計画や環境モデル都市アクションプランへの反映、次年度事業への予算化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

取り組みを進めていく上では、市民が主役であるとの認識に立って、それぞれの立場や枠を超えた協働の取り組みを進めることが肝要と考えております。既に市民公募を行い、これまでの市民公募に加え、新たに二十数名の方々に応募いただいておりますので、5つの円卓会議に参加していただき、市民の皆さんの声が反映される取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、円卓会議における検討につきましては、市民等への広がりを図るため、適宜、市報やホームページ等を活用し、検討内容の報告や参加の呼びかけを行ってまいりたいと考えております。また、円卓会議の開催につきましては、毎月1回程度の開催を予定しております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 それぞれの5つの円卓会議の人数だとか専門家、有識者市民参加の数についても御答弁いただきましたけれども、これから動き出すということだと思いますので、基本的にはまちづくり研究会の報告書で材料が、材料といいますか、分析が出ておりますので、それをどう市民の知恵を集めてつくり上げていくかという流れになるのかなというふうに考えています。

それで2回目の質問ですけれども、この会議が当面本年度23年度、ですから来年3月までで月1回程度開かれるんだろうと思いますけれども、そこで煮詰め切れなかったことについては来年度以降にも続くのかなと思ってるんですけれども、来年度以降も続くのか、そしてそのときに環境省などからの予算がつくのかどうか、この辺の見通しについてまずは1点です。

それから、2点目ですけれども、9月4日に全大会が開かれたという新聞記事になっております。この会議はどういう性格の会議だったのか、それから、ここに公募した市民は参加されたのかどうなのか。

3点目は、円卓会議によっては人数に随分ばらつきがあるなというふうに思いますので、さらに、ぜひとも自分は参加したいというような希望者がいらっしゃったら、市民公募の中でさらに追加していくことは可能なかどうか、計4点質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） まず、1点目ですけれども、この会議が煮詰め切れなかった場合、来年度以降に続くのかということでございますけれども、基本的には昨年度、専門委員の先生から提言をいただいたものを、ことし具体的に進めていくということで、プロジェクト案まできちっとつくって、次年度以降の予算に反映していきたいというのが今回の目的でございます。大体月1回ぐらいの円卓会議を予定しているんですけれども、それでもやはり足りないかなということ考えられますので、それぞれ個別に、例えばその中でも分科会とか、検討するものが時間が足りないというものであれば月2回とか、さらに充実した会議になるような形で推し進めていきたいと思っております。

ただ、検討をずっと続けていくことが必要かということにつきましては、ことしのいろんな進捗も待たなければいけないんですけれども、やはり検討ばかりしてたってなかなか現実性につながらない部分もありますので、できるだけ年度内に検討を終えるぐらいの取り組みをしないと進んでいけないと思いますので、できれば今年度中にまず1つの答えを出していきたいと思っております。来年度以降という声が出てきたときに、円卓会議自体は続きますでも、さらに環境省の補助金とかについては、これはこれからの問題ですけれども、現段階ではまだそこまでは考えていない状況です。

9月4日の合同会議があったのはどういう性格かということございますけれども、基本的には円卓会議でいろんな議論していただいた内容についてまず固めていただいて、それを合同部会、これは環境モデル都市推進委員会とか、市役所の職員で構成する本部会、市役所の幹部で構成する部会をまたつくっておりますけど、それと専門家による有識者の方々に合同で会議を開いて、それぞれのプロジェクト案をまたさらに実現化に向けて検討していく。それと上部計画に総合計画とか環境モデル都市アクションプラン等々がありますので、そことの整合性も含めながら検討していきたいということで、それぞれこういう形で進めますよという一応の方向性と、去年行われたまちづくり研究会の報告と、主にはその2つのことを9月4日に会議の中で進めていったところでございます。

それと人数にばらつきがあるんで、これから追加ができないかということもございますけれども、市報でもお願いしたんですけれども、大体各部会に10名程度ということをお願いしていたんですけれども、現在非常に人数、逆に言えば多くなり過ぎているというか、まあ多くなることはいいんですけれども、なかなかそれぞれの個々の発言についてもなかなか進んでいかないということがございますので、できればこの人数で最後までやらせていただきたいということと、実は公開で円卓会議しますんで、できればそういう、もし興味がある方については、その公開の場で意見をその中で、例えばペーパーに出すとか、そういう形で参加者にもいろんな意見をお聞きする機会をつくりますので、そういう形で進めさせていただきたいなと思っております。

ということで、市民公募はまだしないのかということもございますけれども、今のところは考えておりません。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 質問ではありませんけれども、新たな3.11があって再生可能エネルギーが見直されて、水俣市がこの間進めてきた環境のまちづくり、その方向が21世紀の大きく広がる流れだというのが今認知をされ始めてる。広く認知され始めてるという大きな流れが始まっているというふうに思いますので、この流れをいろんな分野で進めていく政策づくりがこの会議になるのかなというふうに思いますので、引き続き頑張って進めていただきたいというふうに思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについて答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、福島県いわき市の児童と保護者の受け入れについて順次お答えします。

まず、どのような経過で水俣に来られることになったのかとの御質問にお答えします。

このたびの東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故における風評被害と、福島県からの避難者に対する偏見や差別があることを知り、とても心を痛めました。水俣市は水俣病の被害による偏見や差別、物が売れない、人が来ない、就職を断られる、婚約が解消されるなどの影響を受けたことがあるまちです。このような悲劇を二度と繰り返してはならないと考え、4月26日に国内外に向けて緊急にメッセージを表明し、同時に福島県からの避難者を温かく迎え入れていきたいと表明をいたしました。

その後、具体的支援策を検討していたところ、6月10日に福島県いわき市とつながりのある市民の方から、いわき市の児童を夏休み期間受け入れてほしいとの申し出がありました。私は、現地の状況を把握した上で受け入れるかどうかを判断したいと思い、震災のちょうど4カ月後の7月11日に現地のいわき市へ赴きました。実際に現地に入ったところ、海岸に近いところは、津波の被害で遠く先の海が見えるほど何もなくて、想像を絶する状況でありました。また、車内で聞くラジオからは本日の放射線量情報が毎日放送されており、日常生活の中で日々放射線量を気にしながら生活を送らなければならない状況であることが容易に想像できました。その日、実際に、水俣市に一時避難を要望していた子どもたちの保護者4名と面会をいたしました。子どもたちの外での活動が制限されるなど不自由な生活を余儀なくされていることや、子どもの将来への心配についてなど、涙ながらに話す保護者の方々を見て、一刻も早くできることをしなければとの思いから受け入れを決めました。

次に、東京電力福島第一原発事故後、今回来られたいわき市の子どもたちはどのような生活を送っておられたのかとの御質問にお答えします。

いわき市の皆さんからお聞きしたところでは、子どもたちは、放射線による被曝を防ぐため、体育の授業を体育館の中で行っており、運動会も中止になったそうです。さらに、家に帰っても外で遊ぶ時間が制限され、外出するときは必ずマスクと長袖の服を着用しなければならないといった、遊び盛りの子どもたちにとってはとてもストレスがたまる環境での生活を送っていたそうです。また、ほとんどの家庭で、自家用車に非常用の生活物資を常時積んであり、非常時にはすぐに避難できるよう準備しているとのことでした。

次に、水俣での受け入れの様子についてお答えします。

水俣での滞在期間中は、先ほど緒方議員にもお答えいたしましたが、市役所のみならず、多くの市民、団体、企業及び天草市から支援をいただき、ほぼ毎日、イベントに参加しながら市民との交流や見学、体験などのプログラムがあり、子どもたちだけでなく保護者の方々も水俣での夏休みに満足しておられました。

ここで、いわき市の皆さんからいただいた水俣での思い出の一部を紹介させていただきたいと思います。

子どもたちからは、海がとてもきれいだった。花火がとってもきれいだった。船に乗って化石掘りをしたのが楽しかった。初めてのスキューバダイビングが楽しかった。いわきでできなかったサッカーの練習ができてよかった。また保護者の方々からは、子どもたちの中には水俣にいた期間が全部楽しかったと言う子どももいます。私も子どもたちのそんな姿を見て、改めて水俣の方々に感謝しています。子どもたちにとって、何で長期間このように水俣に来ることになったのか、今はまだわからないと思うけど、将来来るであろう苦難にも立ち向かって乗り越えてほしいと願っています。ずっと水俣にいたいなと何度も思いました。水俣は第2のふるさとになりました。いろいろ応援してくださった市民の皆さんのことは絶対忘れません。また、子どもをいかに放射能から守るかという大変な生活になりますが、水俣で励ましてもらったことを思い出して頑張っていきたいと思います。負けたらいかんですの言葉を胸に刻み頑張ります。このほかにも、ほとんどの子ども、保護者からまた水俣に来たいですとの言葉をいただいております、今回の受け入れが大変有意義であったものと確信しております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 子どもたちの感想、それから保護者の方たちのお手紙なんでしょうか、紹介していただきましたけれども、なかなか私どものところには情報が全部伝わってこない。テレビを見ても、あるいは新聞でも、生々しい原発周辺の人たちの動きはどうなんだろう、どんな生活をされているんだろうかというのが伝わってこないのが今の状況ですね。特に福島第一原発の中の情報については報道管制されてて、東電が発表する情報しか外に出てこない、まさに報道管制があります。そういう中で改めて現地の人たちがどんな思いで生活されているのか、子どもたちはどういう制限の中で生きているのかということに、いま一度思いを寄せるといいますか、をしなければいけないと改めて今私も考えました。

最近出た資料では8月22日付の熊日新聞ですけれども、「警戒区域土地買い取りも」というのが1面に入っています。同じく第1社会面「ふるさともう帰れないのか、住民に怒りとあきらめ」というのが原発周辺の地域ではこういう住民の方たちの思いもあるんだろうと思います。

それで幾つか紹介しますと、同じように沖縄で夏休みを過ごした子どもたちのことが9月1日朝のNHKテレビで放映しておりました。その子どもたちの感想分をテレビで紹介していたんですけども、たくさんの人たちから大変だったね、頑張ろうねと声をかけられて、自分たちのことを心配してくれているんだとわかって元気が出た。水俣に来た子どもたちの話も今御紹介いただいたとおりでと思います。私たちは悲しいときだとか苦しいときだとか、だれかに聞いてもらって、声をかけてもらうことで、次に立ち向かっていく勇気と力をもらう、それが人間なんではないかな、改めて思いました。

それで、じゃあ現実に福島ではどんな事態が起きているのか、今でも7万5,000人の人たちが

避難されているそうです。うち4万6,000人は県外避難、児童に至っては小学校、中学校の児童の1割が転校していなくなっている。人口で福島県では2万人が減ったと、1週間くらい前のNHKの報道であります。自殺者も続いているんだそうです。キャベツ農家、酪農家、飯館村の102歳の男性、一時帰宅して焼身自殺した女性、お墓に避難しますと書き残していった女性、こういう自殺者が続いていると言っていました。

先日、全村避難した飯館村のすぐ東に位置する市ですけれども、南相馬市というところがあります。太平洋に面しているところですね。そこから水俣に3人の方がおいでになりました。この方が8月28日の新聞各紙でも紹介されておりますけれども、この方と直接話もしました。事故後、何度も避難先を移った。息子と両親は千葉に住まわせて、自分たち夫婦は仮設住宅に住んでいる、5.5町の水田は放射能が高く、何もつukれない。内部被曝を恐れて、どこでとれた野菜かなど、福島の人たちは敏感になっている。もう戻れないと思う。しかし、隣の県の山形に転居したとしても、農業を続けたいというふうにこの方は言われていました。一緒においでになった漁民の方は、津波は自分たちの力で後片づけができる、しかし放射能は手がつけられないというふうに言われていました。

また、報道でこういう記事がありました。郡山市に住む初産のお母さん、郡山は第一原発からおおむね50キロのところですね、内陸部に入ったところです。初産のお母さん、生まれた子どもは半年になる。生まれたらベビーカーで散歩したり、買い物したり、ああしたい、こうしたいと思っていたと、しかしすべて制限された。週末には夫とともに放射線量の低い地域に車で出かけて、出先で、生まれて半年になる子どもをベビーカーに乗せて散歩してる。

伊達市の婦人です。伊達市というのは飯館村よりももっと北にあるまちですよ。畑の草取りをしようとしたら、線量計がピーピー鳴り出して慌ててやめたと、同居している長男夫婦と孫は放射線量が低い地域に移り、家族はばらばらになっている。

私どもは日本共産党の福島の県会議員がレポートを書いております。紹介しますと、せめて子どもだけでも集団疎開をというお母さんたちは必死に県知事や県議会に訴えに動かれたんだそうです。そういう中で6月の福島県議会では、全県ですべての子どもにバッチという放射能の積算量をはかる機械を配る。校庭の表土の除去、校舎の高圧洗浄、通学路の除染などの安全対策、公園の表土の除染、ホールボディカウンターの増設、これらを予算化した。さらに10月からはゼロ歳から18歳までの県民36万人を対象に甲状腺検査を実施する、こういう取り組みが進んでいるようであります。

この放射線というのは非常に厄介でありまして、アルファ線、ベータ線、ガンマ線というのがあるようですけれども、この放射線はDNAを切断すると言われていています。切断するとことは再結合をずっと試みるようですけれども、切断された箇所がありますと、異常結合が進む。これ

が生き残ると、10年後、20年後、30年後には、被爆量が多くなればなるほど、これに比例してガンが発生する、こういうふうに言われています。このような状況だからこそ、全国で支援がされているんだろう、水俣もそれをちゃんと受けとめて支援をされたんだろう。先ほど、前の質問で緒方議員がこれを高く評価すると言われておりましたけれども、私も同感であります。

今、一部にはもっと大変な人がいるんじゃないかというような議論があるかと思えますけれども、それは市民や多くの国民の皆さんの感覚とは違うと私は思います。自分たちにできることは何なのか、それを一生懸命援助しようというのが市民と国民の今の思いなんだろうと思います。

そこで質問しますけれども、福島では今後も多くの困難と苦悩が続くと思います。水俣市は放射能や津波などで被災された人たちが援助を求めてこられたら、今回と同じようにはいかないかもしれませんがけれども、身の丈に合った形で援助を続けられる必要があると私はそのように思っていますけれども、今後はどのように対処されようと考えておられるか、これを質問したいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、援助を求めてこられた場合、身の丈に合った形で援助を続けられるかどうかということについてのお尋ねでございました。

私も今回の経験をさせていただいて、我々が想像の及ばないといいますか、それほど物資面あるいは精神的にも非常に追い詰められている、ストレスが非常にたまっていらっしゃるということを私は実感いたしました。今後、地震・津波で住居を失った方々の受け入れにつきましては今後も継続して進めてまいりたいと思っておりますし、また原発事故による放射能の被害を受けられた方についても、先ほど緒方議員にも御説明申し上げましたけれども、今回の受け入れで非常に支え合うことの大切さといいますか、命の大切さといいますか、そういったものも身にしみて受けとめたところでございました。今後もできるだけ、来年度も継続してこのことが実施されていければなと今思っているところでございます。議員各位におかれましても、ぜひ御理解をいただいて、御支援をいただければありがたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 野中重男議員。

○野中重男君 ぜひ、そういう方向で、私ども議員もあるいはそれぞれの団体や政党やいろんなところがいろんな取り組みしていると思えますけれども、引き続きこれは見守り支えていく必要があるんだろうと思います。

水俣でいうと多くの患者さんたち、それこそ小児性の患者さんたち、急性劇症の患者さんたち、昭和34年の12月にチッソの正門前に座り込まれました。そのときは孤立の戦いだっただろうと思います。その後も、差別があつたり偏見があつたりしてなかなか出てこれなかった。しかし、理

解が広まって多くの人が激励して支えて、やっと名乗り出るようになった、それこそ人の支え、助け合いというものを一番理解しているまちが、僕は水俣なんではないかなとそのように思いますので、今後ともそういう方向でぜひ力を出していただきたいというふうに思います。以上で質問終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で野中重男議員の質問を終わりました。

この際10分間休憩します。

午後 2 時32分 休憩

午後 2 時43分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、塩崎信介議員に許します。

（塩崎信介君登壇）

○塩崎信介君 皆さん、こんにちは。

本日のトリを務めることになりました新政同友クラブの塩崎です。

食後、先ほどちょっとこっくりの方もおられましたけど、最後ですので、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

4 番目ということで、内容は重複する可能性がありますので、その辺は御勘弁願いたいと思います。

東日本大震災が発生してから約半年が経過しましたが、復興がままならない中、また台風12号による被害が紀伊半島を中心に発生しました。けさの新聞報道によりますと、亡くなられた方が37人、行方不明の方が55人に上る不幸な災害となりました。亡くなられた方の御冥福と、行方不明の方々が一刻も早く見つかることを心よりお祈り申し上げます。

昔は、災害は忘れたころにやってくるとよく言われましたが、今回のように立て続けにくるといことは、経済の発展のためとはいえ、人類が自然破壊をくり返してきたことに対する自然界からの警告ではないのでしょうか。

では、通告に従い、登壇より質問します。市長及び執行部より明確な答弁を期待します。

1、産業と観光について。

今、湯の児温泉の観光再生を願い、旧三笠屋の改修工事が行われていますが、改修後の新たな旅館、海と夕やけが観光業の再生への礎になることを期待しています。

一説によると、観光業は多様な産業の密接な連携、広域的な取り組みが行われることにより経済波及効果が拡大すると言われていています。特に地域活性化の面では、雇用創出に期待がかかります。水俣の豊かな自然、温泉、文化、歴史、産業などの観光資源を再認識し、さらに磨きをかけ

ていくことが大事です。

そこで、下記のことについて質問します。

①、地場産業の充実、企業誘致、雇用対策推進のため、総合経済対策課を設置したが、現在までの実績と今後の計画はどうなっているのか。

②、新幹線全線開通から半年が経過したが、湯の児・湯の鶴を中心にした観光事業はよくなったのか。

③、現在、旧三笠屋の改修工事が行われているが、予定どおりオープンできるのか。また集客拡大のための作戦は考えているのか。

④、第5次水俣市総合計画の中で、豊さと活気を実感できるまちとして、農林水産業・商業の振興とあるが、平成22年度の評価見直しはできたのか。平成23年度以降の実施計画はできたのか。

2、福祉について。

少子高齢化が進む中で、65歳以上の高齢者や障がい者の方がふえており、大切な命を守る、安心して長生きしていただくために、今後の福祉のあり方が注目されてきています。支えられる人がいて、支える人がいる、立場は違いますが、お互いに生かされていることに違いはありません。これからも自分のことに置きかえて、福祉について皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、障害者自立支援法が廃止され、障害者総合福祉法案が平成24年に国会に提出されると聞きますが、これについてどういう対策を考えているのか。

②、高齢化に伴い、介護が必要な方がふえており、介護士の負担が増大し、今のままでは介護士不足による介護医療が崩壊する可能性があると思うが、今後の対策は考えているのか。

③、今後、国や県に対して抜本的な見直しを提言していくことが必要だと思うが、どうするつもりか。

3、行財政改革について。

この問題については4年前から取り組んできましたが、少しずつではありますが、職員の意識はよくなってきていると感じます。あいさつをする、笑顔で対応する、職員から先に声かけするなど、市民サービスの基本的なマナーであると思います。接遇マニュアルがなくても市民と職員が家族的な関係で、いつでも笑顔で対応できる行政を目指していきましょう。

そこで、下記のことについて質問します。

①、職員の意識改革を目的に接遇マニュアルを周知徹底されてきたと思うが、職員の意識は変わったのか、それは何で判断したのか。

②、市長マニフェストの中で、部長制度の廃止等の組織体制のスリム化を図るとの公約があったが、具体的にスリム化は進んでいるのか。

③、市民サービス向上のためには、専門知識を持つ職員が不可欠であると思うが、最近の人事制度はモラル低下につながる傾向に見えるが、それでいいのか。

4、東日本大震災について。

今回の東日本大震災の被害により、避難所や仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされている方々が大勢おられる中で、水俣市が福島県いわき市の児童及びその保護者を受け入れ、短い期間ではありましたが、豊かな自然環境と温かい人情に触れる生活を体験できたことは大変意義のあることだと思います。私たちもいつ同じような災害に遭遇するかはわかりませんが、常に防災意識を持って行動していきたいと思います。

そこで、下記のことについて質問します。

①、宝川内土石流災害を経験した水俣市として、今回の支援体制は熱意が不足していたと思うが、今までの支援実績と今後の支援をどうするのか。

②、想定外を含めた今後の防災体制をどうするつもりか。

③、復興に向けて全国に瓦れき処理の協力要請が来ていると聞くが、水俣市に要請はあったのか。

これで登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 塩崎議員の御質問に順次お答えします。

まず、産業と観光については副市長から、福祉については福祉環境部長から、行財政改革については総務企画部長から、東日本大震災については私から、それぞれお答えをいたします。

○議長（真野頼隆君） 産業と観光について、答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 産業と観光についてお答えいたします。

まず、総合経済対策課の現在までの実績と今後の計画についてお答えします。

平成22年3月に策定しました第5次水俣市総合計画の豊かさと活気を実感できるまちの実現に向け、地域経済の振興と雇用の創出を命題として、地場企業の育成支援と企業誘致推進のため、平成22年7月に総合経済対策課を設置いたしました。

これまで、企業誘致活動の積極的な展開を初め、地場企業支援のための企業訪問やアンケート調査を行い、課題等の把握に努めるとともに、新商品開発など事業活動支援、各種融資制度の実行を行ってまいりました。

具体的な実績につきましては、企業誘致では新たに2社と立地協定を締結したほか、既に立地している誘致企業1社が増設による事業拡大を行い、新たな雇用創出と事業投資が図られました。

また、環境の改善・保全とまちの経済・社会の発展を両立させる観点から、全国で活躍する多方面の有識者や専門家によるみなまた環境まちづくり研究会を設置し、本年3月に本市のまちづくりをする上で強みを発揮できると考えられる要素が提案されました。

去る9月4日には、早速、まちづくりの具体化に向け、実現を図っていく組織として、環境モデル都市づくりの推進組織である環境モデル都市推進委員会及び円卓会議を再編・拡大し、市長を初めとした市職員で組織する環境モデル都市推進本部会を合同会議として発足し、そこに昨年度実施した環境まちづくり研究会委員等から専門委員として参加いただいたところです。

また、地元企業の新たな商品開発に対する支援につきましては、新商品・新技術開発支援事業や地場企業販路拡大支援事業の補助事業について周知を図り、平成22年度1社、23年度は2社を採択し、研究開発に取り組んでいただいております。

今後の計画につきましては、本市への立地可能性アンケート調査で感触の高かった企業を訪問するとともに、現在、東日本大震災の影響により立地が延期されている企業の早期立地に向けた働きかけを行ってまいります。また、既に立地いただいている企業や地元企業の訪問調査を引き続き行い、課題の抽出とさらなる支援策や企業マッチングの取り組みを進めてまいります。さらに、環境首都にふさわしい取り組みとして、環境と経済の持続的発展に向けた太陽光、風力、水力などの再生可能エネルギーを活用した事業の検討など取り組みを進め、雇用拡大や経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、新幹線全線開通から半年が経過したが、湯の児・湯の鶴を中心にした観光事業はよくなったかとの御質問にお答えします。

ことし3月12日に九州新幹線が全線開通しましたが、市では、これまで本市出身の漫画家江口寿史さんの原画を使用した観光ポスターやパンフレットの作成、情報誌等を活用した宣伝の強化、福岡でのJR車両への車内広告など、全線開通を前に観光PRに例年以上に力を入れてきました。また、課題であった新水俣駅からの第2アクセスについても、昨年12月から湯の児・湯の鶴温泉へ、1人500円で乗車できるワンコインタクシーの実証実験を行っており、交通の便の改善を図っているところです。さらには、全線開通に合わせて、観光情報発信強化のため、専用ホームページ「でかくっか水俣」を開設し、これまで以上に広報宣伝を強化し、広く観光情報を発信しているところです。

そうした中、九州新幹線全線開業後、エコパークのバラ園においては、平成21年春の入園者数は約2万6,000人であったものが、ことし春は約3万5,000人と、日帰り等の観光入り込み客はふ

えております。さらに、湯の児・湯の鶴温泉の宿泊状況につきましては、4月から7月までの4カ月間の三笠屋旅館を除いた主な旅館の宿泊者数は、前年と比較して、湯の児温泉で約4割、湯の鶴温泉で約1割の増となっており、これまでの各種観光振興施策や6月に実施したがんばる券などが功を奏したものと思われまます。

次に、現在旧三笠屋旅館の改修工事が行われているが、予定どおりオープンできるのかとの御質問にお答えします。

株式会社湯の児海と夕やけにおきましては、10月下旬には工事が完了し、11月にはオープンしますとの回答でありました。

次に、集客拡大のための作戦は考えているのかとの御質問にお答えします。

これまでも積極的に実施してきたように、観光客誘致のためには行政による支援は必要であると考えております。中でも観光PRのための広報宣伝の強化は大変重要であると考えており、今後、水俣独自の観光キャンペーンの実施を検討してまいります。また、お越しいただいたお客様の満足度向上のための基盤整備としては、今年度、旧湯の鶴旅館の改築や街灯の設置、観光用トイレの設置などを行うこととしており、現在、地元実行委員会とも話し合いを続けながら設計等を進めているところであり、今年度中の完成を目指しております。特に旧湯の鶴旅館については、日本を代表する工業デザイナー水戸岡鋭治氏にデザインをお願いしており、湯の鶴温泉の活性化に必ずやつながるものと非常に期待しているところでございます。

今後はますます基盤整備が進み、目に見える形での観光振興が進んでまいりますので、基盤整備とあわせて、各温泉旅館でのおもてなしなどのソフト事業の充実をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、第5次総合計画に農林水産業・商業の振興があるが、平成22年度の評価見直しはできたのか、平成23年度以降の実施計画はできたのかについてお答えします。

平成22年度事業の評価につきましては、水俣市政策事業評価システムにより、重要施策の評価を行いました。このシステムでは、市内部での評価のほか、市民を委員とする市民監査委員会を設置し、担当課から事業内容、成果、課題などを直接ヒアリングしていただき、市民の目線での評価をしていただいております。農林水産業関係では、農産品のみなまたブランドづくりや担い手確保などについて、商業では、活気ある商店まちづくりについて評価をいただきました。また、平成23年度以降の実施計画につきましては、総合計画策定時に平成22年度から24年度までの実施計画を策定し、その後見直しを行い、平成23年度から25年度までの計画を策定しております。

今後、平成22年度事業の評価・意見を踏まえ、平成23年度事業の実施状況を確認し、24年度事業については、予算編成に先立ち、事業内容の確認、見直しをすることとしております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 では、2回目の質問をさせていただきます。

まず、総合経済対策課の件ということですが、これは昨年の2月の市長選の2期目当選された後、一応宮本市長の意向でつくられたということで、内容としては地場産業の充実と企業誘致、先ほど言われた雇用対策ということなんですけど、私がある当時、質問のときにお願ひしたのは、総合経済対策室という形でつくるというときに、外部から人を入れてはどうかというお話をさせていただきました。今、平成22年7月からある課長が今担当ということでされてるんですけども、今現在はまだその課長は担当を外れているという状況で、普通は石の上にも三年とか、桃栗三年柿八年と、やっぱりある程度一人前といいますか、ある程度成果が出るまでの期間ということで、3年ぐらひはその職にとどまるのは普通やろうという認識は我々はあるわけですね。その中で、要するにこういう地場企業の充実、そういう形で目に見えたものができてない状態で、人事的に1年足らずで交代をさせたというところは非常に私理解できないわけです。

エコタウンという形で、これは第5次水俣総合計画の中にも書いてありまして、昔9社あったのが7社に減ったということで、これまた25年までに9社にしたいということでも書いてあるんですけども、それに関して今のところはそれができていないという形で、目的が達成されない中で、要するに人事でかえてしまうということに対して、非常に私としては疑問を感じるものだから、その件に対してひとつどう理由で課長がかわったのか教えていただきたいと、人事に関しては後でまた質問しますが、たまたまこういう総合経済対策課というテーマで挙げたものですから、総合経済対策課についてだけの今回の人事についての理由をお伺ひしたいと。

それともう一つは地場産業の充実ということに関連するということで、一中のエコ改修ということで今やっているわけですが、その中でこれ見てみますと、検討会を4回以上、6回目は必須ということで、そういうふうな形で受講された方に対してプロポーザルの参加要件になりますということで出したでしょう、これ平成22年3月ということで、日にちまでは書いてないんですけど。これに対して、市民の方から要望書ということで書いてあるんですけど、要するに研修会に参加されていない企業の方が入札に参加をしているということで、要するに参加募集の案内の出し方ですね、これが非常に不明確な出し方じゃなかったんかなと。

ここに1番、応募資格と書いてあります。特に制限はありません。ただし、本検討会の4回以上の参加（6回目は必須）が水俣一中エコ改修設計の設計プロポーザル参加要件になりますというふうに書いてあるんですね。それとまた2枚目見てみますと、特記事項として水俣一中エコ改修設計、プロポーザル参加資格について、①水俣一中エコ改修検討会に4回以上（6回目は必須）参加している方と、もう二度も三度も書いてあるわけですよ。こういうふうな募集要項を出しているということで、それが当たり前という形で、要するに皆さん、入札には研修会に参加された方だけだろうということで皆さん研修会に参加されたわけですが、入札になった時点で講

習参加されていない企業が入っているということで、市長が言われる地場産業の充実という意味からすると非常に不平等があるのではないかとということで、これに対してひとつ、何でもこういふことになったのかお答えをいただきたいと。

もう一つは、新幹線全線開通ということで、いろいろワンコインタクシー、専用ホームページとかいろいろやっていただいて、若干新幹線の開通の効果は出ているということですが、私は水俣駅周辺を見てみますけど、ほとんど開通前と変わってないと、観光物産館というのがあって、その状況もほとんど変わっていないと、やっぱり湯の児・湯の鶴の観光を何とかしようという意気込みがあれば、やっぱり湯の児と湯の鶴のポスターのどかいのをガラスに張るとかですね。駅から出たところにマップみたいなものあるんですけど、湯の児と湯の鶴が字で書いてあるんですけど、全く目立たないですね、やっぱり。だから言われることは非常にわかるんですけど、本当にそういう気持ちがあるのかなという気がしますので、この辺のことについてひとつ答えをお願いしたいと。

今の水俣がんばる券という形でお話がありましたけど、これは3,000円ですか、一応そういうことで水俣の商店街で購入していただくということで、商店街活性化にもなって、前回やりました地域振興券と同じような形で、湯の児も潤った、商店街も潤ったということなんですけど、その中でアンケート調査したということで、そのアンケート結果の中に、ほぼいい結果だったということなんですけど、今までと変わらないような市民の方というか、お客さんというか、そういう方の意見があったということで、これは非常に大事なことじゃないかなというふうな気がするものですから、できればこのアンケート調査結果のある程度のところ、大まかなところを教えてくださいというふうに思います。

それと、今三笠屋関係の改修工事ということで行われています。今、副市長のほうから10月末に完成ですか。現状としては、きょうは9月6日ということで、壊したばかりというか、状況としては。いろいろ話を聞いてみますと、設計図ができていないとか、業者が決まってないとか、そういうふうな話をあちこちからちょっと耳にしておりますので、それを10月というのは何をもって根拠として確約、今の田上副市長のお話されたのか、これをひとつ教えていただきたいというふうに思っています。

それとあと、4番目の第5次ということで、こちらは農林水産業、商業の振興という形でデコポン、甘夏、サラたま、茶と水俣の特産品を活用した新商品とか新技術ということであるんですけど、今回JAさんとセブンイレブンさんが提携して販路開発という形での1つのパターン、道はできたということで、これからそういう販売ルートを使って、水俣のものがあちこちで販売できるということで、非常にうれしいというふうな感じはしとるんですけど、やっぱり今、デコポンゼリーとかそういうのはあるんですけど、農商工連携を支援しという形で書いてあるんですけ

ど、具体的にどういうものをつくってそういう商品展開しようかなというふうに思っておられるのか、そこをひとつお聞きしたい。

それと、昨年から後継者育成も意味含めて、緊急雇用対策として農業事業に若者をということで、何人か雇用されたと思うんですけど、その辺が非常に、やめられた方が結構おると、補助金も出して何とか雇用につなげたいという形でされておるわけですけども、その成果として何か検証されたのかどうか、この7つ、質問よろしくお願ひします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 質問が多岐にわたっていますので、私がお答えできるものだけ答えさせていただきますと思いますが、総合経済対策課を22年7月に設置したときに、1年で異動、どうしてかということだったんですけども、その当時、産業付総室ということを設置しております、県から出向いただいてたんですけども、そのときには、経済の中で例えば企業関係の総合経済対策課と商工観光課と農林水産課を一体に関連させて続けていこうということで、それぞれの産業づくりにはその3課が非常に重要だということで考えておりました。当時、県から出向した方を商工観光振興課に配置なっていたんですけども、その方が期間が抜けまして、もう県に帰られたものですから、そこはどうしても産業部門を充実しようということで、総合経済対策課から1年だったんですけども、そちらのほうで重要施策を展開しなきゃいけないということで、そちらのほうに配置して、新たに他の部署から総合経済対策課に配置になったということで私もお聞きしております。

それから、湯の児・湯の鶴のマップを駅前に、新幹線の駅でなかなかちょっと見づらいということで設置したらどうかというのは非常にごもっともな意見で、確かになかなかあれは少し古くなっているものもございまして、これから水銀会議とか国際会議もありますし、ほかにいろんな会議もこれから続きますので、できればリニューアルも考えてやればなと思っております。あの施設がJRの敷地内と国土交通省、あそこの駐車場含めて国土交通省の管轄になっておりますので、JR、それと国土交通省さんにもいろいろその旨はお伝えできればと思っております。

それと、水俣がんばる券とか地域振興券とかのアンケートの結果でございますけれども、これについては非常に特になんか券につきましては、なかなか宿泊客が伸びないということで、一時的なカンフル剤として、あのがんばる券も含めて手当てというか措置したんですけども、実際使ってみて非常に喜ばれた。ただ、なかなか市内の方が市内の旅館に泊まるということございませぬので、遠方から来られた方が、先ほども大体全体で4割ぐらい、4カ月でふえたという実績もありますので、非常に好評だったということで、アンケートの内容もよかったと思います。あと、地域振興券なんかについても今後続けてほしいということもございまして、今、市でする

のが適当かどうかということも含めて、商工会議所さんも非常に積極的に参加したいと言われていいますので、商工会議所と連携を組み合わせながら進めてまいりたいと考えております。

それと、旧三笠屋の株式会社海と夕やけのオープンでございますけれども、記者会見の席上では10月をめどにという目標にということでおっしゃってました。ただ、やっぱりなかなかですね、先ほど議員も言われましたけれども、設計図がなかなかできてない。それは旧施設の中に入らないと、壊してみたり扱ってみないとなかなかその概要がわからないということかなりありまして、新築であればきちっと設計ができるんですけれども、もともと増築増築でされた施設で、なかなかその中身までやっぱりきちんとやっていくのが大変だったというのはじかにお聞きしております。

それと、何を根拠に11月1日かということでございますけれども、実際その社長様に、少しおきているんじゃないかとか、どういう状況かとお尋ねしたときには、ぜひ11月1日オープンを目標に頑張りたいということで聞きましたので、それは素直にああそうですかと、じゃあ頑張ってくださいというふうに今お答えしたところです。

それと、農商工連携につきましては、先ほども厚地部長からお答えしましたように、1次産業だけではなかなか、それを販路をつくっていくのは難しいということで考えておまして、例えば先ほどの議員おっしゃったデコボンとか含めて、お茶、地場産業につきましてもそれぞれ、例えば旅館で活用してもらおうとか物産館でしっかり扱ってもらおうとか、そういう横のラインをしっかり持ちながらやっていく。それと、できれば将来的にはそういうものを材料にした加工場ができないかということで今検討しておまして、特に湯の児温泉におきましては、入り口のちょうど公園がございますけれども、あそこにそういう青空市みたいのができないかということで、今担当のほうで検討しています。ですから、地元でとれた野菜、安心・安全な野菜を、できるだけ地域の皆さんも含めて、それぞれ観光に来られた方に提供していくということをしていけば、そういう農商工連携も含めて大いに進んでいくのではないかと考えております。

○議長（真野頼隆君） 葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） エコ改修の、正確に私のほうで把握しているかどうかちょっとお答えすると間違えるかもしれませんが、プロポーザルで設計の入札をやったということに関しては、先ほど議員おっしゃいましたように、ワークショップを6回ぐらいやっています。それはエコ改修にかかわる、エコ改修はもともと二酸化炭素の削減のためのエコ改修ということで、特殊な実は設計あるいは提案を必要とするということでもって、そういう市の意向と合致するような考え方をきちんと持っていただくというのがまず前提でございます。ですから、設計者も含めて、いろんな施工業者、建設業者も含めて、多分50社ぐらいは毎回おいでいただいたのかなというふうに思っております。

その中で何社が設計業者だったのかというのは私もちょっと記憶にございませんけれども、その中からそういう二酸化炭素削減に関する設計あるいは提案をした中から1社を絞り込んでいったということでございます。地場の設計業者さんももちろんいらっしゃいましたけれども、非常に設計規模が大規模だということで、ほとんど辞退をされたというふうに記憶をしております、やむを得ず外部から今回の設計についてはやらせていただいたということでございます。

○議長（真野頼隆君） 今のはちょっと答弁になってないですね。

ちょっと議事をとめますけれども、塩崎議員の質問は、最初の案内を出すときに、いかにも勉強会に参加することを要件に入れてあったと、それが不平等じゃないですかというような質問だったですね。今のはちょっと答弁がかみ合っていないみたいですね。それでいいですか、今の。

第2の質問で、やはり最初の案内への呼びかけの要件が結局、勉強会に参加することを要件としていますよというような要件だったが、それが不平等ではないですかというようなそういう質問じゃなかったんですか。だから、今の答弁がかみ合っていないみたいですよ。だから、今のそういうことに対して答弁をしていただきたいと。

暫時休憩します。

午後3時21分 休憩

午後3時32分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 済みませんでした。こちらのほうがなかなか調べるのが時間かかりまして遅くなったことをおわび申し上げます。

それでは、今塩崎議員の御質問は、設計のプロポーザルの中で4回以上出席、6回目必須という条件が入っていたのに違うところが参加したのは変じゃないか、おかしいんじゃないかということですが、今担当のほうで調べたところが、実際は設計された方も含めて6回参加しておられるということでは問題ない。ただ、先ほど塩崎議員のペーパー見せてもらいましたけれども、工事受注関係と設計関係の受注と、それが少し混同されていたのかなと思います。先ほどのペーパーについてはあくまでも設計業務ということでございますので、工事とは関係ございませんので、実際全く問題なく事務は進んでいたということでございますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 それでは3回目の質問をさせていただきます。

1つは、先ほども野中議員のほうで発言があったんですけども、再生可能エネルギーを推進しなさいということで、これは私も大賛成です。今、脱原発とか原発に対していろいろ問題になっているということで、すぐというわけにはいかないと思いますけれども徐々に、その中で昨年風力発電という形で水俣でもいろいろ市長のほうも推進をしたいということがあって、いろいろな低周波被害があるとか、いろいろなことがありまして、最終的には断念したということですけども、あ那时的の状態と今の状態は若干違うんじゃないかなという意味からして、この風力発電に対して見直しをして再度事業として立ち上げていく、環境首都のシンボルという形でしていくおつもりはないのか、そこを1つ聞きたい。

それと、新幹線開通に絡んでということですけど、やっぱり集客をふやすという形でいろいろやられているというのは十分理解しております。その中で、また私も後で障がい者のことについて質問しますが、今の水俣市外県外にやっぱり障がい者の方は結構おられるんですよ。その中で在宅の方が結構、まあ数字的にはちょっと把握していないんですけど、在宅でそういう方を見られるという家族がおられるということで、水俣はそういうふうな障がい者の施設が結構あると、それと湯の児・湯の鶴の温泉があるということで、水俣に家族、障がい者も含めて来ていただいて、それで障がい者はそういう施設で預かりますと、家族の方は湯の児・湯の鶴で疲れをいやしていただくというふうな集客という方法もあるんじゃないかなということで、その辺についてどうお考えか、この2点をお願いしたいと思います。(発言する者あり)

○議長(真野頼隆君) 暫時、休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時38分 開議

○議長(真野頼隆君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

2番目の質問に対するの答弁お願いいたします。

田上副市長。

○副市長(田上和俊君) 新幹線が開通して、いろんな湯の児・湯の鶴への誘客というのを図っていかないというのはもう先ほども御答弁したとおりでございますけれども、今、湯の児温泉を中心に水俣観光再生計画というのがありまして、その中で非常に弱者に対してもいろんな取り組みをしていこうということで進めています。湯の児育てという、逆に言えば、高齢者じゃなくて、非常に小さい子どもたちのための計画に沿った旅館づくりを進めていこうということ、地域づくりを進めていこうということなんですけれども、この中にはいろんな、バリアフリーとかユニバーサルデザインを進めていこうというのがございます。その中で、特に湯の児については3世代

というかそういう形に、例えばおじいちゃん、おばあちゃん、本人たち、子どもたち、そういう方々が本当にゆっくり楽しんでいただくというか、憩いを持っていただくような施設づくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、議員おっしゃったような形で進むと思います。

それと、以前、湯の鶴温泉では湯治の復活というのを進めておまして、例えば薬草、猿猴草とかですね、湯治湯をもう一回復活させようという1つの政策というかそういうのも検討しておりますので、議員おっしゃったような形で障がいを持った方とか高齢の方とか、そういう弱者に対応できるまちづくり、温泉づくりというか、受け入れも考えていきたいというふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、福祉について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、福祉についての御質問にお答えします。

まず、障害者自立支援法が廃止され、障害者総合福祉法、仮称ですけれども、案が平成24年に国会に提出されると聞かすが、これについてはどういう対策を考えているのかという御質問にお答えします。

平成18年に施行された障害者自立支援法は、平成25年8月までに廃止されることが決まっております。それにかわる法律として、仮称ではありますが障害者総合福祉法が施行されることとなります。当事者である障がい者の方も委員として参加している障がい者制度改革推進会議総合福祉部会で検討され、8月30日には、（仮称）障害者総合福祉法の骨格に関する提言がなされております。その提言では、福祉サービス利用の際の利用者負担を原則無償にすること等もうたわれており、今後、法制化に向けて論議が進むものと思います。

障がいをお持ちの方が地域社会において自己決定が尊重された普通の暮らしが営めるよう支援し、地域生活への移行を推進するための総合的な取り組みを推進することが強く求められており、グループホーム等の地域での受け皿はもちろんのこと、地域住民の理解や支援体制を整えることも急務であるとうたわれております。

8月5日、障がいの有無で国民を分け隔てない共生社会の実現を目指し、改正障害者基本法が施行されました。また、熊本県におきましては、障害のある人もない人も、共に生きる熊本づくり条例が7月1日に施行され、障がい者の社会参加を制約している交通機関や建築物などの物理的な障壁、あるいは障がい者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁を取り除く取り組みを促進するとあります。

さらに第21条では、県民の理解を深めるため啓発活動の推進、障がい者と障がい者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備、その他必要な措置を講ずるとあり、今後一

層、取り組みが進むものと考えております。

水俣・芦北福祉圏域では、行政や事業所、当事者団体で自立支援協議会を設置しており、相談支援事業所が核となって、さまざまな課題やニーズについての議論を行っており、本年度の普及啓発活動として10月4日に発達障害の理解と支援についてというテーマで勉強会を実施いたします。また、本市におきましても、障がい者スポーツレクリエーション大会やもやい音楽祭において、高校生を含む多数のボランティアを募り、交流の機会を設けております。今後につきましても、交流の機会の場をふやすなど、より一層、啓発活動を促進し、障害者総合福祉法によるサービスがスムーズに施行できるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、高齢化に伴い、介護が必要な方がふえており、介護士の負担が増大し、今のままでは介護士不足による介護医療が崩壊する可能性があると思うが、今後の対策は考えているかについてお答えします。

高齢者の介護を担う介護職は、今後ますます需要が増大すると見込まれます。土・日に休めない、夜勤がある、責任が重い割には給与が安いなどの理由で離職する人も多く、人材確保が困難な状況にあります。

平成21年度の介護報酬改定では、介護従事者の処遇改善のための緊急経済対策として3%の報酬改定が行われました。しかし、依然として労働実態からすると低い状況にあると思われれます。水俣市におきましては、平成22年度から、熊本県緊急雇用創出基金を利用した介護施設人材育成応援事業に取り組んでいます。介護保険事業所が失業者等を雇用した場合、人件費、事務費等を全額補助する事業です。労働者にとっては働きながらヘルパー2級を取得することができ、介護保険事業所での継続した就職が期待できます。平成22年度は3名が利用し、23年度も9名分を予算化しています。また、シルバー人材センターでは、55歳以上、ハローワークで求職番号を取得した人を対象に、無料でヘルパー2級の講習を受けることができる事業を行っております。

介護職員は女性も多く、資格を持っていても、子育て、家族の介護、夜勤ができないなどの理由で一時的に就労していない人もいます。そこで、平成23年度から水俣市・芦北町・津奈木町の社会福祉協議会が、介護事業所の求人情報及び介護有資格者の求職情報を登録し、窓口やメールで情報を提供する介護有資格者等登録事業に取り組み、福祉分野の就労の促進を図っていく予定です。

次に、今後、国や県に対して抜本的な見直しを提言していくことが必要だと思うが、どうするつもりかについてお答えします。

これまでも全国市長会を通じて、介護保険制度の円滑な運営を図るため、また自治体の財政負担が過重とならないよう、必要な財政措置を講じるよう要望を行ってまいりました。今後も継続して重点項目として要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今の答弁の中で、障害者自立支援法というのが平成25年の8月と、今からいくと、あと2年間ぐらいですかね、そういう中で次の新たな法律に変わっていくと。今の説明にありましたように、障がい者の方がなるだけ自立のために外で働くという形で、障がい者のためにはなると思うんですけど、やっぱりそれには健常者である我々がそういう理解をしていくということが一番大きいんじゃないかなと。

もう大分前やったのですが、障がい者の方が道を歩いています、前から小学校の女の子が来て、この障がい者の方はあいさつをした程度だと思んですけど、その小学生の女の子はもう強迫観念を抱いたということで、非常にそういう障がい者に対する偏見といいますか、そういうのがやっぱりずっと今あるわけですね。やっぱりこういうふうな、障がい者の方は身体障がいとか、知的障がい、精神障がいということがあるんですけども、こういう知的の方とか精神の方とかそういう方がそういう意味での偏見で見られているという意味からして、やっぱり我々健常者がそういう方々と定期的に交流を設けるとか、そういうことで理解をするということが大事じゃないかと。

そこで、やっぱりまずはそういう方々との、施設等では積極的にやられているみたいですけど、行政主催で最初は子どもあたりの素直な心の方々と交流会を計画して、少しずつでも理解を求めていくということをお考えはないのか、それ1つですね。それと、今グループホームということで、いろいろあるわけですけども、最近現在何人程度、そういうグループホームにおられるのか、行政としてもグループホームに対するサポートはどういう状況をされているのかですね。

今、答弁の中で自立支援協議会という方のお話がありましたけれども、これの目的及びメンバーの構成がわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、介護の関係ですけど、今言われるとおりに非常に雇用環境としては高齢者が多くなってきている、介護を受けなきゃいけない人がふえているということで、雇用環境としてはいいと思うんですけど、今言われたように体力的に非常にきついと、拘束時間が長いと、報酬が少ない。この報酬が少ないというのが非常に大きいとは思いますが、今、3%若干改善をされたということですけど、3%ぐらいじゃほとんど、スズメの涙ぐらいの感覚しかないんじゃないかなと思うんですけど、そこで今いろいろワークライフバランスということで、仕事と生活の両立という形で進んでいるわけですから、そういう形でいけば、少子化防止、結婚されてゆとりのある時間に子育てができると、今の介護士の方々はそういう時間もとれないと、それに合わせてワークシェアリングということで、仕事を分け合うといいますか、その辺は報酬との兼ね合いがあると

は思うんですけど、そのワークバランスプラスワークシェアリングという形での行政としての動きをどういうふうな動きされるつもりなのか、この3点を教えていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目が、子どもとの交流の機会を持ってないかということだったかなと思いますけど、やはり障がい者のスポレクとかそういうところでボランティアの人を募集しておりますので、まず理解してもらうためにはやはり交流が大事かなと思ひまして、そういうところで小学生であったり小さい子どもさんがボランティアとして参加できないかなという、その辺をちょっと考えていきたいなと。また、もやい音楽祭のほうもありますので、そちらの裏方としてちょっと何かやっていただければ、そういうのは考えていきたいなと思っております。

それと、障がい者のグループホームは今1つございます。定員が9人ですけど、実際入ってらっしゃるのは2人かなというふうに思っております。サポートとしましては、やはり行政としてのサポートとすれば運営費を補助していくというのが1つあるのかなというふうに思っております。

それと自立支援協議会ですけれども、相談支援事業所ということで、芦北・水俣圏内に3カ所ありますけれども、そういう人たちが集まって、どういうふうな相談体制を整えていくとか、こういう問題のあるケースに対してどういう対応をしていこうかという、そういうのを解決していく協議会になっております。

それとメンバーですけれども、今言いました相談事業所と、あと1市2町の職員、それと各施設、保健所、事業所の代表者、それからハローワークなど30人程度がメンバーになっております。

それともう一つはワークバランスとワークシェアリング、これをどっちかバランスをとるようなどという、今、塩崎議員言われましたけど、やはりワークシェアリングするにしろ、まだまだ報酬のほうちょっと追いついていないのかなというふうに思ひますので、3%が不足ですと、さらに4%上積みしようかという話もありますけど、やはりそっちのほうを早目に、ちゃんと生活ができるといいますか、仕事に打ち込める体制にするためには、そっちのほう先かなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 ありがとうございます。じゃあ福祉について要望です。今生活保護者が結構おられるんですけど、ある市民の方から生活保護を受けている方がゴルフをされていると、よかつかた、だから我々は働いて税金を払ってゆとりの中でそういう楽しみと、その生活保護を受けているから楽しみをするなどは言いませんけど、そういうことで市民の方から私のほうにちょっと言

われて、そういう現状があるということで、やっぱり福祉は確かに大事だと思います。今、言いました障がい者も自立に向けて頑張っていると、じゃあ健常者はもっと頑張る必要があるやろうという中で、やっぱり行政がそういう生活保護を受けている方をもう少し厳しい目で、そういう人たちと比較するわけじゃないけど、もっと働ける人は働きなさいという、そっちのほうの自立支援のほうが先じゃないかなという気がしますので、その辺を含めて行政のほうのサポートをお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 次に、行財政改革について順次お答えいたします。

まず、職員の意識改革を目的に接遇マニュアルを周知徹底されてきたと思うが、職員の意識は変わったのか、それは何で判断したのかについてお答えいたします。

接遇マニュアルにつきましては、昨年の12月議会において塩崎議員の一般質問にお答えいたしましたように、各課の朝礼やミーティングで活用するよう各所属長に周知いたしまして、職員一人一人の接遇に対する意識の浸透に努めているところでございます。さらに、各課のミーティング時にどうすれば改善できるかを話し合っ実施していくなど、それぞれの課の実情に合った、より実践的な形で接遇の向上を図っております。例えば、窓口業務を行っている部署では、来庁者に速やかに対応できるように、カウンターを向いた機の配置に変更したところがふえてきており、接遇に対する職員の意識が変わりつつあると思います。今後は、各課の所属長が職員個人に対して直接指導し、意識づけを行った上で、実際の行動を改めていくというようなOJT（職場内訓練）の考え方を取り入れるなど、もう一步踏み込んだ形で接遇の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、市長マニフェストの中で、部長制度の廃止等の組織体制のスリム化を図るとの公約があったが、具体的にスリム化は進んでいるのかについてお答えいたします。

さきの3月議会でもお答えしておりますが、平成22年度には、環境モデル都市推進課と環境対策課の統合、産業づくり総室の廃止、所属の室を産業建設部所属の課とするなど、組織・機構を見直しいたしました。また、本年度におきましては、企画課の元気づくり推進室、男女共生社会推進係、交通対策係の1室2係を政策推進室、地域戦略室の2室とし、福祉課の総務係、生活支援係、子育て支援係、障がい者支援係の4係を生活支援室、福祉推進室の2室とし、環境モデル都市推進課の環境モデル都市推進係と環境企画室を統合し環境モデル都市推進室とするなど、室・係の統廃合を行いました。また、環境衛生係で担当していた簡易水道の統合に関する事務を分離し、簡易水道統合推進室として上水道への統合を進めております。

このように、より事務事業を推進しやすい体制に再編するとともに、組織のスリム化を図ってきているところですが、今後は課の統廃合を検討してまいりたいと考えております。

部長職につきましては、現在、部長に与えられている職責、権限をどうするかという点についてさらに十分な検討をする必要があると考えております。部長が行っていた事務事業の判断を副市長が行うこととなると、業務が過度に集中してしまうおそれがあります。部長職の必要性については、現在進めております組織・機構改革の見直しの中で、今後も継続して慎重に議論してまいりたいと考えております。

次に、市民サービス向上のためには専門知識を持つ職員が不可欠であると思うが、最近の人事制度はモラル低下につながる傾向に見えるがそれでいいのかについてお答えいたします。

市民サービスを向上するためには、塩崎議員がおっしゃるように、専門知識を持ち、制度に精通した職員を配置することは有効であると思います。職員を長期間在籍させることにより、その部署のスペシャリストとして、さまざまな市民のニーズに対して的確かつ速やかに対応することができると思います。一方、長期間、配置がえを行わず在籍している場合は、マンネリ化により意欲が低下し、新しいことへの挑戦や業務改善を行おうとしなくなるなどの弊害を考慮しなければなりません。したがって、四、五年程度で配置がえを行うことが最も適当であると考えておりますが、職員それぞれの個性や適性、業務の困難度、ポストの数、職員数など人事を行う上での制限があり、すべての職員を四、五年の期間で配置がえすることは困難です。

今年度の人事異動におきましては、短期間で異動した職員がおりますが、組織機構及び事務分掌の見直し、組織の活性化、喫緊の政策推進などのためであったことを御理解いただきたいと思います。異動した職員については、それぞれの配置先でモチベーションを高め、適正に業務を推進し、職責を全うされるものと思っております。しかしながら、このことがモラルの低下につながる다면本意ではありませんので、今後とも配慮してまいります。

○議長（真野頼隆君） 塩崎信介議員。

○塩崎信介君 意識改革については先ほど田上副市長が、市民が主役であると、こういうふうな発言があったんですけども、これがやっぱり基本だと思います。そういう意味では職員の方々にはそういう前提で、やっぱり続けて教育をしていただきたい、これは要望で終わります。

あと部長制度に関しては今の吉本部長の答弁どおり、私も部長制度はやっぱり継続する必要があると、部長制度廃止というのはこれは見直すというか、これは撤回したほうが私としては、宮本市長はどういうふうな考えで言われたのかわからんとですけど、やっぱり部長・課長・係長という組織があるべき姿じゃないかなと、副市長が若いからして仕事の負担をふやすわけにいかんでしょうから、そういう意味では、そういう形で答弁どおり継続していただいたほうがいいと思います。

あと3番目のほうですけど、平成22年度ですか、病欠の方が30人おられて、そのうちにうつ病の方が6人ですか、平成23年度4月から8月ということで、今うつの方が5人おられると、非常に市民サービスの低下はもちろんですけど、やっぱり職員として水俣のために頑張っていこうという形で入られた職員の方が、どういういきさつかこういう病気にならざるを得んと、これはおかしいと思うんですよ。

以前も私質問させていただきましたけど、やはり前年例えば6人やったら半分ぐらいに減ったとか、そういう形で対策を立てられといて、結果が出ればいいけど、5人ということはまだふえる可能性があるわけですよ。ということはほとんどそのうつ病対策に対して何にもされていないというふうに感じるわけですね。いろいろ人事評価制度、最近では目標管理制度を導入して、職員のモラル、要するに意識を高めるという形で、第5次水俣総合計画の中にも自分の職務について成果があったという感想を述べる人を50%以上つくっていきたいという形で書いてあるんですけど、ということは今はまだ50%以下だと形での結果じゃないかなというふうに思うわけですね。

だから、今のそういう人事評価制度、目標管理制度、この辺がおかしいところがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺のことについてひとつお聞きをしたい。それと職員提案制度ということで、これはもう前からも言われているんですけど、この辺の進捗状況で、具体的に職員の士気が上がったとか、職員のそういうのが向上したというのがもしあれば教えていただきたい。この2点をお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 人事評価につきましては、今議員のほうからも申されましたとおり、非常に神経を使いまして、いろんな状況といいますか、条件というのを加味して、本当にその方がその業務を全うしてやっていけるのか、すべてについて評価を行いながら、案づくりを進めていっているわけですけども、申されましたように、非常に残念ながらうつ病のお抱えになった職員もいらっしゃる、なかなか改善されない部分もございまして、私どもも担当としましても、そのことが一番頭が痛うございます。

担当につきましては、主治医の方々、先生のほうに直接出向いていろんなアドバイスをいただきながら、職員の一日も早い復帰を願いながら対応いたしております。中にはやっぱり半日でもリハビリ出勤ができるというような職員もございまして、あるいは場合によってはがらっと環境を変えてやることによって、非常にやる気が出てくる職員というのもございまして、それぞれ、御承知かと思いますが、その方の持ち得る症状においてさまざまございまして、この方法が一番いいというようなことはございませぬ。小まめに本当に状況を見つめながら対応していくし

かないのかなと思っております。

そういった中でもやっぱり一個一個の職員能力、非常に高いものがございますので、そういうことも含めてつぶさに評価しながら、今後の水俣市の職員として有能な職員として育てていきたいというぐあいに考えております。

目標管理、当然その中でも持っていただくことにしております。今まで課長管理職についてある一定の目標管理を設定しながらということで、その成果の可否を見ながら進めてまいっておりますが、今後においてはやはり全職員にまで、やっぱり目標を設定して、先ほど言いました市民が主役という仕事の支え役として私たちが能力を発揮できるように努めていきたいということでございます。

それから、提案制度につきましてはそういうシステムを設けておりますが、なかなかみずから提案をとるところまでは至っていない。ただ、グループでこんなことをやりたいと、1人でこういう提案をしてということじゃないんですけど、その提案に基づいて数名の職員が、じゃあ一緒になってやろうかというそういったことも見えてきております。今後においては、もっともっと目線は市民に向けながら、行政マンとしてどういうことができるのか、効果的にできるのか、その辺を職員の提案のみならず、グループ提案ということも含めて、積極的に活用してまいりたいというぐあいに考えております。

○議長（真野頼隆君） 次に、東日本大震災について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、東日本大震災について順次お答えします。

まず、宝川内土石流災害を経験した水俣市として、今回の支援体制は熱意が不足していたと思うが、今までの支援実績と今後の支援をどうするのかとの御質問にお答えします。

東日本大震災に対する今までの支援実績として、まず支援物資につきましては、多くの市民等の御支援により米一升運動と支援物資の募集を行いました。そこで集められた3.4トンの白米と約170箱の支援物資に、市で購入した無洗米10トン及び約190箱の支援物資をあわせて4月11日に宮城県気仙沼市へ届けました。また、水俣の特産をぜひ、被災地の復興に役立てていただきたいとの思いで、水俣産のお茶300キログラムを8月1日に宮城県東松島市へ届けました。

義援金につきましては、市内8カ所に設置された義援金箱に、9月1日現在1,501万783円が集まっており、すべて日本赤十字社を通じ、被災者へ届けられることになっております。

人的支援につきましては、これまで、医師、看護師、保健師、薬剤師、水道局職員、事務職員を計14人、延べ109日間派遣をしております。

本市への避難者への支援につきましては、現在、宮城県石巻市から避難してこられた1世帯3

人に対して市営住宅の提供、支援金の支給等の支援を行いました。さらに、今年度、夏休み期間、福島県いわき市の子ども及び保護者を放射線による心配から解放するために、約1カ月間の受け入れを行ったところであります。

以上のように、これまで市民等の御支援をいただきながら、市としてできることから精いっぱい支援させていただいているつもりであります。支援体制において熱意が不足していたのではないかという御意見もあるようですが、私としてはできることから懸命に取り組んできたと考えております。

次に、想定外を含めた今後の防災体制をどうするつもりかについてお答えします。

6月議会においてもお答えしていますが、ことし3月11日に発生しました東日本大震災で課題となりました地震・津波の被害想定、住民の避難体制、避難場所、災害対策の拠点となる災害対策本部の機能の喪失・低下、防災事務等に従事する者の安全確保、原子力発電所の問題などにつきましては、国や県の動向を踏まえ検討し、本市の地域防災計画の修正を実施していくこととしています。

今回の大震災を踏まえ、早急に取り組むべき市の防災対策としては、いかに早く正確な情報を地域住民に伝え、その情報をもとに、迅速かつ、適切に行動できるようにすること。また、地域住民で考え行動できるようにするためには、その伝達手段や日ごろからの自主防災組織の活動を強化していくことが直近の課題であります。

そこで、本市からの情報伝達手段である防災行政無線について、防災行政無線の点検、難聴地域、自治会、消防団、避難所などへ貸与している戸別受信機の点検を行っています。特に、難聴地域や自治協力員の受信機については、自治会長にお願いし、受信機が確実に引継がれているか、故障していないかなど点検していただき、適宜、受信機の再交付などを行っています。また、気象情報などで特に重要な情報は自主防災組織を通じて住民へ広く伝達する必要があることから、代表者の連絡先を確認し、その連絡先を利用した情報伝達訓練も実施しています。本年6月から8月にかけての大雨時、土砂災害警戒情報、避難勧告を公表したときには、防災行政無線の放送とともに自主防災組織代表者へ連絡を行い、気象情報や自主避難所の開設や注意の呼びかけなどを行っています。

自主防災組織については、組織体系や組織内の連絡体制、活動実績や活動計画など地域の実情や課題についてアンケート調査を実施し、さらにアンケート調査に基づきヒアリングを実施し、現状の把握に努めるとともにアドバイス等を行っています。

その他に、熊本県の熊本県防災情報メールサービスへの登録の周知を行っています。このサービスは市独自の情報も配信できるようになっており、去る7月6日の避難勧告の発表についても配信しています。登録については、9月1日の市報に合わせてチラシを全戸配布していますので、

ぜひ活用いただきたいと思います。

本市は、これまでも平成15年の土石流災害を教訓とし、市の防災体制、地域の防災体制の強化に努めてきましたが、東日本大震災を受けて、想定外の事態が起こり得るという考えのもと、想定外の事態が発生した場合に最善の対応が行えるよう、引き続き情報伝達手段や自主防災組織の強化、住民への意識づけ、地域防災計画の見直しなどを実施し、市・地域の防災体制の強化を図っていきたいと考えています。

次に、復興に向けて全国に瓦れき処理の協力要請が来ていると聞くが、水俣市に要請はあったのかとの御質問についてお答えします。

災害発生直後に、環境省などから一部の地方公共団体に調査・協力依頼等があり、災害廃棄物の処理を支援している地方公共団体もあります。しかし、災害廃棄物の量が膨大なため、改めて全国的な広域処理体制の整備を図るため、平成23年4月13日付で被災自治体を除く全国の自治体に対し、焼却及び埋め立て処理の余力調査依頼があり、この調査の経緯及び目的については高岡議員及び緒方議員の御質問でお答えしたとおりであります。

今回の環境省からの依頼につきましては、全国で焼却及び埋め立ての処理能力に幾ら余力があるかの調査であり、受け入れを要請する調査依頼ではないことを県の担当課にも確認の上、回答を行ったものであり、本市に対して要請はあっておりません。

○議長（真野頼隆君） 以上で塩崎信介議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明7日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時16分 散会

平成23年9月7日

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成23年9月7日（水曜日）

午前 9時30分 開議

午後 3時49分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教 育 次 長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第3号

平成23年9月7日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 1 西田弘志君 | 1 新設高等学校の校地変更について |
| | 2 水俣のまちづくりについて |
| | 3 東日本大震災瓦れき処理について |
| | 4 プレミアム商品券について |
| | 5 消費者行政について |
| 2 川上紗智子君 | 1 水俣市防災対策について |
| | 2 エコ住宅建築促進支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設について |
| 3 淵上道昭君 | 1 第4次行財政改革について |
| | 2 農業、林業について |
| | 3 福祉問題について |
| | 4 教育問題について |
| 4 牧下恭之君 | 1 防災対策について |
| | 2 図書館活用教育について |
| | 3 高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実を |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、おはようございます。

未来みなまた西田でございます。

私、先月8月にみなまた田舎学校という水俣出身の方々のお子さんを、夏休み期間中に水俣に帰ってきてもらい、水俣のファンになってもらいたい。そして水俣でいろんな体験をしてもらいたい。水俣の流動人口をふやしたい。そういった企画がありまして、それを少しお手伝いをさせていただきます。

愛林館、頭石の村丸ごと博物館、湯の児の釣り、海水浴、せり舟体験、グリーンスポーツなどでいろんなフィールドで子どもたちに体験をしていただきました。谷口明弘議員にも手伝いをいただきましたですけど、その中で子どもの表情を見ていますと、やはり水俣には都会にない自然、すばらしいものがたくさんあるんだなというふうに改めて気づかされました。

福島の子どもたちと交流する機会もございまして、お母さんと私も話す機会がございました。水俣の思っていたイメージと全然違います。排水が流れる、猫が踊る、そういった暗いイメージがあったんですが、実際水俣に来て、この自然豊かで、きれいな海、山、そういったものに驚いておられました。やはり水俣のイメージを変えるのは、雑誌、また報道、そういったものだけではなく、いかに水俣に1人でも多く来ていただけるか、そういった施策が打てるかだというふうに思っております。

第5次総合計画で、未来の都市像、宮本市長は、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまた、そういうふうにならうとされています。やはり人が行き交うまち、ぬくもりのある、そしておもてなしのできるまち、そういったものに力を入れていただきたいなというふうに思っております。

日曜日に、水俣よさこい祭りが市民の企画で行われました。福田議員、谷口眞次議員も司会をやっていらしゃったのを私も見せていただきました。市外の方、たくさん水俣の町なかを歩いておられました。今からいろんな行事、コスモス祭りもございまして、サッカー大会もありますし、いろんなスポーツ大会もあります、県体もございまして。そういった既存のものをうまく活用し支援し、交流人口をふやし、おもてなしの心で水俣のファンをふやしていく、それが将来の水俣にきっとプラスになるというふうに思っております。

私、宮本市長が、金魚かドジョウかはよくわかりませんが、どちらにしても、よいものは全庁挙げて即実行する市政運営をやっていただきたいという思いを持ちながら一般質問をさせていただきますというふうに思っております。

1、新設高等学校の校地変更について。

昨日も緒方議員から同類の質問がございました。私もたくさんの方々から、校地変更は残念だという意見をもらいます。今回の新設高校を教育環境とまちづくりの観点から意見が述べられ

ばというふうな思いで、以下質問をさせていただきます。

①、新設高等学校の校地が水俣高校から工業高校へ変更になったが、経緯等どういう説明を受けたかお尋ねします。

②、新設高校が工業高校の校地を利用するに当たりどう考えるか、お尋ねをいたします。

2、水俣のまちづくりについて。

この混迷した時代に、次の世代にどんな水俣を残すのか、それにはどんな施策を実施していくのか、実行していくのか、みなまた環境まちづくり推進事業の重要性を感じ、以下質問をさせていただきます。

①、みなまた環境まちづくり推進事業について内容をお尋ねいたします。

②、この事業におけるコンサルタント、有識者の役割についてお尋ねいたします。

③、この事業に期待するものは何かお尋ねをいたします。

④、本市が目指すまちづくりとは何かお尋ねいたします。

3、東日本大震災瓦れき処理について。

昨日からこれはもう3人ほど取り上げられましたですが、雑誌のAERAに掲載されてから、私にも何件も問い合わせがございました。間違った認識があると市民に余計な不安を助長させてしまいますので、正しい認識をするために質問をいたしました。大体、きのう聞いて答弁のほうはわかっておりますが、少し私のほうからも言いたいことはございますので、このまま質問をさせていただきます。

①、瓦れき処理、焼却、埋め立てに手を挙げた自治体と雑誌に掲載があったが、経緯をお尋ねします。

②、市の瓦れき処理の考え方についてお尋ねします。

4、プレミアム商品券について。

本年2月に販売されましたプレミアム付商品券は、宮本市長になって2回目の発行だと思います。消費の低迷、東日本大震災後の経済の冷え込みを考えますと、震災の1カ月前に発行できたことはよかったなというふうに思っております。消費の起爆剤になったのではないかと思いますし、質問を通して、次につなげていけばという思いから、以下質問をいたします。

①、2月に発行したプレミアム商品券の発売、換金状況、成果、反省点をお尋ねします。

②、販売後の利用者、市内の事業所の意見をどう把握しているかお尋ねします。

③、今後、プレミアム商品券発行についての方向性をお尋ねいたします。

5、消費者行政について。

消費者庁ができ2年になり、政府の方針により、各自治体ハード・ソフト両面整備されてきたと聞きます。本市も1階ロビーに設置された消費生活センターで対応しておりますが、今後消費

者行政は重要なものになると思います、以下質問をいたします。

- ①、本市の消費者行政について考え方をお尋ねします。
- ②、消費生活センターの現状をお尋ねします。
- ③、消費者行政についての市民への啓発活動をお尋ねします。
- ④、今後の方向性についてお尋ねいたします。

以上で登壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、新設高等学校の校地変更については総務企画部長から、水俣のまちづくりについては副市長から、東日本大震災瓦れき処理については福祉環境部長から、プレミアム商品券については私から、消費者行政については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 新設高等学校の校地変更について答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） 新設高等学校の校地変更についての御質問にお答えします。

まず、新設高等学校の校地が水俣高校から水俣工業高校へ変更になったが、経緯等はどういう説明を受けたのかについてお答えします。

昨日の緒方議員の御質問にもお答えしましたとおり、校地の変更については、水俣高校の校地が土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に指定される見込みとなったこと、これに伴い新設高校の校地を再検討する必要性が生じたこと、その後、複数の案について検討を行い、地元PTAや各小・中・高校を初めとする関係者への説明等を進め、最終的には水俣工業高校校地での整備案に至るまでの経緯と内容について説明を受けております。また、具体的な新設高校整備計画のイメージについても説明をいただいております。

次に、新設高校が工業高校の校地を利用するに当たり、どう考えるかについてお答えします。

私も検討委員会のメンバーとして県教育委員会から説明を受けてきておりますし、PTA関係者などからもいろいろとお話を伺っております。確かに、何とか現水俣高校の校地で新設高校を考えられないかとの願いに、PTAを初め多くの関係者の方々がそれぞれ複雑な思いでおられることは十分承知をいたしております。しかし、一方で生徒の安全性を第一に考え、また県教育委員会として限られた条件の中で十分検討された結果であると思っておりますし、工業高校の校地を新設高校の校地とするとの結論はやむを得ないものとして受けとめております。県から示された最終

案については、現時点で妥当であると考えております。

今後、スケジュールに沿って再編に伴う工事等が始められると思いますが、市としても新設高校がスムーズに開校でき、生徒や保護者はもちろん、地元住民や市民にとってもよかったと思えるよう、県教育委員会と連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 皆さん、いろんな意見があるのも事実だと思いますし、私にもなぜ水俣高校使えんとやっていう意見はたくさん、市のほうにもたくさんきているのかもしれませんが。私も含め多くの市民が水俣工業と水俣高校が再編されて、子どもが少なくなってきたので再編して新設高校をつくる。まあ納得しているところでございますし、校地は水俣高校を利用するというふうになれどもが思っていたやさきに、急遽4月に土砂災害特別警戒区域に指定される方向になり、もう非常にきゅうきゅうに校地の変更があつて、かなり早い決断だったように思いました。

P T A総会、もやい館、文化会館などで説明会がありまして、私も評議委員というのと、もやい館のほうでは話を聞かせていただきました。意見は残念だという意見もありましたし、プレハブ等で心配する声もございました。この経緯を見ますと、来年の24年スタートを切りたいというのがやはり県の教育委員会はそこがスタートがあるという感じがしておりました。どうしてもそれに間に合わせるには、やはりもう工業をそのまま使うという感じで説明されているように私は聞いておりました。

水俣高校は県内でも珍しい市内から見上げることのできる中尾山の山ろくにあつて、すばらしい環境のところに位置しているというふうに思っています。今後、水俣に高校が1校になってしまう、高校が町なかにあるより、やはり自然に囲まれた環境の中で水俣の子どもたちが勉強していただきたいというのは、思うのは私だけではないというふうに思っております。いかんせん、安全面を言われますとなかなか難しいと思うんですが、議論が本当に少なかったなというふうな気がして残念なところがあります。

質問としては、県が水俣高校の上のグラウンドを使うとか、下のグラウンドに校舎を建てるとか、三中に校舎を建てるとか、何か3案ぐらいあったと思いますけど、市として独自の案と言うものは出せるような状態ではなかったのかどうか、それを1つ質問させていただきます。

これは関連してなんですけど、水俣高校駅、肥薩おれんじ鉄道でのをつくるというお話が大分進んでいたと思うんですけど、その辺について、もし、今現状で答えられることがあったら一緒に答えていただければというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） 新設高校の配置について、市として独自の案は出せなかったのか

ということでございます。

私どもとしまして、私、地元の検討委員会のメンバーとして入っておりますが、昨年から議論をちょっと、校名をどうするかいろいろな議論を重ねてまいりましたけれども、その中で当然私どもの意識の中には、現水俣高校を新設高校としてスタートするんだという前提でかなり話も進めてきておりましたが、年明けて急に県の土木のほうからの調査で、そういう危険区域に水俣高校が立地しているんだというお話を聞きまして、確かにびっくりしたというのが事実でございます。そして、それと同時に市長のほうにも説明ありまして、市長も同様に、なぜ今ごろこういう話なのかなと思われたかと思えます。

その後、幾つか県のほうからも説明受けましたけれども、やはり県のスケジュールとしましては、24年度から新設高校でスタートしたいという意向もあったかと思えます。そういった中で、なかなか場所をどこにするのか、緊急の課題として浮き上がってきてまして、県のほうとしても早くその辺の位置を決めたいという思いもあったようでございます。とはいえ、その中で一番考えられるのは、やっぱり生徒さんがたの安全をどう確保するのかということが県のほうとしても重要課題であったということでございまして、その中でやむなく工業高校を現条件下においては最適の場所であるという認識で決定されたと思えます。その間、市独自で具体的な提案というのは実際に幾つか思いもしました。三中跡とか、いろいろなところの第2グラウンドを活用したらどうなるんだろうとかいろいろありましたけれども、具体的にはその辺、県教育委員会のほうもその辺の案として検討はされておまして、そういった意味で独自に市のほうで出したということとはございません。

それから、おれんじ鉄道新駅については当初出た際に、現水俣駅、それと新水俣駅の間に新駅をとということで構想されたと思うんですが、若干位置等の幾つかの構想案もありましたけれども、1つ有力な候補として現水俣高校の下にございます鶴田踏切周辺のほうが最適でないかということで、その可能性について昨年調査を行った経緯がございます。その可能性の調査を進めて、報告がそれなりにまとまった段階で、先ほど言いましたように、現水俣高校にそういう不測の事情があるということがわかりまして、新駅構想についても若干見直しをせざるを得ないのかなと、当然第一の前提としては高校に通われる生徒さん方の利便の確保、足の確保というのを前提にしておりましたので、その辺が見直しを迫られるということであれば、新駅についてもちょっと再検討せざるを得ないのかなということで、現状ではそういった経緯も踏まえて白紙と言いますか、ペンディング状態になっているということでございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 なかなか独自に案を出すというのは県のやることでありまして、難しいのかなというふうには思いますけど、意見としてはいろんな形で言っていただければなという思いがありま

した。

この水俣高校をつくるということは水俣のまちづくりから、次に自分、まちづくり挙げていますけれども、まちづくりという観点から見ますと非常に大きく関係してくるんじゃないかなと思うんです。人の流れ、通学路の安全性もあるでしょうし、雨の日の車の渋滞の問題、今、雨の日に朝行きますと、南福寺のロッキーの前あたりは非常に混雑しているのも事実だと思います。生徒さんを車で乗せてきて、すごくごった返してきているのも事実です。こうったものを踏まえますと、工業高校に移ったときに非常にいろんなまた問題点も出てくるとは思うんですけど、その辺は少しずつクリアしていけばいいのかもしれないんですけど、こういったまちづくりの観点から、新制の水俣高校をつくる時に意見が述べていただければなというふうな思いがありました。

新駅の話在白紙にという話もありましたですけど、基本的には、水俣高校はあそこにできて駅ができれば高校の通学にも便利なんですけど、やはり医療センターのアクセスという部分にも非常にプラスになるというふうに思っていました。この今度の高校の再編、高校をあそこで水俣高校にできて、駅ができれば、そしてあの辺の道路をアクセスを、医療センターまでの道をよくすれば、あの辺の再開発で非常にいいところになるなというふうな思いがあったのも事実です。医療センターというのは、まち研の報告書の中でも、今後期待する分野では医療・福祉・観光関連の成長が見込まれる、こういったところに雇用も生まれるんじゃないかというふうな報告も出ておりました。医療センターには年間21万7,000人外来の方がいらっしやって、その中の40%是水俣以外、芦北・出水の方々ですね。入院患者に関しますと、49%が市外の方がいらっしやいます。そういったものも含めたまちづくりで水俣高校も考えていただければなというふうな思いがあったのが私は事実なんです。

今度もう動いてしまうのがかなり決まっているとは思いますが、最後質問しますけれども、最終的な決定がなされて、県議会にもう上がるというふうにも聞いていますけど、やはりもう議論の余地はないというふうに考えていいのか、御質問をさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

吉本総務企画部長。

○総務企画部長（吉本哲裕君） まちづくりの観点からということでございましたし、今議員の方からも申されましたが、いわゆる高等学校という大きな施設がまちにあることによって人の流れ、あるいは物流ですね、物の流れも大変変わってくるとそういった意味から、都市計画あるいはまちづくりにとって、こういった公共施設、高等学校等が存在することは大きな意味を持つとそういう認識は持っております。そういった意味で、新駅の構想についてもそういう視点を持って構想づくりを進めてきたわけです。

また医療センターについても、これは水俣市のまちの機能の中核施設であるという認識を持つ

ておりますし、非常にそういった意味では、いろんな意味で高校であるとか医療センターであるとか、また高校の位置が変わることによって、まち全体のもうちょっと流れといいますか、いろんな機能のあり方というのを整理する必要もあるのかなというぐあいに考えております。

それで、再度どうなのかということでございますが、現状においては、水俣工業高校跡地を新設の新たな高校のスタート地として選定されていますので、そのことについては若干見直しを迫るといことは難しいものがあるかと思いますが、今後においては、やはり先ほど言いました医療センターであるとか、あるいは鉄道路線との関係であるとか、商店街の位置の関係であるとか、あるいは人の流れであるとか、いろんなものを要素を考えながら、このまちのいわゆるまちづくりといいますか、機能をどういうぐあいに整理していったらいいのか、大きな都市計画、あるいはそのまちづくりの観点からの課題であるというような認識を持っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、水俣のまちづくりについて答弁を求めます。

田上副市長。

（副市長 田上和俊君登壇）

○副市長（田上和俊君） 次に、水俣のまちづくりについて順次お答えします。

まず、みなまた環境まちづくり推進事業の内容につきましてお答えいたします。

本事業は、昨年度から専門的知識を持った有識者を委員としてお願いし、研究会を推進してまいりました。今年度は、去る9月4日にみなまた環境まちづくり研究会第1回目を開催したところでございますが、昨年度のこの研究会で取りまとめた報告書をもとに、本年度は、市民、企業、行政の協働により実現可能性のある具体的事業の組み立てを行うものであります。

推進体制としましては、これまでの平成20年の環境モデル都市認証と同時に、市民で構成する環境モデル都市推進委員会、環境モデル都市推進本部会及び5つの円卓会議を設置し、環境モデル都市の実現に向けて検討を行ってまいりましたが、今年度はこれまでの推進体制に有識者等から成る専門委員を加えた合同会議を開催し、プロジェクトについての実現可能性、実現方策の検討等を行う5つの円卓会議から検討状況の報告を受け、審議・助言を行いながら、まちづくりを進めていこうとするものです。

次に、事業のコンサルタント、有識者の役割についてお答えします。

本事業の実施に当たっては、市役所が主体となって事務局機能を担っておりますが、一部をコンサルタントに委託し、各円卓会議などで出されたアイデアに対する詳細な調査、全国の最新の情報の提供、協議資料の作成など、事務局の支援を行ってまいります。また、有識者につきましては、会議開催時に同席してもらい、会議で交わされる意見や提案などに対し、専門的見地からアドバイスをいただきながら、具体的事業の組み立ての相談役としての役割をお願いすることとしております。

次に、この事業に期待するものは何かについてお答えします。

本市におきましては、働く場の確保による雇用の増大など経済振興は喫緊の課題であり、この課題の解決に向けて、本市の得意とする環境を軸とした展開を図ってまいりたいと考えております。

昨年度、みなまた環境まちづくり研究会において、まさに環境の改善・保全とまちの経済・社会の発展を両立させるという観点から取りまとめられた本市の強みを生かすさまざまなプロジェクトが提言されております。今年度、本事業の実施によって、実現可能な事業が具体的に取りまとめられた上で、市民の皆さんから提案された意見が目に見える形で実現できるよう事業化につなげてまいりたいと考えております。そして、市民協働による事業の推進により、環境と経済が調和する、日本の環境首都・水俣が実現することに大きな期待をしております。

次に、本市が目指すまちづくりとは何かについてお答えします。

水俣市は、本年3月、日本の環境首都コンテストにおいて、日本の環境首都の称号を獲得しました。この環境首都としての誇りを持って、日本の環境首都にふさわしいまちづくりが必要と思っております。

総合計画に掲げている、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまたの実現に向け、単に環境に配慮したまちづくりではなく、そこに暮らす市民が環境を軸としながらも、元気で、心豊かで、楽しく、にぎわいのあるまちを目指していきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 昨年、水俣のまちづくりに関しましては、まちづくり研究会、3月に報告書が出ております。今回それをまた次につなげることだというふうに思っております。円卓会議は、今までは環境モデル推進課がもうほとんど全部受けてやっていて、何かほかの課は余りそこに関知しないというふうな感じを受けておりましたが、今回からは、この円卓会議につきましては商工や企画、そういった各課も入って事務局機能をするというふうに聞いております。やはりこういったものを全庁的にやっついていかないと、職員が、水俣市はどっちのほうを向いとるかよくわからないんじゃないかなというふうな思いがしております。

今回はこういった全庁的にこのまちづくりに取り組まれるということだったんで、市の職員が一人一人説明できるぐらい把握していただきたいなと、そういったことが重要じゃないかなというふうに思っております。そこができないとやはり市民に説明がつかない、市民にこういったものが浸透していかないんじゃないかなというふうな思いもあります。

コンサルタントの方につきましては、もういつも言われるように、中身の実効性が重要で、報告書つくるのが目的にならないようにしていただきたいなというふうな思いもありますし、有識者の方々は、市民は手弁当で皆さん参加されるわけですから、一緒に汗をかいてつくり上げるぐ

らの意気込みでやっていただきたいなというふうに思っております。

そして、この円卓会議で議論されたものが環境まちづくり推進合同会議ですか、そっちへ上がってきて、そこできちっとしたものになって、そして、来年の24年度の施策にきっちり反映していくような形をつくっていただきたいなというふうに思います。

質問は、民間だと、よく朝の朝礼のあいさつのときには社訓の復唱とかいうて、毎日同じことをやることによって、その会社が向かっていることがわかっていくように思うんですけど、先ほど言われました、人が行きかい、ぬくもりと活力ある環境モデル都市みなまた、この文言とかこういったものをもっと職員の方にもいつも目に見れるような形、ステッカーでも名札につけるでもいいでしょうし、大弾幕をつけるでもいいでしょうけど、何かそういったものを一緒に共有できるようなものを何かできないかというのを1つ質問をさせていただきます。

それと円卓会議につきましては、昨年来私も参加させていただいて、円卓会議の一つ一つ、温度差というか、進むところと進まないところがかかなり出てきているのが実際あったと思います。今度はそこので入れをされるということなんでしょうけど、その辺、進みぐあいに差が出ないような方策というのは何か考えていらっしゃるのか、その2つを質問させていただきます。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

田上副市長。

○副市長（田上和俊君） いろんな市の理念とか、そういうものを職員みんなが共有できる、そういうものがつくれないかという御質問だと思いますけれども、基本的には総合計画、先ほど西田議員が言われたような形が、本当はスローガンとしてしっかり職員も市民も持っていなきゃいけないと思っているところでございますけれども、この中でやはり水俣が将来的に目指す理念というのは、当然総合計画に示されております。ただ、なかなか周知されていないという課題もございまして、ぜひそれはやはりステッカーつくるとか、常に職員もそれを見ながらまちづくりを目指すような、そういう組み立ては検討していきたいと思っております。

それと、円卓会議が昨年度まではそれぞれ温度差があって、なかなか進んでいるところと、進んでいないところがある。これをどうするかということでございますけれども、それはやはり一番の我々の課題にとらえております。

今回9月4日には、ほとんど市の職員でその会議を総理したというか、回しております。最初に、昨年度の報告書の概要についても市職員から説明しておりますし、その5つの円卓会議をどうやって進めるかということについても、各担当の課長に5分程度だったんですけども、報告させております。会場からの委員の皆さんからの意見におきましても、市が先頭に立って引っ張っていかないとまちづくりは進まない、思いが大切だということを非常に熱弁でされまして、我々も感動したんですけども、やはり、市職員が先頭に立って引っ張らなきゃいけないと

いう思いから、この円卓会議についてはそれぞれ担当課を分けまして、責任持って進める体制をとらせていただきたいと思いますので、ぜひ議員の御提案のとおり進めさせていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 最初の理念とか、そういったスローガンのものでもいいんです。本当にわかりやすいもので宮本市長が目指しているものを本当に、毎日でも見れるような形というのは必要じゃないかなというふうな思いがあります。

それで、円卓会議につきましては進みぐあいに差が出ないように、やはりみんなで発表し合うでもいいでしょうし、進捗状況を掲示するでもいいでしょうし、そういうふうにしていかないと、3月終わったときにやはり差が出ていたでは次の施策につながっていかないとしますので、その辺はぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。以上です。

○議長（真野頼隆君） 次に、東日本大震災瓦れき処理について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 東日本大震災瓦れき処理についての御質問にお答えします。

まず、瓦れき処理、埋め立てに手を挙げた自治体と雑誌に掲載があったが、その経緯についてお答えします。

平成23年4月13日付で、災害廃棄物の焼却及び埋め立て処理について処理能力の余力調査があり、それについての経緯や市の対応については昨日御答弁申し上げたとおりであります。その後全く進展はなく、その間宮城県と岩手県において放射性物質による災害廃棄物の汚染問題が報道されたこともあり、今回環境省が公表した調査資料をもとに調査依頼に回答した自治体が受け入れを表明したかのような表現で掲載されたものであります。

何度も申し上げますが、あくまでも処理能力の余力調査についての回答であり、処理を担うと表明したものではありません。

次に、市の瓦れき処理の考え方についてお答えします。

まず、今回の調査に対し市が行った回答は甚大な被害をこうむり、膨大な災害廃棄物の処理が滞れば、さらに復興がおくれることとなります。本市も土石流災害において大量の災害廃棄物が発生し、近隣自治体に処理をお願いした経緯もあり、少しでも被災地の支援になればとの考えから、可能な範囲での回答を行ったところであり、御理解いただきたいと思います。

現在、一番問題にされておりますのが、放射性物質に汚染された廃棄物を焼却処理した際に、燃えて底にたまる主灰と空気中に漂う飛灰に含まれる放射性物質であり、焼却することにより放射性物質がさらに拡散するのではないかという不安から、受け入れに反対する住民運動が起きて

おります。焼却処理については水俣芦北広域事務組合で行っており、本市が受け入れの可否について申し上げるべきことではありませんが、本市で対応可能なものはガラスやコンクリート片などの埋め立て処分が必要な廃棄物となります。放射性物質に汚染された廃棄物につきましては、現在の法律では一般廃棄物としての処理はできないこととなっておりますので、受け入れは不可能であると考えております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 雑誌が出ましてから、私のところにもやっぱり電話もありましたし、やはり産廃のときに一緒に反対した人から心配する声が多かったのも事実です。私も最初にこの話を聞いたときに、まず電話があったときに、雑誌見る前ですけど、全然耳にしたこともない瓦れきの受け入れが勝手に決まったっていうふうに聞いて首をかしげたのも事実です。しかし、昨日からこの答弁をずっと聞かせていただいて、受け入れの調査に答えたのがこういった形で雑誌に載った、雑誌は恐怖心をあおるような記事になっていたのも私も見せていただきましたけど、事実だというふうに思います。雑誌の場合売れて何ぼなので、やはり書き方は売れるような書き方をするのかなというふうな気がしましたので、雑誌の記事について議論をすることはもうありません。しかし、本当に瓦れきの処理の打診があったときには、やはり水俣市民のことを考えていただいて、国の基準とともに、水俣独自の基準を考えるぐらいの考えを持っていただきたいなというふうな思いがあります。

質問は、この雑誌だけでうわさが勝手にひとり歩きするとか、そういったのを聞いて不安を感じる市民が出るのは非常に遺憾だというふうに思うんですけども、市長あたりが市報などを通して、市長の欄でも結構ですけど、そういった誤解が生じているならば、そういうふうを考えるなら、そういったところに少し掲載をされるとか、そういった考えはどうかを質問させていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、西田議員のほうから非常にそういった不安を醸し出した状況があったということでございますので、私のほうでもそのことは考えておりました。例えば、9月の広報あたりに今回の様子も私の思いも、あるいは皆さん方に不安をおかけしたといったような内容で、こういうような形で処理をしていくんだというようなことがわかるような記事を載せたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、プレミアム商品券について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、プレミアム商品券について順次お答えします。

まず、2月に発行したプレミアム商品券の販売、換金状況、成果、反省点についてお答えします。

2月19日より販売いたしました2億円分のプレミアム商品券は4日間で完売し、購入者は2,572人、1人平均7万7,760円でした。換金状況につきましては8月末時点で15%のプレミアム分を含む2億2,960万4,500円、率にいたしまして99.8%の支払いを完了しております。

成果につきましては、平成21年度に同様のプレミアムつき商品券の発行事業を実施したときに換金の請求を行ったのが98事業所であったのに対して、今回は145事業所と、およそ1.5倍の事業所で利用されたことから、地元経済の活性化に一定の寄与ができたのではないかと考えております。

反省点といたしましては、前回のプレミアムが10%であったのに対し、今回は15%であったことや、販売を週末に行ったことなどにより、予想をはるかに上回る短期間で販売が終了してしまい、4日目以降も購入希望者が多数来庁されたことを考えますと、10万円としていた1人当たりの購入限度額をさらに低く設定することによって、多くの市民の方々へ行き渡るようにすることもできたのではないかなと思っております。

次に、販売後の利用者、市内の事業所の意見をどう把握しているのかという御質問にお答えします。

今回の販売は市民の皆さんの出費がかさむ年度がわりに15%のプレミアムがつくということで、大変好評であったと聞いております。また、事業所におきましては、現在の商店街において実施しているアンケートの回答を見ますと、振興券の周知が進んできたのではないかとということと、約半数の方が扱い額そのものが前回よりふえたと答えておられることから、こちらも好評であったと考えております。

次に、今後のプレミアム商品券発行事業の方向性についてお答えいたします。

長引く経済の低迷並びにこの3月に発生しました東日本大震災の影響等、現在では日本経済全体が混沌としており、水俣市も非常に厳しい状況にあります。このような時期に市民にも事業所にもメリットのあるこのような事業を行うことは非常に意義のあることであり、地域経済に及ぼす影響は少なくないと考えております。今後も市民や事業所の要望を伺うとともに、水俣商工会議所にも協力を仰ぎながら、より効果的な地域経済の活性化のあり方について協議してまいりたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 4日で完売で2,500の方が買われたということであり、買いそびれたという人は非常に多かったのを私もよく耳にしました。4日で売り切れてしまえば、後、買いに行った人が

多数いらっしゃったというのは予想がつくところなんですけど、お店に関しましては145店、1.5倍換金された店がふえたということですから、ある程度成果があったんじゃないかなというふうにも思いますし、私も使った方、また換金された商店の話を聞きますと、満足のいくようなお答えをいただいております。

しかし、これは地元の買い物をする起爆剤でありますので、これをきっかけに地元の消費が拡大できる、最終的にはお店が努力するのが当然だと思いますので、これをもっとうまいぐあいに使われるところと話をしながらやっていていただきたいなというふうな思いがあります。震災以降、やっぱりいろんなイベントが中止になりまして、消費が上向いていないというふうに思っております。やみくもにやるのではなくて、タイミングを見きわめて、こういった施策は打っていただきたいなというふうに思っております。

隣の出水市では、昨年11月に1回出して、ことしの7月にたしか出ました。ことしは10%でした。私もちょっと話を聞きにいったんですけど、ことしは鳥インフルエンザ関係の業者さんの支援という部分もあって出されたというふうなことも言われておりました。

それと、今回は水俣にはチラシは入っておりませんが、あちらはやはり地元の還元というものもありますけど、よその方がこういった券を使って地元でお金を落としていただけ、外貨の獲得という感じですかね。そういったこともやはり考えていらっしゃるように思えました。やはり、地域間競争がだんだん厳しくなっていく時代ですので、いろんな形で考えていただきたいなというふうに思っております。

質問としては、この販売する時期によって、使われる方が買いたいものが変わってくると思うんですけど、そういった、今度2月に出て年度がわりするときだったんですけど、消費の業種別で使われ方に特徴があったのかを1つ質問をさせていただきたいと思っておりますし、先ほどの協力体制ですけど、よそを見ますと、ほとんどが商工会議所を通してということでございます。ことしは確定申告の時期で、なかなか難しいという返事だったというふうに聞いておりますけど、将来的には前向きというふうな話も私も聞いております。商工会議所、商店街、あと生協もあります。そういったところに販売するだけじゃなくて、最初の企画のところから入っていただいて意見を共有して、効率のいいものにしていくのが必要じゃないかなというふうに思っています、その辺の連携について、タイアップ等について意見があれば聞きたいというふうに思います。2つお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点の業種別の特徴はあったのかというようなことですが、今回の様子を全体的に見てみますと、小売業の占める割合が約75%だったということでご

ざいます。その次にその他の小売業というのが5.1%、それからサービス業、飲食店、宿泊業というように続いているということでございます。今回はちょうど年度がわりでございましたし、我々もそのことを考えて出したところでございますが、ちょうど新学期の準備品を扱う業種等あたりが大変有効ではなかったのかなと、特にそのように思っております。ただ、小売業以外の9業種ではすべて前回は上回る伸びをしておりますので、この辺のところも効果が出てきたんではないかなというように思っております。

いずれにいたしましても、このプレミアム商品券を使いまして、やっぱり商店街の方々、そういった方々と消費者の方々が顔をつなげるというんですか、次につながる、そういった展開を今後もまた考えなければならぬのではないかなと思いますし、ぜひその辺のところを要求していきたいと思っております。

それから、会議所あるいは商店街等との連携はどうかということでございますけれども、今回の実施につきましても、もちろん商工会議所のほうからも御意見等をいただいております。今後の動き、そういったものをしっかり見きわめながら、また経済の活性化につながるような形で対応していかなければならないと思っておりますし、今議員から御指摘いただきました商工会議所あるいは商店街とも十分連携をとりながら一緒になって進めていければと思っております。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひ、すぐ出してほしいという意味合いじゃありませんけど、こういった意見とか要望、いろんな話で共有しながら地域経済の活性化につなげて、消費状況を見守った形で打っていただきたいなというふうに思っております。一過性にならないように時期を見きわめながら、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。これ、終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、消費者行政について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、消費者行政について順次お答えします。

まず、本市の消費者行政の考え方についてお答えいたします。

さまざまな消費トラブルから消費者を守ることを目的に平成21年9月、消費者庁が設置され、消費者安全法が施行されました。また、市町村においては消費生活センターの設置が努力義務となり、重大な消費者事故が発生した場合、国への通知が義務づけられるなど、安全・安心な暮らしを守るための体制づくりが進められています。

本市におきましても、市民の生活に密着したこれらの政策は大変重要であることから、本年3月に市役所1階ロビー横に水俣市消費生活センターを設置し、相談業務の充実を図るとともに、消費トラブルを未然に防止するため、福祉・高齢者関連団体や警察とも連携しながら消費者行政

に取り組んでおります。

次に消費生活センターの現状についてお答えします。

先ほども申しあげましたように、本市では3月に1階ロビー横に水俣市消費生活センターを開設いたしました。センターでは消費生活相談員2名が、毎週月曜から金曜の9時から4時まで交代で相談業務に従事しており、市民の方からの電話や来所による相談をお受けしています。4月から8月までにセンターへ寄せられた相談は49件で、うち電話によるものが18件、来所によるものが31件となっております。これは昨年の同時期に比べると18件の増で、21年度からは40件の増となっており、窓口設置の周知が進んでいるものと思われまます。また、消費トラブルの早期発見、早期解決のため、市民の暮らしに一番身近なところで活動されている民生委員や介護保険サービス事業所の皆様に相談員がみずから出向き、センターの役割や活動について周知を行ったり、情報誌を発行するなど、ふだんから連携をとりながら情報交換を行っています。

2人の相談員は常に真摯に相談業務に当たっており、あわせてこれらの啓発事業にも精力的に取り組んでいただいております。市民が安心して気軽に相談に訪れる窓口になっていると思っております。

次に、消費者行政についての市民への啓発活動についてお答えいたします。

市では消費トラブルの多くは未然に防止できるという認識のもと、市民の皆様に賢い消費者になっていただくために、さまざまな団体へ出前講座を開催しており、中でも健康高齢課や地域包括支援センターが行っている高齢者向けのまちかど健康塾等では、4月から8月までの5カ月間で29カ所、320名の方々に水俣での相談事例を含めた未然防止のためのお話をさせていただいております。また、この5月の消費者月間の際は、水光社前にてセンターの相談番号を記載したティッシュや法律相談会の開催を知らせるチラシを、さらに7月の恋龍祭では消費トラブルに関する注意喚起を記したうちわを配布するなど、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行っております。

今後も継続してこのような啓発活動に取り組むとともに、いざトラブルが起きた際には、頼れる相談窓口となれるよう体制をさらに強化してまいりたいと考えております。

次に、今後の消費者行政の方向性についてお答えいたします。

消費トラブルの解決には民法から刑法まで非常に幅広い知識と問題解決のための経験が必要になってきます。また、悪質商法の手だては日々複雑かつ高度化しており、常に自己研さんを行っていかなくてはなりません。したがって、このような専門知識を持った相談員の存在は非常に重要になってくると思っております。また、市民の方々にとっては市民生活に関するあらゆる相談を受け付ける市民相談と消費生活相談の区別は難しく、ワンストップサービスの観点からも、相談窓口の一本化が必要になってくると思われまます。このようなことも含めながら市民の皆さんが

安心して暮らせるように、相談窓口の充実に向けて積極的に取り組んでまいります。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 消費者庁ができて、国の方針で消費者生活センター設置、努力義務として各自自治体に行っていると、水俣市も重要な施策として1階のロビーに設置されたわけでありまして。現状は、やはり年々ふえているということでありまして、こういったものは都会だから多い、田舎だからじゃなくて、やっぱりもう満遍なく田舎もいろんな形で入ってきているんだなというふうな思いがあります。

振り込め詐欺も全国的には減ってきているというふう聞いておりますけど、いろんな形でまた新手のものが出ていられるでしょうし、架空請求、ネットトラブル、いろんなものが出てきていると思いますし、変化しているように思います。

啓発活動につきましては、今言われたようにまちかど健康塾とか、いろんなところでチラシ、ビラを配ったりということでありまして、ただこれを知ってもらって市民にこういった消費生活センターがあることを知っていただくか、そして利用していただくか、気軽に来ていただけるか、そういった啓発活動というのは非常に重要だというふうに思います。

次の方向性につきましては、今、市民相談と消費相談2つに分かれておりますけど、市民の方々が困っているということはもうところ構わず同じでありますので、やはりわかりやすい形で、これはこっち、これはこっちというよりは、何か1つワンストップでわかりやすいものにしていただければなというふうな思いがありますので、その辺はぜひまた検討していただきたいと思っております。

質問としては、消費者相談の内訳、そういったものが少しわかれば教えていただきたいというふうに思っております。

それと、こういったトラブル問題というのは相談窓口に来るのもあれでしょうけど、やはり市民の周りに市の職員たくさんいらっしゃるわけですから、そういった市の職員が同じようなこういったものは情報をもっと持って、もし困っている人がおったら、私ら議員も同じですけど、情報を、相談に乗ってあげるような体制というか、そういったものもやっぱり必要じゃないかなと思います。それにはやはり市の職員の育成というか、研修、情報交換、そういったものの研修というものをやはり、絶えずこういったものが今はやっているとか、こういった被害が出ているとかいうのは教えていくのが必要じゃないかなというふうに思います。その市の職員の研修等についても質問させていただきます。この2つ。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず、内訳についてというようなことをごさいました。水俣では

ここ数年、訪問販売や電話勧誘に関する相談が多くて、多重債務に関するものも少しずつふえております。具体的な件数を申し上げますと、平成22年度でいきますと、96件の相談がっておりますが、訪問販売に関する相談が20件、次に多いのが電話勧誘に関するものが10件、次に多いのが架空請求が8件、次に多いのが多重債務が7件とこういうようなものが大変多くなっているというようなことがございまして、これは全国的に見ましても大体同じような状況でございまして、やはり電話勧誘等に関する相談が多く、また投資商品、こういったものについてもふえているというようなことでございます。

あと、例えば年代別にいきますと、やはり22年度で見ますと、50代が19件、60代が23件、70代が11件、全体96件なんですけれども、そういったことからやはり50代から70代の方々の占める割合が半数を占めている、これも全国的な流れでございます。

職員に対する研修等に関してはどうかというようなことでございます。

いろんなこういう相談につきましては、どこの課の職員が集中して受けるという話じゃなくて、市民に接するのが我々の仕事ですので、常日ごろそういうような相談というのは受ける機会が多いというようなことでございます。

担当職員というのがおるんですが、この担当職員は毎日消費生活相談について報告を受けております。そういったことで熟知しておるんですけれども、現在のところ全職員に対する研修会というのは開いておりません。ただ、一番身近な職員に相談が寄せられることが今後考えられると思いますので、まずはこういったセンターがあると、あるいはセンターではこういうような相談が寄せられて、こういう解決をしているというようなことを全庁共有システム、パソコンあるんですけど、そういったところに情報を掲載するなど取り組みを進めながら、またその後必要があれば職員研修等にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今からやはりネットはどんどん普及しますでしょうし、高齢化も進んでいきます。いろんなトラブルが発生するのは仕方ないというか、多くなっていくんじゃないかなというふうに思いますので、こういったものは重要な施策として取り組んでいただきたいと思ひますし、やはり今言われたように職員の方もいろんな形で情報持っていれば、ちょっと聞かれたときに、全部解決するのではなくて最終的には消費生活センターでいいんでしょうけど、ちょっとしたアドバイスぐらいはできるようにぜひなっただきたいなと思ひます。やはりこういうのは巻き込まれるより巻き込まれないようにすることが大事だと、巻き込まれてからそれを改善するというか、解決するよりは巻き込まれないようにするのが一番大事だと思ひますので、ぜひそういった思ひで、この消費者行政には取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

以上で終わります。

○議長（真野頼隆君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時36分 休憩

午前10時47分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、川上紗智子議員に許します。

（川上紗智子君登壇）

○川上紗智子君 皆さん、こんにちは。

日本共産党の川上紗智子でございます。

台風12号の被害、100人近くの死亡者や、行方不明者を出していますが、その現場の写真、テレビなどの報道を見るにつけ、平成15年の宝川内の災害の映像とダブる方も少なくないのではないのでしょうか。あのときも災害の後、ああいう犠牲者、災害の犠牲者を1人も出さないようにしなきゃいけない。多くの方が思い、自主防災組織もあの年を契機に広がっていると聞いています。けれど今、自主防災組織の機能が着実に毎年毎年充実しているか、またあのときの災害の教訓を忘れていないか、改めて考える必要があるのではないかと感じています。

私は、7月の中旬に宮城県に行ってまいりました。さまざまな被害の現場、被害者の皆さん方の声を聞かせていただきましたけれども、中でも多く子どもたちが犠牲になった宮城県の石巻市立大川小学校の被災地では、こういう話を聞いて本当に胸が痛みました。きょうはいらっしゃらないけど、いつもこの現場で警察官などがまだ捜索をしておりましたけれども、その現場の中で女性が1人、重機を扱っている人がいるんだ。この人のお子さんはまだ見つかっていない、多くの方が探しているけど見つかっていない。いてもたってもいられず、みずから重機の免許を取って、毎日のように重機を使って探している人がいるんだということをお聞きしました。

東日本の大震災では本当に多くの方々が犠牲になっていらっしゃいますが、その一人一人の一つ一つの命の背景には多くの皆さん方の悲しみ、憤りがあると本当に感じました。よその遠い土地での災害ではありますけれども、多くの人たちが自分の身に引きつけて、こういうことが起こったらどうしたらいいんだろう、自分たちの子どもや孫たちの命守れるか、思いながらテレビや新聞などを見ていたと思います。

この水俣でも、職員の皆さん方もボランティアで行ってらっしゃいます。私自身もテレビや新聞などで見ていたり聞いていたりしていたのと全く違った印象を受けました。そういう思いをたくさんの人に伝えると同時に、犠牲者を出さないために災害が起こったときに1人の命も奪われないようにするために一体ふだんから自分は何ができるんだろうか、このことをしっかりと考え

ていかなければならない、そういう気持ちできょうは一般質問をさせていただきます。

本壇からの質問をいたします。

1、水俣市防災対策について。

①、東日本大震災後、国や県からの防災対策についての通知は来ているか。また、その内容はどのようなものか。

②、その通知の内容に沿った、市としての見直し作業の進捗状況はどうなっているか。

③、東日本大震災後、小・中学校の避難場所及び避難経路の点検、再確認などの防災計画の見直しはどこまで行われているか。

2、エコ住宅建築促進支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設について。

①、エコ住宅建築促進支援事業の要綱はどのようなものか。

②、エコ住宅建築促進支援事業の現時点での申請状況とその評価についてお尋ねします。

③、水俣市において、個人住宅の改修に対する助成制度はどのようなものがあるか。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市防災対策については私から、エコ住宅建築促進支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

水俣市防災対策について、まず、東日本大震災後、国や県からの防災対策についての通知は来ているのか。また、その内容はどのようなものかについてお答えします。

平成23年5月10日付で、熊本県を通じて消防庁から地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施についての通知が来ております。

通知内容につきましては、東日本大震災の特徴として、津波による被害が甚大であること、被災地域が広大であること、中・長期的な災害対応が必要とされていること等が挙げられており、これらの点を踏まえ、防災体制の緊急点検及び各実情に応じた緊急点検などの実施のお願いがっております。

留意する事項としては、大津波等による被害の想定や市町村の災害対策本部機能の喪失、または著しい低下等への対応などの被害想定に関する事項、津波に関する避難指示等の住民への伝達体制や伝達手段などの避難対策に関する事項、災害初期の情報収集手段、防災事務に従事する者の安全確保、住民の安否情報の確認、中・長期にわたる災害対応などの災害応急対策に対する事項、物資等の備蓄や輸送、都道府県などの区域を越えた災害時の相互応援協定の締結、住民の防

災意識向上のための普及啓発などの災害予防に関する4つの事項となっております。

次に、その通知の内容に沿った市としての見直し作業の進捗状況はどうなっているかについてお答えします。

大津波などによる被害想定に係る見直しは、熊本県地域防災計画検討委員会により示される被害推計を参考とし、避難場所、避難経路といった検討を自主防災組織などと協議しながら進めていきたいと考えておりますが、現時点では委員会の内容など情報を収集している段階で、本格的な見直し作業には入っておりません。

市町村の災害対策本部機能の喪失または著しい低下等への対応については、災害が発生、または発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の設置場所として、会議を庁舎3階市長室横会議室、本部運営については秋葉3階会議室で行うものとしています。既に本市の地域防災計画に記載していますが、庁舎が何らかの理由で使用できない場合は、もやい館、体育館会議室を利用するものとしており、いずれも使用できないときは駐車場に設置するものとしています。防災行政無線室や防災情報を収集する機器が庁舎3階に集中して設置されており、被災することも考えられるため、設置箇所の配置の検討を行っておりますが、現在具体的な場所の設定には至っておりません。

津波に関する避難指示等の住民への伝達体制や伝達手段については、津波を含め各種の災害に応じた待機基準、避難勧告などの発表基準を定めており、発表基準とあわせて、そのときの状況に応じた適切な発表を行うこととしています。

情報の伝達手段は主として防災行政無線を利用しておりますが、放送が聞こえない難聴地域、自治会、消防団などへは戸別受信機を配布し、確実な情報伝達が行えるようにしています。しかしながら、自治会においては、戸別受信機がうまく引き継がれていない、故障しているなどの問題がありましたので、受信機の確認を行い、状況に応じて戸別受信機の再交付など行っています。

また、重要な気象情報を自主防災組織へ伝達するための連絡先の確認やその伝達訓練、熊本県防災情報メールサービスによる情報収集手段の周知などを行っており、今後、通信会社によるエリアメールサービスの活用を行う予定としております。

物資などの備蓄については、倉庫箇所の確保などの問題もあり、備蓄は行っていないのが現状です。災害時などで避難する市民に対しては、避難の際は1日分の食料などを持参するようお願いしており、また、地元企業を含む5社との間で災害時における物資提供の協定を締結し、災害に備えています。その他に熊本県や日本赤十字社が備蓄している物資の支援を受けることになっております。

物資などの輸送については、地域防災計画に指定公共機関や企業などの役割を示していますが、協定までは結んでいないことから、要請の手續や内容を明確化し、災害時の物資などの輸送

が円滑に進むため、協定締結を進めていきたいと考えております。

都道府県などの区域を越えた災害時の相互応援協定の締結については、市では県内市町村、県境を越えた鹿児島県伊佐市、出水市とも締結しております。本年8月には国土交通省九州地方整備局とも協定を結んでいるところです。また、これまで、水俣市内郵便局、水俣市建設業協会、南九州ペプシコーラ販売、南九州コカ・コーラボトリング、水光商事、NPO法人コメリ災害対策センター、生活協同組合水光社と災害時における物資供給に関する協定や応援協定を締結しています。今後も、多岐にわたる業種の企業などと協定を結んでおくことが重要ですので、積極的に進めていきたいと考えております。

住民の防災意識向上のための普及啓発については、防災に関しての正しい知識やその対応について日ごろから考え、話し合いや訓練などを行っていないと身につくものではありません。これまでも、本市のホームページに掲載し、毎年梅雨前の市報において災害時への備えなどを掲載するとともに、自治会長会でも災害対応等をお願いしており、さらに防災担当職員が地域に出向き防災対策や自主防災について説明したり、災害対応、避難訓練などについて一緒に検討、実施したりしているところです。

地域防災は自主防災組織が最も重要であると考えております。市内のほぼ全域に組織されていますが、警戒している災害も違えば、活動状況、活動目標など課題や実情も違うため、今年度、代表者へアンケート調査を行い、アンケートに基づくヒアリングを行っております。アンケート調査やヒアリング結果については、自治会長会を通じて報告を行い、地域の自主防災組織間での連携などを含め活動のきっかけにしていきたいと考えています。今後も引き続き、地域防災の観点からアンケート調査やヒアリング結果を踏まえた自主防災組織の強化、情報伝達手段の確立について進めていきたいと考えています。

いずれにしても、国や県からの緊急点検で留意する事項も含め、市の地域防災計画や地域の防災体制などと現状とを照らし合わせながら、随時見直しを図っていくこととしています。

次に、東日本大震災後、小・中学校の防災計画の見直しはどこまで行われているかについてお答えします。

震災後、文部科学省より東日本大震災を受けた避難経路等の緊急点検についての依頼があり、各小・中学校ごとに既存防災計画と照らし合わせながら、災害種類ごとの避難場所及び避難経路等の再確認を行ったところです。あわせて、各小・中学校でおのおのの立地条件を勘案しながら独自の地震・津波対策チェックリストを作成してもらいました。それをもとに学校の危機管理マニュアルの中に、地震・津波発生時の対応、土砂災害についての対応等地域特有の項目を新たに追加するとともに、職員の役割分担の明確な位置づけをし、市内小・中学校11校のうち5校については既に1回目の避難訓練を終えており、残りの6校についても適切な時期を考え、避難訓練

を計画しているところです。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 2回目の質問をさせていただきます。

今答弁していただきましたけれども、国の通知、消防庁からの通知のことをお聞きしていたわけですが、聞くところによりますと、その1カ月前、4月19日付で県から市町村あてに東日本大震災を受けた当面の取り組みについてということで依頼の文書が来ておりました。その中で、津波災害を想定した避難所の点検、地域防災計画の見直し・検討に当たり、今回地震にともなう津波により、避難所にも大きな被害が発生したことから、指定している避難所について早急に再点検するようにお願いするなどの幾つかの項目について取り組みの依頼の文書が来ておりました。

震災から既に半年がたっています。そして、国や県から来ている文書が発せられたときからも数カ月たっているわけですが、国や県からの文書を見まして思いますのは、今度の東日本大震災について検討委員会などつくって詳細な分析をして防災計画を見直すと、それをしながらも当面これだけはやってほしいということで市町村などに連絡が来ているというふうに私は理解をしているんですけれども、国から県、県から市町村というふうに文書が流れております。県は県で検討委員会つくりながらも、市に対して、市町村に対してさまざまな項目に沿った形で調査や確認などを言っているわけですが、市はそれを受けてどうなのか。県や国が出した結論、例えば大津波の被害の想定とか、そういうものが出来てから、それに沿った形で防災計画を見直す、それは必要なことだと思いますし、しなければならないことだと思うんです。それだけでなく、6月の議会でも何人もの議員が言っておりましたけれども、それをしながらも当面やるべきこと、やれることがあるのではないかと、市独自で取り組んでいくことがあるのではないかとということが口々に言われました。

6月議会を受けて、もう3カ月になるんですけれども、今の答弁を聞いておまして、本当にこんなスピードでいいのだろうか、こういう取り組み方でいいのだろうか、全体としての感想を持ちました。中でも、6月議会で学校のことなども問題になりましたけれども、その中でも小・中学校については防災計画の見直しができるところから始まっている。避難場所や避難経路の再確認を行ったというような答弁がありました。小・中学校でできて、どうして全体として進んでいないのだろうか、素朴にそういう疑問を感じました。小・中学校だけではなくて水俣市全体としてやれることがあるということを示しているんじゃないかなと思うんです。

先ほど冒頭、大川小学校の話をしました。大川小学校では避難するときに遅かった、避難する場所が的確ではなかった、避難する場所をちゃんと決めていなかった、いろんな問題で犠牲者を多く出してしまいました。

岩手県の釜石市では、津波の被害を想定して、長いこと大学の先生の援助も受けて防災教育をしてきた結果、小・中学校の児童にほとんど犠牲者が出なかった。同時にその保護者も犠牲の数が少なかったというふうに報道されておりましたけれども、そういうのを見ても、特に津波などにおいては被害が起きそうになってから、どこに避難しようかというのを考えていても遅いわけで、どこにどんなふうにして避難するのかあらかじめ決めておいて、それでやって何とか命が助かるというそういう災害だと思います。その災害の教訓を教訓としてするならば、いつ地震・津波が起こるか分からないわけですから、一刻も早く手をつけられるところは手をつけるべきではないかと心から思います。

そこで質問ですが、小・中学校の取り組みについて訓練も行ったということですが、訓練は何を想定して今回の訓練5校行われたのかお尋ねをいたします。

2つ目の質問は、何といても逃げるが勝ち、特に津波はそうですが、きちんとした情報を提供して、その情報に基づいて安全な場所に安全な経路で避難をする、このことが大事だと思います。そこで2つ目の質問は、住民への避難勧告などの情報伝達についてですが、自主防災組織などを通じて情報を伝えるというようなことが言われておりますけれども、また防災行政無線が聞こえない、聞こえにくいところもある。個別受信機が受信しにくいところがある。市民からはさまざまな声が聞こえてまいります。そんな中で、市から自主防災組織のトップに連絡が確実にいっていたとしても、果たしてそれぞれの地域の住民に伝わっているのかどうか、点検をされたことがあるのかどうか。また伝わっていないところがあるとすれば、そこにはどんな問題があって、どのように問題を解決しようとしているのかお尋ねいたします。

3つ目は、津波災害を想定した場合は、避難所というよりも高いところに逃げることが必要なわけですが、それぞれの地域の方々がいち早く高いところに逃げたいと思っても、どこに逃げればいいのか分からない。震災直後、私の家の近くの方々と話をしていた、一体どこに逃げればいいのかという話がとても話題になりました。もうどこにも逃げ切らんという人もいらっしゃいましたけれど、どこに逃げていいかわかんない、逃げられるんだろうかということが話題になっておりましたけれども、市として各地域でどの場所が高いところにあるのか、適当なのかというようなことを明確にする取り組みを始められているかどうか、また避難経路なども確認するような状況になっているかどうかお尋ねをいたします。

4つ目は、同じように津波災害だけではなく、台風12号のような豪雨がありますと、水俣川の堤防の決壊なども十分に予想されます。そういうことも含めてぜひお考えいただきたいと思うんですが、標高が低い土地や海岸から近い距離にある避難所について津波災害などを想定した場合、そこで本当に妥当なのかという検討をされているのかどうかお尋ねをいたします。そういう検討に値する場所は避難所は何カ所あるのか、お尋ねをしたいと思います。

5つ目は、先ほど小・中学校のことについては御答弁もいただきましたけれども、幼稚園・保育園については地震・津波などを想定した計画、防災計画と書いていいのかわかりませんが、についてはどのようになっているのかお尋ねをいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 小・中学校の訓練の、先ほど5校というふうに申し上げましたけれども、まず、台風・大雨による避難訓練というのが1校ございます。それから、同じように水害の訓練、これが1校ございます。それから火災が1校ございます。それから地震が2校でした。そのほかに集合訓練ですね、集まるまでの訓練というか、それは1校で実施をしております。そのほかには、改めて地震については2学期以降順次計画をされております。

それから、幼稚園・保育園の話ですけれども、これについての防災計画の指導等についてはまだやっておりません。今後それについてはちょっとまた検討していきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 川上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどのお話の中にもございましたけれども、基本的には私も先ほどのお話の中に出てまいりました、私も市報の広報の中に書かせていただいたんですけれども、岩手県の釜石市の小・中学校が避難をして奇跡的に助かったというような話がございまして、これは大学教授が入りまして、6年間ぐらいその訓練を行って、避難3原則というのを出した。そしてそれを徹底して子どもたちに指導したと。その第1点が想定によらない、想定にとらわれない、いわゆるハザードマップにとらわれないというのは1つ、それから訓練等に関して、逃げるのもそうでしょうけれども、常に最善を尽くすんだというのが2つ目、それから3つ目が、まず率先して逃げるというような、この3つの3原則を掲げて訓練を行ったと。その結果、今回の津波に気づいた中学生が、まずそういう異変に気づいて走り出して逃げ出したと、そして途中、追いかけてきた小学生を手を引いたり、あるいはお年寄りの方々、そういった方々と一緒に高台に逃げて奇跡的に助かったんだというようなことでございます。

基本的には、まず逃げること、まず避難するということが先決だろうとは思っておりますけれども、そういう意味におきまして、本市においてはこれまでもそうですが、とにかく情報を市民の方にまずは早く伝えるんだということが第1点、それから、もう1点は自主防災の組織を活発化していくんだと、この2点を力を入れて取り組んできましたし、今後も取り組んでいかなければならないと思っております。

今、川上議員がおっしゃったように、まだまだ足りない部分もございまして、その部分につき

ましては真摯に受けとめながら、今後、できるところから早く手を打っていかなければならないと思っております。

正確な情報を一刻も早く伝えるということでは、防災無線を使って今やっているところでございますが、これがなかなか全部に行き渡っているのか、あるいは防災無線が通らないところにつきましては戸別受信機を設置しているところでございますけれども、これでもなかなかうまくいかないというようなところもあるというように聞いております。この部分につきましても、本当に情報が市民全体に徹底しているのかということと言われると、今の現時点ではなかなかそこまで、はい、そうですということが言えないと思っておりますので、ぜひ今後頑張っていかなければならないと思っております。

それから、自主防災組織を強化するということが2つ目の大きなねらいでございますけれども、この自主防災組織につきましても活性化が課題になるのではないかなと思っております。現在、3区は大体、毎年訓練を行っていただいておりますし、この前、新聞によりますと、10区の自治会のほうでもこの訓練をやっているというところでございます。できるところからやっていかなければならないと思っております。

住民へのそういった情報が的確に伝わっているのかということを確認をしたのかということでございますけれども、すべてにわたって点検はいたしておりません。このことにつきましても、点検をしっかりしていかなければならないと思っております。

それから、次に津波の高いところに逃げるとか、そういった場所、そういったものを設定しているのかということでございますけれども、現在のところ、そのことにつきましても対応しておりません。

それからもう1点は避難所が妥当でない、例えば川の近くのところであるとか、そういった避難所が妥当でないというところの検討はなされているのかということでございますけれども、この件につきましても、なかなか検討をしておりません。今御指摘を受けましたので早急に検討していかなければならないと思っております。御意見を真摯に受けとめて、できるだけ早く対応させていただきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 ありがとうございます。幼稚園、保育園の件ですけれども、宮城県に行きましたが、幾つかの被災地に行ってきましたけれど、その中で、高台にある幼稚園の送迎バスが1台は運転士さんの判断で地震が起きた直後、送迎バスを出すのをやめた車があった。でも同じ幼稚園の中でもう1台は、高台から下の子どもたちの家に送り出すために送迎車を動かしたという例がありまして、その送迎車でバスで送った子どもたちは運転士さんも含めて全員が犠牲になられたという話を聞きました。また、高台にあるそういうところにお父さん、お母さんたちが迎えに

くるといふ行動をとったがために子どもは助かったけど、お父さん、お母さんたちは亡くなったというお話も聞きました。

小・中学校や保育園や幼稚園の中できちんとした津波に対する知識とか、あと、どのように避難するのかということが徹底していれば、もっとたくさんの命が助かったのではないかということをお話の人がお話をされておりましたけれども、そういうのを受けて、ぜひさらに今やっつけらっしゃることをしっかりと、先ほど市長のお話にもありましたように、釜石市などの経験もよく水俣に照らし合わせて、学ぶべきところがあれば学んでいただき、進めていただきたいなというふうに思います。子どもが変わることが、小・中学校・保育園・幼稚園、変わることが、その保護者や地域を変えるということにつながるということも言われておりますので、ぜひ力を注いでいただきたいなというふうに思います。

先ほど2回目の市長の御答弁いただきましたけれども、やるべきことはありますよね。すぐやらなきゃいけないことがあると思います。どうしてそれがやれていなかったのかということは何もせずに検討していただいて、打たなければいけない手は打っていただきたいなと思います。避難するのが一番ですけれども、避難しようという気にその人がなっていないとだめです。そのためには避難に向かおうという知識を持っていないといけません。また、避難する場所がわかっていないと避難できない。そういう意味では、自主防災組織に頼るところが大きいとはいえ、自主防災組織の機能を強化していくためにも、自主防災組織のある、そこそこの一人一人の住民を動かしていくためにも、市がリーダーシップをとらなければならないところがあるのではないかと思います。その点では、自主防災組織には頑張ってもらおうと、頑張ってもらい、1人の犠牲者も出さないようにしていくためにも、市が一体どんな役割を果たさなければならないと思っ

ていらっしゃるかお聞きをしたいと思います。

そして、先ほどの1回目の答弁の中に自主防災組織との間でアンケート調査や、それに基づくヒアリング調査を行っているというふうにお聞きしましたけれど、また県の依頼に基づいて、標高40メートル以下、海岸から5キロ以内の避難場所についての調査依頼があっているようですけれども、その中で、それに該当するものが66カ所の避難所のうち36カ所あるという報告を上げていると聞きました。こういうのがわかっているわけですから、早速対策をとるようにしていただきたいなというふうに思います。そして、自主防災組織とのヒアリングやアンケート調査はやるのはすごくいいことだし、それでいろんな情報がとれて、市としての仕事もはっきりしてくるんじゃないかとも思いますけれども、それをして、それをすぐに生かすように、できるだけ早く生かすようなシステムにしていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

3回目の最後の質問になりますけど、それをやる上での市長の決意を改めて最後にお聞かせいただいて、私の3回目の質問は終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 自主防災組織に対してのいわゆる活性化といいますか、その自主防災組織に活力を持たせるために市の役割はどうしたらいいのか、どのようにそれをとらえているかというような御質問だったと思います。当然、積極的に市がリーダーシップをとっていかねばならないと思っております。自主防災組織の活性化を図るためには、現在、自主防災組織のリーダーを育てることがまず重要であろうとそのように考えております。毎年、自主防災組織のリーダーを対象とした火の国防災塾というところに熊本県が実施しておりますけれども、それには参加をさせているところでございます。したがって、とにかくそういったリーダーの養成をまず急がなければならないということと、やっぱり市がリーダーシップを発揮して、この問題には取り組んでいかなければならないのではないかなと思っております。

それから、避難所がわかっているんだけど、早く対応しなければということでございますけれども、この面につきましても急いでやりたいと思っております。

それから、改めて決意をということでございますけれども、アンケートの中身等も十分吟味しながら、東日本大震災も起こった直後でもございますし、非常に厳しい状況であるということもしっかり受けとめさせていただきながら、今後できるところから早く手を打っていきたいとこのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、エコ住宅建築促進支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、エコ住宅建築促進総合支援事業の充実と住宅リフォーム助成制度の創設についての御質問にお答えします。

まず、エコ住宅建築促進総合支援事業の要綱についてお答えします。

今年度から実施しています水俣市エコ住宅建築促進総合支援事業は、水俣の気候風土に合った快適な暮らしや環境に配慮した住まい方を普及するため、平成21年度に実施しましたエコモデルハウス事業での取り組みのノウハウをもとに、市民が地元の資源を活用してつくる環境配慮型住宅を新築または増築する場合に建築費用の一部を補助するものです。

具体的には、水俣市民または定住予定者が住宅を新築または増築する場合に、地元産の木材を構造材として80%以上使用し、かつ水俣市内の建築業者が施工した場合に限り、坪当たり3万円、150万円を上限として補助するものです。さらに、エコモデルハウスに活用されている伝統構法の活用や環境に配慮した機器の設置等の環境への配慮、地場企業等の活用項目について、1項

目当たり上限3万円を30万円を上限として補助するものです。

市としましては、この事業の実施により、地球温暖化の解決に貢献し、環境に配慮した住宅の普及のみならず、地元産材の需要拡大による森林整備や林業振興、伝統構法の技術継承、地域経済の振興等にも期待しております。

次に、エコ住宅建築促進総合支援事業における現時点での申請状況とその評価についてお答えします。

年間に新築・増築をあわせて20件程度の補助申請を見込み、6月下旬から受付を開始したところです。8月末現在で既に補助予定件数の半数を超える11件の申請があっており、本事業への市民及び事業者の関心の高さを感じております。

補助申請の内訳としては、新築住宅等が10件、増築が1件となっており、市産材を活用した環境配慮型住宅の普及促進及び林業振興に効果があると考えます。また、市内建築業者による施工が補助の要件となっていること、地元業者を活用することで補助金が上乘せされることから、施工はもとより、設計や設備業者として市内事業所や地元企業の製品が積極的に活用されております。このことから、地域経済振興についても効果があるものと考えます。

さらに、今後、建築業者や補助申請者へのアンケートを実施し、市内事業者の受注機会や資材の調達先、住宅着工件数の変化、木造住宅の住みごこち等について総合的な評価を行いたいと考えております。

次に、水俣市において個人住宅の改修に対する助成制度はどういうものがあるかという御質問についてお答えします。

現在、市では要介護等高齢者及び重度の身体障がい者の在宅での自立支援、寝たきりの防止、及び介護者の負担軽減等を図るための住宅改造助成事業を実施しております。これは、日常生活を営むことに著しく支障のある在宅の要介護等高齢者及び重度の身体障がい者が段差解消などの住環境の改善を行う場合において、手すりの取り付けや段差の解消、洋式便器等への便器の取りかえ等のバリアフリー改修について改修費用の一部を補助するものです。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 エコ住宅の建築促進支援事業については、既に11件の申請があるということでありましたので、そしてしかもそれがすべて地元の業者で行われるということで、環境にとっても、それから地元の業者にとっても効果があっているのではないかなというふうに私も思います。ぜひ、引き続き充実をさせていただきたいというふうに思いますが、増築が1件というのは少ないなという感じがするんですけども、それはどのように評価されているのかを1つお聞きしたいと思います。

それから、個人住宅の改修に対する助成制度がバリアフリーの改修の助成事業だけしかないとい

いうことでいいんですよ、ほかにはないということなんですかね。

新築・増築ということでエコの関係で助成をするということになっておりますけれども、唯一あるのは、改修の助成事業がバリアフリーという目的のための事業だ。これはこれでぜひとも多くの市民の皆さん方に活用していただきたいなというふうに思いますけれども、それ以外にも改修のニーズ、要望はあるのではないかなというふうに思うんですね。まだまだ九州のほうでは住宅リフォーム助成制度というのは実施しているところは残念ながら多くはないんですけれども、実施をしているところでは、非常に住民の皆さん方からも歓迎をされています。実施をしていないところでも、先ほど水俣市で行われているようなバリアフリーの助成とか太陽光発電のための助成とか、例えば八代では、八代産の木材を使ったり、イグサを使った畳を使ったりすれば助成をするなど、そういうのがあるんですけれども、いずれもそれは事業目的が限定をされていて、いわば使える人しか使えないということになっているわけですね。けれども、今皆さん方も御承知のように、国、国民全体としてもそうですし、一人一人の所得が減少しています。水俣でも高齢化が進んでいます。人も高齢化をしています、住宅も随分傷んでいるところが多いのではないかと思います。

一般住宅の耐震の問題で、今、市として調査が進められようとしているようですけれども、安心して安全に住める住宅に皆さん住んでいらっしゃるのかどうか、本当はどこか直したいけど、直せないままでいらっしゃる方がいるのではないかなというふうに思います。

そんな中で、全国で歓迎をされている住宅リフォーム助成制度というのは、住宅の水回りの改造や床の張りかえ、屋根工事、屋根外壁の塗装工事など、大がかりな工事はできないけれど、住宅のここをこうしたい、ちょっとここを直していきたい、そういう改修のきっかけをつくる役割を果たしています。住民にとっても改修に取っかかりやすい、しかもその改修の事業を、工事を地元の業者に頼むことによって多くの業者の仕事になっている。そして地域の中でお金が循環をしているという経済効果を発揮しているということは、この間、私2回、3回とこの場でもお話をしてまいりました。

今年度から、高知県の須崎市というところで高知県内では初めてらしいんですけれども、市としての住宅リフォーム助成制度を始めたという新聞報道がありました。個人の住宅で市内の業者の施工が条件になっていますけれども、30万円以上の工事で工事費の20%、上限が20万円のそういう助成制度です。当初予算では、約50人分1,000万円を確保していたそうですが、5月初めから約1カ月募集をし、既に71人が応募をしている、もう既に予算は足りません。

このように、この制度を実施をしているところでは多くの仕事になっています。住民の住環境をよくする、そして市内の業者の皆さん方の仕事にもなる、経済の活性化につながるという制度をぜひとも水俣でも実施をされることを検討してほしいと私は思います。来年度の予算で実施が

できるよう検討する気持ちはないか、お尋ねをしたいと思います。

先ほどから震災のお話をしておりましたけれども、地震の被害も本当に大きいものがございました。屋根がわらがほとんどない家がいっぱいあって、ブルーシートがかぶさっているんですけど、かわらそのものが手に入らないというそういう条件もあるんですけども、かわらがあったとしても、それをやる業者がない、職人がいないということでお話を聞きました。いざというとき、地域の災害が起こったときに、地元で働く職人さんや業者の皆さん方の力をかりることは本当に多いんじゃないでしょうか、そういう意味でも地元の業者の皆さん方をしっかりと育てていくということも市として考えていかなければならないのではないかと思います。そういうことも勘案していただき、ぜひとも前向きな答弁をいただけないかと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず1点目の増築が少ないのではないかと、そういうのに関する評価というふうな御質問ですけれども、年間どのくらい新築の家があって、増築がどのくらい行われているのかという、その件数とかをちょっと把握しておりませんので何とも言えませんが、結果から見ると、やはり増築が1件ということで少ないということですので、皆さんが利用していただくように、これからも積極的にPRをしていきたい、そういうふうに思っております。

それと住宅リフォームの実施ということですが、やはり今環境モデル都市のほうでやっておりますエコ住宅の建築促進事業も、ある意味、そういったリフォームの意味も含めましてそういう事業をやっているというふうに考えておりますし、今後、そういったこの事業を利用された方に対するアンケート等も考えておりますので、その中でどういった御意見が出てくるのかなというのも見きわめながら考えてはいきたいというふうに思っておりますし、やはり議員おっしゃられましたように、地元の職人さんの力を今後も生かしていきたいというような面から言っても、やはりこの事業をますますこれからも利用していただけるように頑張っていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 川上紗智子議員。

○川上紗智子君 住宅の新築・増築の件数ですけれども、お話をちょっとお聞きしましたが、市役所を通じて建築確認を出している数に限るということではありますけれども、平成20年度が66件、確認申請が市を通じて出されていまして、そのうち増築7件、ちなみに平成22年度は66件の確認申請のうち9件、23年度は8月末現在だと思いますが、34件の確認申請が出ているうち、増築が5件というふうに聞いております。

この確認申請を出すということは、10平米以上の増築をするということで、エコ住宅の要件にもなっていると思うんですけれども、思うに、その増築を確認申請をとってやるっていったら、確認申請にもそれなりの費用がかかるというふうに聞いています。できるだけ増築するんだったら、10平米以内に抑えようという気持ちが普通は働くんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういう点では、今のエコ住宅の建築促進の助成制度というのは新築については大きな力を発揮しますし、新築をしたいという人にとってはとても役に立つ制度だというふうに思います。それはそれで立たせながら、やはりちょっとした増築、ちょっとした改修、そういうもっと広い方々のニーズにこたえる施策をやることによって地元の業者の仕事にもつながる。そして地域の経済の活性化にもつなげていくというそういう決断をぜひ、この景気低迷の折、仕事がないという声もあちこちで聞こえている折です。考えていただきたいんですけれども、来年度予算に向けて検討したいというお考えがないか、市長にお聞きします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 十分検討させていただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 以上で川上紗智子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時43分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団の淵上でございます。

4月の選挙公報で市民の方に約束いたしました5項目の政策のうち4項目を取り上げ、質問をします。1期目から一般質問は、極めて重要なひのき舞台であると常々認識いたしております。通告に従い、順次質問を行いますので、前向き、かつ積極的な答弁を強くお願いいたし、最初の質問。

1、第4次行財政改革について。

今後も最重点課題として位置づけ、取り組まなければならないことはもう言うまでもございません。何よりも経営感覚を強く持つことは行政にも強く求められている中、以下6点質問します。

①、課長級以上で実施の目標管理制度について全職員で実施を検討すると3月定例会で答弁が

ありました、進歩状況は。

②、職員提案制度を実施するとしていたが、進歩状況は。

③、意識改革を中心に進めると明確に答弁がありました。進歩状況と成果は。

④、民間委託等の推進はどうか。

⑤、財政事情が厳しい中、自主財源確保の取り組みは。

⑥、平成20年9月議会で人口減少、ほかの課題がある中、部長職の必要性の検討を取り上げたが、いかが考えるか。

2、農業、林業について。

農業を営んでいる多くの方々と話をする中、現状あるいは今後について農業従事者と意見交換を熱く先般実施をいたしました。大半の方が厳しい考えを持って一生懸命農業振興に取り組んでおられます。第1次産業、農業、林業、漁業が活性化することが極めて重要であると強く認識をする中、以下3点質問をいたします。

①、本市施策の大きな柱、平成23年度施政方針表明で述べられました。現状の認識は。

②、耕作放棄の保全、解消対策は。

③、アグリサポート事業が多くの方々に大変喜んでもらっております。事業効果が極めて大きい、今後も強力に取り組みが求められますが、いかが考えられるか。

3、福祉問題について。

質問を4点取り上げております。

①、地域で見守り、支え合いの実施の状況は。

②、健康づくりの推進状況は。

③、総合検診実施状況と問題点は。

④、生活習慣病、予防対策の実施状況は。

4、教育問題について。

平成15年9月議会で、今後の人口減少等の問題で学校再編成が必要であると確信し、統廃合について取り上げ、現在4校でスタートいたしました。4校すべての中学校の生徒たちが期待にこたえてることを強く信じ、以下2点を質問します。

①、中学校再編成4校が新たにスタートいたしました。どのように総括をしているか。

②、各学校に期待することは。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 渕上議員の御質問に順次お答えします。

まず、第4次行財政改革については私から、農業・林業については産業建設部長から、福祉問題については福祉環境部長から、教育問題については教育長から、それぞれお答えいたします。

初めに、第4次行財政改革についてお答えします。

まず、課長職以上で実施の目標管理制度について全職員での実施を検討すると3月定例会で答弁があったが、その進捗状況はの御質問にお答えいたします。

目標管理制度につきましては、人事評価制度との連動を念頭に置きながら全職員に対する実施を検討することとしておりましたので、現在、その手法について研究を進めているところです。今後、能力や実績主義に基づく人事管理の徹底を図っていくために、人事評価制度の設計・構築を進めていくこととなりますが、個々の業績評価を行う際に目標管理が必要になってくると考えております。

次に、職員提案制度を実施するとしていたが、進捗状況はの御質問にお答えいたします。

職員提案制度につきましては、本市で以前実施した経緯があり、それに加え、他自治体における事例の調査研究等を行い、その枠組みは整いました。しかしながら、この制度もさきに述べました目標管理や人事評価制度と密接な関係があることと、さらにインセンティブとして昇給等について触れられていたものの、議論が十分でないこと、提案事業等実施のための予算の確保といった課題が明らかになってきました。また、業務改善の推進については、1人でできることは少なく、チームで知恵を出し合いながら進めていくことが重要であるという観点から、現時点では自主研究グループによる提案や活動を優先してまいりたいと考えております。ただし、各職員による提案、呼びかけ等については、各人に配置されているパソコンを用いて情報を発信・共有することが可能な状態になっており、既に多くの活用が見られているところです。

次に、意識改革を中心に進めると明確に答弁があったが、その進捗状況と成果はの御質問にお答えいたします。

今次の行財政改革には、意識改革、行政改革、財政改革の3つの大項目が掲げられておりますが、1番目に書かれているのが意識改革であります。意識改革は、さらに職員の意識改革、人材育成の推進、市民参画と地域協働の推進の3つの項目に分類され、20の具体的実践項目が掲げられております。それぞれの実施項目の進捗状況につきましては年度当初に、各課の前年度の達成状況を調査し、取りまとめを行っておりますが、設定目標を完全に達成できた項目は3、前々年度よりも数値が上昇した項目は15、前々年度並みの項目は1、数値が落ちた項目は1となっております。

5年間の計画期間のうち、ちょうど中間点に差しかかったところですが、おおむね順調に進んでいると受けとめております。

3月定例会で触れました組織目標の共有、職員間の共通認識を醸成するために行う朝礼やミーティングの徹底については96%、始業時間を実質的勤務開始の時間と位置づけるための余裕ある出勤の徹底については91%の達成率となっております。前々年度と比較して数値は上昇しております。ただし、このような基本的な項目は、早期に達成率100%となるようにし、行財政改革のメニューとして取り上げる必要がないようにしてまいりたいと考えております。

また課題としましては、職員の地域活動への積極的参加について、数値は上昇しているものの、先般開催しました行財政改革推進委員会の中で、職員の参加数はふえているが、参加する人が決まっているのではないかと。地域活動にかかわってもらうことで、互いに情報のやりとりができ、市役所のことを市民に理解してもらえらると思うという意見が出されましたので、今後、各職員に対し、市民協働の担い手としての意識づけをさらに進めていく必要があると感じております。

次に、民間委託等の推進についてお答えいたします。

公の施設の管理・運営に係る指定管理者制度の導入につきましては、平成23年度は31カ所で実施しております。前年度と比較しますと、勤労青少年ホームが公民館の分館になったことに伴い直営に変わり、一方でエコパーク野球場の管理を水俣市軟式野球連盟に、閉校した小学校の体育館2カ所を水俣市振興公社に委託することとなりますので、2カ所の増加となっております。また、このほかに味の駅たけんこの民間委託、下水道施設に関する包括的民間委託等を実施しております。

今後も、民間事業者等の活力や能力を生かしながら住民サービスの向上と管理経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、自主財源確保の取り組みについてお答えいたします。

各種行政サービスの水準を維持・向上し、地域の実情に即した独自の施策を推進するため、限られた財源を有効活用して最大の効果を上げる努力とともに、独自財源の確保のための取り組みは必要不可欠のものと認識しております。もとより、地方交付税等の依存財源に負うところの多い本市にあつては、市税を初めとする自主財源の増収に向けた努力を継続するとともに、新たな財源の確保にも常に意識的に取り組む必要があるものと考えております。

まず、本市の歳入の約4分の1を占める最大の自主財源である市税につきましては、22年度の収納率が現年分で97.4%、過年度分で13.8%、合計で89.1%となりました。長引く景気の低迷から課税額の伸びも見込めない状況にあつて、税負担の公平の観点からも、徴収率のさらなる向上と滞納処理の推進は喫緊の課題であり、今後とも全力を挙げて取り組んでいかねばなりません。そのため、収納事務に係る専門的スキルを持った職員の育成と、その知識・技術の継承を図るため、税務課内に収納対策室を設置して組織体制を強化し、さらなる収納率の向上を図っているところです。

また、各種事業の受益者分担金・負担金、施設利用や窓口での手続等に伴う使用料・手数料については、定期的な見直しを義務づけて、受益の度合いと比べて適正な金額となっているかをチェックし、負担の適正化を図っているところです。

このほか、市が保有する土地などの遊休資産の売却は、売却代金が得られるだけでなく、住宅建設などを通じて地域経済の活性化、ひいては税収の増加にもつながるものであり、今後とも保有資産の的確な把握と有効活用に向けてまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みとして、広報みなまたへの有料広告、市ホームページへの有料バナー広告掲載により、22年度には81万円の収入を得たほか、企業広告入り封筒の使用により20万円程度の経費節減が図られています。

このような取り組みの中から全体の意識改革を図り、市の持つさまざまな資産等の有効活用を推進してまいりたいと考えております。

次に、平成20年9月議会で人口減少、他の課題がある中、部長職の必要性の検討を取り上げたが、いかが考えるかについてお答えいたします。

部長職の必要性につきましては、昨日も塩崎議員に総務企画部長が答弁しておりますが、現在、部長に与えられている職責、権限をどうするかという点について、さらに十分な検討をする必要があると考えております。これら職責・権限を副市長に上げるとした場合、副市長に過度の業務等が集中してしまう恐れがあります。また、組織のフラット化を図るという点では意味はあるかもしれませんが、市として対外的な面を考慮するとともに、高度な専門性を持つ部長が庁内全体に目を配りながら、ある程度重要な事項について大所高所に立った判断をしていると考えるならば、早急に廃止しないほうが市民のニーズに合っているのではないかと考えています。

これらのことを踏まえ、部長職の必要性につきましては、現在進めております組織機構改革の見直しの中で、今後も継続して慎重に議論してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目に入りたいと思います。

行財政改革については本当に大分やってきたかなと思っております。時にはこの場で痛烈なことも言ったかもしれませんが、その思いがやっぱり自分としてあるものですから、何とかこの行財政改革がうまく進行できればなという期待を込めて、毎回毎回取り上げておるつもりでございます。いずれの業種も、今、行財政改革というテーマについてやっておられるかなと思います。

そこで、今回6点取り上げたわけですが、今市長から答弁がありました。進捗状況もよくわかりました。朝礼とかミーティング何かも大体できておるなということで、私もこの朝礼は毎回言ったと思うんですね、朝礼をやらんのですかということで、そのほうが組織化の命令系統と

か何かでもわかるし、ほかはもう当たり前のことやっているわけですから、こういう朝礼が行政にやれないことはないということで随分辛口も言ってきたつもりでございますから、今後も朝礼の意義とか何かはどうか知りませんが、そこにやっぱり統率とかいろんな役割がありますから、朝礼は今後ともいい雰囲気がかた苦しくないものを持ってやっていただければ、何かのヒントが出るかなと思います。いずれにしても職員のモラルを上げるためにいろいろ朝礼で進めていただきたいなと思っております。

それと、民間委託ですけれども、これも大分進んでおるようですね。23年度も31カ所あったということでございますから、今後とも、やっぱり民間にできるところはまだあろうと思います。いわゆる就労の場とか、あるいは民間の方々が仕事がなかなか厳しい中で、そういうのを考えていただきながら、ぜひ今後とも、ほかのまだいろんな施設があります。積極的にこれは進めていただきたいなと思っております。

そして、財政事情とかいく前に、市民の方から私にこのような提供をいただいておりますよ。役所とか何かの問題点、課題とか今後の展望とかあたりを示した資料をある方が提供しておられて、ずらっと書いてあります。ここにもいろいろ書いてあります。少し抜粋してみますと、この市民の方の提案の中で、まず行政職員の能力主義とか年功序列とかいろいろ、効率的な人員配置とか、そこらも提案をされております。また今、後で農業問題言いますけれども、休耕田の問題とかいろんな問題、水天荘とか、ここにずらっと記されております。それだけ、この出された市民の方も水俣を強く思っておられる、水俣は大丈夫だろうかということのあらわれだろうということで、この資料はずっと大事に今、私持ちながら質問にも少し継ぎ足してあるつもりでございますが、紹介だけしておきたいなと思います。

そして、財政事情の自主財源ですけれども、まあ取り組みをされておられます、ここもよくわかります。なかなか簡単にいく課題じゃないものですからね。ただ、自主財源比率が今まで大体30%超えておりましたけれども、諸般の経済情勢等々で、これでいきますと、平成22年が約29%ですから、下降きみかなと思っております。当局もこの問題、収納率等々は財源比率を上げるのは難しいかもしれませんが、しかし、そういうことは言っておられませんからね、より積極的に今後とも取り組んでいただきたいなと思っております。

そこで、第2の質問ですけれども、4点します。

まず1点ですけれども、QCサークルを今実施されておると思うんですが、私は一番早いのは、QCサークルだろうと思うんです。気軽な雰囲気のできるわけですから、このQCサークル実施が職場の改善に間違いなくつながると私は思っております。ですから、ここらの実施状況はどうなっておるか、ここが1点目。

2点目、先ほども言いましたけれども、民間にできる事業もあるわけですから、ここらも先

ほど要望と言ったか、ちょっとダブっていたら済みませんけれども、民間にできる事業をもっともっと積極的に推進すべきと思いますけれども、いかが考えられるか。

3番目ですけれども、水天荘が長年手もつけられず、あの風光明媚なところにポツンと建っております。昔はにぎわったけれども、昨今の経済状況からすると仕方ない面もありますけれども、この水天荘活用をやっぱり積極的にやらなければならないと思うんですよ。ですから、自主財源確保のためにも水天荘活用に積極的に取り組むことが求められると思いますけれども、いかが考えられるか。

そして4点目でございますが、今、部長制度で先ほど市長に答弁いただきました。私は部長制度には2年ちょっと前にですね、人口減少とか、あるいは行政のスリム化とか、あるいは決裁のスピード化等々含めまして、部長制度はいかがなもんかということ異議を唱えてきた1人でございます。廃止は、今のところは慎重にやりたいということでしたけれども、私はまだまだ十分検討をしていただきたいということだと思うんですけれども、それについて再度お伺いしたいなと思っております。4点お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、4点の御質問があったと思います。

まず、第1点はQCサークルの実施が職場の改善に非常につながるだけけれども、今現状としてはどうか、実施状況はということでございますので、この件につきましては、現在市の組織の中では総合医療センターがやっております。総合医療センターで実施してございまして、総合医療センターではたしか12のサークルがあつて、年に1回の発表会が開催をされております。そして、その中から5ないし6チームが発表を行つて、優秀チームがQCサークルの中部九州地区とか、そういった大会にも出場してるとございまして。それから、本庁におきましては市役所内部でもISOの運用あるいは行革の実施項目に取り組む中で、QC活動の趣旨が一部反映されていると認識しております。

といいますのが、ここにこれがありますけれども、コップとこれが。これも職員の中から発案されてできたと、こういったところを今取り組んでいるところでございます。

このことにつきましては、発表会とかそういうものはしておりませんが、そういう形で、例えば自転車の場合で、木製のやつで水俣と書いたやつをつけたりしておりますけれども、そういうのも職員の発案から出したものでございまして、こういったものがさらに進んでいけばなと思っておりますし、発表会あたりにも市役所の中でもつなぐことができたならと思っております。

それから2点目でございますが、民間にできることは積極的にということでの御質問でござい

ますけれども、先ほども申し上げましたけれども、サービスの向上でありますとか、あるいはコストの削減、リスク等、そういったことも十分検討しながら、積極的にこれは進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、水天荘につきましては、これまでの経緯につきましては、議員も十分御承知だろうと思っておりますけれども、現在は倉庫みたいな形になっております。教育委員会とか、あるいは環境モデル都市推進課、それから環境テクノセンター等の備品を置くような倉庫として今しております。今後の利活用につきましても、現時点で具体的な方策は立てておりませんが、今後ぜひこの利活用については積極的に検討していかねばならないかなと思っております。今後の活用も含めまして、ただ、ここは市民の方から寄贈をいただいたというようないきさつもございますので、そういった感情も大切にしながら進めていかねばならないかなと思っております。

それから第4点でございますけれども、部長制度ということでございます。これを、課の統廃合あたりは特に考えていかねばならないと、今後、近々に考えていかねばならない問題だろうと思っておりますけれども、この部長制度の問題につきましては、今後もまた引き続き組織改革の中で再度検討していかねばならないと思っております。以上ですかね。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目の質問に入ります。

職員も本当に一生懸命やってくれとと思っておりますよ、ただまだレベルアップしていただきたいということで、私の思いがあるものですから、そういう中でちょっとこれ前の話ですけれども、私も議員になって2期目だったと思うんですが、私と牧下議員と前田中議員と一緒に平成16年、今から7年前ですけど、行財政改革とかいろんな進んでおる北海道のニセコ町に行ったんですね。その資料を今ここに持っておるんです。また、名刺も見てみたら、やっぱり自分持っていたですもんね、ニセコ町の、ずらっと今までの名刺をみたところ、そして今は片山さんという方がニセコの町長さんなんです。その前が逢坂さんという方がおられまして、今は民主党ですかね、におられる、今は現内閣の、今はわかりましたけれども、前内閣で総理大臣の補佐官をやっておられた方、そういう若手の非常に印象のいい方と今でも思い出に残っておる。その方が今現在の片山さんがいわゆる職員増をどういうふうに描いておられるかということですが、まず1点目は、何しろ研修費に職員研修費を使う、これは職員は宝ということで、町民からいろいろあるみたい。しかしそれじゃなくて、町民の今後を思うときに、研修をせないかんということで予算を突っ込んでいる、ここが1点目。

2点目は、能力主義で採用するということなんですね。そして民間上がりの方をできれば採用したい。やっぱり民間で鍛われた方を採用したいということで、この方はやっておられます。そ

して、結果として優秀な人材を採用しながらいくと、組織にとってはかなりのコスト削減あるいは効果的なまちづくりにつながるというこの持論を片山さんというのは持っておられます。

長くしゃべりますと時間がないもんですから、ちょっとポイントだけ話しますけれども、ずらっと書いてあります。最後に、みずから考えて動く職員というのをねらっておられるんですよ。指示待ち族じゃなくて、自分でも積極的に動くという職員、そういうのを掲げながら現在、ニセコ町が非常に内外から注目されております。

牧下議員も恐らく当時のことを、随分前ですけれども、思い出としてあると思いますけれども、そのニセコ町の話をしたわけでございます。

したがいまして、これは市長にもう1回聞きますけれども、職員をやっぱり何と言っても企業は人なり、組織は人なりですよ、その職員一人一人に対して市長のお考えを、これからどう思われるかを、期待するかを、簡単にでいいですからお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、湊上議員がおっしゃいましたように、やはりみずから動く、みずから考え、そしてみずから動いていく職員を今後もしっかり求めていきたいと思っております。

その中で、今回採用試験につきましては、新規の採用試験でございますが、今、湊上議員からも御提案がありました社会人枠というのを設けまして、実際に実施しておりますけれども、社会人枠、それから障がい者枠というのを設けて採用試験に取り入れております。また面接につきましては、これまで1回の面接で終わっておりましたけれども、2回面接を行っております。そういった中で職員の採用を今現在、ことしは行ったところでございます。要するに、そういったことを通しながら、即戦力の職員を採用したいという思いで、今やっているところでございます。

そういうことも含めまして、いろんな形で研修に出しながら、今おっしゃったように、みずから動いていく、そういう職員を育てるためにも一生懸命にお互いに頑張っていきたいとそのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、農業・林業について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、農業・林業への御質問に順次お答えいたします。

まず、本市施策の大きな柱である農業・林業について現状の認識はどの御質問にお答えします。

平成23年度施政方針で申し上げましたとおり、主要産業である農林水産業の振興は本市の活力の源であり、施策の大きな柱であると認識しております。このようなことから、農業につきまし

ては、高齢化や担い手不足、販売価格の低迷など依然として大変厳しい環境下にありますが、安心・安全な農産物づくりを基本として、販売促進による農家所得の向上、農道・水路の簡易な維持補修や圃場整備の計画的な実施とともに、耕作放棄地の解消や農地の有効活用につながるように取り組んでいきたいと考えております。

林業につきましては、農業よりさらに厳しい状況が続いておりますので、国・県等の補助事業を活用して、作業効率化を図るために森林組合が新たに導入する林業機械購入の補助や間伐の助成を行うとともに、林道整備に必要な原材料の支給などを実施しているところです。また、今年度から水俣産材の木材を使用して住宅を建てる人に対して建設費の一部補助を行うなど、地元産材の利用拡大に努めており、今後もこのような取り組みを継続して行うことで、水俣の林業活性化を進めていきたいと考えております。

次に、耕作放棄地の保全、解消対策についてお答えします。

耕作放棄地解消につきましては、平成20年度に全体調査を実施して以来、県の補助事業等を活用しながら、その解消に努めております。これまで、県の事業で復元した農地は、平成20年度から3年間で約4.3ヘクタールで、市民農園としては2カ所、17アールが解消され、市民の方々に活用されております。また、子どもたちの農業体験や食育活動を含めた取り組みが18アール、新幹線沿線や国道・県道沿いに花を植える取り組みが29アールなどとなっております。さらに、国の雇用対策基金を活用して、平成21年度からJAへ委託し、耕作放棄地等の草刈り業務を行うアグリサポート事業に取り組んでおります。また、農地の有効活用や耕作放棄地の発生抑制を図るため、今年度から農地の借り手に推進交付金を交付する農地バンク推進事業も始めており、農地の流動化を促進することで農地保全につながればと考えております。

次に、アグリサポート事業について、今後も強力に取り組みが求められるがいかがかとの御質問にお答えします。

アグリサポート事業につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国の雇用対策基金を財源に、平成21年度からJAへ委託し、耕作放棄地等の草刈り業務を実施しておりますが、特に農家の方々には大変喜ばれていると伺っております。実施当初の21年度は8カ月で18.6ヘクタール、22年度は44.9ヘクタール実施されており、ことしに入りますと、8月末までの5カ月間で21.4ヘクタールと、その需要の高さが数字にもあらわれてきております。国の雇用対策事業も今年度で終了しますので、今後財源をどのように確保するかという大きな課題はございますが、関係機関とも協議しながら、平成24年度以降も何とか継続できるよう努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問をさせていただきます。

本当に今、農業・林業を取り巻く環境は極めて厳しい。私自身も農業は好きですから、もうやってウン十年になります。なぜやるかという、やっぱりおやじたちから受け継いだ、おふくろから継いだ土地を荒らすわけにはいかんばいということで、私の場合は兄弟たちもおるもんですから、よっぽど作業がしやすいんですけども、ほかの方々からするとうらやましいかもしれませんが、ほかの地域は本当に苦勞されております。これはもう歴然としております。特に山間地に行けば行くほど非常に厳しい、今は放棄とか休耕とか、あるいは農地保全が崩れておるといふことはもう明白でございます。

そこで、先般のJAあしきたが地区懇談会をいたしまして、私も9月2日ですけど、葛彩館であり、その後もずっと地区を回られておるみたいですね。葛彩館に行って、JAの方々、幹部の方あるいは地域の方が来られて、いろいろ意見交換をしました。

その中でいろんな意見が出るんです。ただ、農業振興を営む上で抜本的な作物というのはなかなか難しい、これをつくりなさいと言っても、なかなかいろんな原因がありますから、難しい中、説明があったのが、今野菜をつくる時に、例えばJAが言うのはカボチャとか、ジャガイモとか、ショウガとか、里芋とか、ほかにいろいろありますが、その中でも今、カボチャとショウガがいいそうなんです。私も資料もらいました。これずらっと、カボチャについてはいろいろ書いてあります。

ちなみにカボチャとショウガを少し触れてみたいと思いますが、カボチャはキロ当たり平均ですよ、キロ当たり310円超えるそうですよ、カボチャは。それと、バレイショなんかは安いけれども、ショウガも高いですね。ショウガはやっぱりキロ500円超えるということで、非常に栽培価格が高いということで、これを推奨しておられます。

その推奨の中で、カボチャを我が東部地域で今、2人つくっておられます。去年1人、A君がつくりまして、私もいただきました、去年の暮れぐらいですか、小さなカボチャですよ、非常においしいんですよ。ことしは1人追加になって、ある農業委員の方が、先ほど昼電話したんですけども、カボチャをつくるということで、その栽培を試験で成功して、ほかの農家の方々に勧めようかということで、今やっておる、テスト的にですね。そういうことでございまして、農業を取り巻く環境は、しかし依然として厳しいわけですね。しかし、やっぱり中にはそういうことでやってみたいという方がおられる。

あと1つは、おとといですかね、水俣か市内の方が農業委員さんと一緒にうちにお見えになられて、農業をしたいという、若手の方ですよ、30代だったと思いますね。そして、場所もどこかという、東部のほうに土地が欲しい、そして家も東部のほうで住みたいということでお越しいただいて、私もいろいろしゃべってきました。そして、その土地の所有者が市渡瀬の釣橋におられるもんですから、そこは今は放棄なんです、もう長年ですね。そこを買ってもらえればという

ことで、先般行ったところ、そういうふうなまじめにやられる人ならば貸しましょうということ、了解を得た。そして、それを農業委員さんに報告いたしましておるんですが、いずれともかく、農業振興というのは水俣の市長も今度、平成23年の柱で施政方針で言うておられますね、大きな柱ということをおられますから、この農業振興をどがんかせにやいかんですね、正直な話、そういう中で今取り上げておるんです。

そこで質問をしますけれども、まず1点目、今カボチャ等言いましたけれども、農協が進めておる一村一品生産運動という骨子なんです。これを農協は進めますけれども、市として、こういうことも農業振興のために積極的に支援する考えはないのか、ここが1点目。

2点目はアグリです。アグリサポートということで、今、アグリがヘリコプターで農薬をする方法と、あと1点は草刈り業務、部長がおっしゃいました、を委託してやる2つアグリがあるんです。今回は、そのアグリサポートの草刈り業務を担当する方々からこの資料をいただいております。

何しろ、すべてがすべて、ここに担当の方から活動状況を月次ごとに書いてあります。平成22年、23年とか、このすべてがこんな事業はもうすばらしいという結論からいくと、これは何としてでも続けてもらいたい。これがもしなくなったらまた農地が崩壊する、放棄になる、あるいは高齢者が多いですからね、したがってアグリサポートは、今先ほど部長も積極的に要望していきたいということでありましたけれども、これはもうぜひとも何としてでも継続してもらいたい、そのためにも市としても強烈にバックアップをしていただきたいなと思います。これだけの多くの方々がおられるんですよ、ここにあるのはですね。

ちなみに数字も言わせていただければ、多いですよ、21年度が127件、面積にしたら約19ヘクタール、そして22年度が倍にふえとるんですよ、220件弱、そして45ヘクタール、今回は8月まで終わりですから、5カ月ちょっと少ないですけども、105人ということで、非常に事業効果が高い、このアグリサポート事業を今後とも強く推し進めていただきたいと思いますが、いかが考えるか、この2点をお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） まず1点目がJAが進めております一村一品生産運動、こういったものに対して支援策等は考えているかと、そういうような御質問だったと思います。

この一村一品運動につきましては、6月のJAの通常総代会の事業計画の中で書いてあります。ただ、その後具体的な説明とか協議等が行われておりませんので、詳細は把握しておりません。ただ、今おっしゃいました抑制カボチャ、これにつきましては国産のカボチャの端境期であります2月をねらって出荷しようというもので、本市の特産であるサラダたまねぎの裏作として

期待されておると、また、今おっしゃいましたけど1キロ310円と非常に高値で取り扱われていると、そういうようなことから、JAが県の補助を受けて管内の各市で試験栽培を現在行っているというような状況です。

また、ショウガにつきましても新規作物導入支援として種代の一部補助も実施しておりますので、こういった試験栽培の結果を踏まえた上で、農地の有効活用ができる特産品の1つとして今後検討していきたいと思っておりますし、どのような支援をすれば農家の皆様の生産意欲につながるのかなどを、JAなど関係機関と連携を進めて、引き続き検討していきたいというふうに考えています。

また、アグリサポート事業につきましてでございますけど、ミカン園の伐採作業や暴風林の整備などの依頼もあっておまして、ただ、これ非常に依頼されるところは竹や雑木が生い茂るところで、原野化したところが多くて、高齢化した農家の方には大変なところを実施しておるということで感謝されておるといような事業でございます。

次年度以降どうするかというようにお話ございました。先ほども申し上げましたけれども、財源が今年度までということで、どうするかというのが非常に簡単にここでお答えすることはなかなかできないんですが、こういった農家の方々の強い要望もあるということですので、熊本県やJAなどとも十分協議しながら、何とか継続できるように努力してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 3回目の質問を1点だけしたいと思いますが、宮本市長、やっぱり農業は本当に水俣の基幹として位置づけしていただきたいと思います。そのためには確か前も言いましたけど、予算を上げてもらわんといかん、そうすることが農業振興につながると。私は前、芦北町の予算の話をしたと思いますが、ちょっとやっぱり水俣、まあいろいろあろうと思うけれども、やっぱり裏づけの財源がキーワードであろうと私は思っている。そういうことで農業の意欲向上にもつながるだろうし、結果的に水俣がまず農業から元気になってもらわな困るという考えがあるものですからね、そういう観点の中、今言う予算の件について市長一言答弁をいただきたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私も当初から、農業に力を入れるということは再三申してきておりますし、今、現場が本当に厳しい状況だということもしっかり受けとめさせていただいております。

したがって、できる限りの支援を頑張らせていただければと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、福祉問題について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

(福祉環境部長 中田和哉君登壇)

○福祉環境部長(中田和哉君) 次に、福祉問題についてお答えします。

まず、地域で見守り、支え合いの実施状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

水俣市では、高齢者がますますふえることが予想されます。そこで、本市では地域をキーワードとして平成21年度から23年度までの第4期高齢者福祉計画ひまわりプランの中で次の3つを柱として、地域で高齢者を支える体制づくりに取り組んでいるところです。

1つ目が高齢者支援サポーターの育成、2つ目が災害時における救援体制づくり、3つ目が高齢者を取り巻く地域資源との連携です。

まず、1つ目の高齢者支援サポーターとしましては、介護予防ボランティアと認知症サポーターを養成しています。

まず、介護ボランティアは主に介護予防教室として一般高齢者を対象に転倒骨折予防運動などを行うまちかど健康塾で世話人として協力いただいております。地域の公民館25カ所で月2回実施しており、年間参加者が延べ6,643人にもなります。約50人の世話人のおかげでスムーズな運営ができています。

認知症サポーターについては、平成21年度から23年度の3年で3,000人、市民の10人に1人が認知症サポーターとなるよう取り組んでまいりましたが、現在4,286人の方が養成講座を受講され熊本県内でもトップクラスで推進活動を行っております。

2つ目に、災害時における救援体制づくりについては、高齢者を含む災害時要援護者の避難支援システムを導入するため、庁内関係課で作業を開始しております。なお、高齢者とのかかわりが深い介護サービス事業に対しましては、災害情報伝達がスムーズにいくような体制を整えております。

3つ目に、高齢者を取り巻く地域との連携については、認知症の人と家族を支えるため平成22年度に水俣市認知症支えあいネットワーク協議会を設立し、水俣市認知症見守りSOSネットワークの構築を推進しております。

平成22年度は、袋地区をモデルとして地区住民を初め水俣警察署など関係者141人が参加し、徘徊模擬訓練を実施しましたが、今後も地域での訓練を開催し、地域関係機関との連携を図っていきたいと考えております。

次に健康づくりの推進状況についてお答えします。

本市においては、市民の健康づくりを進めるため、専門家や各関係団体の代表、行政からなる健康づくり推進協議会を組織し、平成20年度に水俣市健康増進計画を策定しました。

健康増進計画は、生活習慣病予防をキーワードに、子ども、大人、高齢者の各ライフステー

別に栄養・食生活、運動・活動、生活習慣病・歯、心、たばことアルコールの6分野から、具体的な活動方法やその目指すべき指標等を示し、健康まつりを初め、健康づくり推進協議会メンバーを中心に各関係団体が実施する事業を通して推進しております。昨年は、健康増進計画の中間評価の年で指標を数値化し検証したところ、生活習慣の基礎をつくる子ども期の食の分野においては、既に目標をクリアしている項目もあり、少しずつではありますが、活動の成果もみられている状況です。

少子高齢化が進んだ今日、健康づくりの目的は、ただ単に平均寿命を延ばすことではなく、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることです。これを達成するためには、生活習慣病の予防と生活習慣の改善に着目した健康づくりを進めるとともに、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる環境の整備が大変重要であると認識しております。

今後も健康増進計画に基づき、健康づくり推進協議会を中心に、各関係団体と連携を図りながら、市民が主体となった健康づくりを総合的に推進してまいりたいと思います。

次に、総合健診実施状況と問題点についての質問にお答えします。

健診には、メタボリックシンドロームに着目した特定健診と各種がん検診がセットになった総合健診と、受診者が希望する検診だけを選んで受けられる複合検診があります。

まず、特定健診の実施状況ですが、平成20年度から法律によって、特定健診と特定保健指導が各保険者に義務づけられ、国は5年後の平成24年度には特定健診受診率を65%、特定保健指導率を45%、内臓脂肪症候群の該当者・予備軍の減少率を10%という目標を掲げています。問題点としましては、3年余りが経過した本市の特定健診受診者は約1,300人で、先ほども申し上げましたが、国の目標の受診率65%に対し20%と依然として低く、県下でもワースト1位という状況です。反面、平成22年5月診療分の国保医療費の1人当たりの診療費は県下で2番目に高く、特に糖尿病や腎不全の受診率・診療費は県下でも一番高い状況にあります。

また、がん検診は国の目標受診率50%に対し、本市は胃がん検診17.4%、肺がん検診25.9%、大腸がん検診23.1%、子宮頸がん検診29.2%、乳がん検診38.3%という結果で、いずれも目標には及ばない受診率でした。残念ながら市民の予防に対する関心は非常に低い状況です。これには、健診よりも医療機関を受診しやすいという地域特性が理由ではないかと考えております。

次に、生活習慣病予防対策の実施状況についての御質問についてお答えします。

まず、ターゲットを絞った生活習慣病対策として、健診終了後に結果説明会を実施しています。参加者は特定健診が始まる以前は3割程度でしたが、特定健診開始後、個々の検査データの読み取り、検査数値が示す意味や体の中でのどのような変化が起きているのか、また今後起きていくのかなど検査データを読み取る学習会形式にしたところ、約6割の方が熱心に参加されるようになり、健診と結果説明会がセットであるという意識が定着してきました。また、健診では、メタボ

リックシンドロームのリスク数に応じて生活習慣の改善が必要な方を選別し、医療が必要な人、保健指導で予防できる人をふるい分けし、希望者に対して、特定保健指導を実施しております。

特定保健指導には、個々に生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った目標を設定し、実行に移せるようきっかけづくりをサポートする動機づけ支援と、6カ月間にわたり継続的にサポートする積極的支援と呼ばれる2種類の保健指導のコースがあります。本事業は平成20年度から実施しておりますが、これまでに動機づけ支援を144人、積極的支援を30人の方が受けておられます。結果、動機づけ支援で約7割、積極的支援で約9割の方が体重を落とされ、高血糖や脂質異常、高血圧などの改善につながっております。

このほか、昨年度は、検査結果が要治療域の方で、病院未受診の方や結果説明会に来られなかった方約400人、また、本市は医療費の中でも腎不全の受診率が高いため、慢性腎臓病対策として糸球体濾量eGFRの数値が低い方のうち医療機関につなっていない方、約15名に対し家庭訪問による保健指導を実施しました。生活習慣病は、初期には自覚症状がなく、気づかない間に進行していたという場合が多いので、健診を受けた方が自身の体の状態を正しく理解し、管理していけるよう支援していきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 2回目の質問に入ります。ちょっと時間が迫っておりますけれども、大体内容わかりましたので、2回目の質問を3点やらせていただきます。

今、各地域で健康塾が定着化しておりますけれども、どのように評価されておられるのか、これ1点目。

そして、ことしの検診、今検診率が非常に悪い、先ほどおっしゃった言葉を聞くと、したがいまして23年度の検診受診者は何名か、また前年比は。

3点目は、国民健康保険と、また受診率との関連はということで、この3つをお願いしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） まず、1点目がまちかど健康塾の評価はどうかということですが、評価としましては、まず健康塾の目的であります介護予防の観点から、やはり身体能力の維持・改善ができているかどうかということで、やはり体力チェックであったり基本チェックリストにより参加者の評価をしております。評価の結果としましては、おおむね介護状態にならないよう現在の状態を維持できている人が多いのかなと、そういうふうには考えております。また、参加者からの意見としましては、参加して楽しかったとか、血圧測定などによって健康管理が自分でできるようになった、そんな意見もお聞きをいたしております。

課題としましては、1回当たりの参加人数が少ないというようなこともありますので、それらの増加をしていきたいということと、やはりまだ自分は元気がいいから、そんな健康塾に行く対象じゃないんだというような人も結構いらっしゃいますので、市としましては、元気なうちからそういう介護予防に気をつけていただくために参加をしていただければなというふうに思っております。総合的な評価としましては、おおむね順調に来ているのかな、そういうふうに考えております。

次の、23年度の検診の受診者ですけれども、済みません、23年度はまだちょっとこれからですので、ちなみに21年度が1,331人、22年度が1,293人というような状況になっております。

それと、受診率と国保の医療費の関係ですけれども、21年度が受診率が22.8%、医療費が約35億2,000万円、22年度が受診率が22.0%、医療費が約36億1,000万円というふうになっております。

○議長（真野頼隆君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目ですけれども、簡単にこれはよろしいですから、部長お願いしますが、私、保健師さんの活動は非常に評価しております。ある新聞で、日赤の方ですね、大山さんという名誉所長さんですか、この方の評価は村長さんよりも保健師さんが偉いんだという、そういうふうな言葉を書いてあるんですね。だから、なるほどなと思っております。

いずれにしても、水俣もしかりです。健康づくりには保健師さんの役割は欠かせないと思うんですね。ひとつ、これからも予防が一番ですから、受診率向上に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げますが、一言部長からお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 一言、決意ということですが、やはり最近ふえているのが生活習慣病の増加というようなことがありますので、ぜひ予防活動を市としてもやっていきたいと思えますし、皆さんも御協力していただきたい、そういうふうに思えます。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育問題について、答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、教育問題について順次お答えいたします。

まず、中学校再編成が4校で新たにスタートした。どのように総括しているかとの御質問にお答えいたします。

本年度の再編の結果、袋中学校の生徒数には大きな変化はございませんが、その他の3つの中学校の生徒数がそれぞれふえることとなります。再編の当初は、新しい学校生活を営む上で、さまざまなトラブルが生じるのではと心配をしておりました。実際、発言や行動などで遠慮が見ら

れたり、人間関係づくりでの戸惑いが見られたりするなど、解決しなければならない課題があったと聞いております。それらの課題については、それぞれの学校の先生方の素早い対応や個別の支援により早期に解決され、現在では互いに切磋琢磨しながら学校生活を過ごしていると聞いております。

また、再編による大きなメリットとしては、学校に活気がみなぎってきていることがあります。毎時間の学習はもとより、部活動においても部員数の増加に伴う活気ある活動を行うことができています。特に、緑東中においては、学習に関して多人数になることにより、生徒たちが互いに刺激し合い、積極的に課題解決をしていく場面が多く見られるようになりました。さらに、一人一人の個性や物の考え方など多様な価値観があることに気づくようになっております。体育の授業においても人数がふえたことのメリットは大変大きいものがあります。

さらに、再編前と比較して、校長のリーダーシップのもと、新しい校風を築いていこうとする先生方の意識が確実に高くなったという声があります。

以上のことから、今回の中学校の再編成は、それぞれの中学校の生徒、先生方の頑張りや保護者、地域の協力のおかげで大変よい方向に向かっていると考えております。

次に、各学校に期待することはとの御質問にお答えいたします。

中学校再編の総括でも申し上げましたが、再編により、学習面、運動面にメリットが数多くございます。そのメリットを最大限に生かしつつ、校長のリーダーシップのもと、生徒と先生が協働して新たな歴史、新たな校風を築き上げ、学力向上や部活動の推進に積極的に取り組んでいただくことを期待しております。そして、4校が切磋琢磨しながら、勉強やスポーツに飛躍してくれるものと確信しています。また、新たに生じた課題に対しては、素早い対応と的確な指導を行い、早期に解決し、すべての生徒が充実した中学校生活をつくり上げてくれることを期待しております。そして、これらの新しい学校づくりへの風が、必ず地域、保護者にも大きな活力として元気を与えてくれると信じています。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 2回目の質問に入ります。今、教育長もおっしゃったとおり、今回の中学校再編成、私もそのとおり全く思っております。うちの孫を見てもわかります。今、緑東中の2年生ですけども、久木野中と一緒にあって、活気が間違いなく出てきました。そういう意味ではすべてにいい結果を及ぼして、これからも頑張ってくれるんじゃないかなと思います。

そこで2点質問しますけれども、再編成、こういうふうになりましたけれども、そういう中で校長は学校の経営者なんですね。ですから、今見てみると、割と校長先生、私もかかわっておりますけれども、校長先生の地域のかかわりがちょっと希薄になっておりませんかとは思うんです。したがって、地域との連携が重要です。そのためには積極的に学校が地域と地域展開

を求められるが、いかが考えられるか、これ1点目。

2点目は、前も廃校跡の深川小学校と言いましたけれども、いわゆる備品の処分ですね、ここらも非常に重要な課題であろうと思うんです。したがって、いろんな各保育園とか各団体の方が欲しい方がおられるはずですから、積極的に払い下げをいたしまして、財源確保につながるように取り組んでいただきたいと思います。いかが考えられるか、2点を質問したいと思います。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、最初に学校長が地域との連携をもう少し進めたほうがいいんじゃないかということでございますけれども、今議員おっしゃいましたように学校はすごい少子化の波で、今回もそれで統廃合したということになりますけれども、その分、学校とPTAとか、あるいは後援会あるいは地元住民とのかかわりというのが少なくなってきたのかなという面は確かにございます。しかし、今、文科省もそうなんですけれども、我々もそうですけれども、これから先については、やはり学校と地域が一体となって子育てをしていくということが今求められているというふうに思っております。そのためには、学校から地域に入っていく、コミュニケーションが欠かせないんじゃないかというふうに今思っております。それを進めるためには今、例えば第一小学校と第二中学校ではコミュニティースクールという補助事業なんですけれども、これで地域と学校が一緒になって学校経営をやっていながら交流を進めていこうと、学校を支援していこう、あるいは地域を学校が逆に支えていこうというそういう取り組みでございます。

そのほか、一中とか袋小・中については学校支援事業といいまして、これも応援団の事業なんですけれども、そういうことを積極的にやっていって、地域とやっぱり交流をしながら一緒になって子育てをしてもらおう、学校を開放していこうという事業をしております。

そういう意味からいきますと、やはり学校の校長が先頭に立って地域に入っていく、連携を深めていくというのは非常に大事なことだというふうに思っておりますので、議員の思い、あるいは御意見についてはぜひ地元の学校の校長には伝えていきたいというふうに思っております。

それから、閉校した学校の備品の整理あるいはその払い下げ等をして財源確保を図っていったほうが良いというようなことでございますけれども、まず小学校について申し上げますと、石坂川小学校、深川小学校、この備品につきましては、ことしの4月に各小・中学校にまず通知をして見学会を行っております。そこで必要な備品に、学校で使える備品については引き取りをお願いしているというところでございます。

また、中学校については夏休み期間中に見学会を行いました。既に8月中に必要なものについては学校に引き取っていただいておりますけれども、今言われましたように、中学校にはまだ多

くの備品が実は残っております。もう1回再度、9月には見学会を実施して、必要なものについては整理をするというふうになっておりますので、その後の処分等については、市全体のことになるかもしれませんが、校舎等の跡地活用の問題もございますので、やはり備品の処分というのはどうしても必要になってまいりますので、地域の皆さん方にぜひ、そういう払い下げができないかどうか、十分に検討していきたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 あとはもう要望にだけして終わりたいと思いますが、各学校で今、夏休みなどで美化作業しますけれども、うちにもPTA会長が来られました。樹木処理ですね、これが大変だということやったです。恐らく各、ほかの一中とか二中あたりも、普通の草とか何かは関係ないけれども、木が一番問題かなと思っておるんです。したがって、処理対策を何とかしてもらいたい、やっぱり普通の今どこでも捨てられませんから、だから地権者のうちに持ってきてもいいですよとおっしゃればいけれども、そうはなかなかいかない。そういうことで、樹木等の処理対策に市として、教育委員会としても積極的に取り組んでいただきたいと要望して終わりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 以上で渕上道昭議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後2時43分 休憩

午後2時53分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

まず、初めに、東日本大震災で亡くなられた皆様の初め、台風12号により被害に遭われました皆様に心からお見舞い申し上げます。

震災から6カ月、いまだ行方不明者は4,282人、避難生活を余儀なくされている人は8万人を超えるという現実、一日も早く復興されますよう御祈念するものであります。

今回の震災では、各自治体による災害時の被災者支援のあり方が問われております。平時から被災者支援システムを整えるなど、災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりが急がれているのが今の現実であります。同時に自主防災組織の体制強化、市役所の防災体制強化、被害を軽減するための予防対策を進めなければいけません。

6月議会にて被災者支援システムの導入を提案いたしました。導入コスト、マンパワー不足、構築後の人的配置、維持管理費等で導入は考えていないとの答弁でありました。東日本大震災の教訓を学び、被災者支援システムの導入ができないか質問します。

次の2番はエリアメール導入については、導入するという答弁がありましたが、皆様に内容を知っていただくために、このまま質問いたします。

津波注意・警報一斉配信、登録しなくても無料で受診できるエリアメール（NTTドコモ緊急速報システム）の導入ができないか質問します。

防災無線が聞こえない、または聞こえにくい世帯のために防災無線自動音声応答サービスが実施されていますが、利用件数について質問します。

次に、図書館活用教育について。

学校図書館は、児童・生徒の知的活動を推進し、人間形成や豊かな情操を養う上で極めて重要な役割を担ってきました。さらに、今年度から言語力の育成をうたった新しい学習指導要領がスタートしたことにより、学校図書館の役割はこれまで以上に増してきています。しかし、本年6月1日に文部科学省が公表した平成22年度学校図書館の現状に関する調査の結果によりますと、学校図書館は人的・物的両面にわたり整備において少なからず課題を抱えていることが明らかになりました。

例えば人的な面では、11学級以下の小・中学校のうち司書教諭の発令を実施している学校が2割程度と極めて低い状態であることや、学校図書館担当職員（学校司書）不在の小・中学校が半数以上に達するなどの問題があります。一方、物的な面については、小・中学校等における図書整備の目標である学校図書館図書標準を達成した小・中学校の割合が、平成21年度末現在で5割程度にとまっています。また、新学習指導要領に各教科での活用が盛り込まれた新聞の配備状況についても、小学校では約6校に1校、中学校では約7校に1校しか配備されていないのが実態であります。

これまでも学校図書館は、その本来の役割の大きさ、重要さにもかかわらず、人的・物的な面での整備が行き届いていないため、必ずしも十分な活用をされていないことがたびたび指摘をされてきました。児童・生徒の読書活動を推進し、言語力の育成を図っていくためには、児童・生徒が積極的に活用したくなるような学校図書館へと整備する取り組みが求められています。

学校図書館の図書整備の財源については、新学校図書館図書整備5カ年計画により、地方自治体に対し、平成19年度から平成23年度までの5年間で約1,000億円規模の財政措置を行っていますが、実際には余り活用されていません。各学校における学校図書館図書標準の達成状況について。小学校・中学校の平均図書貸し出し数について、当初予算における小学校及び中学校1校当たりの平均図書費について、図書ボランティアの実施状況について、子ども司書認定制度の実施

について、セカンドブック事業の実施について、図書館活用教育の重要性について質問します。

次に、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実について。

超高齢社会となり、慢性的に医療や介護を必要とする高齢者が年々増加をしています。高齢者が尊厳ある生活を維持するためには、コミュニケーションの維持が必至ですが、それを妨げるのが認知症です。難聴から社会的参加ができづらくなったり、家庭内でも孤立することにより、生きがいを失い、閉じこもりや、うつ、認知症へと進展させないためには、定期的な検診を地域で行っていくことが有効であります。聞こえはコミュニケーションの基本であり、難聴が認知症を引き起こす原因の1つであります。しかし、簡易な難聴検査の機械の普及が課題としてありましたが、簡易聴覚チェッカーが開発できております。

水俣市は介護予防事業において、まちかど健康塾・いきいきあっぷセミナーを実施しています。

実施状況と参加数について質問します。

まちかど健康塾・いきいきあっぷセミナーにおいて、簡易聴覚チェッカーを活用し、その結果で専門医に診てもらおうように勧奨することが、認知症対策の第一歩と思いますが、いかがか質問します。

高齢者が尊厳ある生活を維持するため、介護予防の充実に、当市でも特定検診に聴力検査を導入できないか質問します。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災対策については私から、図書館活用教育については教育長から、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実をについては福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、防災対策についてお答えします。

まず、6月議会にて被災者支援システムの導入を提案したが、導入コスト、マンパワー不足、構築後の人的配置、維持管理費等で導入は考えていないとの答弁でありました。東日本大震災の教訓を学び、被災者支援システムの導入ができないかについてお答えします。

被災者支援システムの導入については、6月議会において導入は考えていないとお答えしておりますが、災害発生を想定したこのようなシステムを導入することは大切だと考えています。しかしながら、導入費用や導入後の住民データの恒常的な更新や既存システムとの整合、横断的な体制づくり、データのセキュリティー対策、また使用方法などの訓練のほか、オープンソース系

のアプリケーションであるなど、システムに係る知識の習得など多大な労力が必要となります。

財団法人地方自治情報センター研究開発部によりますと、全国の導入状況は、本年6月22日までに被災者支援システムの利用者許可書を発行した地方自治体は468団体であり、システムを導入しているのは57団体と伺っております。本県においては2団体導入しており、各団体の担当にお聞きしたところ、システムは導入しているが、実際は大規模な災害が起こっていないことから、ほとんど使用はしていないとのことでありました。

このシステムは大規模災害を想定したもので、通常時活用される頻度はかなり低いようです。そのために、まずは、災害により人命を失わないように情報を確実に住民へ伝えるための情報伝達手段や自主防災組織の体制強化、また市の防災体制強化など予防対策に万全を期していくことを第一であると考えているところではありますが、システムの導入につきましては、導入した他町村の状況を踏まえながら、今後研究してまいりたいと思います。

次に、津波注意・警報一斉配信、登録しなくても無料で受信できる、エリアメール（NTTドコモ緊急速報システム）の導入ができないかについてお答えします。

NTTドコモの緊急速報エリアメールは地震や大雨による災害など、情報が円滑に住民へ伝達されるように平成19年12月から全国で提供が開始されています。現在においても、水俣市で震度4以上の揺れが推定される場合は、水俣市内全域のドコモの携帯電話のメールに自動で情報が配信されることとなっています。しかし、これまで自治体などが独自で配信する災害・避難情報などについてのエリアメールの利用については有料でしたが、東日本大震災を契機として、本年7月1日から利用料金が無料となりました。エリアメールでは、メールアドレスの管理が不要で、配信対象エリア内ではドコモ利用者のだれでもその情報を受信することができ、配信できる情報についても、津波警報や土砂災害警戒情報、避難勧告など15項目あります。防災行政無線のほか、防災に関する情報伝達の手段の1つとして、エリアメールについても活用に向け、現在、NTTドコモと打ち合わせを行っているところです。

次に、防災無線が聞こえない、または聞こえにくい世帯のために防災無線自動音声応答サービスが実施されているが、その利用件数についてお答えします。

市では防災に関する情報や行政に関して広く住民にお知らせしなければならない事項について、防災行政無線により放送を行っていますが、天候や場所によっては放送が聞き取りにくいことがあります。このような場合は、防災行政無線の放送内容と同じ内容を防災無線自動音声応答サービスに録音しており、電話番号62-6222にて、このサービスを受けることができるようになっています。このサービスについては、平成14年度から開始し、3回線同時に受けることができ、これまでの利用件数については、累計約1万3,100件の受信がっております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○**牧下恭之君** 台風12号による重大な被害が発生をいたしました。いつ、どこで起こっても今は現状ではおかしくないという時勢ですので、被災者支援システムで6月議会で質問したときと全く同じような答弁だったと思います。予防対策に力を入れていきたいということでした。

震災からもう6カ月なろうとしていますけれども、先ほどの川上議員の答弁では、少しも進んでないという感じを受けます。両方あわせてぜひ進めていきたいというのが私の思いでありますので、このシステムは阪神淡路大震災に裏づけられたすごいシステムであります。それも無償で利用することができます。なぜ利用しないのか、私にはちょっと理解ができません。

この被災者支援システムを東日本大震災で被害に遭われた山本町が導入して、罹災証明書等々がスムーズに発行され、それからすごいシステムだということで、導入がふえてまいりました。これは一元管理できるシステムでありまして、水俣市独自のシステムをつくっていけばいいんじゃないかなと思っております。

これは常時使わなくて、使わないほうがいいということでありまして、この被災者支援システムには障がい者の情報や要介護者台帳、ひとり暮らし高齢者、乳幼児などの災害弱者を事前に把握して、迅速な支援を行うために福祉情報も一元管理できるシステムで活用することができるようになっております。

八代市でも、今現在導入しておりまして、導入費用は自前処理でゼロ円です。サーバーや端末機は既存のものを利用するために、機器代及び維持管理費はゼロ円で取り組んでいます。導入費用は全くかからずに、ゼロ円で今やっているということですので、ぜひ考えてもらいたい。水俣市民のために労力を惜しまずに、予防対策とあわせて取り組むべきだと思いますが、いかがか質問をいたします。

防災無線、自動音声応答サービスは災害関連連絡一覧の配布で書いてありました、よく見たら。それに気づかない人もかなりいると思います。防災無線の音声、自動応答装置の電話番号の書いたステッカーを各戸に配布したらどうかと思いますが、これはいかがかお尋ねします。

先日、富士市女性ネットワーク主催で避難所運営訓練HUGを実施をされました。HUGとは、静岡県が開発した避難所運営模擬ゲームであります。HUGのHは避難所のH、Uは運営のU、GはゲームのGで頭文字をとったもので、英語で抱き締めるという意味だそうではありますが、避難者を優しく受け入れる避難所のイメージと重ねて名づけられたそうであります。

具体的には、10名前後が1つのグループとなり避難所を運営する役員となります。最初の段階で殺到する出来事にどう対応するか。避難所となっている学校の体育館や校庭の見取り図に用意されたカードで1枚に1項目ずつ要望や避難所の状況が記入された250枚ぐらいをリーダーの災害ボランティアが読み上げて、どのように対応するか、話し合い、対応していくものがゲームだそうではありますが、45分程度で250枚をこなしていくので、次々に処理していかなければいけな

いということで、参加者は大パニックになるということでありました。

例えば、ぐあいの悪い妊婦さんが避難所に避難してきたらどうしますか、避難所のどこにいていただきますかとか、1人では歩けない75歳の男性が70歳の妻と避難してきたらどうしますかとか、そんなことがいろいろあります。次から次に読み上げられたので、もたもたしているとリーダーの災害ボランティアさんから、はい、次々に住民の方が避難してきますよとの声をかけられて、あっという間に45分が過ぎるということでありました。

この机上訓練には答えがありませんが、参加者が避難所を運営するときに、どんな視点を持たなくてはいけないかを実感することが大きな目的と言われております。ゲームというと不謹慎に聞こえるかもしれませんが、このHUGはまさに生きた訓練と言えます。女性の視点をどのように避難所運営や防災訓練に取り入れるか、具体的な取り組みが必要であると同時に、各地域での生きた提案や訓練が必要であると思います。これについていかがか、質問をいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 先ほど、川上議員からも御指摘を受けておりますので、とにかく全力を挙げて頑張っていかなければならないと思っております。

今、第1点目でございますが、被災者支援システムについて、予防対策とあわせて取り組んでいくべきであるが、どう考えるかという御質問でございます。

今、答弁でも申し上げましたけれども、被災者支援システムというのは被災地でしか得られないような災害時の教訓が盛り込まれておりますということで、また現在、これは非常に広範囲にわたって取り組まれておるということで、用いられているということで、私どもも非常に関心は持っております。ただ、先ほども申し上げましたけれども、クリアすべき要件が非常に多大な努力が必要であると今は聞いておりますので、他市町村の状況などを踏まえながら、前向きに研究していきたいとそのように思います。

それから、自動応答装置について市報などで周知されているが、気づかない人もいるんだと、周知を図るために電話番号などが入ったステッカーを作成し、配布したらどうかということでございます。この件につきましては、ステッカーなどによります音声自動応答装置の周知方法を早速検討してまいりたい、そのように思います。

それから、女性の視点をどのように避難所運営や防災訓練に取り入れるかというようなことでございますが、現在、市において市職員や、あるいは自主防災組織のリーダーを対象として机上訓練を実施しております。訓練では、男性の視点や女性の視点などさまざまな視点が出されておりました、予想もしなかったような意見も出されて非常に参考になっているということでございます。図上の訓練につきましては、今議員のほうからございましたHUG以外にも種類がありま

して、防災対策においての考える力とか、あるいは判断する力を養える訓練であると考えておりますので、職員を初め、それから地域におきましても積極的に活用してまいりたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 被災者支援システムについては本当に控え目な答弁で、またこれから期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

水俣市民の安全・安心、人命を守る取り組み、そして予防対策と並行して、災害発生時にどう対応するのかが問われてきます。市民の皆様が希望を持って立ち上がることができるシステムづくりをお願いして、この質問は終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、図書館活用教育について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、図書館活用教育について順次お答えいたします。

まず、各学校における学校図書館図書標準の達成状況についてお答えいたします。

学校図書館図書標準は、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設置したものでございます。本市においては平成22年度に小学校7校中、水俣第一小学校、水東小学校、袋小学校の3校が、それから中学校においては4校中、袋中学校、緑東中学校の2校が学校図書館図書標準を達成しております。

次に、小学校及び中学校の年間1人当たりの平均図書貸し出し数についてお答えいたします。

小学校が平成18年度28.8冊、平成20年度30.0冊、平成22年度36.3冊、中学校が平成18年度3.4冊、平成20年度4.6冊、平成22年度4.4冊となっております。

次に、当初予算における小学校及び中学校1校当たりの平均図書購入予算についてお答えいたします。

平成19年度以降の1校当たりの平均の学校図書購入費予算額は、小学校が平成19年度16万1,000円、平成20年度が22万3,000円、平成21年度が21万5,000円、平成22年度が16万2,000円、平成23年度が16万8,000円となっております。中学校は、平成19年度25万5,000円、平成20年度が24万6,000円、平成21年度が25万6,000円、平成22年度が18万4,000円、平成23年度が23万6,000円となっており、予算額はやや減少傾向にあります。

次に、図書ボランティアの実施状況についてお答えします。

各小・中学校で、地域、保護者の方々に学校応援団等でさまざまな協力をいただいておりますが、ボランティア活動の一環として、小学生への本の読み聞かせを月1回から2回程度、多い学校では毎週実施していただいております。また、学校図書館の環境整備として、本の整理、古い本の修理、本の廃棄手続、季節ごとの図書館レイアウトづくりなどのお手伝いをいただい

ております。また、図書貸し出しの補助などの御協力をいただいている学校もあります。

今後も、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えながら、地域の皆様の御協力を仰いでいきたいと考えております。

次に、子ども司書認定制度の実施についての御質問にお答えいたします。

このことについては、平成22年9月議会において答弁をいたしております。その後、本制度を創設した福島県の矢祭町などを参考にし、みなまた版子ども司書認定制度の案を考えております。具体的には、小学校4年から6年生を対象に、夏休み期間の5日間の日程で図書館司書の業務などを学び、体験する講座を受講後、認定するなどの方法を検討しているところです。実施については、これから学校現場との連携や受講する児童の読書への興味・関心を高めていく必要があるかと思われまます。

そこで、今年度は、まず第2回みなまた環境絵本大賞の中で市民賞を設けたことから、それに関連した事業として、夏休み期間中に小・中学生を対象とした創作童話ワークショップを実施したところでございます。このようなワークショップを通じて読書活動や図書館に親しみを持つ機会をつくることのできたと思われまますので、今後これらの事業を積極的に展開しながら、あわせて子ども司書認定制度の実施に向けた準備を進めてまいります。

次に、セカンドブック事業の実施についての御質問にお答えいたします。

このことについては、平成22年9月議会において、ブックスタート事業のさらなる後押しとして、小学校に入学する1年生に、自分で選ぶマイブックとしてセカンドブックを創設する考えはないかとの御質問があり、答弁をいたしました。その後、他市の情報を収集し、水俣市での実施を検討しました。内容については、贈呈する年齢、選書の方法、贈呈による図書館利用促進などの波及効果をどうつくり出すか。また、セカンドブックの実施がより効果的な読書活動につながるようにするために、現在そのあり方を模索しております。

セカンドブック事業については、水俣の子どもたちの読書環境を充実させていくことにもなりますので、財源などについても検討を重ねながら、水俣市の日本一の読書のまちづくり事業の一環として事業展開を図ってまいります。

次に、図書館活用教育の重要性についてお答えします。

図書館活用教育の重要性を学校図書館の役割という視点から説明をさせていただきます。

現在、学校図書館の役割には次の2つがあると考えております。1つは、読書センターとしての役割でございます。学校図書館は、学校における読書指導の場であるだけでなく、さまざまな本を紹介し、読書の楽しさを伝える場でもあります。同時に、好きな本を選び、静かに読み浸る場としての役割もあります。このような役割を充実させることで、子どもたちは豊かな言葉の世界と出会い、心を耕し、創造力・表現力等を育成することができ、それが豊かな心の育成につな

がると考えます。

もう一つは、学習・情報センターとしての役割でございます。図書を使う日常の授業の場としての活用だけでなく、学習に必要な図書資料を主体的に活用する場としての役割があります。さらにテーマについて情報を収集し、整理分析し、まとめたり発表したりする探求的な学習を進める場としての役割があります。こうした役割を充実させることで、情報活用能力をはぐくみ、主体的に学ぶ意欲を身につけ、学力向上につながると考えております。

このように、図書館活用教育の充実は、今求められている確かな学力の育成という観点からも、重要であると考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 文部科学省児童生徒課の学校図書館の現状調査では、21年度末で水俣市の小学校では図書標準を達成しているところは2校というふうに書いてあったんですけど、さっき3校と言われました。どこがふえたのか、まず尋ねたいと思います。また、小学校別に、あとどのくらいの図書数で達成することができるのか、質問をいたします。

学校図書費であります。このことについても平成19年6月議会でお尋ねをいたしました。学校図書館図書整備計画として、新たに平成19年度から平成23年度の5カ年間で1,000億円、毎年度200億円を地方財政措置が実施をされています。1,000億円のうち400億円、毎年度80億円は蔵書をふやす費用に、600億円は毎年度120億円を古い本を更新するために買いかえに充て、学校図書標準の達成を目指しております。

御承知のとおり、地方交付税で措置されたものは用途が制限をされておられません。つまり、自動的に図書の購入費として使われるわけではなく、どう使うかは地方、各自治体の裁量によるというふうになっておまして、私は何回となく図書購入の予算確保の必要性を訴えてまいりました。水俣市の平成23年度当初予算では、小学校が平均で16万8,000円、中学校が23万6,000円あります。全国の平均図書費は、小学校で37万3,000円です。水俣市は半分以下の16万8,000円という状況であります。中学校は平均が52万1,000円で、水俣市の中学校も半分以下の23万6,000円の45%というふうになっております。もちろん、全国の平均ですので、60万以上の市もあります。そうすると4倍近い格差があります。これは非常に大きいと思います。日本一の読書のまちづくりを目指す水俣市としては、スタート地点でおくれていると思いますが、どう対応されるのか質問をいたします。

子ども司書認定制度はいつから実施されるのか、セカンドブック事業はいつから実施するのか、質問をいたします。

山形県鶴岡市の朝暘第一小学校が2003年に学校図書館大賞を受賞をいたしました。現在、この学校は生徒数656人、24学級の学校ですが、7時45分開門と同時に子どもたちが図書館になだ

れ込んでくるそうでありまして、始業前、休み時間、放課後、いつでも児童でいっぱいだと思います。学校生活が楽しいと答えている子どもは90%を超えております。授業が理解できると答えている子も80%を超えています。授業が理解でき、学校が楽しければ不登校になりようがなく、現在朝陽第一小学校には不登校の子どもは1人もいないそうでありまして。また、全国で実施されている標準テストでも、全国平均を国語・算数とも10ポイント以上高まっているそうでありまして。

朝陽第一小学校は1995年に図書館活用教育を学校経営の中核としてスタートして、10年後には大きな変化がありました。1人当たりの年間平均読書冊数は127冊と増加し、1年生から読書漬け、こういう環境をつくっておきまして、年間の読書目標冊数、これが低学年で80冊、中学年で60冊、高学年で50冊、それ以下を不読傾向と定義づけをされていますが、現在1人もいないそうでありまして。また、内容の濃い本、これを読ませる取り組みを今しているんだそうですが、そういう中でも年間の平均貸し出し冊数、これが現在1人当たり150冊とさらに今伸びております。

この学校の図書館司書を10年間務めておられた方が、本を読まない子は人のことを考えないし、衝動的だと、日本語で学ぶのだから日本語を体にしみ込ませることが大切、それにはやっぱり読書です、豊かな子どもは豊かな言葉を持つ、学習力の高い子というのは読書力が高いと言われております。この朝陽第一小学校の図書館活用教育の柱は、専任司書だというふうに思っております。専任司書のたゆまない努力と管理職や教員の協力、これがここまでのものをつくってきたんだというふうに思います。

日本一の読書のまちづくりを目指す水俣市は、モデル校をまずつくり、専任司書を配置し、先進地を学び、子どもたちの未来のために取り組むべきだと思いますが、いかがか質問をいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） まず、学校図書館の図書標準を新たに達成した学校ということで、先ほどは答弁で申し上げましたけれども、新たに水東小学校が図書標準を満たしております。

それから、小学校で学校図書館の図書標準を達成するために、あと何冊必要かということでございますけれども、これ達成していない学校は第二小学校、湯出、葛渡、久木野小学校というふうになっております。これが標準でいきますと、2万2,880冊必要でございます。現在、新しいのも古いのもすべてぶっ込みまして1万7,430冊ということになっておりまして、マイナスの4,950冊が不足ということでございます。

それから、図書購入費の予算が余りにも少なく、今後どうするのかということでございますけれども、確かに率でいきますと、全国平均の45%しかございません。予算要求としてはずっと

やっていきたいというふうに思っておりますし、読書の必要性あるいは子どもたちをちゃんとした立派な自立できる子どもに育てていく、あるいは感性豊かな子どもたちに育てていくということから考えれば、議員おっしゃるとおり、これは読書を推進していくというのは必要不可欠だというふうに私も思っておりますので、これについては精いっぱい努力していきたいなというふうに思っております。

それから、子どもの司書認定制度についてですけれども、これにつきましては読書の楽しみを理解してもらうためにいろんな講座ということで、それも用意しておりますし、図書館司書の業務の体験あるいは学校での新聞の教材として活用するNIEといたしますけれども、そういう学習とか、あるいは県立図書館での見学などもいろいろ企画としては、今準備を進めておりますし、また、セカンドブック事業についても当初のぐるりんぱブックスタート事業との関連もあって、2歳半、3歳半、あるいは小学校に上がる前にセカンドブック事業としてやれば、非常に子どもたちが読書に親しむ機会がふえていく、あるいは日本一の読書のまちづくりを推進していく上でも非常に実は有効だというふうに思っております。

この両事業の実施については、やはりどうしても財源が必要になるということもございますので、これにつきましては、ほかの事業とも兼ね合い等々を考慮しまして、ぜひ進められるように、これも鋭意努力していきたいというふうに思っております。

それから、学校図書館の活用教育推進のためにモデル校あたりを指定して、あるいは選任司書も置いてその活用教育をやったらどうかということでございますけれども、やはり議員おっしゃるとおり、読書活動をやっていくということで、本当に感性を磨いていく、あるいは思考が深まるとか、あるいは知性が育つ、実際いいことばかりですね、子どもの成長には欠かせないというふうに思っております。

今、水俣市においてはそういうモデル的な事業としては学力向上研究推進校、それと環境教育の研究推進校というのをやっております。やった結果といいますのは、2年間同じ学校でやりますけれども、非常に高い成果を、学力向上に関してはすごい伸びます。あるいは環境の研究にしてもすごい深く掘り下げていきますので、すごい能力が高い学校が出てまいりますので、しょっちゅう国からの表彰とかも受けております。実績はそれぞれ上がっております。今言われましたように、非常に実はそういうことで指定をするということは効果があるんだというふうに私も思っております。

学校図書館のモデル事業というのを今、我々の教育委員会でも腹案を今持っております。それにつきましては、やっぱり総合的な市としての全体の理解が必要かというふうに思っておりますので、それにつきましては、必要な事業として訴えて、これも鋭意努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 学校図書館は、学校教育を行うための基礎で、図書館活用教育の推進校では、子どもたちが読書週間や、情報活用能力、高い集中力を身につけ、学力向上に結びついていると言われております。

学校図書館大賞を目指す取り組みをされたらいかがか。

また、今いる人材、これを生かすためには学校としての意識改革等の体制整備というのが必要だと思っております、そうした環境整備について質問をいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今おっしゃいました全国学校図書館大賞というのが確かにございます。

これにつきましてはやはり先ほど申し上げましたように学校図書館の充実なくして、これには応募ができないというふうに思っております。ですから、我々が温めております学校図書館のモデル事業について、ぜひこれを採択してもらえるように中身の充実を必要だと思ってもらえるようなものを企画していきたいというのがまず1つでございます。そういうことがありますと、当然いろんな読書活動の推進にはつながっていくし、日本一の読書のまちづくりにもつながっていくのではないかとこのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実について答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

（福祉環境部長 中田和哉君登壇）

○福祉環境部長（中田和哉君） 次に、高齢者への聴覚チェックで認知症予防の充実についてお答えします。

まず、介護予防事業まちかど健康塾、いきいきアップセミナーの実施状況と参加数についてお答えします。

本市では、比較的元気な高齢者を対象とした介護予防教室まちかど健康塾と、特に運動機能低下等が気になる方に参加していただくいきいきアップセミナーを実施しています。まちかど健康塾は65歳以上の方を対象に、身近な公民館等に集まっていただく公民館型と、公共施設等まで送迎する送迎型があります。このうち、公民型は半日の教室を月2回、25カ所で実施しています。送迎型は1日の教室を週1回、5カ所で実施しております。平成22年度実績は、公民館型は572回開催し、延べ6,643人が参加しており、送迎型は393回開催し、延べ6,336人が参加しております。毎回の血圧測定、体調のチェックと健康維持のための運動やレクリエーション、健康講話などを取り入れた内容で、参加される方々の継続した健康管理にも役立っており、楽しんで参加さ

れています。

いきいきあっぷセミナーは、65歳以上の介護認定を受けておられる方の中で運動機能の低下が疑われる方を対象とした約3カ月間の短期集中型の教室です。積極的に体を動かして筋力を鍛えたり、脳活性化のためのプログラムに取り組む内容で、平成22年度は、週1回48回開催し、延べ365人の参加となっています。

次に、まちかど健康塾・いきいきあっぷセミナーにおいて簡易聴覚チェッカーを活用し、その結果で専門医に診てもらうように勧奨することが認知症対策につながるとは思いますが、いかがかとの御質問にお答えします。

本市では、平成21年度から取り組んだ認知症地域支援体制構築等推進事業の中で、認知症を正しく理解し、支援する人づくり、地域での見守り、支え合いのネットワークづくりとともに、認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくりに着手し、今年度は、介護予防事業に物忘れの度合いをはかる物忘れ相談プログラムを導入し、実施しているところです。

このプログラムは、タッチパネルパソコンとの対話方式で実施するもので、介護予防事業の場で短時間に多くの方々の検査をするためには、簡単で、なおかつ感度よく検査できる判別法として期待できるものです。県内各地域振興局にも配備されており、今後、他市町との情報交換や統計的な検証にも役立つものと思われまます。

簡易聴覚チェッカーの活用につきましては、測定方法等を含め、有効性の確認等も必要と考えられますので、現時点では現行のシステムを活用していきたいと考えております。

次に、介護予防の充実のため、当市でも特定健診に聴力検査を導入できないかとの質問にお答えします。

前にも述べましたとおり、認知症に関しましては、物忘れ相談プログラムを実施しており、このプログラムの結果で、必要な方にはさらに詳しく検査できるプログラムの整備をいたしました。早期発見・早期受診のための体制整備は、正確な対象者の把握から確実な医療機関受診につなげ、その後の見守り体制を含めて総合的に考えていかなければならないものと考えております。介護予防事業、各種イベントでの物忘れ相談プログラムを活用した自己診断等、現在取り組んでいる早期発見・早期対応のシステムづくりを推進することによる体制整備を図り、介護予防の充実につなげたいと考えます。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 埼玉県坂戸市鶴ヶ島医師会では、地元自治体である坂戸市、鶴ヶ島市の協力のもとに、平成18年より基本健診時に聴覚検査を実施し、特定健診に移行してからも続けられております。厚生労働省の調査によりますと、65歳以上の人のうち、聞こえづらいと自覚しているのは21.6%、70歳以上では25.2%と、4人に1人は難聴を自覚をしております。また、加齢性難聴の

発症頻度は65歳以上で30%、75歳以上で60%、85歳以上では80%を超えておられます。加齢による難聴は老人性難聴とも言われ、高い音が聞こえにくくなるのが特徴であります。連続した音が途切れて聞こえるために聞き間違いが多くなり、会話もスムーズに進まなくなります。ただ低い音は比較的聞こえるためにちょっとおかしいな、年のせいかなと耳鼻科の受診を延ばしがちで、早期発見を逃し、治療を困難にしている状況であります。

さきに述べました坂戸鶴ヶ島医師会による坂戸市・鶴ヶ島市での定期健診時の結果、平成19年で9,653人が受診し、575人に異常が認められ、専門医への再受診を勧奨したということであります。

また、検査の際、使用する簡易聴力チェッカーも2010年12月に鶴ヶ島は耳鼻咽喉科診療所の小川郁男医師により考案開発をされており、内科医による検査から専門医へ受診を勧奨するという形で採用できるようになっております。

鶴ヶ島市では、この簡易聴覚チェッカーを活用し、市の職員が要支援の方、介護認定には至らない2次予防高齢者、特定高齢者、老人会などに参加されている元気な高齢者の皆さんらが活動している体操教室とか、いきがい対策デイケアのところへ行き、聴覚チェックをし、その結果で耳鼻科医に診てもらえるように勧奨をしております。

簡易チェッカーは音だけでなく、ペンギン、飛行機、日比谷7時などの言葉を発し、また長谷川式の認知症チェックを考慮した、きょうは何年何月何曜日ですかとか、3つの言葉、桜・猫・電車を覚えておいてくださいなどの質問も発します。鶴ヶ島市ではチェックの希望をとって、希望者に行うそうではありますが、ほぼ全員が希望されるそうで、血圧をはかるように、気軽にそういった機会を設けることが大切だというふうに考えております。

先ほど、物忘れ相談プログラム、これは特定健診で使われているのか1つお尋ねします。

22年度の水俣市の特定健診受診者数は先ほど渚上議員の中で答弁がありましたが、1,293人で、いきいき健康塾等で聴覚検査を受けられるであろう人が402名、引いて900名以上の方が聴覚検査をできないという状況であると思うんです。早期発見に必要だと思うということで特定健診には聴覚検査を導入できないか再度質問をいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 牧下議員の御質問にお答えをいたします。

まず、簡易聴覚チェッカーが特定健診で使われているのか、使われていないのかということですが、特定健診のほうでは現在利用はいたしておりません。

それと、900人の方にそういう特定健診のほうで簡易聴覚チェッカーが使えないのかという御質問だったと思いますけど、物忘れ相談プログラムにつきましては、現在は22年度までは認知症

フォーラムとかイベントのときだけしか使用をいたしておりませんでした。それで、23年度から、イベント時に加えて、先ほど申しあげましたまちかど健康塾の体力測定とかそういうのと同時に実施をして、今後もそういうまちかど健康塾のほうで実施をしていきたいというふうに思っておりますし、来年度からは先ほど言われましたけれども、老人会の総会であったり婦人会の集まり、そういったところでもやっていきたい、そういうふうに思っておりますし、今、5期のひまわりプラン策定中なんですけれども、その中でアンケート調査を行っております。そのアンケートの中で、やはりその結果次第では課題の多い地域も多いのかなというふうに思っておりますので、そういう地域をモデル的に選定して、そういう物忘れ相談プログラムを実施したいということで考えておりますので、現時点では現行のシステムを活用していきたい、そういうふうに考えております。

○議長（真野頼隆君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 物忘れ相談プログラム、それをじゃんじゃん進めていただきたいと思っておりますけれども、それに参加できない人をどうするのかというのが1つ課題だと思うんです。特定健診に私も参加しております、若年性とかいろいろある可能性もないわけではありませんので、いろんな形でいろんな人に、たくさんの方に簡易に聴覚検査をできるシステムをつくるべきだなというふうに思います。ということで、特定健診時に聴覚検診ができないかという質問をずっとしてまいりましたので、それについてまた再度お願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

中田福祉環境部長。

○福祉環境部長（中田和哉君） 特定健診のほうでできないのかなという御質問ですけれども、市としましても、やはりそういうすべての方に1回は物忘れの相談プログラムを受けていただけるような体制を整備をしていきたい、そういうふうに思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明8日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時49分 散会

平成23年9月8日

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成23年9月8日（木曜日）

午前 9時30分 開議

午後 3時42分 散会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教育次長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第4号

平成23年9月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|-----|----------------------|
| 1 | 谷口明弘君 | 1 | 水俣市の人口減少問題について |
| | | 2 | 閉校後の学校跡地及び施設の利活用について |
| | | 3 | 「全国豊かな海づくり大会」の開催について |
| 2 | 江口隆一君 | 1 | 行政の政治的中立性について |
| 3 | 田口憲雄君 | 1 | 環境首都について |
| | | 2 | 市営住宅問題について |
| | | (1) | 市営住宅の検証について |
| | | (2) | 市営住宅を活用したまちづくりについて |
| | | (3) | 民間アパートの活用について |
| | | 3 | みなまた環境テクノセンターの活用について |
| | | 4 | 教育施設の今後について |
| | | (1) | 小中学校の統廃合の検証について |
| | | (2) | 小中学校の通学路について |
| | | (3) | 高校への看護科設置について |
| | | (4) | 水俣高校駅について |

(付託委員会)

第2 議第60号 専決処分の報告及び承認について

専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (総務産業)

第3 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)

第4 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について (総務産業)

第5 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第6 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第5号) (各委)

第7 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第8 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第9 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (総務産業)

第10 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第11 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号) (総務産業)

- 第12 議第70号 市道の路線廃止について (総務産業)
- 第13 議第71号 市道の路線認定について (総務産業)
- 第14 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について (厚生文教)
- 第15 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について (総務産業)
- 第16 議第75号 公有財産の処分について (総務産業)
- 第17 議第76号 平成22年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第18 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第19 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第20 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第21 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第22 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第23 特別委員会の設置について

平成23年9月第5回水俣市議会定例会陳情文書表

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第6号	熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市八幡町2-1-33 緒方 圭治		厚生文教
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町2-3-3 野中 真理		厚生文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、議決案1件、決算6件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情2件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり厚生文教委員会に付託します。

次に、監査委員から、平成23年7月分の一般会計、特別会計と公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、平成23年7月28日から29日まで、宇土市で開催された熊本県城南7市市議会議長会に福田副議長を派遣しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（真野頼隆君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次、質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 おはようございます。

自民党議員団の谷口明弘でございます。

このたび、大変多くの皆様から御支援をいただき議員となりました。くしくも本日は3人もの新人議員が一般質問にそろい踏みするということとなりましたが、3人もの新人議員が誕生した背景には、閉塞感や停滞感の漂う今の水俣市に対して、肌で感じられる変化をもたらしてほしいとの市民の皆様の熱い思いが根底にあると考えております。

東日本大震災及び原発事故、さらにはアメリカに端を発した世界同時株安や歴史的な円高で、今、日本はかつて経験したことのない国難に直面しております。また、先日発生した台風12号の被害も深刻な状況となっております。国政においては野田新総理が誕生し、一刻も早く、日本復興に向けた政策を実行に移してもらいたいと願います。

私としましても、まずは日々の生活を営むふるさと水俣を元気にすることから日本を支えるよう全力で取り組ませていただきます。初めての一般質問になりますが、子育て世代の代表として、今水俣で育つ子どもたちが、将来にわたってこのふるさと水俣に暮らし続けられるよう、人口減少問題と教育問題に軸足を置いて質問させていただきたいと思っております。

それでは通告に従い、質問させていただきます。

1、水俣市の人口減少問題について。

私は今回の選挙に出馬を決意するきっかけとなりましたのは、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に発表しました日本の市区町村別将来推計人口という報告書の中で、20年後には水俣市の人口は2万人を割り込み、25年後には1万7,000人台にまで減少するという数字を目の当たりにしたことでした。

本市における人口減少の問題は、今までにもたびたび先輩議員たちが質問されてまいりました

が、それらに対する答弁を読み返しましても、人口減少自体を克服すべき最大の課題として解決しようという意思や行動に、いま一つ力強さが足りないように見えるのです。そこで質問いたします。

①、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に取りまとめた日本の市区町村別将来推計人口によれば、水俣市の人口は10年後には2万3,000人を割り込み、20年後には2万人を下回る予測となっており、県内14市で減少率が上天草市に次いで2番目に高いとの結果だが、市長の見解はいかがか。

②、今年度予算案の中で、人口減少問題への対応策となる具体的な施策は何か。

③、第5次水俣市総合計画で、本市が直面する人口減少問題に詳細な分析結果を示し、他地域より早く少子・超高齢化社会が到来していると結論づけているが、それに対する具体的な対策についての言及は見当たりません。全国の自治体が直面し、対策に苦慮している人口減少問題に、市長が掲げる環境に特化したまちづくりが将来的にどのように優位に作用するとお考えか。

④、本市の人口を一時的にふやす方策として、近隣自治体の合併も一つの手段と考えるが、現執行部は近隣市町村との合併についてどのようにお考えか。

2、閉校後の学校跡地及び施設の利活用について。

今から3年前、石坂川小学校が閉校となったのを皮切りに、2年前には私の母校であります深川小学校が、またこの3月には久木野中学校、湯出中学校、水俣第三中学校がそれぞれ閉校となりました。少子化によってやむを得ない学校再編事業ではあったとしても、地域のシンボルである学校を失う住民の苦しみは大変なものでありました。しかも、閉校後の学校跡地や巨大な施設がそのまま放置されている状況は、景観上も防犯や安全といった観点からも地域にとっては好ましくありません。そこで質問いたします。

①、これまで、本市では、さまざまな困難を乗り越えて学校再編が進められてきました。深川小学校の跡地では、センコースクールファームの計画がさきの東日本大震災の影響を受けて計画の一時凍結という状況であります。さきに閉校を迎えた石坂川小学校、深川小学校、昨年度をもって閉校した久木野・湯出・水俣第三中学校のそれぞれの施設の今後の利用、または管理をどのようにされるのか。

②、閉校をした久木野中学校、石坂川小学校、深川小学校、湯出中学校などは超高齢化の進む過疎地域にあり、地域の要望として高齢者向けの介護施設などへの転用ができないかとの要望も聞くが、そのような利用方法は考えられないか。

3、全国豊かな海づくり大会の開催について。

去る7月20日、平成25年度全国豊かな海づくり大会の熊本県開催が決定いたしました。7月28日付の新聞報道によれば、天草市の安田市長が27日、2013年に県内で開催する全国豊かな海づく

り大会について、天草市を会場とするよう蒲島知事に要望した際に、知事は水俣の海の再生を広く発信したいという県民共通の思いがある。一方で、熊本の海産物といえば天草、それを考慮して実行委員会で議論したいと答えたとの報道であります。本市も天草市に先んじて5月23日、県議、議長、市長3者で招致を知事に要望されております。その熱意がさきの知事の発言につながったものと思います。また、7月6日付の熊日にも会場に関する記事が出ております。

そこで、以下質問いたします。

①、6月議会の市長の答弁で、主会場を本市に招致するよう県に要望したとのことだが、その後の進捗状況はいかがか。

②、主会場が本市で開催となった場合、受け入れ準備にはどういった取り組みが必要か、また課題は何か。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の人口減少問題については私から、閉校後の学校跡地及び施設の利活用については教育長から、全国豊かな海づくり大会の開催については産業建設部長から、それぞれお答えいたします。

水俣市の人口減少問題に関する市長の見解はいかがかについてお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別将来推計人口によると、平成32年以降、全国で9割を超える自治体で人口が減少するとされております。特に平成47年には5分の1以上の自治体が人口規模5,000人未満となるなど、全国的に人口が大きく減少することが見込まれています。議員御指摘のとおり、本市については、平成32年に2万3,054人、平成42年には1万9,038人と推測されており、推計どおりの人口となれば市の財政規模は縮小し、現在の市民サービスの水準を維持することが難しくなるものと予想されます。

その人口減少の要因については、推計人口の算定では生存率や純移動率などを用いてあり、それらの値が影響しています。本市では、転出が多いことから純移動率の値が低く、県内の市町村と比較して人口減少率が高くなっています。特に生産年齢と言われる15歳から64歳の世代の流出が多くなっています。また、この世代は子育て世代であることから出生数の減少に影響するものと思われま。これらのことから、人口減少に適切に対応できるような対策を講じていかなければならないと考えております。

次に、本年度予算の中で人口減少問題への対応策となる具体的な施策は何かについてお答えし

ます。

人口減少は、生産年齢人口の流出が主な要因と考えられますので、その対策として雇用の場の確保が急務であると考えております。そのため、本年度予算においては企業誘致関係経費、地場企業支援事業を計上し、また熊本県及び芦北町、津奈木町とともに水俣・芦北地域雇用創造協議会を設置し、職員を派遣して雇用拡大のためのさまざまな取り組みを進めております。その他、県の基金事業を活用して、期限つきではありますが、145人を市で直接または委託先で雇用しており、このうち委託先での雇用30人は委託終了後の継続した雇用を目指しております。

一方、少子化対策として安心して子どもを産み育てられる環境を整備するため、妊婦健診の無料化、子ども医療費の助成などにより経済的負担の軽減を図るとともに、乳幼児健診や母子健康相談、子どもセンターにおける子育て支援を行っております。また、今年度は乳幼児の予防接種について、新たにヒブワクチンと肺炎球菌ワクチンの接種を始めるとともに、定期的予防接種を無料化しました。その他、保育所負担金の見直しを行い、登録会員により育児援助を行うファミリーサポート事業を新たに開始しました。

次に、人口減少問題に市長が掲げる環境に特化したまちづくりが将来的にどのように優位に作用しているかについてお答えします。

先に申しましたように、人口減少への対策としては、人口の流出を防ぐために就業の場を確保することが必要と思っております。そのためには企業での雇用拡大のほか、自営業や農林水産業など市全体の経済の活性化が就業の場の拡大につながると考えております。本市では、これまでエコタウン事業から環境関連企業が立地し、また水俣病の教訓発信やごみ分別などの市民の取り組みを素材として環境学習の修学旅行等がふえるなど、環境の取り組みが経済効果を生み出しています。

国内で、地理的にも不利な本市が企業誘致や観光客の誘致においてアピールするには、ほかにはない市の特色を打ち出す必要があります。これまでの環境に関する市と市民の取り組みは各方面から注目されており、環境やエコがキーワードとなっている現在、環境への取り組みをさらに進め、施策を展開していく必要があるものと思っております。

このようなことから、環境関連企業の誘致や地場企業の規模拡大、観光客等の増加による旅館業及びその納入業者等の活性化などにより雇用拡大につなげ、人口流出の防止につなげていきたいと思っております。

次に、人口を一時的にふやす方策として近隣自治体との合併についてどう考えるかについてお答えします。

平成の大合併は、国・地方ともに深刻な財政状況下において、複雑・多様化する住民サービスを提供しなければならない状況を背景に、基礎自治体にふさわしい行財政基盤を確立することが

強く求められ、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきました。合併の評価としては、問題点や課題はあるものの、人件費の削減や公共施設の統廃合などで財政支出の削減は図られたようです。

本市においては、平成14年度に津奈木・水俣未来研究会で、両市町の合併について研究・検討を行いました。合併協議会の設立までには至らなかった経緯があります。今後、人口減少が進めば、市の財政規模は縮小となることから、市民サービスの低下も危惧されます。その場合、行財政の効率化を図り、基礎自治体としての基盤を確保するために近隣市町村との合併は、選択肢の一つとして検討していく必要があると考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問をいたします。

人口減少については、執行部も問題意識・危機意識をしっかりとお持ちであるという感触は伝わりました。特に生産年齢の流出、この辺が大変な問題であると、私の友人も千葉に行かないか何とかいうような話でかなり、先輩であったりとか、水俣に住めない状況、でも本当は帰りたいんだという切なる思いで語っていらっしゃいます。

確かに対策として雇用の場の確保が求められるわけですが、今お答えいただいた中で私の感想ですが、全国どこでも取り組んでいらっしゃるこの人口減少問題、自治体としてですね、よその自治体の取り組みとそう変わらないなという印象、申しわけありませんが、受けてしまいました。そこで質問です。

①、本市の住民であった方が家を新築する際に出水市に転居される例があると聞きます。これも人口減少の一因ではないかと思えます。その大きな理由に本市の地価が高いことが挙げられると思うんですけども、地価を下げる施策等々は考えられないか。

②、都市部で定年を迎え、ふるさと水俣に帰りたいと思われる方々に対する移住・定住策支援について、市のホームページなどによる広報を行っているという過去の答弁を読みました。実際今見てみますと、それらしいものが見当たらないというところが、私の探し方が足りないのかもしれないかもしれませんが、また、実際にそのときの答弁ですが、市に対して問い合わせも数件入っているとありました。問い合わせの件数はどのくらい入っておるのか。そのうち実際移住された実績があるのか。また、移住者、Iターン・Uターン・Jターン者に対して具体的な支援策とはどのようなことをされているのか。

③、市の人口をふやす直接的な手段として、1組でも多くカップルが誕生し、このまちで子育てをしてもらうことがあると思いますが、結婚適齢者を迎えた方はたくさんいらっしゃっても、なかなか縁結びが難しい現状であります。恋人の聖地のモニュメントを有する本市ですけども、近年本市における婚姻届の状況はいかがか。

④、結婚生活を営む上で働く場所があることは大前提となりますけれども、さきの議会の市長の答弁の中で、水俣市は他の自治体と同じことをやっていると企業誘致ができないと考えており、水俣市は1歩も2歩も環境で秀でている。その特性を生かし、環境モデル都市としての国の助成制度等を活用し、他の自治体より有利な条件があることをもって企業誘致に結びつけていきたいと思っているとの発言がありましたが、他の自治体よりも有利な条件とはどのようなものなのかお尋ねします。また、誘致企業の実績はどのような状況かお尋ねします。

⑤、近隣市町村との合併に関連して執行部では、先日のこの一般質問でもありましたけれども、老朽化した庁舎の建てかえを検討されていると聞きますけれども、庁舎の立地場所について合併を見据えた立地場所の検討など行う考えがあられるのか。

以上、5つ、2回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） まず、第1点でございますが、水俣市は地価が高いということで、出水あたりのほうに居住を移されたり建てられたりする傾向があるんじゃないかというような御質問だったと思います。私も議員と同じ思いでございますけれども、この土地の価格につきましては、やはりその土地の収益性とかそういったものをもとに市場での取引の中で価格が決まっていくんじゃないかと思っておりますので、そのために私たちのほうでその土地を引き下げをやるということは非常に難しいのではないかなと、そのように思っております。

それから、過去の一般質問の中でIターンやUターンについてどうなのかということでございますけれども、以前にも一度お答えしたことがあるんですけども、我々も議長も一緒に行かれるんですけども、水俣高校の卒業生の関東水高会とか、関西水高会とか、あるいは同郷会とかそういったものに参加させていただきながら、その中で、ぜひ水俣へというお話は随分させていただいているんですけども、なかなか現実につながっていないというのが事実でございます。

何件あったのかということでございますけれども、近年では年間に五、六件ほどあっているということでございます。4月から8月までに3件の電話で問い合わせがあっているけれども、なかなか居住には結びついていないということでございます。問い合わせに関しましては、ハローワークの紹介でありますとか、あるいは不動産に関しましては不動産業者のホームページを紹介させていただいたりとか、土地関係の中身のパンフレットあたり、そういったものをお渡しして紹介をしているところでございます。まだ、先ほど申しましたけれども、問い合わせの後に移住が決まったという方は把握しておりません、いらっしやらないんじゃないかなと、そのように思っております。

また、支援につきましては先日から申し上げておりますけれども、太陽光発電でありますとか、

熱利用のシステムあるいはエコ住宅、そういったものの補助も、移住される方についてもそういう補助を行っているところでございます。

それから、出生数をふやすためには婚姻、結婚をしなければならないとそういうことで、婚姻届の状況はどうかということだと思いますけれども、これは婚姻届は戸籍に係る届けでございますので、本市の住民だけでなく、市外の住民の方についても本市に届け出が出されるということでございますので、市外の方の住民については、水俣市に戸籍がある人や、新たに水俣に戸籍をつくる人の届け出が他の市町村区から送られてくるというような今現状でございます。

この婚姻届の数でございますが、直近の5年間では年間に450件の届け出があります。そのうち、300件を超えるものが市区町村から送付されたもので、本市に直接届け出されたものは100件前後ということになると思います。

それから、過去の一般質問で環境モデル都市の助成制度を活用して企業誘致に結びつけたというのがあるかというようなお話でございますけれども、現在、企業誘致に関しまして、本市が他の自治体より企業誘致について有利になるという国の助成制度はございません。そのため、かつてエコタウンの助成金のような進出企業の施設整備に対する補助金を国へ今要望をしているところでございます。企業誘致の実績につきましては、過去10年間で8社の企業が新たに立地をしているということでございます。

次に、庁舎の立地場所について、合併を考慮した考えはどうかということでございますけれども、庁舎の建てかえにつきましては、さきの答弁で申し上げましたとおり、可能な限り急ぐべき案件と考えております。そして、今年度中に何とかその方向を示したいというような思いもしておりますので、その中で十分検討させていただきたいなと思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、3回目の質問をいたします。

水俣市の第5次総合計画に、まちづくりの理念と目指す将来像を、本市では環境をまちづくりの中心に据え、命のとうとさ、もったいないの気持ち、地域に対する愛着と誇りを大切にするとともに、地域の特性を踏まえた産業振興を図ることによって、真の豊かさを感じることができ、多くの人が交流する、活力あるまちを市民協働で築いていくと結んでいらっしゃいますが、環境の問題に取り組む姿勢はだれも異論はないとしても、同時並行して雇用環境の改善や地域経済の浮揚に真剣に取り組まなければ、せつかく市民協働で築き上げた理想郷のような水俣ができ上がったときに、気がつけば夕張市のような財政破綻した地方公共団体になっていたということになりかねないのではないのでしょうか。

現に、7月31日現在の水俣市の人口は2万7,338人で、6月から比較すると45人の減少、前年同月比では342人減少しております。人口の減少や高齢化社会の到来は、20年以上前から明確に

わかっていたことです。日本は、ただ、手をこまぬいて人口減少と高齢化社会を到来させてしまいました。生活習慣病を放置してきたこのような症状は、海外からジャパニシンドローム・日本病とも呼ばれております。近い将来、同様の人口減少や高齢化は韓国や中国などでも大きな問題となります。そのときに、当面の対策に追われただけの日本病になるなど他山の石とされるのか、政治・経済・社会を挙げての必死の対応により出生率を上昇させ、それまで以上の活力を取り戻した日本の奇跡、水俣の奇跡として尊敬されるのか、できれば後者であってほしいと思うものです。

そこで最後に、県内には、婚活支援に積極的に取り組む自治体がございます。有明広域行政事務組合では、荒尾・玉名地域結婚サポートセンターを開設し、独身男女の出会いの機会をつくり、婚活を支援しています。本市においても新たに独身男女の出会いの場の提供、真剣に結婚を考えている人に対する結婚相談や登録・紹介、地域で活躍している仲人さんなどの活動支援、結婚生活上の諸問題に関する相談などの事業を実施するお考えはないか、3回目の質問といたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 結婚のための事業を行っている市町村もあるけれども、本市でも結婚について相談事業等を立ち上げる気持ちはないかということでございます。

市町村における結婚相談につきましては、県内でも幾つかなされているということは承知しております。本市においても、市内に、たしか民間業者の相談をなさっているところがあるように聞いておりますし、たしか駅前だったと思えますけれども、ちょっと伺っております。そういうこともございまして、本市での結婚相談の事業というのは今のところ考えておりません。

○議長（真野頼隆君） 次に、閉校後の学校跡地及び施設の利活用について答弁を求めます。

葦浦教育長。

（教育長 葦浦博行君登壇）

○教育長（葦浦博行君） 次に、閉校後の学校跡地及び施設の利活用について順次お答えいたします。

初めに閉校した小・中学校の活用状況ですが、平成20年4月に閉校した石坂川小学校、平成21年4月に閉校した深川小学校については、各体育館は社会体育施設として、校舎等については社会教育施設として地域住民・市民の皆様へ開放をしております。

ことしの4月に閉校した第三中学校については、体育館やグラウンドは第一中学校の第二体育館、第二グラウンドとして活用し、校舎については解体を検討しているところです。また、体育館やグラウンドは現在も学校教育に支障のない範囲で開放をしており、市民の皆様にも社会体育等で活用していただいております。

同じく、ことしの4月に閉校した久木野中学校、湯出中学校については、まだ活用方針は決まっておらず、地域住民の皆様のコミュニティの場として一部活用していただいている状況です。これら2校については、今後、より有効かつ具体的な施設の活用を検討していくに当たり、さまざまな視点、その用途に応じた関係機関との調整が必要となることから、全庁的に進めていかなければならないと思っています。

また、閉校した各小・中学校の維持管理状況ですが、今後解体することが決まっている第三中学校校舎を除き、定期的に校舎内外部の清掃、建物周辺の除草・樹木の勢定等を行い、施設機能の延命化を図っているところです。

次に、閉校した小・中学校の高齢者向けの介護施設等への利用につきましては、要件が整えば事業者への貸与等は可能と考えておりますので、そのような事業者等との協議については積極的に参加をしていきたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問をいたします。

全国的に閉校する学校がふえる中、各自治体は、その利活用について知恵を絞っている状況にあります。廃校後の施設は、一般的には公民館や生涯学習施設など、地域住民にとって合意を得られやすい利用法で管理されているようですが、一方で、未利用施設を有効な資源ととらえ、地域課題解決を目標として戦略的に利活用する自治体もございます。

例えば、三重県名張市の取り組みは、本市としましても注目に値すると思います。財政非常事態宣言をするほど逼迫した名張市は、地域の雇用創出と歳入確保策として、市内から30分の山間地にある長瀬小学校跡地にヤマト運輸のコールセンターを誘致したというものです。コールセンターは、お客様の注文や苦情を専門のオペレーターが電話で対応するところで、開設当初から250名もの女性の方が雇用されたということです。しかも、この事業は廃校から2年を待たずに本格稼働しております。このような短期間で実現できたのは、市長みずからトップセールスを行うなど、危機感と熱意を持って臨んでいたからであろうと思います。それが組織にも浸透していたこと、地元の理解はもとより議会も協力して取り組み、市全体が一つの方向に向かって動いた結果であります。実務的にも、国・県・企業の情報を敏感にキャッチして、上手に制度を活用しながら迅速に行動を起こしたことが功を奏したと思われまます。

そこで質問します。

①、市長は廃校後の未利用施設を有効な資源ととらえ、地域課題解決を目標として戦略的に利用しようとするお考えはないか。

②、学校再編事業が一段落した中で、今後は跡地利用を専門的に取り扱う部署の設置が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか。以上です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 学校跡地の利活用につきまして、今御提案がありましたけれども、戦略的に多角的に考えていくべきじゃないかということでございましたけれども、今おっしゃいましたように、跡地利用についてはやはり公民館とかに利用されるケースが多かったわけなんですけれども、深川小学校の跡地については、議員御存じのとおり、スクールファームという企業が進出するというようになっておりましたけれども、残念ながら震災の影響でおくれているということでございますけれども、いろんなコールセンターの話もありましたけれども、あるいは福祉施設の話もありますし、あるいは企業誘致の施設としても転用するといういろんな方策があるかというふうに思いますので、戦略的にということは水俣の雇用とかあるいは企業誘致、それにつながっていく、水俣の振興につながっていくことが多分戦略的な発想だというふうに思っておりますので、そのような考え方で幅広く取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、部署の設置につきましては、これは多分市長の部局で考えていただけたらと思いますけれども、現在学校跡地の検討については企画課を中心に全体の把握をして、その有効活用について取りまとめを行うということで、今いろんな協議をさせていただいておりますので、既に、そういう部署を新たに設置するというのは今後の課題かなというふうには思っております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいま教育長のほうから答弁があったとおりでございますけれども、今教育長からの答弁の中で全庁的という言葉がございましたけれども、企画課を中心にこの問題は全庁的に取り組んでいかなければならないと思っておりますし、早急に対応しなければならないということで、今何回か会合を持たせていただいております。

先ほどもありましたように、地元からもいろんな要望もあったり、あるいはいろんな施設としてどうだろうかとかいうような問い合わせ等もあっておりますので、できるだけ早く取りまとめていかなければと思っております。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは3回目の質問をいたします。

いずれにしても、閉校となった地域は、市内でも特に少子高齢化が進む過疎地域でございます。住民みずから廃校後の跡地の利活用を考えると、余りにも規模が大き過ぎて、なかなか容易ではございません。また、閉校は地域住民がみずから言い出したことではありません。できることなら地域のシンボルである学校はいつまでも残しておきたい、その思いは今でも閉校を受け入れた地域には根強くございます。これらの思いを受けて、ぜひ市長みずから先頭に立って、ありきたりな利活用ではなく、今後、全国から注目を集めるような利活用方法を見出して

ただきたいものです。

6月の議会で谷口眞次議員の質問に対する葦浦教育長の答弁で、歴史資料館の整備を検討する中で、閉校した学校跡地等の活用も含め資料館の設置に向けて検討するとの発言がございましたが、水俣市の東部地域には、西南の役の激戦地であったという史実もあります。これらの情報や貴重な資料が現存する間に、ぜひ資料館の整備等も進めていただきたいと思います。これまで市に保管されている貴重な民族資料の展示や、現在発掘作業が進められております水俣城址からの出土品などを展示する歴史資料館の整備に閉校跡地を活用することもまた大変よいアイデアではないかと考えます。また、どうしても公共的な利用がさまざまな事情により困難であると判断される場合は、財産価値のあるうちに処分することも考えるべきではないかと考えます。

いずれにしても、閉校跡地の利活用をどうするかは、行政のトップである市長のお考え方が重要であると思いますので、この問題解決に対する市長の意気込みをお聞きして3回目の質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、谷口議員からお話ございましたけれども、私も何校も閉校式に参加をさせていただきながら、地元の方々の熱い思い、そういうのを聞くたびに非常に胸の痛む思いもしてきたところでございますが、その分だけ本当に利活用しながら、そして地域の活性化にぜひ、この跡地をつなげていかなければならない、そういう強い思いは持っております。

今、地域戦略室を今年度設置をしております。その中でも十分また検討させていただきながら、議員が御期待されるように、近づくように努力をしまいたいと思っております。

○議長（真野頼隆君） 次に、全国豊かな海づくり大会の開催について、答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、全国豊かな海づくり大会の開催について順次お答えします。

初めに、6月議会の市長答弁で主会場を本市に招致するよう県に要望したとのことだが、その後の進捗はいかがかとの御質問にお答えします。

まず、全国豊かな海づくり大会については、熊本県が7月4日に大会推進委員会に正式申請した結果、7月19日付で平成25年度の熊本県での開催が決定しておりますことを御報告いたします。また、会場の招致については、先般6月議会で大川議員の質問に答弁いたしましたとおり、本市においては、5月23日に熊本知事へ要望をしておりましたが、7月27日に天草市からも招致要望が行われております。

なお、9月5日に開催されました第1回準備委員会において、大会開催の意義、天皇皇后両陛下が御臨席される会場選考要件、市町村等からの要望状況を考慮した会場候補地案について協議がなされており、10月上旬に開催予定の第2回準備委員会において準備委員会としての意見が集約される予定であるとお聞きしております。その後、今後設置が予定されている実行委員会で議論がなされるとともに、豊かな海づくり大会推進委員会や関係機関とも十分な協議を重ねながら決定されることとなります。

次に、主会場が本市で開催となった場合、受け入れ準備にはどういった取り組みが必要か、また課題は何かとの御質問にお答えします。

開催地にどのような役割等が生じるかは今後議論されることとなりますので、さきに開催されました県の事例等を参考にお答えいたします。

まず、推進体制づくりについてですが、県実行委員会のメンバーに開催地代表として市長等が入ることが想定されます。また、今後、県に設置予定の実施本部に地元行事担当として市職員が構成員になることが考えられます。さらに、地元での準備を万全にするため、市レベルの実行委員会の設置、大会を盛り上げるため、地元の各種イベントを大会関連行事と位置づけて開催することなどが考えられます。このほか、県実行委員会に対して開催地としての負担金が想定されております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では、2回目の質問をいたします。

以前、私はお隣の大口にある企業に勤めておりました。資材発注を担当しておりましたけれども、大阪や東京から営業マンが年に数回商談に訪れておりました。そのときは無理を言って必ず水俣に宿をとってもらい、夕方早い時間に合流して、恋路島に見える親水護岸や、桜の季節には湯の児に連れて行って、トントン峠からの眺望などを見せに連れて行っておりました。夜は新鮮な刺身などを一緒に食べながらお酒を酌み交わしたものでした。そのときに必ずと言っていいほど、水俣の海はきれいですねと、神戸の港何かは油が浮いって、全然ここよか汚いですよと、魚もとても新鮮ですねと、当然標準語とか関西弁でしゃべっていましたが、想像していたものとは全然違いましたという驚きをもって語ってくれておりました。残念ながら、ほとんどの日本人の認識は、この営業マンのように、いまだ水俣の海をそういったイメージでとらえているのが現状でございます。

全国豊かな海づくり大会の平成25年度開催が熊本県で開催されることが決定した今、主会場を本市に招致し、天皇皇后両陛下の御臨席のもと放流事業などを行う様子が全国に報道されれば、よみがえった水俣の海をアピールする絶好の機会となります。今後は、市民レベルで、大会招致の機運を高めていくべきであるとの思いから次の質問をいたします。

主会場を何が何でも水俣市に招致するんだという意気込みを市民に示す意味でも、市役所庁舎に横断幕を掲げたり、市報に水俣市が全国豊かな海づくり大会のPR記事を載せたりという取り組みが必要と思うがいかがでしょうか。以上1点です。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 先ほど御答弁いたしました招致に向けての市の取り組み、あるいは進捗状況、こういったものについてタイミングを見まして、広報の手段を検討いたしまして、市民の皆様にお知らせしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 先日、6日の新聞にも載った記事によりますと、主会場になるんですかね、放流事業は水俣ですらのお話がかかなり強くなっておりますが、主会場を芦北町でというような記事も少し読みました。今後は、天草市が式典招致に名乗りを上げておりますが、今後はそういった各自治体の本気度がかぎになると思っておりますけれども、場合によっては、そういった近隣の芦北町、津奈木町と連携して七浦地域として大会招致に取り組む必要もあろうかと思っておりますが、そこで質問です。

芦北・津奈木町など近隣自治体とは、この件について協議は行われているのかをお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 承知に向けての芦北・津奈木町との協議を行っているのかというような話でございますが、現在のところ招致に向けての協議は行っておりません。ただし、会場の実施場所が決まった後に関連行事等実施することがあると思っておりますので、そういった場合に近隣自治体との協議をこれから進めていかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時21分 休憩

午前10時30分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、江口隆一議員に許します。

（江口隆一君登壇）

○江口隆一君 市声会の江口隆一でございます。

先ほど、谷口議員が本当に若くてフレッシュな質問をされました。きょう、私そしてこの後に田口議員と新人3人が質問するわけでございますが、だんだん若い方からいきますので、フレッシュ差が損なわれているんじゃないか、特に昼からの田口議員はフレッシュさというよりも、もう貫禄の域に達しておりますので、午前中質問する私がフレッシュさを損なわないよう一生懸命頑張りたいと思っておりましたけれども、2列目、3列目にお座りの先輩たちから、江口君、厳しくばしっと質問をなさいということを実は指示をされましたものですから、多少辛口の質問になるかもしれませんが、どうか最後まで温かい目で執行部の皆さん、見守っていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、今回の定例会でもほとんどの方が東日本大震災に関する質問をされました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、一日も早い復興を心から祈念をいたすわけでございますが、ただ現在でも、半年たった今でも、マスメディアではいまだに話題の中心となっております。その議論の一つに原発の問題がありますが、原発を進めてきた自民党が悪い、いや対応がおくれた政府民主党の人災だなどと、解決よりも政局の議論に私はいら立ちを感じ、また残念な気持ちを感じ得ません。確かに原発がないほうがいいとほとんどの方が思っていることでしょう。しかし、ここぞというときばかりに反原発を唱える気持ちにもなれません。私たちは水俣市を初め、これまでCO₂の削減に努めてまいりました。しかし、今は原発事故を受け、停止したり可動を認められていない発電所を補うためにCO₂を大量に出す火力発電所がフル稼働をしています。本当にこれでよいのでしょうか。

また、経済面からは資源もなく円高で、学力も低下し、活力も失われつつある日本が国際社会で生き残るためには、海外へのインフラの輸出しかないと考えていらっしゃる方もおられます。お隣の中国でも同じように考えていたようで、新幹線事故を地中に埋めてまで隠そうとしていたのはメンツもあったようですが、海外に新幹線を売り込むのに不利な条件を表に出したくなかったということも言われております。日本から海外に輸出できるインフラ整備技術の1つに原子力発電も当たるそうで、今さらと思われるかもしれませんが、新興国からはオファーがいまだに絶えず、経済学者からは、行き過ぎた原発批判は日本のビジネスチャンスを失うことになるという方もおられます。

また自然エネルギーへの転換による電気料金の値上がりを見越して海外へ移転する大企業も後を絶たず、日本の地盤沈下はますます加速するのではないかと不安を抱く人も少なくありません。なぜこのような話をするのか驚かれたと思いますが今、水俣市民からは特に環境で飯が食えるかといった批判が頻繁に聞かれます。これは言いかえれば水俣市への不信のあらわれであり、あれだけ環境に配慮し、造詣の深かった市民がこのようなことを言われるまで困窮している方も

いらっしゃることを私たちは理解しなければならないと思います。

そして環境破壊や公害は、先進国のぜいたくのきわみから発生するのではなく、発展途上国の貧困から多くが発生しています。言い換えれば、理想やきれいごとではおなかを満たされず、環境を守ることよりも生き抜くことに必死になれば、それどころではなくなるのです。ですから、経済を抜きにした環境問題は語れないのではないかと考えています。

今の原発批判のように、以前はダイオキシンや環境ホルモンなどが世間をにぎわせました。現在はどうかでしょうか、だれひとりとしてそのような話をされる方はいらっしゃいません。どうか宮本市長も単純に世間に流されず、本当の意味での市民のための政治を行っていただきたいと願います。そして、ドイツのように脱原発をうたいながら隣国に原発をつくらせ、そこから電気を買うような排外主義的な施策を決して行わないよう、人道的な見地から、そして環境首都として誇りを持って取り組んでいただきたいと望んでいます。

それでは、早速でございますが、質問に入らせていただきます。

①、旧三笠屋の差し押さえ解除の目的と理由は何なのかについて質問いたします。

まず約3カ月前に、これは企業名は伏せますけれども、三笠屋の債権を持つL社の子会社である、これは塩崎議員の質問で名前が出ましたので申し上げますが、AプラスBが市議会にみずから出向いてこれら、三笠屋跡地を改装し、10月には開業をいたしますと説明をされました。私はその姿に熱意を感じ、何か要望はありませんか、私たちも協力を惜しみませんという話をしたのが記憶に鮮明に残っております。しかし、建物の一部の解体はしたものの改装工事に着手したばかりで、10月末に予定をします谷口眞次議員の還暦を兼ねた同窓会も間に合わないということで場所を移されたそうで、とても残念そうにしていらっしゃいました。

また当初説明では工事も水俣の企業を使うようなお話でありましたが、他県の企業がされるようなお話で、随分説明と違っているにもかかわらず、誘致企業に出す補助金を今議会に計上されています。誘致企業として市議会です話をされ住民説明会まで開きながら暗礁に乗り上げた蛍光灯センターのような例もあり、慎重に対応しなければならないと思います。

そこで質問いたしますが、旧三笠屋の差し押さえを解除した目的と理由は何なのでしょう。

②、市の税における公平性と責務についてどう考えるかを質問いたします。

税は政という言葉があります。政とはまつりごとの字のことですが、税は行政を動かす原資であり、住民サービスの根幹をなすものであるという意味であります。しかし、今回の三笠屋の例を見ますと、大変大きな額の未納の税金が発生し、5年分のうち約1年ちょっと分しか払ってなかったようで、まじめに払っている市民の間からは不満が噴出しています。

そこでお聞きいたしますが、市の税における公平性と責務についてどう考えるかを質問いたします。

③、市長の権限と政策決定についてどのように認識しているかをお尋ねいたします。

市長の権限の1つに行政委員会の委員の任命があります。選挙管理委員会、教育委員会、監査委員会等がそれに当たるわけですが、水俣市も長い間、行政委員会制度を堅持してこられた理由に、首長や政党政治からの独立や公共性判断が重視されるべき重要な分野であるという認識から続けてこられたと思いますが、残念ながら選挙人事で独立性や中立性を失っているといったことが関係者の多くから聞こえてまいります。

5月の臨時議会での監査委員会の人事で私は反対をいたしました。監査委員とは、常に公正不偏の態度を保持し、監査・検査及び審査に臨むべき立場にあり、なれ合いを防ぐために通常親族の就任を禁止してあります。それを市長選挙で中枢におられたような方を監査に持ってこられること自体、監査の体をなさず、見識を疑わざる得ません。

このような弊害がことしの2月に行われた名古屋の市議会議員の選挙を見てもおわかりのとおり、市議会解散の署名が46万人分も集まったのに対して、名古屋市選挙管理委員会は突如審議期間を延長し、厳密な審査の結果、法定数には届かずと発表し、リコールは不成立かと思えてましたが、異議申し立てで再審の結果、法定数に達し、リコールの運びとなりました。このときの選管に対して河村名古屋市長側は、恣意的に選管が無効票をふやしたとおっしゃられており、不平等で作為的な人選はこのような結果を招くということを認識すべきであります。

また、政策決定にも疑問が感じられるのですが、宮本市長が就任されてから数年の間に水俣市は大きなチャンスが3回もありました。水俣病公式発見50周年、水俣病の和解、それに新幹線の全線開業、これは予算獲得の大きな理由となるだけではなく、新しい水俣市を対外的にアピールする絶好の機会でもありました。他市の市長からはうらやましく思われるほど、まさに千載一遇の好機であります。それだけのチャンスを手にしなが、熊日新聞の報道でありましたように、新幹線各駅での開業効果に関しても水俣だけがその恩恵にあずかることがなく、他の地域との競争に敗北する形となりました。以前の和解のときは、水俣・芦北地域の全般にかかわるいろんな諸問題から地域振興までの予算を獲得することができ、まちの将来に期待が持てる内容でした。しかし、今の水俣は以前の和解のときと違い、予算規模が小さく、環境省の枠内の予算に限定されているようで、水俣市のこれまでの取り組みに不満さえ感じます。

そこで、市長の権限と政策決定にどのように認識しているかを質問いたします。

④、市議会との関係についてどう考えているかを質問いたします。

私が市議になり、これまでの数カ月間で感じたことは、情報を与えられていない、または情報をもらっても判断する時間の猶予もないなど議会を軽視しているのではないかという疑問です。医療センターについても変更ができないような時期に説明があり、内容の報告はありましたが、24億円もの大金をかけてやっていけるかの事業計画については全く説明はありませんでした。先

ほども申しましたが、三笠屋跡地についても、市議会に説明することもなく差し押さえを外し、誘致企業として今議会で5,000万円もの大金を計上されていることに、ただただあきれるばかりであります。東日本大震災への物資の支援についても、米、お茶っ葉と、被災地からはそんなものを送られても困ると言われたものを再度送る。それも市議会の総務委員会で、支援物資の品物を検討し直した方がよいのではとなっていたにもかかわらず、8月1日には送られています。

時間の限りがありますので、列記はこのくらいにいたしますが、議会を軽視しているのか、手順や道理を重んじられないのかわかりませんが、市議会との関係をどのように考えておられるのか質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 江口議員の御質問にお答えします。

行政の政治的中立性について、まず、旧三笠屋の差し押さえ解除の目的と理由は何なのか及び市の税における公平性と責務についてどう考えるかについては総務企画部長から、市長の権限と政策決定についてどのように認識しているか及び市議会との関係についてどう考えているかについては私から、それぞれお答えいたします。

○議長（真野頼隆君） 吉本総務企画部長。

（総務企画部長 吉本哲裕君登壇）

○総務企画部長（吉本哲裕君） まず、旧三笠屋の差し押さえの解除の目的と理由についてお答えします。

旧三笠屋旅館の差し押さえにつきましては、固定資産税等の市税の滞納がありましたので、平成20年に旧三笠屋旅館の土地を差し押さえしております。通常、差し押さえしても税の納付がない場合は公売にかけますが、この差し押さえ物件につきましては、納期限より早く7億円余もの抵当権が設定されており、差し押さえ物件の不動産価値では公売したとしても全額が抵当権者に配当されるだけであり、水俣市への配当が見込める状況ではありませんでした。また、抵当権者が裁判所に強制競売を申し立てる方法もありますが、その場合も、まず差し押さえに優先する抵当権者に配当されることから、公売の場合と同様に水俣市への配当は期待できず、差し押さえを継続する必要性がない状態でありました。

そうした中、ことし6月13日に旧三笠屋の財産を管理し、法律にのっとって債権者へ財産の公平・公正な配当を行う熊本地方裁判所が指名した破産管財人から水俣市に対して、差し押さえ解除をしていただければ、法律にのっとって任意売買が成立し、かつ一定額が市税に納付できるので、差し押さえ解除をしてほしいとの依頼がありました。

旧三笠屋旅館は、湯の児温泉における中核をなすしにせ旅館の一つであったことから、全員協議会で全会一致の賛同を得て、平成23年2月25日、市長、市議会議長連名で熊本地方裁判所に同旅館の再建及び営業再開を実現するためのあらゆる手段を速やかに講じるように要望したところであり、旧三笠屋旅館の早期再開は、執行部、議会の念願でありました。

このように、公売及び強制競売を行っても本市への配当がないので差し押さえの必要性がなくなっていたところに、市税への配当がある任意売買を破産管財人から示され、また旧三笠屋旅館の早期再開は水俣市民の悲願でもあったことから、この依頼を受け、差し押さえの解除を行ったところであります。

次に、市の税における公平性と責務についてどう考えるかとの御質問にお答えします。

地方自治体は、地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、防災など福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しています。これら公共の仕事に必要な経費を市民の皆様などから税金という形で負担していただいております。

県や市町村がそれぞれ税を課税し、徴収する根拠は、日本国憲法第30条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」とあります。その法律の定めるところが地方自治法第223条「普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」。そして、地方税法第2条で「地方団体は、この法律の定めるところによって、地方税を賦課徴収することができる」。さらに同法第3条で「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」と定めてあります。これらの法令をもとに水俣市税条例を制定し、その中で各税目ごとに賦課徴収することを定めています。この水俣市税条例が水俣市における税の賦課徴収の根拠であります。

このように、税は法律の定めるところにより徴収され、常に公平・中立・簡素の三原則に基づいて適正な運用を行っているところです。適正な執行を行うには、関係職員の専門的知識、資質の向上は欠かせないため、職員の内外研修を重ね、資質向上に推進してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、市長の権限と政策決定についてどのように認識しているかとの御質問にお答えいたします。

まず、市長の権限としては行政委員会等の任命権があります。選挙管理委員会の委員につきましては、議会において選挙もしくは指名推選により決めることになっておりますので、私に任命権はございません。農業委員会の委員につきましては、選挙による委員のほか、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区及び議会からの推薦を受けて私が選任しております。教育委員、監査

委員につきましては、議会の同意を得て市長が任命し選任することとなっております。これら行政委員会等は、議員がおっしゃっておられますように、政治的中立性を確保する観点から、地方公共団体の長から独立していることは言うまでもありません。

したがって、教育委員の任命につきましては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者を任命し、監査委員の選任につきましても、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理・事業の経営管理、その他行政運営に関し、すぐれた識見を有する者及び議員のうちから選任させていただいております。また、任命・選任に当たりましては、議会の同意を得ることが求められますので、この時点で、チェック機能が働いていると認識しております。

次に、政策決定につきましては、庁内・庁外のさまざまな情報の収集と整理を行い、市長としてのリーダーシップを発揮しながら進めているところであります。その中で、重要な政策案件につきましては、市民の皆様と一緒に進めていきますとともに、庁内にあつては関係部局間の連携をとりながら、総合的かつ戦略的な政策形成とその実現を図ってまいりたいと考えております。

また、本市が実施する行政上の事務処理につきましては、決裁の権限と責任の所在を明らかにし、事務能率の向上を図るために水俣市事務決裁規程が制定されております。この中で、市長の決裁事項を初め、副市長、部長、課長、課長補佐、室長及び係長という役職ごとの専決事項が規定されており、その規定に従いまして責任ある円滑な事務処理が行われております。

ちなみに、市長の決裁事項としましては、①市行政の基本方針の策定並びに運営に関する重要な事項、②市議会に提案する議案の決定とその他市議会に関する重要な事項、③条例、規則及び規程等の制定、改廃に関する事項、④訴願、訴訟または異議申し立て、和解及び重要な請願、陳情の処理に関する事項、⑤予算の編成に関する事項、⑥職員の任免、進退、賞罰及び給与の決定に関する事項、⑦その他重要な事項の決定に関することが定められています。さらに、これらの事項や重要と思われる政策につきましては、関係者から意見を伺ったり庁議等を開催したりするなどして意思決定を行っております。

次に、市議会との関係についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

議会も含め、我々地方公共団体が目指すところは、すべての市民が安全かつ安心して暮らしていけるように、健全で安定した住みやすいまちづくりを進めることでもあります。住民福祉の向上と地域の発展のために、よりよい方向に進むようにすることが重要な役割であり責務であります。

そのような地方公共団体の中で、議会とは、地方公共団体の意思決定機関であり、住民の代表として選ばれた議員によって構成されております。地方公共団体の意思は、住民にかわって議会により決定され、その決定が、地方公共団体の意思となります。我々執行機関と市議会とは、お互い対等の機関として、相互の抑制と均衡によって、ある種の緊張関係を保ちながら、市議会に

おいては、その審議の場に多様な住民の意見を反映させ、課題や論点を明らかにしながら、本市の運営の基本的な方針を決定し、我々執行機関はその執行を監視され、評価されるものと認識しております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは2回目の質問に入らせていただきます。

旧三笠屋の差し押さえ解除の目的と理由は何なのかについてですが、私が一番危惧いたしておりますのは、このような前例を残してしまいますと、経営が苦しいから税金は払わないとか、数年間税金を払わずにおいて計画倒産し、債権を知人に譲り、誘致企業として補助金を欲しいという企業が次々にあらわれてくるのではないかということです。行政としては一度でも前例をつくりますと、第2、第3の同じような例が出てきた場合には断れません。本当の企業誘致であればメリットもありますが、単なる看板のつけかえに税金は入らない、支払いはかさむはでは、水俣市の財政は簡単に破綻することになるでしょう。

それに市がこれまで未回収の税金を徴収するために、競売ではなく任意売却に協力したと言われてますが、5,000万円を渡し、その中から税金の幾らかをいただくという図式は余りにもばかげています。言い換えれば、5,000万引く任意売却でもらう額という計算式になり、結果的に水俣市が自分で他人の税金を払ってやり、数十倍もの金額を渡すということになるのではないのでしょうか。

また、湯の児の活性化のためというふうなお話でございましたが、では、なぜ中尾山のスカイロードを先につくられたのでしょうか。何もスカイロードが悪いというわけではありません。晴れた日には日常の雑踏を忘れさせてくれる最高の眺望を堪能できる場所です。しかし、桜やコスモスの時期を除けば閑散とした日が多く、新幹線を使い、タクシーで乗りつけて来られるようなよそからの集客を期待するものではなく、市民や近隣の人達の親しめるものであると思います。

常識的に考えれば、湯の児の護岸の完成や新幹線開業に向けて事前に準備をするのが通常と思われませんが、湯の児の振興計画ができたのが何とことしの3月であります。私から見れば、やる気はなかったがL社のためにつくりましたとしか私には感じられません。

そこで、宮本市長にお尋ねしますが、三笠屋の倒産の前に、金融機関の本店までみずからが外向き、理事長に三笠屋に融資をしてくださいとお願いされたとお聞きしましたが、間違いありませんか。また、通常では考えられませんが三笠屋の債権者会議に前議長と出向かれたとお聞きしましたが、いかなる理由で、まただれからの案内で出席されたのかお教えてください。

また、L社の会長かCEOと呼ぶのかわかりませんが、市長は大変懇意にされているようですが、どのような御関係で、会食は市長になられてから何回されたのか質問いたします。

次に、市の税における公平性と責務についてを質問いたします。

企業の経営状況等を踏まえて配慮をしたようなお話が、以前私は、担当は違いますけれども、全協のときに厚地部長からお聞きをいたしました。今回、そのようなお話は入っておりませんが、改めてお尋ねしますが、経営状況をもし配慮して、市が税金をどの程度取るかということをお考えであれば、一体だれが判断をされるのか。また先ほど、建物や土地に抵当権がかかっているとされました。これは、社会的に見ればもう常識の話でありまして、泉源に担保差し押さえをかけたとかするの、もう一つの方法と思いますが、そういうことをやられた経緯があるのででしょうかをお尋ねします。

そしてまた徴収を中心に、先ほど市にも責務はあると言われましたので、その観点から質問いたしますと、もう少し早く回収に当たっていれば、もっと多くの税収の確保ができたと思いますが、その判断は間違っていなかったのか質問いたします。

ただ、今回のこの答弁というのは、どうか慎重になされますようお願いいたします。この答弁のいかんによっては、まじめに納められている市民の皆様の納税意欲をそぐことになりかねません。また、市がみずから納税秩序を乱していることを認めることにもなりかねませんので、くれぐれも慎重な御答弁をお願い申し上げます。

次に、市長の権限と政策決定についてどのように認識しているかをお尋ねいたします。

繰り返しになりますが、水俣病の公式発見50周年、水俣病の和解、新幹線の全線開業と大きなチャンスなものをなぜものにできなかったのかを改めてお尋ねいたしますが、要するに国・県に対して明確な計画の提示ができなかったのではないのでしょうか。いわば無計画であったため、何とかしないといけないとのせっぱ詰った状態で始められたのがワンコインタクシーであり、効果が限定的なため、恒常的な活性化にはつながらず、その場だけのカンフル剤やドーピングのようなもので水俣を磨くことにはつながってはいません。

中・長期的なビジョンを持ち、水俣の長所・短所を理解し優先順位をつけることで、計画的で無駄のないまちづくりができるわけですが、これだけのビッグチャンスのときに重要施策として国・県に何をお願いされてきたのか、具体的にお教えいただくようお願い申し上げます。

それから、子は親の背中を見て育つように、市職員も市長の考えや想いを実現するために頑張ります。そこで私が危惧いたしておりますのが、市長のマニフェストや答弁等にブレが感じられ、現状認識が事実と異なっていることです。マニフェストでは、部長制の廃止をおっしゃられておりましたが、検討中と言いながら、事実上容認の姿勢であります。フラット化という言葉も出てまいりましたが、次長、課長のポストはふやさされ、現状は部長制の推進と階級性の進行であります。生産性から見れば、管理職がふえ、業務遂行の人間が減ったため、頭でっかちの組織となり、仕事量がふえて大変だという若い職員がふえています。

行財政改革についても職員の待遇のお話があってましたが、せつかく机を窓口側に向けたの

に、下ばかり向いていて意味がないとか、あいさつをしないなどのクレームが多く市民から寄せられています。

答弁では、評価委員会なのか会議なのか研修だったか、きちっとやっていくというふうなお話でよく覚えておりませんが、そんなに大げさなことではなくて、ちょっと指導すれば済む話ではないでしょうか。私たちが小学生のときにやっていた笑顔であいさつ、これを時間をかけて評価しながら行うなんて本当にくだらなく思うのは私だけでしょうか。

熊本県の芦北振興局の税の窓口では、いらっしゃいませ、ありがとうございますと声をかけていらっしゃいますので、一度向学のために行かれることをお勧めいたします。

それから政策決定の優先順位のつけ方ですが、蛍光灯センターの企業誘致のために宮本市長は石川まで行ってこられたそうですね。この企業の社長は住民説明会の席で、以前は何をされていたのかの質問に対して、それは言えませんが話されたそうです。それから、以前、この会社で働いておられた方が給料を4万6,000円まで値切られ、いまだにもらっておられないということをお聞きしています。

蛍光灯には水銀が含まれていることは周知の事実ではありますが、もしこの企業に不測の事態が起こった場合、新たな水銀汚染が引き起される可能性があることを予見できなかったのか、また水俣病の教訓をお忘れになっているのか、私は心配をいたしております。

夏休みに、この水俣へ招致されたいわき市の子どもや保護者の皆様方のために、またまた宮本市長は現地に行かれ、この方々の想像を絶する苦労やストレスに驚かれ、避難されることをお決めになられたそうですが、蛍光灯センターについても、いわき市の件についても、市長がみずから出向く必要性が本当にあったのでしょうか。蛍光灯センターの誘致は完全に頓挫したわけではないと市は言っておられますので、批判はいたしません、市長が石川まで行かれた意味は全くなかったと思います。

いわき市の件でも現地に行かれ、災害で家・財産、そして御家族を失われた方々を見ておられるならば、どうして両親を失われた子どもたちや避難所で暮らされている方々を優先されなかったのか疑問に思います。

このような現状を踏まえ質問をいたしますが、先ほどの三笠屋の件のように、政策決定や人事は選挙関係や知人を基準に考えておられるように感じますが、市長のお考えをお聞かせください。

④、市議会との関係についてどう考えているのかをお尋ねいたします。

御答弁のとおりやっただけであれば質問はいたしません。議会の質問が終わり、会派の部屋へ戻ると、議員同士で以前の答弁と全く変わっていないとか、やる気がないんだといったお話になっていますことを御存じでしょうか。答弁どおり議会を尊重し、市長のスローガンのように

正々堂々とされておられれば、私にだけ説明をし忘れたのかもしれませんが、ちまたのうわさで、下水道料金の請求を数年にわたり、それも複数件行っていなかったそうですが、本当でしょうか、お答えください。それも市長が火消しに必死にまわられているとお聞きしていますが、それが事実ならば、隠ぺいの意味ありとみなされても仕方がないのですが、いかがでしょうか、これも御答弁をお願いします。

それから先ほども述べましたが、被災地にお茶を送られた件についてですが、被災直後であれば、緊急事態ですので、入札もせず買って送られることに異論はありません。しかし、お茶が余っているので買ってほしいとの生産者の依頼にこたえるため、それも震災から数カ月もたっているにもかかわらず、言い値で買われることは市政の私物化と言っても過言ではないと私は思います。

J Aからお米を買われるときは、原価に近い金額まで値切り、積み込みや包装まで行わせたそうですが、お茶については在庫がなかったために収穫まで待たれて買われるなど特段の配慮がなされていますが、なぜそのように区別をされたのか、また市議会を軽視され、お茶を送られた理由についてもお尋ねいたします。

○議長（真野頼隆君） 暫時、休憩します。

午前11時09分 休憩

午後1時32分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 湯の児の三笠屋の件につきまして、私の思いも含めまして、今の状況その他をまず私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

江口議員が思っている湯の児の再生のこと、それから私が思っております湯の児再生、水俣振興、これはいずれにしろ同じ思いであろうと思います。

そういう観点に立ちまして、これまでの何回かお話をさせていただきましたが、湯の児の三笠屋は大変厳しい状況が続いておりました。これは議員も御案内のとおりだろうと思っております。市としても何としても努力をしていかなければならないということで、湯の児の若いおかみさんに何回か水俣市役所のほうにも来ていただきまして、その後のことについて何回かお話をさせていただきました。その中で、とにかく再生へ向けて頑張りましょうということで、お話をさせていただきます、若いおかみさんも頑張りましょうと涙ながらにお答えをいただいたところでございます。

そのやさきでございました、このような状況が発生をいたしました。非常に残念というしかなくあったんですが、その後、折しも地区懇談会がありまして、地区懇談会の中で、ほとんどの会場で、湯の児はどうなったのかと、もうこれでだめになるんじゃないかと、市は何をしているのかと、再生に向けてどんな手を打っているのかと、早く打たなきゃいかんとじゃないかという湯の児に対する危惧の念が非常に強いものがございました。それを受けまして、我々も湯の児再生に向けましては精いっぱい努力をしてきたつもりでございます。

どんな方法が一番いいのか、どうしたらいいのかということで、幸い湯の児に新たに進出しようというお話がございましたので、弁護士さんも含めまして、慎重にこれまで頑張ってきたつもりでございます。湯の児再生に向けて、まず努力をしてきたということを御理解いただきたいとそうように思っております。

先ほどの質問の中でございますが、企業誘致として立地促進補助金5,000万円ですが、予算を計上した理由は何かということが江口議員の中での最も大きな質問ではなかったかなと思っております。

市といたしましては、税金を少しでも回収したいという思いから実施したことが1回目に答弁したとおりでございます。繰り返しになりますが、競売をしなかったら税金が一円も入りませんし、競売するには最低1年から2年かかるのが現実でございます。それよりも今回こういう形で誘致をしたほうが、固定資産税あるいは法人税もありますし、住民税の増収、加えて雇用にもつながっていく、雇用も水俣のほうから何とかしたいというそういうお気持ちもありましたので、それも受けとめさせていただいて、要は本市の経済の活性化につながるのではないかと、できるだけ早く再生をしたいという思いで頑張ります。そのことが私は市にとって一番プラスになることであるとそう判断をして、そういうような段取りをしたところでございます。

海と夕やけの社長さんは、11月にはオープンしたいというようなお話をされております。確かに難しい解体の作業もございましょうし、多少おくれることもあるのではないかなと、その辺に対しても我々も同様に心配をしているところでございます。ただ、会社も含めまして、御本人たちの御努力によって予定どおりオープンをするということを前提に我々も予算を確保しておかなければならないということで、今回上げたところでございます。

いずれにいたしましても、手続上、海と夕やけがオープンした後に必要書類を提出していただき、それを確認をできないと、この補助金の支出はできないということでもあります。そのところをしっかりと押さえていただければなと思っております。

ただし、この予算の部分で支払いがおくれるということになると、今回かなりの影響が出るのではないかなとそういう心配もしているところでございます。そのことがいわゆる三笠屋の広い部分が廃墟になったり、あそこにぽっかり穴があいたりということになりますと、非常に本市の

観光の振興にとっても大きな打撃を受けるのではないかなとそういう思いもしております。

したがって、そういう状況の中で湯の児を再生してくれるという新たな企業が進出をしたということですので、我々もそのことに対しては誠意を持って対応すべきであろうと、そういう思いで今いるところでございます。どうかひとつ御理解をいただきたいと思っております。

それでは、私のほうから私に御質問なされたことを引き続きお話をさせていただきたいと思っております。なかなか読み取れないところもありましたので、その部分はお許しいただきたいと思っております。また、漏れておりましたら答弁ができればと思っております。

まず、市長は大きなチャンス逃したのではないかなというような御質問でございました。要するに50年の慰霊式の件、それから水俣病の和解について、それからもう一つは新幹線というようなお話でございました。私もあれもしました、これもしましたと言うのも本意ではございませんけれども、私なりにやりましたこととお話をさせていただきたいとそう思います。

あえて申し上げますけれども、まずは慰霊式でございまして、被害者の方々の、これは悲願でございました。総理大臣を呼んで慰霊式に参加させてほしいと、これはもう何年も前からの被害者の方々の悲願でございましたし、総理が来られることによって、被害者の方々が本当に気持ちの安らぐ、何とかそれをやってほしいというような願いがございました。

したがって、私は総理官邸に参りまして、そのことを当時の鳩山総理に強くお願いをいたしました。そのことが総理の誘致に少なくとも少しは影響があつてつながったのではないかなとそう思っております。そのことによりまして、総理がおいでになるということでメディアの方々もたくさんお見えになりましたし、日本全国にそのニュースは流れたのではないかなと思っております。そういう意味においては、水俣を知らせるという意味においては価値があつたのではないかなと私はそう思っております。

水俣病の和解につきましても、私なりに水面下では頑張ったつもりでございまして。

それから、新幹線がということですが、新幹線の開業日が御案内のように3月に12日でございました。3月11日に東日本の大震災が発生して、予定しておりましたイベントが、あるいは未来コンサートを初めほとんどのイベントを中止をいたしました。また旅行なども自粛され、水俣を初めとするすべての地域で大きな新幹線効果が見られなかったのは私は当然ではなかったかなとそう思っております。

しかしながら、9月6日でございますが、読売新聞に出ておりましたけれども、新玉名駅でございましたけれども、これ言っているかどうか、新玉名駅に多くの新幹線でおいでになるということで調査をされたんですが、新玉名駅は大体3,900ぐらい予定されていたんですが、あけてみたら900人ぐらいしかなかったというようなことでございます。水俣市は一応1,000人ぐらいはというような思いで出させていただきましたが、そのとおり1,000人でございました。しかも、

物産協会も駅の近くにございますけれども、ここの買い物客も確実にふえておりまして、売り上げも上がっているところがございます。

私は新幹線の問題はこれからだと思っておりますので、どうか御支援をお願いしたいと思っております。

それから、そういうこともありまして、環境首都の称号をもらいながら今頑張っているところで、今私が頑張らなければ、水俣の将来の基盤をつくるのはまさに今、ここ二、三年が勝負だろうとそういう思いに思っております。そういうことで、今国や県が本当に水俣のほうに目を向けていただいております。そういうことで、これは当然市民の皆様方が今まで頑張ってきていただいたおかげで、国や県もこちらのほうに目を向けて努力をされているということでございます。市民に努力が反映されたものと思っておりますけれども、よその首長さん方がうらやましがられるというのは私はそういうところではないかなと、市民協働で水俣のまちづくりをされてきた、そのことに対する羨望のまなざしではないかなと私はそのように受けとめております。

今回、まちづくり研究会におきましても合同会議を開催いたしました。日本全国から本当に優秀な先生方を招きました。先生方を招いたからいいというわけではありませんけれども、国に言わせると、一堂に、これだけのすばらしい教授が水俣に一堂に会するということがあり得ないとそういうような話もされておりました。そういう方々の御知恵をおかりしながら、そして、その上に市民の皆さん方の御意見を重ねながら、我々が、水俣市が主導権を握って、今後それを展開していかなければならないと思っております。

来年度へ向けて、今円卓会議を中心に具体的に政策を考えております。それを順次来年度から予算をつけながら確実にやっていかなければならないと思っております。このことが見えてくれれば必ずや水俣は私はすばらしいまちになるのではなかろうかと、そういう期待を寄せながら今頑張っているところがございます。

それから、次に、人事と選挙と関係があるんじゃないかとそういうような御質問だったと思います。

これは議員がおっしゃるように監査委員というのは当然公正でなければなりませんし、人格も高潔でなければなりません。私はそういう要件にふさわしいと思い、推薦をさせていただきました。そして2期目もまた推薦をさせていただきましたけれども、議員は反対をされましたけれども、残りの議員の皆さん方は全員賛成をしていただきました。私は1期4年の成果を評価していただいたものとそのように受けとめているところがございます。

それから、議会の軽視ではないかというような御質問でございましたけれども、議会に出す場合にはある程度固まったところでない、さらに混乱を呼ぶという場合もございますので、その辺のところも加味しながら考えているところがございますけれども、医療センターにつきまし

ては、再度お話をさせていただきたいと思いますが、医療センターにつきましては、確かに議員おっしゃるように、これは20億を越える大事業でございますので、基本設計の業務委託料を平成23年の3月の定例市議会において出させていただいております。提案した際に、厚生委員会で本件建設の事業内容につきまして、今後の病院事業の見直しも含めて御説明をさせていただいたところでございます。当時の委員会の御理解をいただき、全員賛成でこれは可決をさせていただいております。

また、本年の6月の定例市議会においても、議員の方からもいろいろ御要望がございまして、出させていただいたところでございます。私は各議員の御理解はいただいたものとそのように思っておりますので、議会を軽視したというような思いはありません。

議員がそういうようなお気持ちでお受け取りであれば、今後そういうお気持ちにならないように、ぜひ細心の注意をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、お茶につきましても一言申し上げたいんですが、そのような品物を震災の場所に送ってもらったら困ると、それなのに水俣市は送ったのかというような御指摘でございましたけれども、私はそんなものを送られても困るといような話は全然伺っておりません。お茶につきましては、当初、水俣市からの特産を何か送ろうということで、お茶とかサラたまとか、それからデコポンとかそういったものを考えさせていただきました。しかし、日もちの問題とかそういうものを考えまして、最終的にはお茶ということで決まっておりましたところですが、季節的にそれができなかったということでございます。

しかし、一たん決めておりまして、何か委員会のほうではいろいろ御意見もあったようでございますが、一応決めておりまして、そして8月だったと思っておりますが、私のほうから、うちのほうから職員派遣を行っております宮城県の松島市において月1回開催されております復興イベントで、ぜひそのお茶を活用したいというようなお願いがございましたので、8月1日だったと思っておりますが、そのお茶を送らせていただきました。

届けられましたお茶は、その後、復興イベントの一つとして開催されました、当地のほしまつりというのがあるそうでございますが、そのほしまつりでこれをお土産とか、あるいはそこで出されたということでございます。したがって、これは無料でももちろん配布しておりますので、施設とかあるいは仮設住宅で非常に困っていらっしゃる方々が大変喜ばれたというようなお話を聞いております。

したがって、決して議会軽視というようなことではないということを御理解いただきたいと思っております。

それから、蛍光センターでございますが、給料が下げられたのを知っているかということでございますけれども、これは承知しておりません。

それから次に、銀行への融資のお願いに行ったのはどうかということでございますけれども、これは融資に参りました。この参りましたというのは、これは企業立地条例の中に基づいて、そういった状況の場合にはできるだけ支援をなさ、あつせんをなさというように条例の中にもうたわれておりますので、それによってこれは参りました。

それから、石川県のサワヤでございますけれども、これはそういったお知り合いの方からのいろいろな話もございまして、蛍光灯から水銀を抜き出す、そういう非常に日本で一番すぐれた技術を持った会社があると、それが水俣でどうだろうかというような話もありましたものですから、そこには参りました。これはいつも私、議会の中で言われておりますが、トップセールスじゃと、もうちょっと動けとかいうような御指摘も受けておりますけれども、そういう意味で企業誘致というような思いで行かせていただいたところでございます。今後ぜひ、そういうことを御理解いただいて応援をしていただければなと思っております。

それから、いわき市につきましても、やはり私は議員も現地に行ってお話を聞かれ、あの状況を目の前に、もうされているかもしれませんけれども、目の前にされるならば、議員も私と同じような行動をとられたのではないかな、私はそのように思います。

それから、ロンツの会長と会食をしたのかというような御質問でございますけれども、これなぜこのような御質問されるのか私はなかなかわかりませんが、一切一回もしておりません。

それから、下水道の件でございますけれども、この下水道の件につきましては、平成6年から一部であります、ずっと賦課漏れが発生をしております。現在、私も直接出向いて行きまして、その確認とか、状況を調査しているところでございます。この件につきましては、十分確認をさせた上で厳正なる対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 私のほうから、湯の児海と夕やけに関しまして、補助金の件で幾つか御質問がありましたので、先ほどの市長の答弁に関して補足という意味で御説明をさせていただきます。

まず、先ほど御質問の中で計画倒産するようなことがあるんじゃないかというようなお話があったかと思っております。それにつきましては、先ほど市長も申しあげましたけれども、まず補助金につきましては、水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱、これに基づきまして交付しなければならぬというふうになっておりまして、これは開業した後、30日以内に開業届を提出していただいて、その後に交付申請書を提出しなければならないということになっておりますので、開業前に補助金を交付するものではありませんので、これは確認させていただきたいと思っております。

なお、この補助金につきましては、なぜ出すのかという話もあろうかと思いますが、この湯の児海夕やけとは、ことし6月7日に誘致企業といたしまして、市と立地協定を締結しております。この補助金は先ほど申し上げました水俣市誘致企業立地促進補助金交付要綱、この要綱に基づきまして当然に支出されるべきものでございます。仮にこれが支出されないということになりますと、誘致企業との信頼関係が損なわれますし、またこの要綱にも明記してあります補助金が交付されないということもあり得るということになりますと、現在水俣に進出を検討しているような企業、こちら辺からの水俣市の企業誘致に関する信頼性というのがなくなるというようなことで、ほかの企業に与える影響は大変はかり知れないというふうに考えておりますので、ぜひこちら辺は御理解いただければというふうに思っております。

また、仮にこの企業さんが5,000万いかないということになりますと、地元雇用者等も多数雇用していただくようなことも考えていただいております。採用者は事前に採用して、マナー教育等をされるというふうに聞いております。この5,000万というのは事業で一番経費がかかります初期に5,000万もの大金がなくなるというのは大変事業計画にも、こういった補助金を含めて収支計画を立てておられるというふうに思っておりますので、そういった地元雇用者への給料、あるいはオープンした後の、例えば魚とか肉とか米とか野菜とかそういった食材への支払い、あるいはいろんな布団とかシーツとかそういったクリーニングもあると思いますけれども、そういった地元納入業者への支払い、こういったものに影響が出てくると思いますし、何よりもこの観光業界では、けちがついたら致命的でございます。風評被害はあっという間に広がります。こういったものを起こさないためにも、ぜひこういった当初から予定しております補助金につきましては計画どおり支出するというのが信義則ではないかというふうに思っております。

またほかにも、なぜ中尾山をやるのかというようなお話があったかと思えます。中尾山につきましては、これは平成19年から市のほうで計画をしております。20年から宝くじ助成金を財源としてつくりたいということで、県を通じましてお願いしておりましたところ、やっと22年に財源がついたということで、22年に中尾山スカイロードを建設しております、特別にこれもやりあれもやりということではありませんで、たまたま財源が22年度についたと、中尾山だけではなくて、湯の児・湯の鶴についても並行して一生懸命やっておるということは御理解いただければというふうに思っております。

それともう一つ、水俣市観光振興計画、これは湯の児を対象としました観光振興計画ですけれども、これが新幹線開業からおくれてできているじゃないかというようなお話もございました。これにつきましては、まちづくり交付金という国の財源がございますが、このまちづくり交付金といいますのが、平成22年から、従来ハード整備だけだったのがソフト事業も対象となっております。この22年度からまちづくり交付金を財源として公園整備を5カ年間の計画で湯の児地区を

中心として、水俣中央地区都市再生整備計画として実施しております。この初年度の平成22年度の基本計画を策定しておりますもので、時期がたまたま重なったものでございます。ということで御理解いただければと思いますし、また、平成20年の2月に3年後に迫る九州新幹線全線開業を踏まえた水俣観光再生ということサブタイトルとしまして、水俣市観光再生アクションプランというものを既に作成しておりますので、新幹線開業に間に合わなかったというよりは、むしろ3年も前にそういった計画を水俣市においては作成して、それに基づいて事業を進めていったということで御理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 江口隆一議員。

○江口隆一君 それでは3回目の質問に入らせていただきますが、まず真野議長を初め市議の皆様方、宮本市長を初め執行部の皆様方、そして傍聴に来られた市民の皆様方に遅延したことにおわびを申し上げたいと思います。

ちょっと拍子抜けもございますけれども、実は私がいろいろ流れ語りまして、質問・答弁をしていただきたい項目は質問をいたしますと言ったんですけれども、それ以外のところまで御答弁をいただきまして、逆に恐縮をいたしております。

何度も申し上げますけれども、私が湯の児の三笠屋の問題で申し上げたいのは、その企業がどうのこうのということではなくて、一種の看板のかけかえなんですよね。例えば、言い方をかえれば、もし私が経営している会社が私の知人に、じゃあ会社売りますということをしたときに、13人以上も人間がいれば誘致企業として認めるようなお話になるのではないかと、そういうことをした場合に、今、水俣にいらっしゃる企業がそういう形で補助金目的に看板をかけかえて誘致企業として扱ってくれという話をしたときに、今回のAプラスBさんも認めた場合に、果たして線引きができるのかということ私を申し上げております。

それと先ほど、L社と宮本市長がちょっと特別な関係じゃないかということでお尋ねをしました中で、市長は金融機関に行って融資のお願いを三笠屋さんをお願いしてきたと、もうすっかり申し上げられましたけれども、これもたしか私が聞くところによりますと、金融機関の本店に行って理事長に会われたときは、私は三笠屋さんはまだ倒産してなかったのではなかろうかというふうにお聞きいたしております。ですから、そこはもうちょっと今の雰囲気を見ますと、日時は多分今聞いても明らかにちょっとできないだろうということで確認をしていただいて、また再度御報告していただければというふうに思います。

それと、これはちょっと答弁で抜けておられたと思いますが、三笠屋の債権会議にも前議長さんと市長が出席されたというふうなお話をお聞きしましたけれども、これについて事実かどうか、ニュースでインタビューか何かを受けていたというふうなお話がございますので、ここもぜひ確認をお願い申し上げたいと思います。

それから、私が申し上げました、一々申し上げませんが、三大チャンス時と申し上げますが、の時にですね、私が言うのは慰霊式の成功とかいうことではなくて、通常行政に携わる人間としては、こういう機会に国・県に予算を要求して、新たなる予算というものを獲得しやすい時期だろうというふうに思っております。その時期に、そういうふうな動きを余りしていなかったのではないかということの質問でございまして、先ほど湯の児にはアクションプランをつくって、3年前からいろいろ準備をしていたというふうな御答弁がありました。マスメディアの結果を見ると、したにもかかわらず、新幹線駅を持つところでその調査時のときには、水俣だけがその効果がなかったということが出ているんですよ。

ですから、私はぜひとも執行部の皆さん方をお願いしたいのは、いや自分たちはちゃんとやっただと、すばらしいんだということではなくて、なぜそのような結果になったかということを引きちと分析し反省して水俣の発展のために備えようと、反省して同じ過ちを繰り返さないということが私は大事じゃなかろうかと、その自分たちはちゃんとやってきたというのが、俗に言うお役所仕事ではなかろうかというふうに私は考えております。

詳細についてはもういろいろと、時間もございませんので申し上げますけれども、どうか大体私以外の議員の皆さんでも質問をするというのは市民から、また自分で納得いかない、疑問を感じた方々が質問をされております。言い方は私に比べるとすべての議員さん、やわらかいんですけれども、そういう問題点とかをやっぱり質問があったときには謙虚に受けとめていただいて、同じ過ちは繰り返さない、またきょうよりもあすの水俣市のほうがよくなるということを念頭に、ぜひこれからも取り組んでいただきたいというふうにお願ひ申し上げます。

それからもう一つ、AプラスBさんについてですけれども、多分市長の耳にも市議会の全員協議会の話ですので入っていると思いますが、全市議の前で議員さんが質問がありました。AプラスBの会社とL社との関係はどうなんですかと言ったら、一切関係ありませんと私どもに申されました。ところが、私はこれはまだ6月時点ですけれども、家に帰りまして、そのL社のホームページを見ましたところ、AプラスBはグループ会社だというふうに堂々というふうに掲載しておられました。ところが、今の時点でそのホームページを見ましたら、全くそのAプラスBの名前を全部外しておられます。非常に悪質とお思いになられませんか。

そしてまたもう一つ、そのときに地元の企業を先ほど市長が御答弁にありましたように納入、例えばさっき言われた布団とかベッドとか食料品についても地元から使うというふうなお話をされているようにお聞きしましたがけれども、あそこの改装や建築についても地場企業を使うというふうに市議会ではお話がありました。実際聞くところによりますと、県外の業者が施工されるそうであります。

こういう企業を先ほど水俣市全市を挙げて歓迎し応援するというふうなお話がありましたけれ

ども、蛍光灯センターみたいに、おたくは以前何をしていたんですかと、それは言えませんがと答えられるような会社だったからこそあのようになっております。ある意味を言わせれば水俣市が例えば5,000万の補助金をお渡ししてもその会社を身売りすることは我々にとめることはできません。そして先ほども言います、固定資産税の一部を回収するためにもというふうに言われましたが、水俣市が5,000万をお渡しし、またそれから税金も新たに免除を優遇措置としてされるということであれば、結局税金を我々が払ってやるのと変わらないことじゃないですか、足し算引き算でいけば簡単に私はわかると思います。

ですから、そういうところをもう少しきちっと精査をされて、本当に行政として安心できるような水俣市でやっていただきたいと。

それと、もう時間もありませんので、すべて要望になりますけれども、厚地部長がそういうのをほごにしてしまうと、ほかに水俣に進出を検討している企業が困るというふうなお話でございますが、そのお話であれば、どういう企業がそのような検討をされているか、また後ほど教えていただきたいというふうに思います。何かいかにも含みがあるようなお話ですので、そういうところも今後質問するだけではなく、議員として、すべて自分の発言には責任を持って確認と点検をしていきたいと思いますので、さらなる水俣市の発展を祈りながら、ここで質問を終わらせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 以上で江口隆一議員の質問は終わりました。

この際、5分間休憩します。

午後2時6分 休憩

午後2時11分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田口憲雄議員に許します。

（田口憲雄君登壇）

○田口憲雄君 皆さん、こんにちは。

自民党議員団、田口でございます。

議員1年生で初めての質問です。午前中はいろいろありましたが、気持を切りかえて、夢や希望があふれる質問の機会にしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

3月11日、東北大震災が起こり、約3万人の死者や行方不明者、そして24万人の人々が被災されました。本当に悲しい出来事です。しかしながら、復興のための計画もかなり進んできており、原発避難地区を除き、住宅が立ち並び、工場が稼働していくこともそう遠くはないと思います。水俣には、まちのベースがありますので、東北に負けないような活動ができる。私達も頑張っ

ていかなければと考えます。

さて、先日、日本国の新しい総理が決まりました。5年間で6名の総理が誕生するという異例のこの日本は、長期的・短期的なビジョンも生まれにくい国家体制になっていると思います。今だからこそ、水俣市は地方自治体として、明確で効果的・戦略的な施策活動を行うべきだと思います。テーマは、環境、産業、エネルギー、これらを活用する人材育成、今、水俣の抱える数々の問題の中では、雇用がない、魅力のある産業が少ないの一言に尽きると思います。

経済的に苦しい今、市民サービスを行うなら、水俣スタイルの自主財源が必要と考えます。市の保有財産を売却し、十分な自主財源をつくることも一つの方法であると思います。今、市民が最も行政に期待するものは、戦略的な経済行政運営だと考えます。

それでは、通告どおり質問いたします。

1、環境首都について。

①、平成23年3月に水俣市は環境首都の称号を獲得されましたが、現在までにどのような市民益があったか、質問いたします。

②、市長が考える環境施策はどのようなものがあるか。また、それは市民に対してどのような利益を生むと考えておられるか、質問します。

2、市営住宅問題について。

(1)、市営住宅の検証。

①、水俣市の人口は、平成17年に3万人を割り、今では2万7,000人と人口減少に歯どめがかからない状態です。市営住宅ごとの建設時期と戸数について質問します。

②、かなり古い市営住宅もあるようですが、今後の建てかえ計画について質問いたします。

(2)、市営住宅を活用したまちづくりについて。

①、陣原団地や初野団地は、団地を中心としたまちになっており、福祉ニュータウンの月浦団地は、福祉を重点に置いたまちづくりを目指しておられると思います。今後も市営住宅を中心としたまちづくりビジョンを持って新しい建設候補地を探していく必要があると思われるがいかがか、質問いたします。

②、牧ノ内の市営住宅を中心に1つのまちを形成しております。しかしながら、老朽化が目立ち始め、建てかえが必要となったとき、その市営住宅は地域にとって十分に役目を終えたものと考えます。市営住宅は更地にし、宅地として市民に還元していくことも可能であると思います。宅地として活用することで新築工事が進み、市にとっては固定資産税の増収につながると思われるが、いかがか、質問いたします。

(3)、民間アパートの活用について。

民間アパートの空室が目立ち、人口の増加の対策がない今、新たに市営住宅を建設するのでは

なく、民間アパートの市営住宅の活用や利便性の高い市街地のアパートを老人に割り当てるなどの新たな市営住宅対策を考えられないか、質問いたします。

3、水俣環境テクノセンターの活用について。

株式会社水俣環境テクノセンターは、本市地場産業の育成、技術向上のための支援等を図ることを目的に、平成11年3月に設置されています。一時期は、元国民宿舎の水天荘の一部を活用するまでに研究が進められました。初期の目的は達成されていると思うか、質問いたします。

4、教育施設の今後について。

(1)、小・中学校の統廃合の検証について。

小学校、中学校の統廃合が断行され、平成23年4月から現情勢になっているが、学校ごとのクラス数、生徒数はどのようになっているか。また、今後の学校クラス数、生徒数の見込みはどのようになっているか、質問いたします。

(2)、小・中学校の通学路について。

一中・一小校区の陣内通り、旧国道268号線、二中・二小校区チッソ通り、市道の昭和・白浜町線に自転車通がないが、今後の通学路整備は考えているか、質問いたします。

(3)、高校への看護科の設置について。

高校の新設統合については、平成24年4月に熊本県立水俣高等学校として新校が設置され、校地は現在の水俣工業高校の予定になっています。水俣高校のOBとして、新校が魅力あふれる高等機関になっていくことを望んでいます。水俣には、以前、準看護学校があり、働きながら準看護師の免許を取得する方が大勢おられました。準看護学校も閉校せざるを得なくなりました。時代は今、看護師のニーズが高まり、水俣市立総合医療センターには、出水から看護学生が大勢実習に来ている現状です。

現水俣高校の残された校舎に看護科を設置して、水俣で実習を行い、水俣の医療機関に就職できれば、子どもたちの水俣流出の一部でもとめることができると思います。そこで、熊本県教育委員会に看護科の設置を要望するお考えはないか、質問いたします。

(4)、水俣高校駅について。

現水俣高校の校舎は一部残され、第2体育館や第2グラウンドも部活動等に活用されます。新校は現水俣高校から現水俣工業高校まで広がった形で存在します。現水俣高校の下には、今後もおれんじ鉄道が走ります。高校や地元の利便性を高めるためにも駅は必要です。今後の新しい動線として新駅の設置をどう考えているか、質問いたします。

以上、壇上より質問を終わります。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 田口議員の御質問に順次お答えします。

環境首都については私から、市営住宅問題について及びみなまた環境テクノセンターの活用については産業建設部長から、教育施設の今後については副市長から、それぞれお答えいたします。

初めに、環境首都について順次お答えします。

まず、水俣市は環境首都の称号を獲得したが、現在までにどのような市民益があったのかとの御質問にお答えします。

水俣市は平成13年から10年間参加してきた水俣環境首都コンテストにおいて、日本でただ一つの環境首都の称号を獲得することができました。これまでの道のりとして、本市は世界に類例を見ない水俣病の経験を踏まえ、そこから得た教訓から、平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行い、以来、さまざまな環境施策を市民の皆様と協働で進めてまいりました。今回の称号獲得は、高い意識で多くの環境施策にかかわってこられた市民の皆様の活動と努力の積み重ねが水俣市全体の力となり、評価されたものであります。そのような意味では、これまで住民協働で進めてきた環境施策、その過程で得た有形無形の成果・実績のすべてが現在までの市民益と考えています。

例えば海山川といった豊かな自然環境の保全であったり、ごみの高度分別による焼却ごみの減量及び資源売却益の還元、水俣オリジナル環境ISOによる省エネ等の市民意識の向上、村丸ごと生活博物館の取り組みによる地域活性化等の成果・実績であります。また、太陽光や水力といった自然エネルギーの利活用による温室効果ガスの削減や、エコタウンに代表される環境産業の展開による雇用の拡大、さらに環境学習・研修の充実による交流人口の増加などが挙げられます。加えて、これらの取り組みの中で培われてきた豊富な経験とネットワークの広さがあります。そしてひいては、この環境首都の称号が、これまで長い間公害のまちとされてきた水俣市のイメージアップという市民益にまで大きく貢献していると思います。

次に、市長が考える環境政策とはどのようなものか。また、それは市民に対してどのような利益を生むと考えているのかとの御質問にお答えします。

繰り返しになりますが、水俣市の環境への取り組みにある理念は水俣病の教訓であります。これは環境の大切さであり、命の大切さという教訓です。この教訓を踏まえ、生命をとうとび、豊かな自然・生態系を守りながら、次世代へつなげる持続可能な社会づくりを行うことが何よりも優先されると考えています。そして、このことを基盤として地域特性や資源を生かした産業の振興を図り、地域活性化を進めることで、環境と経済、さらに教育や福祉までもが調和する持続可能で豊かな地域社会を創造し実現することこそが、日本の環境首都、水俣市の目指すものであると考えます。

本市の環境政策は、すべてそこにつながるものでなければなりません。この理念に基づいた環境政策が生み出すものとして、水俣に生まれてよかった、ここには希望があり安心して心豊かに暮らせる。子どもからお年寄りまでが地域に誇りを持てる、真の豊かさを実感でき、人が行き交い、ぬくもりと活力がある、そのような水俣づくり、これこそが市民にとっての最大の利益だと考えております。以上です。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 第2の質問をします。

環境と経済の調和を目指しているということですが、経済的な市民益につながる環境施策はどのようなものがあるかということをお聞きいたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 環境と経済の調和を目指すことだけでも、経済的な市民益というのはどうなのかというような御質問でございます。例えば、今、自然エネルギーのさらなる活用促進を今図っているところでございます。これまでの太陽光発電、太陽熱温水器、システム設置の補助の増額あるいは件数の増加をしております。その結果でございますが、ちょっと資料を持ってきましたので。

その結果、太陽光発電は、平成21年度が44件、平成22年度が45件、それに対しまして、今年度8月末現在で既に56件に達しております。合計いたしますと、145件の補助において行われておりまして、施工費に、お金に直しますと、約3億6,000万円を超えております。補助金ベースで3,000万円になりますが、同様に太陽熱温水器でございますが、平成21年に2件、昨年度が14件に対しまして、今年度は既に33件に達しております。合計では、49件の補助において施工費が1,300万円、補助金ベースで約400万円になります。そしてさらに今年度から、あわせて事業者への上乗せ補助を大幅に増額しております。そのことによりまして、市内業者による設置が太陽光発電では昨年と比べまして、これまで3倍に、太陽熱温水器は5倍を超えて増加しております。地域への経済効果があったと私どもは受けとめております。

また、環境配慮型住宅エコハウスの普及促進のための補助の支援制度を立ち上げておりますけれども、これは地元産の木材を構造材として80%以上使用し、かつ市内の建築業者が施工した場合に限りまして、坪当たり3万円、それから150万円を上限として補助をしております。これは6月に始めた事業でございますけれども、既に11件の補助申請が上がっております。業者からも大変感謝を受けているところでございます。

それからまた、今回、自転車のまちづくりということで、現在3カ所ある共同利用システムをもう1カ所、利用の頻度の高いところにふやす予定にしております。この自転車本体の購入補助

支援制度というのを今整備をしているところでございます。これらの施策というのは、市内業者の方々を優遇することで、環境の取り組みと同時に経済の活性化につながっていくのではないかなどそう思っております、このことを推進させていただいているところでございます。

これは先ほども申し上げましたけども、先日、環境のまちづくり研究会の合同会議を実施いたしました。この報告書を待ちながら、市民の皆様とともに今後検討を重ねて、将来に向けて頑張っていかなければならないと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 なかなか数字を出すことが難しいと思いますけれども、今後も経済的な市民益につながる施策を実行され、今後も市内の商店街の経済活動が発展する施策に期待いたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、市営住宅問題について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、市営住宅問題について順次お答えします。

まず、市営住宅の検証について、市営住宅ごとの建設時期と戸数についての御質問にお答えします。

まず、昭和24年度から36年度にかけて牧ノ内団地に92戸、昭和25年度から26年度にかけて丸島団地に15戸、昭和28年度から30年度にかけて田平団地に27戸、昭和30年度から34年度にかけて河原団地に16戸建設しております。また、昭和35年度から36年度にかけて、久木野の山神団地に9戸、昭和37年度から39年度にかけて桜ヶ丘の外平団地に84戸、昭和40年度には東水俣団地と袋駅前団地にそれぞれ8戸ずつ、計16戸を建設しております。次に、昭和40年度から42年度にかけて白浜の猿郷団地に92戸、昭和43年度から49年度にかけて袋の陣原団地に138戸、昭和50年度から55年度にかけて初野団地に153戸、昭和57年度から61年度にかけて、西ノ浦団地に96戸を建設しております。さらに昭和63年度には久木野団地に4戸、平成3年度には丸島の亀首団地に6戸建設しております。また、平成12年度と平成20年度には、水俣市月浦団地福祉ニュータウン内に月浦団地50戸を建設しております。

なお、洗切団地は平成7年度から8年度にかけて建てかえ事業が実施されており、現在27戸となっております。また、現在建てかえ事業を進めている白浜団地につきましては、平成16年度に着手し、昨年度までに4棟66戸を建設しております。最後の4号棟19戸を来年度中に建設する予定としており、完成しますと85戸になります。

このように本市の市営住宅は、昭和24年度から建設が行われてきましたが、平成8年度から老朽化した木造住宅の解体も順次行っておりますので、現在では17団地、879戸の住宅を管理しています。ただし、用途廃止等を予定している団地では、募集を停止しており、空き家となってい

る市営住宅が44戸ありますので、実際の管理戸数は835戸となっています。

次に、今後の建てかえ計画についてお答えします。

市営住宅の建てかえ計画は、平成14年度に策定しました水俣市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、順次老朽化した市営住宅の建てかえることとしております。現在、牧ノ内団地建てかえ事業に着手しており、今年度、開発行為許可申請の手続きを行い、平成26年度から建設工事に着手し、平成35年度の完了を目指しています。牧ノ内団地以降の建てかえにつきましては、来年度、水俣市公営住宅ストック総合活用計画の見直しを行う予定としておりますので、本計画の中で、市営住宅の改修計画及び建てかえや用途廃止の検討を進めることとしております。

次に、市営住宅を活用したまちづくりについて、今後も市営住宅を中心としたまちづくりビジョンを持って、新しい建設候補地を探していく必要があると思われるが、いかがかというお尋ねについてお答えします。

議員御指摘の月浦団地福祉ニュータウンにおいては、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくり等、福祉を重点に置いた基本計画により、インフラ整備等が進められており、周辺地域を含めた新たな地域コミュニティの創造の推進にも寄与していると考えています。しかし、市営住宅の現状を見ますと、約6割が耐用年数を超え、建物の老朽化が進んでいますので、入居者の安全と住環境整備の観点から、新しい市営住宅の建設整備をしていくよりも、現時点では老朽化した市営住宅の建てかえ事業を進めていく必要があると考えております。

次に、市営住宅を更地にして、宅地として市民に還元、あるいは宅地として活用することで、新築工事が進み、市にとっては固定資産税の増収につながるのではないかというお尋ねについてお答えします。

市営住宅の活用計画の中で、17団地のうち、丸島、田平、河原、山神、東水俣、袋駅前、陣原の7団地を用途廃止予定としており、陣原団地を除く6つの団地では、現在入居募集を実施していない状況にあります。用途廃止の方法としては、当該団地入居者がすべて退去した時点で、順次用途廃止する予定としておりますので、将来的には建物を解体し更地にする予定としています。

議員御提案の市営住宅の跡地を宅地とし売却するというのも選択肢の1つではありますが、跡地の活用につきましては、それぞれの団地周辺の状況等を勘案し、慎重に検討すべきと考えています。

最後に、民間アパートの活用について、民間アパートの市営住宅活用や利便性の高い市街地のアパートを老人に割り当てるなどの新たな市営住宅対策は考えられないかの御質問にお答えします。

民間アパートを活用した公営住宅については、住宅供給の目的に応じて借り上げ公営団地、特

定優良賃貸団地、高齢者向け優良賃貸住宅の3つの制度がありますが、いずれも民間が建設し、地方公共団体が借り上げ、管理する方式と、民間が建設し、あわせて管理する方式となっています。

議員御指摘の既設民間アパートの活用については、国土交通省住宅局が既設民間住宅を活用した借上公営団地の供給の促進に関するガイドライン（案）を平成21年5月に公表しておりますが、法改正による事業実施までは至っておらず、制度化されていない状況にあります。

なお、仮に既設民間アパート等を公営住宅として借り上げる場合、多数あるアパートの中からどのアパートを借り上げるのかや、経営者との交渉、家賃の算定及び算定の基準となる価格の検討等いろいろな課題があり、実現に向けては非常に難しいものと考えております。また、実際の借り上げ額と法律に基づいて算定した家賃に差額が生じた場合は、家賃の差額を市で負担することとなり、多額の財政負担が生じる可能性が考えられます。

水俣市におきましては、さきの計画に基づき、現在879戸の管理戸数を用途廃止並びに建てかえ事業の推進等により、671戸まで減少させるよう計画しておりますことから、既存民間アパート等の借り上げにつきましては、困難ではないかと思っております。

また、利便性の高い市街地のアパートをお年寄りに割り当てる件につきましても、同様の課題があり、加えて、高齢者向けのアパートに改修する必要もあると思われまますので、ハードルはかなり高いものと思われまます。

なお、高齢者向け住宅及び身障者向け住宅につきましましては、市営住宅の建てかえ事業により、洗切団地、白浜団地の主に1階部分に、また月浦団地福祉ニュータウンに建設しました月浦団地にも同様の住宅を整備しており、今後は牧ノ内団地建てかえ事業におきましても整備を進める計画としております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 第2の質問をします。

先ほども申し上げましたが、市営住宅を更地にし、宅地として活用することで、新築の住宅建築が進み、経済も活性化し、水俣市内の業者も潤うことと思いますし、固定資産税の増収にもつながると思います。

例えば、市営住宅の中でも、病院や学校、商店街にも近くて、日常生活においても非常に便利な場所にある牧ノ内団地の土地活用について申し上げます。牧ノ内団地は現在、宅地部分が約1.4ヘクタールあります。この土地の部分を1区画200平方メートルとして宅地造成して売却した場合、71戸の宅地ができる計算になり、宅地の売却益は3.3平方メートル当たり10万円とし、4億2,000万円強になります。仮にすべての区画を新築工事が建設された場合、固定資産税は最初の3年間は約500万円弱、4年目から約900万円見込まれます。約70棟の住宅を新築した場合、1戸

当たり1,500万円の費用として10億5,000万円の経済効果が見込まれると思いますが、このように市営住宅を宅地と活用することで税収もふえ、経済効果も期待できるが、どのように考えられますか。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 答弁いたします。田口議員御指摘の水俣市営牧ノ内団地につきましては、先ほども申し上げましたように、昭和24年度から建設が始まっておりまして、築60年を経過しております。現在、建てかえ事業を進めているところでございます。

昨年、建てかえ基本計画を策定いたしまして、平成35年度までに鉄筋コンクリートづくり2階建てを9棟、85戸整備することを既に決定しておりまして、団地入居者や周辺住民へも建てかえ計画の実施を説明しておりますので、議員御提案につきましては、牧ノ内団地につきましては、かなり難しい状況でございます。

しかし、用途廃止を計画しております、例えば田平団地等の跡地につきましては、住宅としては適地ではないかと思われますので、宅地として売却し、経済対策として整備するというのも1つの方法かと考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 3回目の質問をします。

田平団地の用途廃止の計画についてはわかりました。病院や学校、商店街にも近くて、日常生活においても非常に便利な場所にある行政の土地を市民に還元することは、宅地売却益、固定資産税、住宅資産、住宅産業益など効果的で即効性のある経済施策の話をさせてもらいました。さらに、市営住宅は市内の民間アパートにも影響を与えています。市営住宅は1戸当たり1,500万円ぐらいの予算がかかると聞きますが、民間アパートは町なかの自分の土地に建てて約600万円です。建設費の予算にかけて低家賃であれば、民間アパートがいかに便利な場所にあっても市営住宅の入居を望みます。

そこで質問ですが、水俣市の経済に元気がないのも、市営住宅問題が1つの原因であると私は考えます。市長はどう考えられますか、質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、議員がおっしゃったような思いも私もしているところでございますが、したがいまして、市営住宅の一部等を売却して、そして、自主財源等に努めるような施策も必要ではないかなと思っております。今後廃止する市営住宅等につきましては、今、議員のほうからも御指摘がございましたけれども、そういうことも考えながら、今後検討していく1つの材

料だと思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。

○議長（真野頼隆君） 次に、みなまた環境テクノセンターの活用について答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

（産業建設部長 厚地昭仁君登壇）

○産業建設部長（厚地昭仁君） 次に、みなまた環境テクノセンターは、初期の目的は達成されていると思うかとの御質問にお答えします。

みなまた環境テクノセンターの経営方針は、1、水俣・芦北地域産業の育成と技術向上のための支援の促進、2、産・学・行政との連携による受託研究開発業務の促進、3、研究機関の交流拠点としての地域振興の支援・促進、4、環境モデル都市実現への寄与が挙げられ、これまで南九州地区を中心に構築してきた産・学・行政のネットワークや、国・県等の外部支援機関との連携により施設を運営しています。

これまでの具体的な事業としましては、産・学・行政の連携による環境再生のための海藻、海の藻ですね、の育成技術開発と地元での海藻利用促進に関する研究や、竹からの高効率バイオエタノール生産技術の実用化開発など、新たな産業の創出に向けた事業展開を行ってきました。また、企業の事業展開などに関する個別相談の対応や、企業訪問、ビジネスプレゼン交流会の開催等を通して、企業間マッチングによる新産業創出へつなげるための支援を行っております。

その成果として、例えば、地元のプラント製造業者と鹿児島市内の電気設備業者が当センターの事業で出会い、工場排水から低コストで窒素を高速除去するシステムを共同開発し、実用化につながった事例などもございます。さらには、みなまたエコタウン協議会の事務局として、エコタウン企業の連携促進を初め、事業内容を広く市民に知ってもらうためのイベントとして、みなまた産業団地まつりの事務局も担っております。

このように、当センターは一定の目的は達成していると考えておりますが、地場企業の支援などは継続して行うことが何よりも必要であり、まだまだ不十分なところもございます。市といたしましては、当センターに今後も地場企業の育成と技術力向上、新産業の創出など、環境モデル都市の実現に向けた産業振興の拠点としての役割を担っていただく必要があると考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。

今後も拠点としての役割が必要ということですが、現在の株式会社の形態がいいのか、あるいは市の直轄の組織として、例えば企業支援センターなど地元の産業や経済を活性化していくような形態は考えられないか質問します。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

厚地産業建設部長。

○産業建設部長（厚地昭仁君） 現在、みなまた環境テクノセンターは株式会社でございますけれども、平成10年に設置してから12年を過ぎておりまして、当センターの見直しについて検討しているところでございます。

その1つに、株式会社という形態につきましても、そのメリットとデメリットについて、現状のセンターの事業に対して、どのような組織形態がふさわしいのかという観点から、検討しております。株式会社としてのメリットでございますけれども、行政とは違いまして、収益事業を行うことができる場合がございます。そうしますと、法人を対象としたいろんな制度の活用ができることなどございます。こういった事業を積極的に進める方針であれば、株式会社としてのメリットがございますけれども、収益事業を行うには、それ相当の資金が必要になりまして、収益事業内容の選定、決定、及び費用はだれが出すのかなど、現在の経営状況では難しいものがございます。

一方、デメリットにつきましては、現在、センターに勤務しております市職員及びその派遣期間の不足でございます。制度によりましては、市職員の派遣期間が現在2年間となっております。研究開発、起業支援、新事業創出など、一応の成果を出すまで、それに対しては短期間であること、また、現在、担当者が1名でございますので、2年ずつ交代するということで、地元企業との密接な関係が築きにくいと、そういったものがございます。

みなまた環境テクノセンターの大きな役割は、やはり地元企業の支援でございまして、その意味から見れば、地元企業のよりどころとして、身近な存在であること、企業が気軽に立ち寄れる交流拠点であること、企業が情報発信・収集できる拠点であること、相談に乗ってもらえる場所であること、こういったことが挙げられます。そのために、こういった組織形態がふさわしいのか考える必要があると思っておりますが、議員御指摘のように、市の公的機関として、市内全般の企業支援を行い、これまで広がった市域・圏域を超えたネットワークを結びつけ、地元経済の振興につなげていくための見直しを進めていきたいというふうに考えております。

また、議員御指摘のように、施設の名称につきましても、地元企業の方々にわかりやすくすることも必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 要望ですが、現在、水俣の経済は他地域以上に冷え込んだ状態にあると思っております。当センターが地元企業の戦略的な活動の拠点になり、今後とも地場産業の活性化を支援していくように期待いたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、教育施設の今後について答弁を求めます。

田上副市長。

(副市長 田上和俊君登壇)

○副市長(田上和俊君) 次に、教育施設の今後について、順次お答えします。

まず、小・中学校の再編成の検証についてお答えします。今年度の各学校ごとの学級数及び児童・生徒数は、水俣第一小学校、18学級、601人、水俣第二小学校、12学級、363人、水東小学校、4学級、47人、袋小学校、6学級、211人、湯出小学校、3学級、35人、葛渡小学校、6学級、68人、久木野小学校、3学級、25人、小学校合計で52学級、1,350人。また、第一中学校、9学級、330人、水俣第二中学校、9学級、261人、袋中学校、5学級、111人、緑東中学校、3学級、45人、中学校合計で26学級、747人、小・中学校総計で2,097人となっています。

今後の見込みにつきましては、住民基本台帳データ等から推測すると、毎年、児童・生徒数は減少し続け、6年後の平成29年度の児童・生徒数見込みでは、水俣第一小学校434人、水俣第二小学校439人、水東小学校52人、袋小学校209人、湯出小学校16人、葛渡小学校45人、久木野小学校12人、小学校合計で1,207人。水俣第一中学校307人、水俣第二中学校181人、袋中学校101人、緑東中学校42人、中学校合計で631人、小・中学校総計で1,838人と見込まれ、今年度と比較して6年後には小学校143人、中学校116人、小・中学校合計で259人、12%の減少が見込まれております。また、学級数については、小・中合計で6学級程度減少するものと予想されております。

次に、小・中学校の通学路についてお答えします。

一中・一小校区の陣内通り、市道陣内・長野町線と、二中・二小校区と、チッソ通り、市道昭和・白浜町線の両路線につきましては、議員御指摘のとおり、通学・通勤に利用されている路線ではありますが、両側に歩道はあるものの、自転車通行帯は設置されておりません。両路線とも中学校統合により、以前と比べ歩行者・自転車の流れが変わり、交通量が増加しているものと思われるので、交通の安全確保が必要であると認識しております。

両路線は、昨年より市が進めている自転車のまちづくりの整備対象路線になっており、整備方法を検討してまいりました。整備方法といたしましては、現況の車道・歩道に新たに自転車通行帯を設置することが理想ではありますが、現在の道路幅員内では十分な自転車通行帯を確保することは困難であります。また、道路用地の拡張には、用地・補償費に膨大な費用が必要となることから、拡張も困難であります。そのため、歩行者・自転車通行帯をそれぞれ色分けし、通行帯の視認性を高めることにより、安全性を確保するような方法も1つの工夫じゃないかと考えております。今後、自転車のまちづくりの実施計画に基づき、実施設計の中では整備方法を十分に検討しながら、整備してまいりたいと考えております。

次に、高校への看護科設置について、現水俣高校の残される校舎を活用して、看護科を設置するような熊本県教育委員会に要望する考えはないかとの御質問にお答えします。

今回、水俣高校の再編・統合に当たっては、PTAを初め関係者の意見聴取、協議も踏まえて、

県教育委員会として検討された結果、現在の再編整備計画に至ったものと理解しております。その意見聴取や協議の過程の中で、地元から看護科設置の意見も出されたとお聞きしております。また、今定例会市議会に水俣市葦北郡医師会から、また市長及び市議会議長に対して、熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に係る陳情書が提出されております。

最近の市内中学校卒業者の高校看護科への進学状況を見ますと、平成21年11人、平成22年5人、平成23年13人で、毎年10人前後、率にして2%から5%程度の卒業者が看護科へ進学し、その進学先は出水市など、いずれも鹿児島県内の高校に進学している状況です。このように、地元関係者や医師会の要望があること、市内の進学状況につきましては、理解をしているところでございます。

しかしながら、県教育委員会で今回の県立高等学校再編整備等基本計画等をまとめるに当たり、県内の他地域で看護学科の設置を検討したが、施設やスタッフ面など、整備のハードルが高く、現実には至らなかったとお聞きしております。また、今回の水俣地区県立高校再編事業の施設整備が平成26年までかかること、今後も少子化の影響で高校進学者数は確実に減少傾向にあることなどを考え合わせますと、今回、新設されます水俣高校への看護科設置は非常に厳しい情勢があると理解しております。ただ、総合医療センターを初め市内医療機関での看護師不足、市内中学校卒業者が一部が市外へ進学している現状などがありますので、今後の動きや諸情勢をしっかりと見ながら、県教育委員会へも要望してまいりたいと考えております。

次に、水俣高校駅についての御質問にお答えします。

現在、水俣高校付近に新駅を設置する構想につきましては、新設高校の位置が新駅のニーズ、将来予測に関して大きく影響を与えるものでありますので、これまで熊本県教育委員会による議論の行方を見守ってきたところです。ことし7月の定例会県教育委員会の中で、新設高校の位置と現在の水俣工業高校の位置とすることが決定されましたが、現水俣高校の施設の一部も利用することとされております。このことは、高校生の移動を複雑多岐にするものと考えられ、その動線を把握し、おれんじ鉄道新駅と関連づけるためには、高校施設の利用方法の把握が必要と考えております。

一方で、今年度おれんじ鉄道に係る市民の利便性向上と鉄道利用による市外からの交流人口の増加を図るための方策として、みなまた環境まちづくり推進事業の調査事業の中で、新駅設置の可能性調査を行うといたしております。そこで、高校や病院など公共的な施設、エコパークなどの環境・観光関連の施設、さらに商店街や金融機関など商業施設との配置を念頭に入れながら、バスやタクシー、自転車などの交通施設と連携を考慮に入れた新駅設置の可能性を探りたいと考えているところです。そのため、高校施設の利用方法や、これに伴う高校生の動線の把握、病院や観光施設、商業施設の配置による市民の動線の把握にしましても十分調査したいと考えている

ところでございます。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 2回目の質問をします。3つあります。

1つはですね、6年後には小・中学校約260名減少します。今後の再編の予定についてはどう考えているかが1つです。

2つ目、二小・二中ですね、チッソ通り、市道の昭和・白浜線、チッソの前の水路が狭められて、そこにブロックが積んでありますけども、その部分を自転車帯として利用できないか。

3番目ですけど、現水俣高校の施設の用地、例えば部活等でグラウンドや体育館の使用、実習などによる商業科棟の活用などが明らかになれば、水俣高校の新駅を設置する考えはないか、3つお願いします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

葦浦教育長。

○教育長（葦浦博行君） 今、小・中学校の今後の再編の予定についてということで御質問がございましたけれども、第1の質問の中で、260名の減少が6年後にあるということで、実は、その中でも非常に厳しいのは、山間部の小学校、久木野小学校あるいは湯出小学校でございます。葛渡も含めまして厳しいということでございます。その中で、学校の経営として、あるいは教育環境として、子どもたちのためにどうしてもということになっていけば、当然、検討をしていくということでございます。今すぐに統廃合について検討はしておりませんが、十分にその推移は、今後どうあるべきかというようなことは常々検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 田上副市長。

○副市長（田上和俊君） 二中・二小の校区とチッソ通り、市道昭和・白浜線ですけれども、これについては、チッソ前の水路、非常に水路の中が狭められ、狭いと、途中までブロックが積まれているが、その部分を通学路として利用できないかということでございます。この市道昭和・白浜町線の中で、今御指摘の延長は500メートルぐらいございますけれども、その中で、一部チッソから、チッソの排水口がありますけど、そこから上流部の栄橋付近までは、これは特に大きな雨水の流れがございませんので、水路断面を縮小して、その上部を有効利用することは可能だと考えております。また、その海側というか、そっちのほうのチッソ排水口から下流側ですね、ネットヨタ付近まででございますけれども、これにつきましては、市内からの雨水排水が流れ込むところでございます。最近のゲリラ豪雨とか考えますと、この辺については非常に水量が狭くすると増加する可能性がありますので、この辺は両方を勘案しながら、今後の検討にしていきたいと思いますというふうに考えております。

それと、現高校施設の利用ですね、先ほど1回目の答弁でもお答えしましたけれども、部活でのグラウンドとか、いろんな施設が引き続き利用されるということで、まだはっきりしたことは決まってないようですね、これまでおれんじ鉄道の新駅につきましては、水俣高校現付近ですね、それとエコパーク周辺、それと市街地の中心地、これの新駅設置についての可能性を調査していたところなんですけれども、確かに新駅設置の可能性を調査した上で、水俣高校駅の新駅設置のほうが浮上したわけでございますけれども、今高校の再編も非常に流動的でございますので、高校新駅についても、その辺を見ながら、例えば駅設置の費用や効果などを、さっきのほかの2駅と含めて検討しながら、できるだけ何とか活性化につながるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（真野頼隆君） 田口憲雄議員。

○田口憲雄君 6年後の小・中学校、学校の生徒は250人減少し、6年後の人口増の要因がなければ、確実にそれを上回る減少になっていくと思います。高校を卒業して大学、短大、専門学校に仕送りをするだけでは、水俣で育った子どもたちは外に出るだけです。水俣で専門性を養い、水俣に残る子どもたちを育てる必要性があります。

水俣市立総合医療センターには、出水中央高校、野田女子高校の看護学生が実習に来ます。水俣には医療機関も多く、患者は水俣市民だけではなく、津奈木や芦北、大口、出水からも来ている状況です。水俣で医療技術を学べば、水俣で就職し、水俣で医療にかかわり、水俣で生活し、水俣で親になり、水俣で子どもを育てることができます。また、水俣で工業技術を身につけることができれば、即戦力になり、水俣の工業を支える人材になります。このような高等教育機関が水俣に必要であると考えます。

水俣市長には魅力ある高等教育機関を誘致していただく努力を継続していただきたいと思えます。そのことが小・中学校、高校生の生徒の減少にも歯どめになるものであり、まちづくりの礎になるものと確信します。

それで最後の質問になりますが、高等教育機関とまちづくりの関連性について、市長はどう考えるか質問いたします。

○議長（真野頼隆君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 看護科の設置につきましては、副市長が申し上げましたように、ちょっと厳しい状況があるということでございます。しかしながら、今、議員のほうからお話がありましたように、看護師さんが不足しているということで、非常に困っている状況もあります。そういう意味で、まちづくりからの観点から考えますと、もちろん企業誘致、その他は大変大切ではございますが、福祉の面からの雇用というのが非常に重要視されていかなければならないと

思っております。そういう意味におきまして、ぜひ雇用の面からおきまして、こういった看護師さんあたり、看護学校、看護科あたりの設置というのは、非常に有効な手段ではないかなと思っております。厳しい状況でございますけれども、その辺も含めまして、県教委あたりにも御相談を申し上げたいと、そのように思っております。

○議長（真野頼隆君） 以上で田口憲雄議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分間休憩します。

午後 3 時 6 分 休憩

午後 3 時 17 分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第 2 議第 60 号 専決処分の報告及び承認について

専第 9 号 平成 23 年度水俣市一般会計補正予算（第 4 号）

○議長（真野頼隆君） 日程第 2、議第 60 号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第 3 議第 61 号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第 3、議第 61 号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第 4 議第 62 号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（真野頼隆君） 日程第 4、議第 62 号水俣市水道事業及び簡易水道の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第5 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(真野頼隆君) 日程第5、議第63号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第5号)

○議長(真野頼隆君) 日程第6、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(真野頼隆君) 日程第7、議第65号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号)

○議長(真野頼隆君) 日程第8、議第66号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

○議長（真野頼隆君） 日程第9、議第67号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第10 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（真野頼隆君） 日程第10、議第68号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（真野頼隆君） 日程第11、議第69号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第70号 市道の路線廃止について

○議長（真野頼隆君） 日程第12、議第70号市道の路線廃止についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第71号 市道の路線認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第13、議第72号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第14、議第72号平成22年度水俣市病院事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第15、議第73号平成22年度水俣市水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第75号 公有財産の処分について

日程第17 議第76号 平成22年度水俣市一般会計決算認定について

日程第18 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第19 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

日程第20 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第21 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第22 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（真野頼隆君） 日程第16、議第75号公有財産の処分についてから、日程第22、議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

議第75号

公有財産の処分について

公有財産を次のように処分することとする。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

処分する財産の表示			処分の相手方	処分の目的	処分の予定価格
区分	所在地	面積			
土地	水俣市 袋字鳥越 2501番 161 外8筆	7,654.32 平方メートル	特定非営利活動法人 福祉ぐぐーんと向上会 理事 橋本 哲次	法人職員駐車場 用地	21,800,000円

(提案理由)

土地を法人職員駐車場用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

議第76号

平成22年度水俣市一般会計決算認定について

平成22年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第77号

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第78号

平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

平成22年度水俣市老人保健特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第79号

平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第80号

平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成22年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

議第81号

平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成23年9月8日提出

水俣市長 宮本勝彬

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第75号公有財産の処分について申し上げます。

土地を法人職員駐車場用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

土地売り払い価格につきましては、平成23年8月25日に開催されました水俣市財産価格審議会において審議を行い、9月1日付けで特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会と2,180万円で、土地売買の仮契約の締結をいたしております。

次に、平成22年度一般及び特別会計決算認定について順次提案理由の説明を申し上げます。

なお、説明の中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第76号平成22年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入総額156億2,219万円、歳出総額148億5,873万円、歳入歳出差し引き7億6,346万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源2億2,163万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定により、財政調整基金積立金として2億8,000万円を差し引いた2億6,183万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入95.0%、歳出90.3%となっております。

次に、議第77号平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額44億1,549万円、歳出総額40億9,425万円、歳入歳出差し引き3億2,124万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.6%、歳出97.0%となっております。

次に、議第78号平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額313万円、歳出総額313万円、歳入歳出差し引き0円となっております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入38.5%、歳出総額38.5%となっております。

次に、議第79号平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額3億7,850万円、歳出総額3億7,810万円、歳入歳出差し引き40万円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入98.8%、歳出98.7%となっております。

次に、議第80号平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額29億6,924万円、歳出総額27億8,166万円、歳入歳出差し引き1億8,758万

円は全額翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入102.8%、歳出96.3%となっております。

次に、議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入総額15億7,844万円、歳出総額15億7,594万円、歳入歳出差し引き250万円となりますが、この残額から翌年度へ繰り越すべき事業の財源244万円を差し引いた6万円を翌年度へ繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.8%、歳出96.7%となっております。

なお、議第76号から議第81号までの平成22年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査意見書、各会計の決算事項別明細書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出をいたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第75号から議第81号までについて順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後 3 時26分 休憩

午後 3 時27分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第75号公有財産の処分について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認めます。

議第76号平成22年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第81号平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第76号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第23 特別委員会の設置について

○議長（真野頼隆君） 日程第23、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名称 一般会計決算特別委員会
 - 2 構成人員 7人
 - 3 審査事項 平成22年度水俣市一般会計決算認定について
 - 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
 - 5 審査期間 12月定例会まで
-

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

議第76号平成22年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、江口隆一議員、田口憲雄議員、高岡利治議員、西田弘志議員、福田斉議員、谷口眞次議員、野中重男議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時29分 休憩

午後3時41分 開議

○議長（真野頼隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 高岡利治議員

副委員長 谷口眞次議員

以上のとおりであります。

○議長（真野頼隆君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、14日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、13日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後 3 時42分 散会

平成23年9月14日

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成23年9月第5回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成23年9月14日（水曜日）

午前10時0分 開議

午前10時51分 閉会

（出席議員） 16人

真野 頼隆 君	谷口 明弘 君	江口 隆一 君
田口 憲雄 君	高岡 利治 君	塩崎 信介 君
西田 弘志 君	中村 幸治 君	川上 紗智子 君
福田 齊 君	大川 末長 君	牧下 恭之 君
淵上 道昭 君	谷口 眞次 君	緒方 誠也 君
野中 重男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（梅下 正孝 君）	次 長（井上 信二 君）
総務係 長（岡本 広志 君）	議事係 長（深水 初代 君）
書 記（赤司 和弘 君）	

（説明のため出席した者） 15人

市 長（宮本 勝彬 君）	副 市 長（田上 和俊 君）
総務企画部長（吉本 哲裕 君）	福祉環境部長（中田 和哉 君）
産業建設部長（厚地 昭仁 君）	総合医療センター事務部長（田畑 孝次 君）
総務企画部次長（宮森 守男 君）	福祉環境部次長（本山 祐二 君）
産業建設部次長（古里 雄三 君）	総合医療センター事務部次長（淵上 茂樹 君）
水道局長（本山 浩二 君）	教 育 長（葦浦 博行 君）
教 育 次 長（浦下 治 君）	総務企画部総務課長（松本 幹雄 君）
総務企画部企画課長（川野 恵治 君）	

○議事日程 第5号

平成23年9月14日 午前10時開議

- 第1 議第60号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第2 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 第6 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第11 議第70号 市道の路線廃止について
- 第12 議第71号 市道の路線認定について
- 第13 議第75号 公有財産の処分について
- 第14 請第2号 公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願について
- 第15 陳第6号 熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について

- 1 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
 - 1 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
 - 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について
 - 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について
 - 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
 - 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第17 議第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第18 議第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第19 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第20 議第85号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第21 議第86号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第22 意見第7号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について
- 第23 意見第8号 熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について
- 第24 意見第9号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書について
- 第25 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時0分 開議

○議長（真野頼隆君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（真野頼隆君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案5件、大川末長議員外5人から意見書案1件、厚生文教常任委員会で発議の意見書案1件、総務産業委員会で発議の意見書案1件の提出がありましたので、議

席に配付しておきました。

次に、議員派遣承認要求書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

-
- 日程第1 議第60号 専決処分の報告及び承認について
専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議第61号 水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議第62号 水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第63号 水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第64号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議第65号 平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第66号 平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議第67号 平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第68号 平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議第69号 平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第70号 市道の路線廃止について
- 日程第12 議第71号 市道の路線認定について
- 日程第13 議第72号 公有財産の処分について
- 日程第14 請第2号 公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願について
- 日程第15 陳第6号 熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について

○議長（真野頼隆君） 日程第1、議第60号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、陳第6号熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第60号平成23年度水俣市一般会計補正予算第4号中について申し上げます。

本案は、法人市民税の還付が発生し加算金が生じるため、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,486万3,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ140億1,735万4,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款総務費に市税還付金及び市税還付加算金を計上している。

財源としては、第19款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市税還付金の内訳及びその原因についてただしたのに対し、チッソ株式会社が法人税割、均等割りを合わせて1億1,528万4,000円、その他2社がそれぞれ486万2,200円、119万9,700円である。主な原因は、チッソの場合、水俣病特措法に基づく水俣病関係の費用が特別損失に計上されたことで、純損益が赤字となり、中間納付に係る還付金及び還付加算金が必要な結果となったものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第62号水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

石坂川簡易水道事業及び本市の組合営簡易水道事業並びに飲料水供給施設を上水道事業に統合するに当たり、給水区域、給水人口及び1日最大給水量を定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、組合営簡易水道事業並びに飲料水供給施設の場所等についてただしたのに対し、渡野簡易水道、鶴簡易水道など簡易水道、飲料水供給施設を合わせて11カ所であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第63号水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

水俣市簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、簡易水道料金を廃止するとともに、共用給水装置の管理の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水道料金が変わること等について、受益者への説明を行い、納得していただいたのかとただしたのに対し、石坂川地区など各地域を回って説明会を行ったが、今後の維持管理の体制、費用等について説明を行う中、料金が変わることについても了解をいただいたとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に市民税賦課事務経費、第5款農林水産業費に元気村づくり推進事業、第6款商工費に企業誘致対策事業、第7款土木費に公営住宅整備事業、第10款災害復旧費に現年発生補助災害復旧事業等を計上している。

財源としては、第10款地方交付税、第14款国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入及び第21款市債をもって調整している。

また、債務負担行為補正として施設園芸緊急支援資金の融資に対する利子補給を追加している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更外4件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回5,000万円が計上されている誘致企業立地促進補助金の対象企業について、6月に立地協定締結後のこれまでの経過についてただしたのに対し、対象企業に確認したが、8月中に市内3業者に見積もりの依頼をしたところ、2社が辞退、1社から見積もりが出たが、予定を大幅に超えていたため決定できず、その後近隣の業者から請け負っていただく業者を探し、現在、市内及び市外の事業者で8月下旬から工事に着手され、現在当初予定の30%の進捗状況であり、10月中には完成し、11月当初にはグランドオープンとの予定であるとの答弁がありました。

また、今議会に予算を計上しなければならない理由は何かとただしたのに対し、11月に操業開始した後、申請を受け、できるだけ速やかに審査、交付決定し補助金を交付する必要があること、立地協定を結んだ後、開業に向けて努力している誘致企業に対し、要綱に決められている補助金を準備しておくことは、市としての誠意であると思うとの答弁でありました。

本件に対しては、質疑の中においても、市として誘致企業を後押しするため、ぜひ今議会で予算が必要であるという意見と、工事の遅れが心配される中、操業のめどがつくまで、もう少し見守り確認できた段階で臨時議会で予算をつけるべきであるという意見等が出されたため、自由討議に移行し、各委員の意見の確認と議論の深化を図りました。その中で、工事の現地視察を行うべきという意見があり、全員がこれに賛成したため、直ちに現地視察を行い、工事担当者から工法や進捗状況の説明を受けました。

その後、討論を行い、議会においても誘致企業を応援すると同時に、チェック機関として経過を注視していくべきという意見等が出されましたが、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、執行部においては予算が通ったとしても、それで安堵するのではなく、これからが詰めに向かって大事な段階である。市として責任を持って、業者に対してしっかりとチェックを行うこと。また、予算執行に当たっては、当委員会に対し、途中経過での報告をすること、完成後に現

地確認の機会を設けること、工事に関する支払関係の領収書等の確認の機会を設けることなどの配慮をするよう委員会として強く要望をしております。

次に、議第67号平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ14億8,491万1,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款公共下水道事業費において、浜雨水ポンプ場屋根防水に係る工事請負費を追加している。

これらの財源としては、第4款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第69号平成23年度水俣市水道事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、平成23年度水俣市水道事業会計予算第2条に定める業務の予定量を増量し、第3条に定める収益的収入の額を639万5,000円増額して、補正後の収益的収入の額を4億8,183万3,000円とし、収益的支出の額を231万4,000円減額して、補正後の収益的支出の額を3億8,086万1,000円とするとともに、第4条に定める資本的収入の額を8,135万8,000円増額して、補正後の資本的収入の額を8,273万7,000円とし、資本的支出の額を8,135万8,000円増額して、補正後の資本的支出の額を2億9,646万2,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収支について、平成23年10月1日付けで簡易水道事業を統合することに伴い、収益的収入の額を増額するとともに、あわせて4月1日付け人事異動において1名減員となったことに伴い、人件費等を減額している。

また、資本的収支においては、水源池に太陽光発電システムを設置することに伴い、資本的収入に国庫補助金及び市補助金を、資本的支出に建設改良費をそれぞれ計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、太陽光発電の設置場所及び補助金についてただしたのに対し、場所は古城第一水源池内に設置し、補助金については環境省から費用の2分の1、約3,870万円の補助があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第70号市道の路線廃止について及び議第71号の市道の路線認定について申し上げます。

両案は、総合医療センター建てかえによる路線の一部廃止により、天神・旭町線の起終点の位置が変わることに伴い当該路線を廃止し、新たな市道として認定するため、道路法第10条第3項

及び同法第8条第3項の規定に基づき提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号公有財産の処分について申し上げます。

本案は、土地を法人駐車場用地として処分するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、提案するものである。

土地売り払い価格については、平成23年8月25日に開催された水俣市財産価格審議会において審議を行い、9月1日付けで特定非営利活動法人福祉ぐぐーんと向上会と2,180万円で、土地売買の仮契約の締結をしているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、請第2号公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願について申し上げます。

本請願については、請願の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本請願の採択に伴い、別途意見書が提出されておりますことを申し添えます。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（真野頼隆君） 次に、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第61号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に公布、施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、法律の改正は東日本大震災の影響を受けたものかとただしたのに対し、先の東日本大震災を踏まえ、支給範囲を広げるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号中付託分について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億7,336万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ143億9,071万5,000円とするものである。

補正の内容は、第3款民生費に介護予防地域づくり事業、第4款衛生費に環境モデル都市推進事業、第9款教育費に幼稚園就園奨励費補助金等を計上している。なお、財源としては、第14款

国庫支出金、第15款県支出金、第18款繰入金、第20款諸収入、第21款市債をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の補正予算に計上している認知症対策についてただしたのに対し、地域と医療機関などを結ぶ認知症推進員を配置するほか、市民後見人を育成し、地域支援体制を構築するものであるとの答弁がありました。

また、児童虐待防止対策緊急強化事業の内容についてただしたのに対し、児童虐待の早期発見・対応を図るため、軽自動車等の備品購入や研修費用を計上しているとの答弁がありました。

また、教育費に各小中学校の新聞購入費が計上されていることについてただしたのに対し、新学習指導要領でも示されているとおり、新聞等も活用し、言語活動の充実を図るものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第65号平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,421万7,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ42億6,634万3,000円とするものである。

補正の内容は、第11款諸支出金で、国県支出金等返還金を増額している。この財源としては、第10款繰越金を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第66号平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,418万8,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ29億3,725万1,000円とするものである。

補正の内容は、第1款総務費に、市内の介護サービス事業者に係る研修会の経費、第6款諸支出金に、介護給付費等の確定に伴う国庫補助金等の返還金を計上している。これらの財源としては、第7款繰入金、第8款繰越金で調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第68号平成23年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出の額をそれぞれ7,686万円増額し、補正後の資本的収入の額を28億3,255万4,000円、資本的支出の額を31億6,369万4,000円とするものである。

補正の内容は、環境モデル都市づくりの一環として、二酸化炭素の排出抑制並びに地域住民に向け地球温暖化対策の普及啓発を行うため、リハビリ館及び東館屋上に太陽光発電設備を設置す

るための建設工事及び工事管理委託料を計上している。なお、これらの財源として、国庫補助金及び一般会計負担金を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、太陽光発電設備について、発電効率が良いものを採用すべきではないかとただしただしたのに対し、そのように検討しているとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第6号熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨を了として、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴い、別途意見書を提出しておりますことを申し添えます。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年9月9日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成
議第62号	水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第63号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第64号	平成23年度水俣市一般会計補正予算(第5号)付託分	原案可決	全員賛成
議第67号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成
議第69号	平成23年度水俣市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決	全員賛成
議第70号	市道の路線廃止について	原案可決	全員賛成
議第71号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第75号	公有財産の処分について	原案可決	全員賛成
請第2号	公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願について	採択	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成23年9月9日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第61号	水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第64号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）付託分	原案可決	全員賛成
議第65号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第66号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第68号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
陳第6号	熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について	採 択	全員賛成

○議長（真野頼隆君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

江口隆一議員、西田弘志議員から議第64号について討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず、江口隆一議員。

○江口隆一君 議第64号は反対であります。

そもそも時期尚早であります。行政が許可を出すときは全てがそうですが、見切りでの許可や補助金は出せませんし、例を見たことがありません。

例えば自動車の車検でもそうですが、整備を始めた時点で許可を出すならば、途中で整備をやめても制止できません。信用問題の低下につながり、風評被害を招く恐れがあるからと市執行部は言われておられるようですが、今回議案に上げなければそのような不安はなかったはずで、自分でこのような状況を作り出しておいて賛成してくれというのは、議会の機能を麻痺させる行為でもあります。その証拠に議員への働きかけにとどまらず、市長自ら企業へ電話をかけ、議員への賛成に回るよう働きかけをされるなど、市議会での議論を尊重されるどころか議会制民主主義をまさに否定するものであります。

7年前に熊本県庁で県環境生活部長の立会いのもと、木質系リサイクルの企業と進出協定を結びました。将来有望であるため大企業との競争を勝ち抜き、国からは18億円もの補助が決まりました。国・県が認めたものを企業の立場を考えず、宮本市長は就任2日目にお断りになられた方の意見とは思えません。

今回の行動で私たち市議会は賛成すれば、執行権は手を離れます。例え条件つきであろうと手順や道理を曲げて行われるべきものではなく、市議会議員として私は反対であります。

一言つけ加えさせていただきますと、工事がきちんと進み、申請があり、問題がなければ、臨

時議会を開き決定することには全く異議はございません。

○議長（真野頼隆君） 次に、西田弘志議員。

○西田弘志君 私は、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算につきまして、問題視されております誘致企業立地促進補助金5,000万円につきまして、先ほど委員長報告でもございましたが、総務産業委員会の中で進出企業であります海と夕やけの現時点での建設工事の遅れを大変危惧する意見がございました。議員として大事な市民の税金を使うわけでございます。慎重を期して、開業のめどがたった時点で臨時議会を開くなどして、予算を通してもいいのではないかという意見もあったのも事実でございます。

開業に対する質問を担当課に答弁してもらおう中で、実際に工事現場を見て、業者から進捗状況を聞くことも必要ではないか。総務産業委員会で全員で現場を見させていただきました。そして現場を見て、説明を受ける中で、不安要因でありました開業の遅れなどは、現在、工程の1週間ぐらいの遅れであり、開業日は広告代理店との打ち合わせ、ホームページなどの掲載、私も見させていただきました、先行の予約、そういったものを取り始めているところであり、開業に向けて今後急ピッチで進めたい、説明を受けました。そして業者の開業への意気込みを感じたところでございます。委員会のメンバーも実際目を見て、説明を受けたことで、不安要因は払拭され、全会一致に至ったところでございます。

今、湯の児の火を消さないため、これ以上開業の遅れがないよう、数少ない進出企業に支援を行うことで、少しでも多くの地元従業員の採用、そして地元の納入業者への取引をいち早く開始してもらい、湯の児観光の復活、そして水俣市の経済活性化に進出企業として責任を持って本市に寄与していただくことが、水俣市民の利益につながる一番大事なことではないかというふうに思っております。それをお伝えして、私の賛成討論にかえさせていただきます。

○議長（真野頼隆君） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

これから採決します。

議第60号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は承認であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり承認しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第61号水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第63号水俣市水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定についてまで、3件を一括して採決します。

本3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本3件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本3件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第64号平成23年度水俣市一般会計補正予算第5号について採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（真野頼隆君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、議第65号水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号から、議第75号公有財産の処分についてまで、8件を一括して採決します。

本8件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本8件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、請第2号公共交通機関の存続へJR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 次に、陳第6号熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第73号 平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について
- 1 議第81号 平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 請第1号 建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について
- 1 一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 1 御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第72号 平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について
- 1 議第77号 平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第78号 平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について
- 1 議第79号 平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第80号 平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 陳第5号 350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について
- 1 陳第7号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（真野頼隆君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年9月9日

総務産業常任委員長 高岡利治

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
議第73号	平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第81号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年9月9日

厚生文教常任委員長 塩崎信介

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
議第72号	平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第77号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第78号	平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第79号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため

議第80号	平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成23年9月8日

議会運営委員長 大川末長

水俣市議会議長 真野頼隆 様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議第82号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 議第83号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第19 議第84号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第20 議第85号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第21 議第86号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第22 意見第7号 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について

日程第23 意見第8号 熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について

日程第24 意見第9号 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書について

○議長（真野頼隆君） 日程第17、議第82号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第24、意見第9号公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書についてまで、8件を一括して議題とします。

議第82号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市湯出1421番地
氏 名 永 野 豊 照
生年月日 昭和13年4月14日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第83号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年9月14日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市天神町1丁目5番1号
氏 名 田 中 孝 典
生年月日 昭和25年11月5日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第84号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市の固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成23年9月14日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市長崎445番地
氏 名 山 口 保 彦
生年月日 昭和16年2月13日

(提案理由)

本市の固定資産評価審査委員会委員として、本案のように選任しようとするものである。

議第85号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成23年9月14日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市古城2丁目8番1号
氏 名 井 上 博 之
生年月日 昭和19年12月8日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

議第86号

人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

平成23年9月14日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市古城2丁目8番6号

氏 名 中村茂子

生年月日 昭和20年4月3日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

意見第7号

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年9月14日

提出者議員	大川末長
〃	野中重男
〃	高岡利治
〃	塩崎信介
〃	西田弘志
〃	緒方誠也

水俣市議会議長 真野頼隆 様

(別紙)

大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書

大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきました。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっています。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっています。

政府におかれては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

- 一、東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
- 一、大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
- 一、同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあ

り方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様
文部科学大臣 中 川 正 春 様

意見第8号

熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年9月14日

提出者

厚生文教常任委員会
委員長 塩 崎 信 介

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

(別紙)

熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書

現在我が国の医療状況は都市部においてはほぼ充足されたと思われるが、地方においては医師・看護師をはじめとする医療人材不足が進み、水俣市及び葦北郡においても自治体病院をはじめ民間医療施設の看護師不足が深刻化しており、この状況は地域医療の崩壊につながるものと危惧いたす次第であります。

また、当地域は水俣病発生地でもあり、被害者等に対するきめ細やかな看護が必要とされており、さらに管内は県内で高齢化率が最も高く、医療・保健・福祉のさらなる充実が必要と考えます。

さらに、当地域は人口減少の一途をたどっており、その原因の一つには若者の雇用の場が少ない事があります。今や医療・介護は雇用を多く生む事業であり、看護科が設置されることにより若者の雇用の場も多くなり、将来地域の過疎化防止にもつながるものと考えます。

よって、熊本県におかれては、地域医療の充実による安全・安心の医療及び雇用創出による労働力人口増加による活性化が当地域には必要不可欠であるとの認識に立ち、熊本県立水俣高等学校に看護学科を設置してくださるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月14日

水 俣 市 議 会

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様
熊本県教育長 山 本 隆 生 様

意見第9号

公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年9月14日

提出者

総務産業常任委員会
委員長 高 岡 利 治

水俣市議会議長 真 野 頼 隆 様

(別紙)

公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を

図るべく、JR7社が誕生しました。そして、JR東日本、東海、西日本の本州三社は、株式を上場して完全民営化を果たしました。

しかし、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州をはじめとしたJR北海道、四国のJR3島会社と、国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJR貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきましたが、来年4月にJR発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保する目処が立っていません。

JR3島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策を基に黒字を確保する形で設立されました。少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。

こうした中、本年度末には、JR3島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、JR3島・貨物会社の社会的な役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、JR発足25年を契機に、これらの税制特例措置を継続し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

JRは、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在です。しかし、JR3島・貨物会社に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至です。

よって、政府及び国会におかれては、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

1. JR3島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を継続すること
2. JR3島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年9月14日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	野 田 佳 彦 様
総 務 大 臣	川 端 達 夫 様
財 務 大 臣	安 住 淳 様
国土交通大臣	前 田 武 志 様
衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様

○議長（真野頼隆君） 順次提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議第82号、議第83号及び議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

このたび、永野豊照委員、田中孝典委員、小川愛委員の任期が9月30日をもって満了となりま

すので、永野豊照委員及び田中孝典委員につきましては、引き続き同氏を選任したく、また小川愛委員につきましては、後任として山口保彦氏を選任したく御提案申し上げる次第であります。

同氏につきましては、御承知のとおり、人格、識見ともに優れた方で、固定資産評価審査委員会の委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第85号及び議第86号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、井上博之委員及び中村茂子委員の任期が本年12月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

井上博之委員及び中村茂子委員につきましては、人格、識見ともにすぐれた方で、人権相談や人権啓発などに熱意をもって積極的に取り組まれており、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第82号から議第86号までについて、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第7号について、提出者代表大川末長議員。

（大川末長君登壇）

○大川末長君 意見第7号大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について、案文を読みあげ説明にかえさせていただきます。全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

大規模地震や豪雨時の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきました。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面や人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっています。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっています。

政府におかれては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派

遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

記

一、東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

一、大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。

一、同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月14日

水 俣 市 議 会

提出者代表、大川末長でございます。

皆さんの全会一致の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第8号について、厚生文教委員長塩崎信介議員。

（厚生文教委員長 塩崎信介君登壇）

○厚生文教委員長（塩崎信介君） 熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について、案文を読み上げて提案理由の説明にかえてさせていただきます。

現在我が国の医療状況は都市部においてはほぼ充足されたと思われるが、地方においては医師・看護師をはじめとする医療人材不足が進み、水俣市及び葦北郡においても自治体病院をはじめ民間医療施設の看護師不足が深刻化しており、この状況は地域医療の崩壊につながるものと危惧いたす次第であります。

また、当地域は水俣病発生地でもあり、被害者等に対するきめ細かな看護が必要とされており、さらに当管内は県内で高齢化率が最も高く、医療・保健・福祉のさらなる充実が必要と考えます。

さらに、当地域は、人口減少の一途をたどっており、その原因の一つには若者の雇用の場が少ない事があります。今や医療・介護は雇用を多く生む事業であり、看護科が設置されることにより若者の雇用の場も多くなり、将来地域の過疎化防止にもつながるものと考えます。

よって、熊本県におかれては、地域医療の充実による安全・安心の医療及び雇用創出による

労働力人口増加による活性化が当地域には必要不可欠であるとの認識に立ち、熊本県立水俣高等学校に看護学科を設置して下さるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年9月14日

水俣市議会

提出者、厚生文教常任委員会委員長、塩崎信介。

全会一致で御賛同よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真野頼隆君） 次に、意見第9号について、総務産業委員長高岡利治議員。

（総務産業委員長 高岡利治君登壇）

○総務産業委員長（高岡利治君） 公共輸送機関の存続へ向け、JR九州等に係る経営支援策等に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明にかえさせていただきます。

昭和62年4月1日に国鉄が分割・民営化され、自立経営を確保し、公共輸送の使命と地域を支える鉄道の再生を図るべく、JR7社が誕生しました。そして、JR東日本、東海、西日本の本州三社は、株式を上場して完全民営化を果たしました。

しかし、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州をはじめとしたJR北海道、四国のJR3島会社と国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJR貨物については、積極的な営業施策や徹底した経営効率化など、労使をあげた努力を重ねてきましたが、来年4月にJR発足25年の節目を迎える今日もなお、自立経営を確保するめどが立っていません。

JR3島会社は、営業赤字を前提に、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策をもとに黒字を確保する形で設立されました。少子高齢化や地方の過疎化が進む中で、金利の急落で経営安定基金の運用益が半減しながらも、各社の努力で何とか経営を維持しているのが実態です。

こうした中、本年度末には、JR3島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎えます。東日本大震災の教訓から、地域の鉄道が果たす役割や鉄道貨物輸送の重要性が再認識される中で、JR3島・貨物会社の社会的な役割と、いまだ完遂されていない国鉄改革の課題にかんがみれば、JR発足25年を契機に、これらの税制特例措置を継続し、当該各社の経営自立に向けた安定的な運営と地域交通や鉄道貨物の確保に向けた道筋を明らかにすることが必要であると考えます。

JRは、地域住民の足として、国民生活に欠くことのできない存在です。しかし、JR3島・貨物会社に講じられている税制特例は平成24年3月末に期限切れを迎え、それ以降、支援策が講じられなければ、再び赤字線の廃止や運賃改定などによって、利用者や地域住民に犠牲が押しつけられることになることは必至です。

よって、政府及び国会におかれては、次年度の税制改正において、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

1. J R 3 島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を継続すること
 2. J R 3 島・貨物会社をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の減免措置を継続すること
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成23年9月14日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（真野頼隆君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長、提出者代表及び各委員長から提案理由の説明がありました本8件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本8件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本8件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本8件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第82号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 議第83号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 議第84号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（真野頼隆君） 議第85号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（真野頼隆君） 議第86号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、異議ないと決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、異議ない旨決定しました。

○議長（真野頼隆君） 意見第7号大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 意見第8号熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（真野頼隆君） 意見第9号公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真野頼隆君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

日程第25 議員派遣について

○議長（真野頼隆君） 日程第40、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第160条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 学校エコ改修工事の進捗状況調査

派遣目的 学校エコ改修工事の進捗状況を調査するため
派遣場所 水俣市古城1丁目220番地 水俣第一中学校
派遣期間 平成23年9月14日（水曜日） 1日間
派遣議員 16人以内
経 費 既決予算の中から支出する

2 水俣・伊佐・出水・阿久根4市議会議員研修会

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 水俣市
派遣期間 平成23年11月4日（金曜日） 1日間
派遣議員 16人以内
経 費 既決予算の中から支出する

○議長（真野頼隆君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真野頼隆君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長(真野頼隆君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成23年第5回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 真野 頼 隆

署名議員 高 岡 利 治

署名議員 渕 上 道 昭

平成23年9月第5回水俣市議会定例会（8月26日～9月14日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第60号	専決処分の報告及び承認について 専第9号 平成23年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	8月26日	総務産業	9月14日 承 認	
議第61号	水俣市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月26日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第62号	水俣市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第63号	水俣市水道条例の一部を改正する条例の制定について	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第64号	平成23年度水俣市一般会計補正予算（第5号）	8月26日	各 委	9月14日 原案可決	
議第65号	平成23年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8月26日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第66号	平成23年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	8月26日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第67号	平成23年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第68号	平成23年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）	8月26日	厚生文教	9月14日 原案可決	
議第69号	平成23年度水俣市水道事業会計補正予算（第1号）	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第70号	市道の路線廃止について	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第71号	市道の路線認定について	8月26日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第72号	平成22年度水俣市病院事業会計決算認定について	8月26日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第73号	平成22年度水俣市水道事業会計決算認定について	8月26日	総務産業	9月14日 継続審査	
議第74号	工事請負契約の変更について	8月26日	厚生文教	8月26日 原案可決	
議第75号	公有財産の処分について	9月8日	総務産業	9月14日 原案可決	
議第76号	平成22年度水俣市一般会計決算認定について	9月8日	一般会計 決算特別	9月14日 継続審査	

議第77号	平成22年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第78号	平成22年度水俣市老人保健特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第79号	平成22年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第80号	平成22年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月8日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議第81号	平成22年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月8日	総務産業	9月14日 継続審査	
議第82号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（永野豊照君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第83号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中孝典君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第84号	固定資産評価審査委員会委員の選任について（山口保彦君）	9月14日	省 略	9月14日 同 意	
議第85号	人権擁護委員候補者の推薦について（井上博之君）	9月14日	省 略	9月14日 異議なし	
議第86号	人権擁護委員候補者の推薦について（中村茂子君）	9月14日	省 略	9月14日 異議なし	

〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第7号	大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書について	9月14日	省 略	9月14日 原案可決	議 員 提 案
意見第8号	熊本県立水俣高等学校看護学科設置を求める意見書について	9月14日	省 略	9月14日 原案可決	委員会 提 案
意見第9号	公共輸送機関の存続へ向け、J R九州等に係る経営支援策等に関する意見書について	9月14日	省 略	9月14日 原案可決	委員会 提 案

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第10号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月8日

〔継続審査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月14日	総務産業	9月14日 継続審査	
御所浦港から水俣港間の旅客船運航再開に関する諸問題の調査について				

環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月14日	厚生文教	9月14日 継続審査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月14日	議会運営	9月14日 継続審査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔請願・陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第2号	公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願について	熊本市南熊本 3丁目14-1 坂本 和哉 外1名	総務産業	8月26日	9月14日 採 択
陳第5号	350万人のウィルス性肝炎患者の救済について国への意見書提出を求める陳情について	熊本市龍田陣内 2-25-43-104 斉藤 紀枝	厚生文教	8月26日	9月14日 継続審査
陳第6号	熊本県立水俣高等学校看護科設置を求める意見書提出に関する陳情について	水俣市八幡町 2丁目1-33 緒方 圭治	厚生文教	9月8日	9月14日 採 択
陳第7号	熊本県へ子ども医療費完全無料化を中学3年生まで拡充することを求める意見書提出に関する陳情について	水俣市汐見町 2丁目3-3 野中 真理	厚生文教	9月8日	9月14日 継続審査

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	付託委員会	提案月日	結末
請第1号	建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりの請願について	葦北郡津奈木町岩城 2123-40 坂口 正人	総務産業	6月10日	9月14日 継続審査